

# 金沢城研究

第10号

平成24年3月

〔論文〕

武家地に付けられた町名 ..... 木越 隆三 1  
—城下町金沢、町名再考—

近世中期加賀藩の医者と金沢城内での医療 ..... 池田 仁子 23

加賀藩の大工史料の信頼性に関する考察（上） ..... 正見 泰 40  
—清水文庫・渡部家文書を中心に—

【資料紹介】

「御屋敷方跡々格仕勤来候品之帳」（一） ..... 木越 隆三 72

〈研究ノート〉

加賀八家の作法と金沢城 ..... 石野 友康 115 (一)  
—前田土佐守家資料館蔵「一代之雑事」の紹介を兼ねて—

## 第 10 号の刊行によせて

本年度行った玉泉院丸庭園跡での埋蔵文化財調査において、色紙短冊積みの下部で滝壺や石組みが新たに発見されるなど、注目される成果を上げることができました。11月の現地説明会には、あいにくの天候にも拘わらず、多くの県民の皆様にお集まり頂きました。この場をかりてお礼申し上げたいと思います。

さて金沢城の調査研究も 10 年目という節目を迎えることとなり、本誌も 10 号を数えることになりました。本号ではまず、本誌第 8・9 号で紹介し県民の皆様から反響がありました「寛文七年金沢図」・「延宝金沢図」の分析に続き、金沢城下町に関する武家地の町名について再検討した木越論文はじめ、関係者の日頃の研鑽成果を載せることができました。

石野所員の研究ノートは、前田直方の「一代之雑事」に関する加賀藩上級藩士の金沢城内などでの武家作法と儀礼について、新たな切り口から検討を加えたものであります。また「加賀藩の大工史料の信頼性に関する考察」は、ここ数年にわたり正見所員が取り組んだ調査成果であります。このほか武家屋敷の管理施策を知るうえで重要な資料である「御屋敷方跡々格仕勤来候品之帳」の紹介を、本号と次号に分けて掲載いたします。

また、池田論文は、前号の加賀藩前期の御医者と医療行為に関する論文に引き続いて、近世中期加賀藩の藩医と医療に関し詳細な考察を行っており、玉稿をお寄せいただきました池田氏に感謝申し上げます。

あわせて、本書が県民の皆様の高い関心に応え、金沢城と金沢城下町に関する理解の一助となり、広く金沢城の研究に資するものとなれば幸いと存じます。

平成 24 年 3 月

石川県金沢城調査研究所  
所長 北垣聰一郎

# 武家地に付けられた町名

## —城下町金沢、町名再考—

木 越 隆 三

### 1 武家地にも町名はあった

「寛文七年金沢図」「延宝金沢図」(「寛文7年図」「延宝2年図」と略称する)という2つの巨大城下町図に記載された文字情報の解読とデータ化に2年以上の歳月を費やし、その成果の一端は本誌8号・9号で紹介することができた<sup>(1)</sup>。その過程で、城下町の武家地に町名が付いていることに気付いた。そもそも城下町の町名というのは、町人地に付けられるもので武家地に町名はない、あるとすれば明治以後に付けられたものだと、私は決めつけていた。その不明を恥じながらも、新鮮な驚きを感じた。江戸時代から「武家地にも町名はあった」とするなら、その町名はいつから使用され、どんな役割を負っていたのか。それは公称だったのか、単なる俗称だったのか。このように確認しておくべき疑問がつぎつぎに湧いてきたので、本論で問題点の整理と確認をしたいと思う。

近世城下町は一般に、武家地・(足軽)組地・町人地・寺社地などの地種に区分され、身分別に土地利用されたと指摘される。町名を持つのは一般的に言えば町人地つまり町奉行支配地であったが、武家地や寺社地でも町名が付くことはあった。町人地は町役の負担の仕方によって、本役町・半役町・職人役町・地子町などに格付けされ、その町の格や来歴に応じて親町・枝町、古町・新町などの序列もあった。近世中・後期ともなれば、当初の身分別居住の原則や格式などが動揺し均質化が進んだとされ、城下町は変質するとともに、城下以外からの住民流入が著しくなり、城下町に隣接した農地は漸次町場化し町奉行支配地に加えられ拡大した<sup>(2)</sup>。

また町人地では町人の隣保組織(地縁的職業的共同体)や町人自治が町単位に成立していたという理解が浸透しているように思う。しかし、それらは京都・江戸などの都市史研究の実証に支えられた理解であり、町人自治の根幹をなす町人共同体の実態は、地方城下町においては十分解明されたわけではなく、そう簡単に一般的理解をあてはめるわけにはいかない。少なくとも金沢では、そう理解すべきだと考えている<sup>(3)</sup>。

### 2 初期金沢の19町と十人組の動向

金沢では町人自治の基礎となる隣保組織としての「十人組」が寛永14年の町方法令にみえるが<sup>(4)</sup>、それ以前の状況は明確ではない。しかし町奉行による町方支配の組織が、慶長期から存在するので「十人組」を介した支配を慶長期にもとめることはできる。つまり、周知のとおり慶長7年に「地子肝煎」が初めて登場するので、「本町肝煎」も当然それまでに存在し、両肝煎は金沢町奉行および町年寄の下で、本町地・地子地を対象にそれぞれの町方支配を遂行したとみて問題ない<sup>(5)</sup>。さらにいえば、私は慶長2年が「本町肝煎」の初見であるとみており、その設置はさらに古いと推定する。所謂「尾山八町」が城下町の中核的な町人地として存在した天正～文禄期に「本町肝煎」も同時に誕生したとみてよからう。

このような推定を行う根拠として、私が近年注目しているのは慶長2年「真宗門徒誓詞」(龍谷大学図書館蔵)<sup>(6)</sup>である。この起請文に署名するのは、豊臣秀吉の後押しをうけ本願寺宗主となった准如を認めず、秀吉から斥けられた教如(御裏方)を慕う金沢町人(真宗門徒)100名ほか石川・河北郡門徒(78名)であった。彼らは宗主准如と秀吉・利家から、その行動を叱責され連名で准如への参詣を誓約したのであるが、所属町名ごとに署名し、「肝煎」「きもいり」と肩書が付されたものが15人もいた。また、彼らの所属する町名は表1に掲げた通り19町にのぼり、中にはこれまで「尾山八町」とされてきた町名も含まれるので、慶長2年に「本町肝煎」が存在したことを裏付けてくれる。前田家と本願寺准如に忠誠

を誓約した金沢町人100人のリストは表2に掲げた通りであるが、その町を代表する肝煎や肝煎並みの有力者が教如派門徒であったことは注目される。しかも町ごとに署名した後に「惣中」という文言で締め括るので、城下町金沢に「惣中」と自称し肝煎を擁する町人共同体が少なくとも19以上存在したことがわかる<sup>(7)</sup>。この「惣中」は「十人組」そのものとはいえないが、十人組を含む住民団体とみてよい。「十人組」に近い共同組織がいくつか寄り合って「惣中」としての「尾張町」「中町」「南町」といった町人共同体が成り立ち、尾張町の肝煎、南町の肝煎のもとに結集していたと想定できる。つまり慶長初期には、城下町金沢に「町名」を名乗る20を超える町人共同体(町惣中)が存在し、本町肝煎によって統括されていたのである。

十人組はその後、寛永末期から寛文期にかけ制度的な整備がすすみ、幕末まで屋敷売買・跡目相続を中心に相互に家の存続を保証しあう機能を持ち、町肝煎と組合頭が行う人別管理・法規遵守・防火などの町方支配の受け皿機関として機能し続けた<sup>(8)</sup>。十人組1つに本来は1人の組合頭が置かれ、数組の十人組が寄り集まって1つの町ができていた。しかし、町方人口の増大により組合頭の下に数個の十人組ができ、この大規模化した組合頭がそれぞれ本町肝煎、地子町肝煎の裁許をうけた。寛永期以後の本町肝煎や地子町肝煎の数からみて、1つの町名に肝煎1人という体制は動揺しており1人の町肝煎が数町を支配する状態が一般化していた。また1町名に組合頭が3～5人置かれる例も多く町行政は肥大化し複雑化した。周知の文化8年『町絵図 名帳』<sup>(9)</sup>からわかる町方の支配組織は、このように複雑化し肥大した姿であった。

表1：慶長2年門徒誓詞にみえる19町

町名	誓詞提出した門徒町人数	惣中記載	肝煎記載	町名・門徒名備考	元禄9年町名
1 中町	石坂屋四郎左衛門尉以下13人、惣中		×	「下町」の肩書記載あり	
2 寺町	きもいり次郎左衛門尉以下10人、惣中			「下町肝煎」の記載あり	×
3 山崎町	きもいり三右衛門尉以下8人、惣中			石浦七村の山崎村(南禅寺領上田上郷)	×
4 後町	きもいり喜介以下4人、惣中			後町山崎屋新四郎(永禄10年)	×
5 材木町	きもいり清右衛門尉以下9人、惣中			当初は紺屋坂下にあるとの伝承。紺屋町との関連は再考すべき	
6 堤町	きもいり丞右衛門尉以下7人、惣中			尾山八町	
7 西町	きもいり宗右衛門尉以下9人、惣中			「下町肝煎」の記載あり	×
8 近江町	きもいり清兵衛以下8人、惣中			尾山八町	
9 尾張町	きもいり助兵衛以下7人、惣中			尾山八町	
10 南町	立左衛門尉以下3人、惣中		×	南町広岡屋与三(永禄10年)	
11 石浦町	きもいり次郎右衛門尉以下2人、惣中			石浦七村のうち。甘露寺家領大桑庄に所属か	
12 のゝ市町	有江1人。	×	×	守護所野々市からの移住者の集住地か	×
13 博労町	きもいり八右衛門尉以下7人、惣中			利家による馬喰の招聘によるか。	
14 かちや(鍛冶屋)町	きもいり善介以下4人、惣中			のちの鍛冶町か。	
15 森下町	きもいり宗右衛門尉以下4人、惣中			紺屋2人、鍛冶屋1人。紺屋見えない	
16 大工町	きもいり新右衛門尉1人、惣中			天正12年、御大工に屋敷地下付	
17 安江町	きもいり太郎左衛門尉1人、惣中			近衛家領安江保の一部が町場化	
18 木新保町	孫左衛門尉1人、惣中		×	石浦七村の木新保村は慶長11年まで存続	
19 おか(大鋸)町	きもいり与介1人、惣中			天正12年、大鋸・木挽に40歩宛屋敷地下付。橋場町付近に大鋸屋町あり	

(注) 元禄9年町名の欄は、「元禄九年町肝煎附」(加賀藩御定書)に該当町名があれば 印、類似町名であれば 印を付した。

表2 慶長2年門徒誓詞記載の金沢町人一覧(岡田長右衛門宛誓詞)

所属町	門徒名	肩書に関するコメント	花押等	所属町	門徒名	肩書に関するコメント	花押等
1 中町	石坂屋四郎左衛門尉	石坂村(石川郡)	花押	51 堤町	与次		×
2 中町	同下町安左衛門尉	中町は上・下に分かれる	花押	52 西町	きもいり宗右衛門尉	西町の肝煎	花押
3 中町	くしや清左衛門尉	櫛屋か、公事屋か。	×	53 西町	下町きもいり勘解由	下西町の肝煎	花押
4 中町	さい田屋新右衛門尉	才田村(河北郡)	×	54 西町	あさのや二郎兵衛	家柄町人浅野屋次郎兵衛(袋町)	花押
5 中町	金や六郎右衛門尉	金屋は職名	×	55 西町	金や宗右衛門尉	金屋	×
6 中町	たか屋八右衛門尉	多賀屋か	花押	56 西町	あめや与三右衛門尉	飴屋	略押
7 中町	こんたらしや五右衛門尉		略押	57 西町	長はまや孫三	長浜町(近江出身か)	花押



8	中町	目くすりや喜兵衛	香林坊家は「目薬屋」	花押
9	中町	地清		略押
10	中町	しんぼや理慶	新保村出身か	略押
11	中町	糸や次郎右衛門尉	糸屋	花押
12	中町	いせや弥介	伊勢屋	花押
13	中町	あめや与兵衛	飴屋	花押
14	寺町	きもいり次郎左衛門尉	肝煎	花押
15	寺町	下町きもいり作右衛門尉	肝煎	花押
16	寺町	らうそくや道入新介	蠟燭屋	花押
17	寺町	きりこきや源兵衛		×合点
18	寺町	ミのや正善	美濃屋、簀屋か	花押
19	寺町	あふらかミヤ彦兵衛	油紙屋	略押
20	寺町	大橋		略押
21	寺町	あふらや孫左衛門尉	油屋	略押
22	寺町	たかミヤ加右衛門尉	田上村	略押
23	寺町	ふるや何右衛門尉	風呂屋	略押
24	山崎町	きもいり三右衛門尉	肝煎	花押
25	山崎町	なお江や吉右衛門尉	直江村(石川郡)	花押
26	山崎町	のとや弥右衛門尉	能登	略押
27	山崎町	金や用介	金屋	花押
28	山崎町	とよたや藤右衛門尉	戸板屋	略押
29	山崎町	あふミヤ孫左衛門尉	鍛屋	略押
30	山崎町	七右衛門尉		略押
31	山崎町	戸水や吉右衛門尉	戸水村(石川郡)	花押
32	後町	きもいり喜介	肝煎	花押
33	後町	北村や彦次右衛門尉	北村	花押
34	後町	うをや与三左衛門尉	魚屋	略押
35	後町	石坂屋藤兵衛	石坂村	略押
36	材木町	きもいり清右衛門尉	肝煎	略押
37	材木町	たいや七郎右衛門尉	田井村	略押
38	材木町	うたすや喜右衛門尉	卯辰村	略押
39	材木町	たかミヤ次右衛門尉	田上村	略押
40	材木町	こんや弥右衛門尉	紺屋(染色業)	略押
41	材木町	あたかや五郎左衛門尉	安宅湊	略押
42	材木町	うたすや与左衛門尉	卯辰村	略押
43	材木町	金うらや五右衛門尉	金浦郷	×合点
44	材木町	ふきや源左衛門尉	吹屋(製鉄)	略押
45	堤町	きもいり丞右衛門尉	肝煎	花押
46	堤町	らうそく屋三郎右衛門尉	慶長12年死去の金屋彦四郎祖先か	略押
47	堤町	武蔵	武蔵屋庄兵衛か	花押
48	堤町	かさや宗清	笠屋	略押
49	堤町	藤右衛門尉		略押
50	堤町	くつわや七郎右衛門尉	轡屋	略押

58	西町	ふしや新兵衛		略押
59	西町	長沢		花押
60	西町	松村屋	松村(石川郡)	略押
61	近江町	きもいり清兵衛	肝煎	花押
62	近江町	こうや宗心		花押
63	近江町	油かミヤ源左衛門尉	油紙屋	略押
64	近江町	田中そんかい		略押
65	近江町	作右衛門尉		花押
66	近江町	はりや新左衛門尉	針屋	花押
67	近江町	二郎右衛門尉		花押
68	近江町	こふく所藤左衛門尉	呉服商売	花押
69	尾張町	きもいり助兵衛	肝煎	花押
70	尾張町	こくたい次郎兵衛		花押
71	尾張町	二日市屋弥介	二日市村(河北郡)	花押
72	尾張町	よこ江や与介	横江村(石川郡)	×
73	尾張町	うたつや五郎右衛門尉	卯辰村(河北郡)	花押
74	尾張町	と水や吉右衛門尉	戸水村(石川郡)	×
75	尾張町	大坪屋左兵衛	大坪村(河北郡)	花押
76	南町	立左衛門尉		花押
77	南町	かミヤ清右衛門尉	紙屋	印
78	南町	宮長や与右衛門尉	宮永村(石川郡)	略押
79	のゝ市町	有江		花押
80	石浦町	きもいり次郎右衛門尉	肝煎	略押
81	石浦町	くかや		略押
82	はくろう町	きもいり八右衛門尉	肝煎	花押
83	はくろう町	いちや八郎左衛門尉		略押
84	はくろう町	遠藤		略押
85	はくろう町	知明		略押
86	はくろう町	七右衛門尉		略押
87	はくろう町	今つや弥介		略押
88	はくろう町	藤兵衛		略押
89	かちや町	きもいり善介	肝煎	花押
90	かちや町	平右衛門尉		略押
91	かちや町	三郎左衛門尉		略押
92	かちや町	藤介		略押
93	森下町	きもいり宗右衛門尉	肝煎	略押
94	森下町	こんや八郎左衛門尉	紺屋(染色業)	花押
95	森下町	山こんや新右衛門尉	紺屋(染色業)	花押
96	森下町	小かちや宗八郎	小鍛冶屋	略押
97	安江町	きもいり太郎左衛門尉	肝煎	花押
98	木新保町	孫左衛門尉		×
99	大工町	きもいり新右衛門尉	肝煎	花押
100	おか町	きもいり与介	肝煎	略押

(注) 石川郡門徒37名、河北郡門徒41名も連署するがここでは略した。合点のある5人は再度の誓詞提出を要求された者。

### 3 町名を負う町人共同体の行方

城下町金沢での町人地は町役の負担の仕方によって、本町(本役負担)・七カ所(半役負担)・地子町(無役・地子負担地)という区分がなされ、本町には本町肝煎、七カ所と地子町には地子町肝煎が置かれ、彼らが支配の末端として活躍したが、実務はその下に置かれた組合頭が担った。組合頭のなかには3～5の十人組を管轄するものもあり、組合頭の役割は町人自治の面でもより重要になった。

ここで問題にしたいのは、初期には確実に存在した町名を単位とする町人共同体の行方である。つまり町名を単位とする隣保組織や地縁の職業的共同体が寛文期以後も存在したかどうかである。たとえば、文化8年の『町絵図 名帳』は町肝煎ごと40冊に分かれ、259組の組合頭単位に町人名が列記され178の町名が付随するが、町名ごとに支配組織が編成されていたわけではない。ここから39人の町肝煎(本町肝煎20、地子町肝煎19)の下にある178の町に住む1万3489軒の町人地居民(町奉行支配)は、259に編成された町人組合と組合頭によって支配されたといえるが、町名単位の町人共同体の存在については不明確なのが現

状である。

さらに十人組について197軒の住民を擁する下材木町を例にとってみると、本町肝煎理平次の下に3組合(組合頭3人)が編成され、それぞれ61~70軒ほどの組合を管轄したが、1つの組合はたとえば<23軒><15軒><11軒><12軒><9軒>から成る住民グループに分かれていた。この住民グループが文化8年段階の「十人組」であった。このような十人組が1組合ごと5組、7組、5組と編成されていた<sup>(10)</sup>。すなわち下材木町では、本町肝煎1人(理平次) 3つの組合(組合頭) 17の「十人組」という系列で町方支配がなされており、ここから金沢町全体の「十人組」の数は約1000と見込める。

上記のような住民団体の規模から考えると、20軒~80軒規模で編成される組合頭が、十人組の動向を確実に把握できる存在であり町人自治の基幹として重要な役割を果たした。259の組合頭に179町名が対応するが、1町名当たりの組合頭数は1.4である。1つの町名は1~3の組合頭の支配下にある事例が圧倒的に多い。1町に1組合頭という例もかなりあるが、組合(組合頭)が5つという巨大な町(石坂町・川上新町)もあった。また、いくつかの町名を負った住民を合わせてようやく1つの組合頭支配が構成されるケースもあった。町名の中には、単なる地名表示だけで自治機能をもつのかどうか危ういものも散見されるが、『町絵図 名帳』に掲載された178町の大半は、延宝~元禄期以来の地子町、寛永以来の本町であった。したがって、町名単位の町共同体が存在したともいえるが、元禄期以後、町名単位の共同組織がどの程度維持されていたのか明確ではない。であるなら町人地の町名も武家地の町名と同じで、ただの住居表示の符牒だったのだろうか。しかし、そう断言するのも躊躇される。盆正月祭りやコレラ退治の祭りには町名単位の出し物が城下町に繰り出ており、町名は所属町人の結集軸になっていた<sup>(11)</sup>。また十人組が1つしかない町では町名イコール自治組織といえるし、多くの本町は2~3個の組合からなり十分自治組織として結束しうる可能性を内在させてもいる。こうした疑問に答えるのは今後の課題であるが、これまで本格的に分析されてこなかったのである。

武家地に付けられた町名をもって、そこに何らかの自治組織を想定することは、むろん無理である。しかし武家地であろうと近世中・後期ともなれば、実態として町人居住が展開し、そのことが町名付与のきっかけになったことも想定できるので、武家地に町名が付き始めた時期を特定することは都市史にとって重要な課題である。しかし町人居住の可能性が全くない武家地にも町名が付与されたとするなら、その町名付与にどういう意義を認めたらよいのか。住居表示のための符牒とはいえ、固有名詞としての成立時期さえ明らかにできれば、武家地町名も近世城下町の空間構造を読み解く史料の一つとなるにちがいない。武家地町名に内在する史料価値をいかに引き出すか、いくつかの試みをしたい。

#### 4 「延宝五年侍帳」の住居表示—武家地町名の初見—

金沢では文化8年『町絵図 名帳』の178町が、文政4年の町地編入と同6年の町名改定により244町に増え、明治2年の「金沢町役人帳」では457町へと町人地の町名は急増したが、他方で本多町など60以上の家中町(武家地)町名が生まれるなどの変動もあった。しかし、明治5年の町名改定で約100町が廃町または統合によって消え、小さな町名・地名(小名)の多くが失われた<sup>(12)</sup>。明治5年以後も町名再編がしばしば行われ、近世に起源をもつ町名を復元するのは次第に難しくなった。しかし、明治24年~35年に編纂された森田平次著『金沢古蹟志』は明治初年に消滅した町名・小名を中心に、じつに細かく藩政期金沢の地名・旧蹟を拾い上げ、その変遷や来歴・故実をよく考証する。さらに武家地町名(侍町)の初見例として、しばしば「元禄六年土帳」を典拠として活用した。

しかし、あらためて森田文庫蔵の「元禄六年土帳」を検証してみると、掲載された1571名の藩士のうち1446人に、後述のとおり極めて多彩な住居表示がなされていた。城下町のランドマークとなるような目印を基準に住所を記すのが原則であったが、そのランドマークに町人地の町名が使われるだけでなく、どう考えても町人地とは考えられない「西町」「味噌蔵町」「小姓町」「千石町」「彦三~五番丁」という町名による住居表示もあった。これまで解析してきた寛文7年図、延宝2年図をみただけ限り該当箇所に町人居住の可能性は極めて小さいから、これらは武家地専用町名と判断されるが、こうした武家地に付された

町名を、森田は随意に『金沢古蹟志』において利用した。しかし、その中には俗称・私称とすべきマイナーな地名も多く含まれていたが、地名としての安定性や、そのような町名・地名が侍帳に記載された理由や背景に顧慮することなく利用された感がつよい。森田が利用した「元禄六年土帳」の町名表記については、いちど再検討する必要がある。この点は次節で詳しく触れたい。

そこで注目したいのは寛文期の城下町図の調査を進める中で確認した「延宝五年侍帳」(石川県立歴史博物館蔵)である。この侍帳も「元禄六年土帳」に劣らずじつに多くの武家地町名を掲げているが、森田はこの侍帳の存在に気付いていなかった。元禄6年からわずか16年前とはいえ、元禄6年より先に作られた侍帳であることが重要である。武家地町名の初見を主張するなら、この侍帳のほうが適切であろう。「延宝五年侍帳」は、寛文7年図・延宝2年図の作成時期に近く、絵図に記載された藩士との比定がしやすく武家地町名を使う藩士の住所を絵図上で確認できるから、武家地町名のもつ役割を考えるうえで好都合である。また後掲表3・表5に示したとおり「延宝五年侍帳」の武家地町名の多くが「元禄六年土帳」に引き継がれたこともわかり、武家地町名は一過性のものでなく安定したものであったと理解できた。加賀藩の武家社会では一定の広がりのある武家地に町名を与え、武家屋敷の符牒や住居表示に利用したことは間違いなさそうである。

「延宝五年侍帳」には、約1800人の藩士名(歩組のほか一部の足軽まで載せる)が登載されるが、そのうち99人については、表3に掲げた通り、次の4種類の方法で住居表示していた。なお上士(人持組士以上)の住所表記はほぼ全員にみられ、平士以上では80%以上が住所を記し、御歩組士になると30%程度に激減する。身分の高い者ほど住所の記載率は高かった。したがって999人の大半は平士以上であった。999人の住居表示の仕方は表3( )に集計したが、大きく次の4通りでなされていた。

- ：町名によって住居表示 (488人)
- ：町名をランドマークとし、その近隣に居住することを示す (123人)
- ：周知の武家屋敷や近隣の藩士をランドマークとし住居表示 (131人)
- ：町名・武家屋敷以外の橋・坂・寺院・藩施設などをランドマークとして表記するもの、また「小立野」「三社」など広域地名で大づかみに住居表示するもの (257人)

このうち には織田小八郎の武家屋敷がランドマークとなり、「織田小八郎近所」などと住居表示された藩士が13人と最多を占めた。次いで加賀八家の重臣「長九郎左衛門」屋敷を基準に「同近所」「同後」「同向」などと表記された藩士が12人いた(表3 - )。長氏のような重臣(藩年寄)の屋敷であれば、大きな屋敷地を構え城下では著名な人物でもあり目印にしやすい。しかし織田小八郎の場合、犀川下流の大豆田町という縁辺部に居住し屋敷の規模もさほど大きくないのに、なぜこれほど著名なランドマークになったのだろうか。織田小八郎は人持組に属する2500石取りの上士であり、寛文7年図には織田織部、延宝2年図には代替わりし織田小八郎の名を載せる。小八郎とその義父織部(実は兄)は織田有楽の二男長孝(河内守)の孫にあたり、この二人の父である先代織部は長孝の三男で、前田利常に招かれ3000石で仕えたが、織部・小八郎兄弟は綱紀に仕えた<sup>(13)</sup>。その系譜からみて茶道など何かの技芸で知られた人物であり、藩士の間では彼の屋敷位置は周知されていたのであろう。城下縁辺部ながら、その名を知られる人物であったがゆえ、付近に住む藩士たちは「織田小八郎町」(元禄六年土帳)や「同近所」と住居表示したのである。

では石川門・尾坂門(御坂)、普請会所、堂形など金沢城関係の施設がランドマークとされたが、城周辺に大きな屋敷をもつ上士(年寄衆・人持組士)も利用された。ほかに「宮腰口」「田井口」などの広域地名や「石坂」「三社」「大衆免」「堀川」など地子町町名を数個含むような広域名称もあった。しかし ではなく のように「町名」を利用して住居表示を行う藩士の数が611人と多数を占め、中でも町名だけで単純に住所を示す藩士が半数(488人)にのぼるといのは意外であった。

町名を利用した武家地の住居表示方法については と に区別した。 は町名のみで単独表示で488人が該当し、 は「・町近所」「・町後」「・町角」「・町向」と町名をランドマーク風に使うので と区別したが123人が使っていた。 の表示方法の町名は50にのぼるが、このうち27は文化8年『町絵図



表3-1 「延宝五年侍帳」藩士住所にみる町名一覧

I 町名のみでの住居表示	人数	備考
1 (関助)馬場1番町～6番町	86	
2 彦三1番町～6番町	74	地子町 *
3 長町	60	
4 味噌蔵町	51	
5 小性町	21	
6 鷹師町	21	
7 仙石町	17	
8 高岡町	17	地子町 *
9 出羽殿町	15	
10 古寺町	13	
11 五十人町	6	
12 弓之町	6	
13 母衣町	5	地子町
14 長門町	5	地子町 *
15 御小人町	2	地子町 *
16 里見七左衛門町	2	
17 備中町	2	地子町
18 岡嶋伝蔵町	1	
19 志摩殿町	1	
20 修理谷ノ上千石町	1	
21 津田源右衛門町	1	
22 土方(堂形)町	1	
23 丹羽織部町	1	
24 八坂町	1	
25 百人町	1	
26 水たまり(町)	1	
27 本与力町	1	
(小計)	413人	
1 御坊町	8	本町
2 塩屋町	6	本町
3 西町	6	初期の本町
4 百性町	6	地子町
5 浅野町	5	地子町
6 新竪町	5	地子町
7 河原町	4	本町
8 竪町	4	本町
9 袋町	4	本町
10 光岸寺町	3	地子町
11 田町	3	地子町
12 出大工町	3	地子町
13 東末寺町(浦末寺前町)	3	地子町
14 木蔵町	2	本町
15 公儀町	2	地子町
16 鬼川伝馬町	2	地子町
17 法舟寺町	2	地子町
18 安江木町	2	地子町
19 石浦町	1	本町
20 石引町	1	地子町
21 桶屋町	1	本町
22 大豆田町	1	地子町
23 安江町	1	本町
(小計)	75人	合計488人

武家地町名

町人地町名

表3-II

II 武家地町名を利用した表示	人数	備考
1 「長町辺」など	14	
2 「関助馬場頭」など	4	
3 彦三四番町横町など	3	
4 小立野鷹師町頭など	2	鷹師町入口
5 高岡町近所など	2	高岡町之後町
6 味噌蔵町近所	1	
7 備中町岡嶋五兵衛近所	1	
8 長門町末	1	
9 五十人町近所	1	
(小計)	29人	
II 町人地町名を利用した表示		
1 立町北ノ方、同後、同近所など	19	竪町(23)
2 百姓町近所など	11	百姓町(17)
3 出大工町近所	9	出大工町(12)
4 堤町西川後	9	堤町(9)
5 安江木町近所	9	安江木町(11)
6 安江町近所	5	安江町(6)
7 伝馬町後	5	伝馬町(7)
8 石浦町西かわ後	4	石浦町(5)
9 今町ノ横町	3	今町(3)
10 新立町後	2	新竪町(7)
11 御坊町近所・末	2	御坊町(10)
12 石引町角	2	石引町(3)
13 桶屋町辺・近所	2	桶屋町(3)
14 馬苦勞町角	1	博勞町(1)
15 法舟寺町近所	1	法船寺町(3)
16 野町後	1	野町(1)
17 中町近所	1	中町(1)
18 田町辺	1	田町(4)
19 大工町後	1	大工町(1)
20 塩屋町辺	1	塩屋町(7)
21 境(堤)町西町後	1	西町(7)
22 材木町近所	1	材木町(1)
23 光岸寺前町	1	高岸町(4)
24 木蔵町近所	1	木倉町(3)
25 浦(裏)末寺前町寄	1	東末寺町(4)
(小計)	94人	合計123人

武家地町名

町人地町名

表3-IV

IV 主なランドマーク記載	延宝人数	備考	元禄6年人数
光岸寺前・後・近所・隣	18	高岸寺	10
馬坂之下	15	馬坂	13
三社、同近所、三社宮ノ前	14	三社	34
東末寺前、同後	14	東末寺	20
牛右衛門橋近所	11	牛右衛門橋	10
九人橋近所、詰、近所	11	九人橋	1
小立野	10	小立野	6
左近橋近く	10	左近橋	5
専光寺下、後、近所	10	専光寺	9
観音ノ下	9	観音院	5
浅野川端少シ下	11	浅野川	26
浦末寺前	7	裏末寺	0
堀川の上、近所	7	堀川	1
安房殿坂下	6	本多安房殿坂	7
右衛門橋ノ近所	6	右衛門橋	15
御坂	6	尾坂	2
鬼川近所	6	鬼(御荷)川	
大衆免	6	大衆免	
田井口	5	田井口	
堂形近所、同前	7	堂形前	
八坂	5	八坂	
御普請会所近所、向	5	普請会所	
升形近所	5	安江枡形	
末寺前、近所	5	末寺前	
的場向、近所	5	的場	
宮腰口	5	宮腰口	
柿木畠	4	柿木畠	
折違橋近所	4	折違橋	
浅野水車	3	浅野水車	
石川御門近所	3	石川門	
御国堂、同後	3	御国堂	
大修理谷下、修理谷坂下	3	小尻谷(修理谷)・小尻谷坂	
石坂	2	石坂	
鈕崎辻近所	2	剣先辻	
香林坊橋ノ下	2	香林坊橋	
御算用場近所、向	2	御算用場	
図書橋	0	図書橋	
波着寺	0	波着寺	
公事場	1	公事場	
光専寺	1	光専寺	
宝円寺	1	宝円寺	
(合計)257人		これ以外の1人だけの住居表示省略	

名帳」や「元禄9年町肝煎附」<sup>(14)</sup>に掲載される本町・地子町であった。このうち彦三町・高岡町・御小人町・長門町・母衣町・備中町の6町は、その来歴からみると武家地町名とみることができるので、表3では武家地町名に仮に分類した。この6町のうち彦三町・高岡町は文化8年『町絵図名帳』に載るが、彦三町には3人(与力2、町下代

表3-III

III ランドマークとなった武家屋敷	延宝人数
織田小八郎近所	13
長九郎左衛門近所	12
小幡右京近所	9
小塚八左衛門近所	7
前田三左衛門殿本下屋敷	7
小幡宮内小路之内	6
奥村因幡後	5
中川八郎右衛門下屋敷近所	5
前田備後下屋敷ノ近	5
奥村伊予殿後	4
横山外記脇	4
今枝内記隣	3
菊地十六郎向	3
村井藤十郎近所	3
青木新兵衛後	2
青山将監後隣	2
赤尾主殿近所	2
阿部甚右衛門近所	2
岡田十右衛門近所	2
坂井与三右衛門近所	2
玉井勘解由近所	2
津田源右衛門向	2
別所三平近所	2

合計131人のうち1人の住居表示は略した。

1)、高岡町では8人(御医師1、割場附足軽1、御用職人2、商工民4)の町奉行支配住民が登録される。しかし、その町人居住範囲は狭く寛文7年図・延宝2年図を見れば、周辺は武家地ばかりで町人地が展開する余地はない。「延宝五年侍帳」で武家地町名として利用する藩士が彦三町で74人、高岡町で17人もいたから、この両町はそもそも武家地として設定された拝領地空間であり、その一部に町奉行支配の者がたまたま紛れ込んだにすぎない。元禄9年にみえる地子町としての高岡町はそのような特殊な町人地であり、武家地としての高岡町があくまでも中心であり本来のあり方といえよう。

また御小人町・長門町・母衣町・備中町の4町についても、高岡町と似た事情を想定でき、その来歴も考え武家地町名と分類した<sup>(15)</sup>。なお文化8年の町人数は御小人町で58人、長門町36であり(母衣町・備中町の記載なし)。「元禄9年町肝煎附」は御小人町・長門町・母衣町の3町のほか備中町を「備中上げ地町」という表示で地子町として掲載する。これら4町では町人在住の比率が18世紀以後高まったといえるが、元禄年間以前についていえば武家地としての本来の姿が維持されていたと推定した。御小人町については次節で詳述する。このような理由で表3- では、仮に27町名を武家地町名とし、町人地町名を23とした。

この34町名についても同じ方法で分類すると、9町名は表3- に掲げた27の武家地町名に重なるので、これ以外の25町を町人地町名、9町名は武家地町名とした。いずれも「近所」「頭」「横丁」という表現で、その町名の近隣にあることを表示するが、武家地町名自体が範囲を特定し政策的に設定されたものでなく、後述のとおり藩士たちの自称に任されたものなので、武家地町名の境界そのものが曖昧であった。町名を使用する人々の町名認識は恣意的であり、町名として表示する場合もあれば、その近隣に住むと曖昧に表示する場合もあってばらばらであった。したがって武家地町名においては、とも同じ扱いをしてよいと判断し、表5では両者合わせて集計することとした(表5- )。

これにたいし表3- の23の町人地町名(使用した藩士は75人)は、どう理解すればよいのか。御坊町・塩屋町などの町人町に藩士が居住していたと理解するなら、身分別居住がすでに延宝期に緩んでいた徴証となる。しかし、の住居表示方法つまりランドマークの一つとして町人地町名を利用したとみなすこともできる。つまり、本来なら「御坊町近所」「塩屋町裏手」と記載すべきところ「近所」「後」「末」といった言葉を略しただけと解することもできるのである。全体的な記述のトーンや「延宝五年侍帳」の性格から考えると、後者の理解が妥当であろう。そこで表3- の備考ではの町名表記を使った藩士数も加えた合計人数を注記した。表3- の25町とだけの5町(印)を合わせた30町名が、武家住所に利用された町人地町名であった。

この30町名のなかには、西町・石浦町・安江町など慶長2年から存在する初期町名(表1参照)のほか塩屋町・河原町・桶屋町など寛永期までに本町と格付けされた町が10以上あったが、利用人数の多いのは豎町・百姓町・出大工町・安江木町など武家地に接した地子町が目立った。武家地と本町地との棲み分けが整然となされた惣構内部にある本町にあっては、町人の町名は武家地の住所表示に使いにくかったと想定される。しかし、塩屋町・西御坊町付近の本町は武家地との錯綜が著しかったためか利用頻度が高かった。「文化8年町絵図」で上記町名付近をみれば、武家拝領地・組地と町人地の混在ぶりがよくわかる。田中喜男は十人組の一員とされた足軽・小者・中間・陪臣・武家奉公人を、町人地における武士的要素の混在とみて考察したが、いずれも町奉行支配の住民と認定された人々であった<sup>(16)</sup>。「拝領地」を下付された士分や組地在住藩士については、田中の考察対象から除外されたが、御歩以上の藩士屋敷や組地が町地とどれほど入り組んでいたかも検証すべき課題であろう。

## 5 西町と御小人町

表3の町名のうち西町と御小人町について、一方は町人地町名、他方は武家地町名と分けたが、それは便宜的なもので西町は尾山八町の一つとされる初期の本町であるから町人地町名とし、御小人町は本来、藩主の側近くで奉仕する直属武家奉公人<sup>(17)</sup>を集住させた組地に由来する町名なので武家地町名と分類したにすぎない。しかし寛文～延宝期の居住実態をみてゆけば、西町には町人居住の事実がなく、御



小人町には町人が混住しており武家奉公人組地としての実質が薄れていた。つまり、本来町人地であった西町は武家地となり、本来武家地であった御小人町は町人地的様相を濃くし、やがて地子町として公認されるに至る。城下町の変容のなかで、町名から連想される町の性格が、正反対のものに変質することもあることを、この二つの町名は象徴的に示しているので、ここでその詳しい事情を紹介したいと思う。

まず西町から検討するが、西町は金沢城北西側に位置する古い町名で、佐久間盛政時代に遡る「尾山八町」の一つに数えられる著名な町名である。表1の慶長2年の19町の1つであり、肝煎宗右衛門はじめ9人の有力町人は教如に参詣する真宗門徒であり、下西町と上西町に分かれるほどの規模があった。西町「惣中」は、南町「惣中」、安江町「惣中」などとともに、寺内町時代の金沢の中核的な町とみてよからう。しかし、文化8年「町絵図 名帳」にも元禄9年「金沢町肝煎付覚」にも西町の名は見えない。位置は内惣構と北の丸の間にあり、寛文7年図・延宝2図を見ると、付近は金沢東照宮の別当寺(神護寺)や女中部屋も置かれ町地が展開する余地はない。小姓組士・御医師など城内勤務が頻繁にある藩士の住む内惣構内の重要な武家屋敷地であり、とても町人が住める環境になかった<sup>(18)</sup>。寛永8年および12年火災などを契機に初期の在住町人は移転してしまったが、町名は住民とともに移動せず、その地に残った。したがって寛文期までに町人地としての西町は一旦消えたと理解すべきであろう。しかし「延宝五年侍帳」「元禄六年土帳」では、西町付近に居住する藩士たちは、「西町」を住居表示に利用した。そののちこの界限に、いつから町人居住が始まったか明確ではないが、文政6年に従来御門前町(寛文7年図・延宝2年図では「権現堂御門前」とされる寺社門前地)という本町格の町地の北側半分(不明門橋から十間町橋までの内惣構沿いの街区)が「西町」と改名したから、これが町人地としての西町の復活であった<sup>(19)</sup>。明治2年の町役人帳には「御門前西町」の名前が「御門前松原町」とともに見える。しかし、その町域は寛永以前とは異なり、寛永以前の西町の範囲は相変わらず武家地であった。明治4年に西町1～4番丁という近代地名が成立するが、このとき初めて寛永以前の場所で西町という町名が復活する<sup>(20)</sup>。このようにもとは町人地の町名であったものが、17世紀初頭の城下町再編を契機に町地としての性格を失ったにもかかわらず、武家地町名として利用され続け、文政年間に町人地町名として別地点で復活し、明治4年には元の場所で西町が名実ともに復活したことは注目すべきで、町名のもつ生命力をそこに感ずる。

西町の場合、在住町人の引越しとともに町名移動はなかったが、木の新保町や南町については町人の移動とともに町名も移動した<sup>(21)</sup>。このように寛永8～12年の町人地再編にあたり、町名も一緒に移動した場合もあったが町名移動がない西町のようなケースもあった。

もう一つの御小人町であるが、こちらは藩主直属の武家奉公人である御小人の組地として、もともと設置されたが、文化8年『町絵図 名帳』をみると58軒の町人の住む地子町に変化しており、1人の組合頭が管轄する町奉行支配地に変容してしまった。その変容過程を追ってみたい。

『金沢古蹟志』は、御小人町について「元禄六年土帳」に初めて見える町名であるとし、元は藩所属の御小人の組地であったが、一代抱の御小人の組地の一部は次第に町人と入れ替わり、延宝2年図では「地子地」が入り混じる状態となり地子地に商人が入り込んでいたと指摘する。そこで寛文7年図・延宝2年図および「文化8年町絵図」の御小人町の市街図を突き合わせ、その変遷をおって見た(図2)。寛文7年図・延宝2年図で御小人が集中して記載される3つの街区(P11～13区)の125の地番で構成された範囲を仮に当初の御小人組地と考え<sup>(22)</sup>、図1ではその位置を125の連番をもって示した。この125の地番に書かれた住民情報は表4に掲載したとおりである。寛文7年図を基準にすると、57地番に78名の御小人名が記され(1地番に4～5名の御小人名を記す箇所があるため)、その隣に規則的に「地子地」が挟まれていた。寛文図の地子地は48地番にのぼったが、延宝2年図では41地番に減少する。この7年間の変化として注目されるのは地子地が8カ所も減り、「無記地」が2カ所からゼロになったことである。「無記地」の1カ所は地子地、もう1カ所の「無記地」は御小人屋敷(図1の1番)に変化し、地子地8カ所のうち2カ所は武家地に、1カ所が御小人屋敷、5カ所は地子町に変化した。

このように地子地・「無記地」の減少と武家地・御小人屋敷の微増が延宝期に向かった変化であった

が、5つの地番が地子町に変化したことはとくに注目される。そこで、図2は寛文7年図をもとにした御小人町付近の模写図(図1)に加工を加えたものであるが、延宝2年図で地子町に変化した地子地5地番(29・61・65・70・75番)に を入れるなど変化の動向も示した。また寛文7年図の記載情報をもとに御小人屋敷は 印、地子地は 印、土分屋敷は±印、御小人頭等は 印でその位置と人数を示した。図2をみるとP11区とP12区の境界線を通る街路に沿った区域に地子地から地子町に変化した5つの地番が集中して並んでおり、寛文7年10月から延宝2年5月までの間に、この5つの地番が町奉行支配地(地子肝煎支配)として公認されたことがわかる。この区域に地子町としての御小人町であり、延宝2年までに認定されたと解される。

この地子町の町並みが街路にそって32・33・36・37・40地番、50・55・57地番、59・60・64・72地番などへ拡張すると、「文化8年町絵図」の御小人町の景観となる。したがって文化年間の御小人町の町並みのうち半分ほどが延宝2年図の段階までに成立したとわかる。つまり元禄9年を待たずに延宝2年までに地子町としての御小人町が成立していたとみられる。

図2に示したごとく御小人屋敷と地子地が交互に並ぶ町並みが御小人町の背後に展開するが、41～54番の街区は土分屋敷が並び御小人組地と異なる景観をつくっていた。延宝図では3つの地番で土分屋敷が増え、御小人屋敷も1カ所増えたように、図1に掲げたP11～13区の町並みは、下土屋敷・御小人の集住地という性格を延宝期に至るも保持していた。御小人屋敷の間に挟まる地子地の住民が町人に変化している可能性はあるが、地子地から御小人屋敷に変化する地番があったように、地子町化する変化だけが起きていたのではない。地子町化する変化はP11区と12区の境界街路に沿った地域に限定され、その背後に展開する地子地や御小人屋敷地は、従来どおり御小人など藩直属の武家奉公人の居住区であり続けたことにも注意すべきである。したがって御小人屋敷の間に挟まれた地子地についても、御小人の家での代替わりが契機となり一時的に町人もしくは他の武家奉公を稼業とした者に代わったことを示すものと解すればどうか<sup>(23)</sup>。つまり藩直属奉公人を退職すれば屋敷地は藩に明け渡さねばならないが、地子を藩に納付することを条件に居住を許され得ること、事情如何によっては再び御小人に復帰する可能性をもっていたこと等を前提に、こうした地子地を理解したらどうか。換言すれば、こうした地子地は御小人浪人の屋敷地であり、御小人に復帰するまでの間、他の稼業に従事しながら地子負担を行う人々の居住地と推定しておきたい。

図1に示した御小人町界限125の地番のうち5地番が地子町となり、延宝2年までに地子町としての御小人町が成立したと指摘したが、この界限に下土屋敷が13地番(延宝図で16地番)あり、御小人など藩直属の武家奉公人たちも住み続けた。このような下級藩士・軽輩(御小人・中間・小者)たちが、御小人町を住居表示に使うことは当然あり得ることである。寛文7年図掲載の御小人・馬取等の総数は78名にのぼったが、彼らを収容する組地としてP11～P13区の125地番の多くが供用された。図2の 印・印の分布範囲から、この点是一目瞭然であろう。下土屋敷が配置された一角(41～54番)は御小人組地より早く設置されたのか遅いのか手がかりはないが、寛文以前のある時期から下土屋敷(表5- の38「御小人町後御徒町」が、該当すると推定される)も併存するようになったとみられる。

図 1

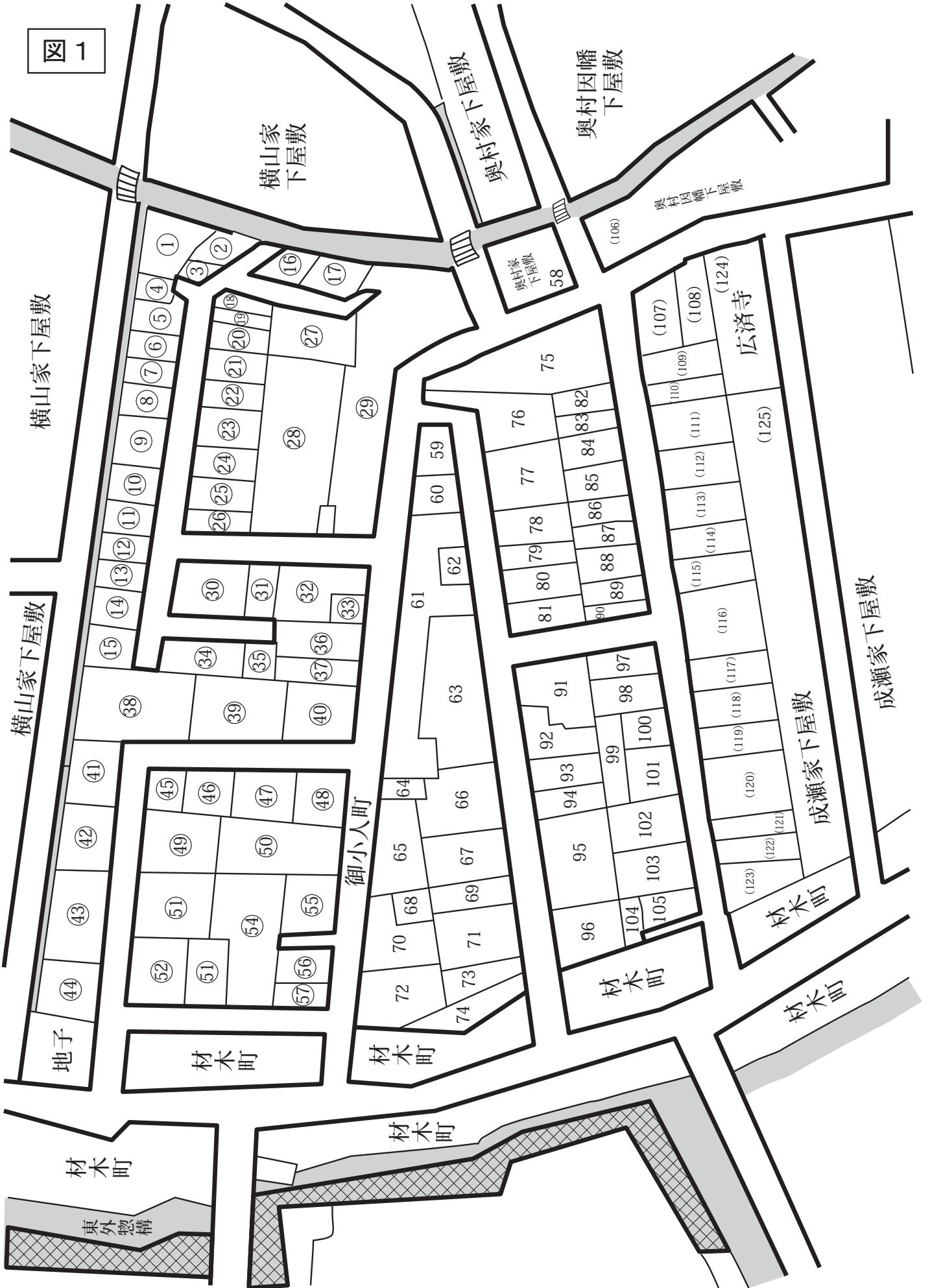


図 2

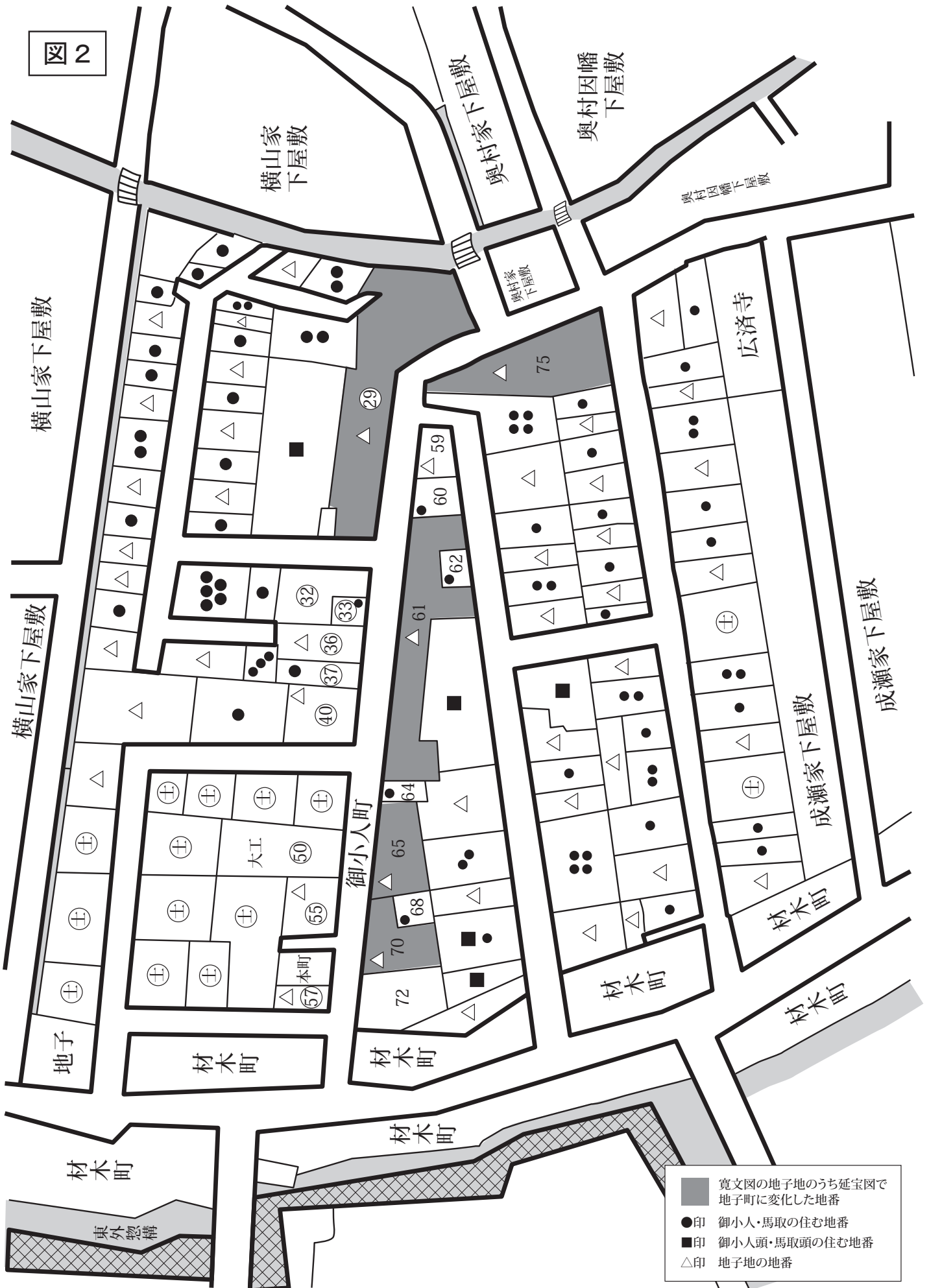




表4：御小人町周辺寛文・延宝図記載人名一覧

図 地 番	寛文7年図				延宝2年図		図 地 番	寛文7年図				延宝2年図	
	ブロック	街区	地番	住民・地種	住民・地種	住民・地種		ブロック	街区	地番	住民・地種	住民・地種	
1	P	11	01	(不記)	御小人一人	64	P	12	07	御小人 武右衛門	御小人一人		
2	P	11	02	御小人 三助	御小人一人	65	P	12	08	地子	地子「町屋」(朱)		
3	P	11	03	御小人 喜大夫	御小人一人	66	P	12	09	地子			
4	P	11	04	御小人 六右衛門	御小人一人	67	P	12	10	御小人 久大夫、五郎右衛門	御小人2人		
5	P	11	05	地子		68	P	12	11	御小人 八右衛門	御小人一人		
6	P	11	06	御小人 市右衛門	御小人一人	69	P	12	12	地子			
7	P	11	07	御小人 吉右衛門	御小人一人	70	P	12	13	地子	地子「町屋」(朱)		
8	P	11	08	地子		71	P	12	14	御小人頭 喜右衛門 御小人 九兵へ	御小人2人		
9	P	11	09	御馬取 長右衛門・御小人 市助	御馬取1、御小人1	72	P	12	15	張田(春田：職名) 太右衛門	「春田」		
10	P	11	10	地子	次兵衛(御小人)	73	P	12	16	御草り取頭 石川二郎助	「石河」		
11	P	11	11	御小人 勤右衛門	御小人一人	74	P	12	17	地子			
12	P	11	12	地子		75	P	12	18	地子	地子「町屋」(朱)		
13	P	11	13	地子		76	P	12	19	御小人 午右衛門、次郎兵へ、左兵へ、三右衛門	御小人4人		
14	P	11	14	御小人 九兵衛	御小人一人	77	P	12	20	地子			
15	P	11	15	地子		78	P	12	21	御小人 新兵へ	御小人一人		
16	P	11	16	地子		79	P	12	22	地子			
17	P	11	17	御馬取 五右衛門・彦兵へ	御馬取二人	80	P	12	23	御小人 彦右衛門・義右衛門	御小人2人		
18	P	11	18	御小人 右兵へ・仁兵へ	御小人二人	81	P	12	24	地子			
19	P	11	19	地子		82	P	12	25	御草り取 二郎兵へ	御草履取一人		
20	P	11	20	御小人 義右衛門	御小人一人	83	P	12	26	地子			
21	P	11	21	地子		84	P	12	27	御小人 長右衛門	御小人一人		
22	P	11	22	御小人 孫市	御小人一人	85	P	12	28	地子			
23	P	11	23	地子		86	P	12	29	御小人 由兵へ	御小人一人		
24	P	11	24	御小人 伊右衛門	御小人一人	87	P	12	30	地子			
25	P	11	25	地子		88	P	12	31	御小人 弥兵へ	御小人一人		
26	P	11	26	御小人 弥右衛門	御小人一人	89	P	12	32	地子			
27	P	11	27	御小人 文内・文兵衛	御小人一人	90	P	12	33	御小人 藤兵へ	御小人一人		
28	P	11	28	御小人頭 中村権十郎		91	P	12	34	御小人頭 風間次大夫	風間吉左衛門		
29	P	11	29	地子	地子「町屋」(朱)	92	P	12	35	地子			
30	P	11	30	御小人 長左衛門・兎左衛門・彦兵衛・真右衛門・彦左衛門	御小人5人	93	P	12	36	御小人 随右衛門	御小人一人		
31	P	11	31	御小人 仁左衛門	御小人一人	94	P	12	37	地子			
32	P	11	32	(不記)	地子	95	P	12	38	御小人 市郎右衛門、善右衛門、吉左衛門、太右衛門	御小人4人		
33	P	11	33	御小人 所右衛門	御小人一人	96	P	12	39	地子			
34	P	11	34	地子		97	P	12	40	地子			
35	P	11	35	御小人 小左衛門・卯右衛門・小兵衛	御小人3人	98	P	12	41	御草り取 与兵へ 御馬取 五右衛門	御草履取1・御馬口捕1		
36	P	11	36	地子		99	P	12	42	地子			
37	P	11	37	御小人 留左衛門	御小人一人	100	P	12	43	御小人 太郎	御小人一人		
38	P	11	38	地子	石原甚兵衛	101	P	12	44	御小人 良左衛門・与兵へ	御小人2人		
39	P	11	39	鷹取 市右衛門	山部藤左衛門	102	P	12	45	御小人 太郎右衛門	御小人一人		
40	P	11	40	地子	袁輪市郎左衛門	103	P	12	46	地子			
41	P	11	41	地子		104	P	12	47	地子			
42	P	11	42	大野彦左衛門	瀬尾工八	105	P	12	48	御馬取 三右衛門	御馬捕一人		
43	P	11	43	倉着七郎左衛門	(106)	P	13	01	(奥村因幡下屋敷相紋)				
44	P	11	44	藤井二郎右衛門	中西藤左衛門	(107)	P	13	02	地子			
45	P	11	45	斎藤弥左衛門	斎藤弥五左衛門	(108)	P	13	03	御小人 伊助	御小人一人		
46	P	11	46	斎藤八郎右衛門	斎藤弥左衛門	(109)	P	13	04	御小人 久左衛門	御小人一人		
47	P	11	47	木村源右衛門		(110)	P	13	05	地子			
48	P	11	48	中山五兵衛		(111)	P	13	06	御小人 孫左衛門・新右衛門	御小人2人		
49	P	11	49	田屋八左衛門	田屋一郎兵衛	(112)	P	13	07	地子			
50	P	11	50	御大工(城戸)八左衛門		(113)	P	13	08	御小人 六兵へ	御小人一人		
51	P	11	51	斎藤又右衛門		(114)	P	13	09	御小人 勤左衛門	御小人一人		
52	P	11	52	石田長右衛門		(115)	P	13	10	地子			
53	P	11	53	黒瀬半大夫		(116)	P	13	11	長谷川五兵衛			
54	P	11	54	藤井彦大夫	(城番歩組小頭10石)	(117)	P	13	12	御小人 甚兵へ 与兵へ	御小人2人		
55	P	11	55	地子		(118)	P	13	13	御小人 真左衛門	御小人一人		
56	P	11	56	「町屋」(朱)		(119)	P	13	14	地子			
57	P	11	57	地子		(120)	P	13	15	木村宇右衛門請地	木村宇右衛門地子		
58	P	12	01	奥村因幡下屋敷		(121)	P	13	16	御小人 久右衛門	御小人一人		
59	P	12	02	地子		(122)	P	13	17	御小人 長左衛門	御小人一人		
60	P	12	03	御小人 弥右衛門	御小人一人	(123)	P	13	18	地子			
61	P	12	04	地子	地子「町屋」(朱)	(124)	P	13	19	広齊(濟)寺			
62	P	12	05	御小人 平右衛門	御小人一人	(125)	P	13	20	成瀬内蔵助下屋敷			
63	P	12	06	御小人頭 中村喜左衛門									

(付表) 御小人町周辺の125地番の身分別住民構成

(注) 延宝2年図欄の 印は、寛文7年図と同一の住民であることを示す。

地 種	寛文	延宝	備 考
下士	13	16	御歩など
御小人	57	58	御馬取・鷹取・御草履取
地子地	48	41	
寺社地	1	1	広濟寺
下屋敷	3	3	成瀬家1、奥村因幡家2
本町	1	1	材木町の飛び地
地子町	0	5	御小人町
無記	2	0	
合計	125	125	



## 6 武家地町名と町人地町名の使い分け

組地として御小人地が成立したのはいつ頃だろうか。特定する決め手はないが、城廻りに二重の惣構を設置した慶長初期が画期だと想定される<sup>(24)</sup>。御小人町は東外惣構外側の外郭に位置し、外惣構に沿って街区が整備された材木町と整合するかたちで地割されるからである。外惣構の成立に伴い、材木町の背後に設定された放射状街路に沿って設定されたのではないかと考えられる。御徒など下級藩士が混在してきた時期は不明だが、元和・寛永期以後とみられ、万治2年の小松在住藩士の金沢帰住時まで下るのかもしれない。

次節に掲げた表5をみると「元禄六年土帳」に「御小人町後口、徒衆町」と住居表示する藩士もいた。P11・12区(41～54番)に住む御歩組士は自分たちの住所を、他の御徒町と区別するため「御小人町後ろの御徒町」と称したのではないかと考えられる。17世紀後半の城下町社会で「御小人町」という呼び名はランドマークとして市民権を得ていたからであろう。その結果、18世紀以後、町奉行支配地の御小人町のほかに武家地町名としての御小人町も同時に存在していた可能性がある。高岡町や彦三でもみられたが、同じ町名が町人地・武家地の双方で使われ併存していた、そういう可能性を想定してもよいのではないかと考えられる。

城下町の町割は成立当初から変動要因を多く孕んでおり、藩主の代替り・隠居、大型都市インフラ(惣構・用水)整備、城下火災などを契機に姿を変えた。その際、領主・城主としてどのような都市計画の意志をもち、どういう町割を領主の政策として実行したのか、これまでほとんど確実な史料がないため検討されていない。そのような検討の手がかりを得るうえで、武家地町名と寛文・延宝図に記載された藩士名を結びつけ検討することが有効だと考え、西町や御小人町を代表例として検討してみた。

藩士たちが町人の町名を住居表示に利用したことを前節で紹介したが、従来からあった町名にかぶせて新たな武家地町名を案出することもあった。その代表例として出大工町にあった阿部甚右衛門丁について紹介しておきたい。

次節で紹介する「元禄六年土帳」に「阿部甚右衛門丁(町)」を僭称する藩士が9人もいた(表5-の29)。「同中程」「同末」という住所表記のほか「出大工町阿部甚右衛門丁」という表記が2件あり、出大工町という近世前期からの町名<sup>(25)</sup>に阿部甚右衛門丁という新しい武家地町名をかぶせた点が注目される。この住居表示から阿部甚右衛門丁の範囲は出大工町の一部であったと理解されるが、調べてみると意外な結果になった。阿部甚右衛門丁を名乗る9人の住所を寛文7年図の上に置いてみると、写真1の通り川南町の西側裏手の武家地(古寺町付近)に集中したのである。阿部甚右衛門の屋敷はM5区20番にあり、延宝2年図も同じ位置にあった。M5区19・24・33・35番や街路を挟んだ向かい側のM6区4～6番、9・11番に住む藩士たちが阿部甚右衛門丁と自称した。つまり川南町裏手のM5区と6区境の街路に面した界隈が新しく登場した阿部甚右衛門丁であり、以前からあった出大工町の一部でもあった。ところが「文化8年町絵図」や『町絵図 名帳』に掲載された出大工町の位置は、古寺町付近ではなく木倉町の手(西端)にあった<sup>(26)</sup>。川南町裏手の武家地街区が、本来の出大工町であったが、寛永以後の町地再編のなかで武家地に変容し、文化8年には出大工町住民は木倉町筋の下手に縮小もしくは移動したものと考えられる。「元禄六年土帳」で古寺町界隈にいた藩士たちが出大工町の町名も併記したことから、M5・6区の界隈はもともと御大工の居住する町であった。しかし寛文7年図・延宝2年図ともにM5・6区では御大工屋敷の記載はない。大工たちの屋敷移動はすでに終わっており町名のみ元禄期まで残っていたのだろう。文化年間にはM5区の西側にある上宮寺付近に限定して大工たちの住む出大工町があったから、古寺町付近を中心に広く展開していた出大工町の本来の範囲は大きく縮減、木倉町下手に収斂してしまったのだろう。その結果、町が移動したように見えたのであろう。

出大工町の阿部甚右衛門丁は明治まで継続することなく、江戸後期には消えたと思われるが、その界隈がもとは出大工町に含まれることを示唆する点で重要である。寛文～元禄期に出大工町の一角が阿部甚右衛門丁と呼ばれたが、このような町名表記を行う藩士の位置から、初期の出大工町の位置を特定できた。そこが武家地に変容する過程で出大工町・阿部甚右衛門丁あるいは古寺町という3つの町名を任意に併用したことも注目され(古寺町の呼称は表5-の15)、出大工町でもあり阿部甚右衛門丁でもある界隈

は、その後明治4年には公式に古寺町と改まり、出大工町の町名は文政6年以後消え木倉町に吸収される。明治初期の町名や町域を基準に、それを固定的に考えると城下町の形成史を誤る。町名の背負う範囲は可変的であり、住民の身分も大きく入れ替わることもあり一筋縄ではいかない。個別事例の検証を積み重ねることが重要なであろう。

写真

延宝2年図 出大工町阿部甚右衛門丁(M5・6区)付近



## 7 侍帳の住居表示は自称

藩士たちは自らの住所を示すため27種類の武家地町名を延宝年間に早くも使い始めたことを「延宝五年侍帳」に拠って確認したが、その多くは「元禄六年土帳」でも利用されていた。それだけでなく「元禄六年土帳」に記載された藩士1446人の約半数731人が、武家地町名を何らかの形で住居表示に利用しており、「延宝五年侍帳」で武家地町名を利用した藩士数442人を大きく上回っている。そこで侍帳に書かれた武家地町名の役割を究明する前提としてまず、この2つの侍帳の史料としての性格を説明し、そのあと「元禄六年土帳」における町名表記の広がりの様相を紹介したい。

「延宝五年侍帳」は、石川郡で押野組等の十村役を勤めた後藤家に残された小型の横帳に載る。武家故実をメモした手帳の一部である<sup>(27)</sup>。冒頭に「延宝五年正月改申侍帳」という内題があり、人持組以下御徒組までの藩士名・知行高・年齢のほか役職・住所なども書かれ、役料や預かり足軽等の注記が詳細な所もあった。御歩に続いて足軽・寺社方・穴生・与力・牢番・浪人・小松馬廻・組内年不知衆・居屋敷不知衆などの諸士も列記し、一般的な侍帳に載らない御歩並・足軽・浪人まで記載するので1800人という膨大な数になった。加賀藩前期の侍帳掲載人数の標準は1000～1400人である。

この十村手帳を編纂した十村は、延宝五年正月改訂の侍帳を写し取ったほか、「延宝五正月朔日御礼之次第」(城内年頭礼の座列順)・「新川郡十村」の名前一覧、「日本国城主」(国別の城主数の列記)なども合わせて掲載しており、出入りの武家(改作奉行か)から借用し写し取ったのであろう。とくに延宝五年の年頭礼座列とセットで同年の侍帳を写し置くことが、この手帳の役割と思われる。算用場に入出入りする「公儀役人」でもある十村にとって藩士名簿や年頭礼座列は不可欠の情報であった。とくに藩士の住所は必要であったから住所記載の丁寧な延宝五年改訂侍帳を重宝したものと理解される。

したがって、「延宝五年侍帳」に記載された住所は、十村手帳を編纂した十村による追記とみるより、元になった侍帳にすでに記載されたものとみてよい。住所記載が全体の3分の2の藩士数に及び、かなり詳細な住居情報をもつものもあることから、十村が私的に調べることは無理だと思う。藩(組頭・普請会所など)から藩士に要請し、自己流に書き上げてきたものを侍帳に注記したのであろう。

森田文庫蔵の「元禄六年土帳」は森田家歴代のいずれかの筆写と思われるが、底本については表紙裏に「此土帳原本者、越中砺波郡十村所持之由、柴野氏より借用写之畢、柿園舎主人良見」とあり、砺波郡十村所持本の写本を柴野氏(「亀の尾記」の著者柴野美啓か)より借りて写したのらしい。

この侍帳の冒頭に26名の藩士名と住所が書かれたあと、イロハ順で1555名の藩士名と住所のみ列記する。その後「武鑑」の標題につづき年寄衆・人持組など身分ごとに264名の藩士名・知行高を記載するが、武鑑の264人には住居表示がない。したがって本論では住居表示のある1581人を対象に検討するが、冒頭の26人のうち10人は、イロハ順の1555人のうちにも重複して掲載するので、これを除いた1571人が



対象となる。

知行高等の記載がなく住所のみの侍帳である点が「元禄六年土帳」の特色であるが、最初からそのような様式であったとみるのは不自然である。「延宝五年正月改申侍帳」のような住所記載が豊富になされた侍帳をもとに、原本を所持していた砺波郡の十村などが住所のみ摘記し編集し直したものであろう。末尾の武鑑形式が本来の記載様式で、そこから住所のみ抜き出しイロ八順に配列したのではないか。藩士名をイロ八順にするのは相当に面倒な作業であるが、蔵宿などの御用商人の間でイロ八順侍帳が広く流布しているので、藩ではなく武家住所を必要とする十村や御用商人などが自主的に編纂した侍帳の一つといえよう。本来の「元禄六年土帳」を底本とし、イロ八順に人名を並べ換え住所のみ銘記した十村家所蔵本を写したのが森田本「元禄六年土帳」と考えられる。同一住所の書き方に個人差があり後述の通り多様であったから、底本に住所記録があったことは間違いなく、これも砺波郡の十村が調査し追記したとみることはできない。もともと藩命で藩士から書き上げさせたものと推定される。

上記から「元禄六年土帳」「延宝五年侍帳」いずれも十村家に伝来したものであるが、藩の要請を受け藩士個々人が申告した住所を記したものと考えられる。したがって、2つの侍帳に書かれた住居表示はあくまでも自称・通称とみられ、藩が上から認定した町名とみるべきではない。しかし、単なる私称・僭称と軽視するわけにもいかない。広汎な使用実態があることは「延宝五年侍帳」の分析から窺え、「元禄六年土帳」ではそれ以上に町名利用が広まり、武家地町名の普及ぶりが際だつ。

## 8 武家地町名の普及と淘汰

「元禄六年土帳」に記載された1571人の藩士のうち125人は、住所記載がないか表記に不備があり地名が特定できないので、これを除外した1446人を対象にみてゆく。1446人の中には「立町後里見七左衛門丁」「堤町ノ後高岡町」「永町岡田隼人丁」のように町名を重ねるものや、「長町右衛門橋ノ上、山本仙之丞相角」「長町浅加左京腰ノ橋渡り、少上丁角より武間目」などと、丁寧に住所を説明するものが相当あった。「延宝五年侍帳」の住居表示よりも全体に丁寧であるが、「延宝五年侍帳」と同じく武家地町名のみ表示やランドマーク町名の「近所」「入口」「末」といった表記も多かった。町人地町名と武家地町名が並列されるもの、武家地町名と堂形・八坂など町名以外のランドマークを並記するものが多かったが、ここでは武家地町名記載があれば、まずこれを優先し武家地町名事例として数えた結果、その数は731人にのぼった。その一覧は表5 - に掲げたとおりで、「延宝五年侍帳」での利用人数も示したが、武家地町名は延宝5年の28町名(西町を追加)から43町名(表5 - の51別所三平丁除く)へと増加していた。表5 - では延宝5年の武家地町名27のうち14町名と元禄6年の武家地町名をまず比較し、続いて元禄6年から登場する30町名について住所表記に利用した人数の多いものから順に並べてみた。その結果、西町も加えた15町名(表4の ~ ・31)は延宝・元禄の両方の侍帳に利用されており、継続的に利用された武家地町名と認定できる。

このほか寛文5年から延宝初期にかけ、小立野の教王寺付近と野町において与力町が新設されたことは、『金沢古蹟志』に詳述され前号拙稿(『金沢城研究』9号)でも論証したが、この二つの与力町に拝領地を得た与力たちが、その住地を「小立野与力町」「野町与力町」と自称したことは注目され、藩の施策によって寛文期に新設された武家地を、藩からの命名がなくとも自主的に「与力町」と呼んだものと理解できる。町名は住民が主体的に自称することで広まり、その後の定着ぶりによって公認されてゆくことを証明する事例であろう。2つの与力町を加えた17町名は、武家地町名として一定の認知をうけた安定的な地域呼称と評価したい。とくに表5で40人以上が利用する 長町 彦三 関助馬場 味噌蔵町 鷹師町 出羽殿町 小姓町の7町については、周知の武家地専用町名として定着していた。このほか 高岡町 仙石町も惣構内部であるという場所柄からみて安定的な武家地町名とみてよい。17世紀後半における武家地町名の定着ぶりが、これら10余の地名から了解できよう。

表5-I 「元禄六年土帳」の武家地町名57

武家地町名	延宝5年人数	元禄6年人数	備考
長町	60+14	124	N地区
彦三1番町~6番町	74+3	106	惣構内部
(関助)馬場1番町~6番町	86+4	81	浅野川
味噌蔵町	51+1	80	惣構内部
鷹師(匠)町	21+2	46	小立野
出羽殿町(出羽町)	15	45	小立野
小性町	21	40	惣構内部
(三社)五十人町	6+1	14	組地
弓之町	6	14	組地(木の新保)
御小人町	2	14	P地区
高岡町	17+2	13	惣構内部
仙石(千石)町	17	12	惣構内部
母衣町	5	7	浅野川
里見七左衛門町	2	7	豎町
古寺町	13	0	犀川M地区
長門町	5+1	0	犀川M地区
備中町	2+1	0	
岡嶋伝蔵町	1	0	
志摩殿町	1	0	
修理谷ノ上千石町	1	0	
津田源右衛門町	1	0	堂形前
土方(堂形)町	1	0	
丹羽織部町	1	0	味噌蔵町の内
八坂町	1	0	
百人町	1	0	組地
水たまり(町)	1	0	新豎町末御歩町
本与力町	1	0	与力町
小立野与力町	0	64	与力町
阿部甚右衛門町	0	9	出大工町の内
野町与力町	0	8	与力町
西町	6	7	もと尾山八町
観音下御徒町	0	6	御徒町4カ所
品川蔵人町(同横手町)	0	6	
加藤十左衛門丁	0	3	長町の内
犀川御徒町	0	2	御徒町4カ所
小立野(足軽)二十人町	0	2	組地
篠原監物町	0	2	
御小人町後御徒町	0	1	御徒町4カ所
浅野川小橋御徒町	0	1	御徒町4カ所
右衛門殿町	0	1	
岡田十右衛門上丁	0	1	長町の内
岡田隼人町	0	1	長町の内
菊池九右衛門丁	0	1	出大工町の内
木梨助三郎丁	0	1	出大工町の内
九里甚右衛門上ノ町	0	1	新豎町末
信濃町	0	1	
(横山)筑後後町	0	1	出羽町近辺
永原主税町	0	1	小立野
馬淵加右衛門丁	0	1	古道
吉田左大夫丁	0	1	東末寺付近
別所三平丁	0	1	小姓町に入る
十三間町足軽町	0	1	組地
豎町足軽町	0	1	組地
駿河守下屋敷四番町	0	1	家中町
九郎左衛門下屋敷一番町	0	1	家中町
横山家中一番丁	0	1	家中町
横山左衛門三番丁	0	1	家中町
(合計)	442	731	

・ - と㊦が継続的な武家地町名である。

表5-II 「元禄六年土帳」に利用された町人地町名

藩士の住所に利用された町名	延宝5年人数	元禄6年人数	備考
1 三社(同宮の後・末)	14	34	広域地名
2 新豎町	5+2	29	地子町
3 出大工町	3+9	28	地子町
4 安江町	1+5	27	本町
5 豎町	4+19	26	本町
6 堤町	9+1	16	本町
7 百性町	6+11	15	地子町
8 三社古道	0	15	広域地名
9 浅野町	5	11	地子町
10 安江木町(宮腰口木町)	2+9	11	半役町(七カ所)
11 塩屋町	6+1	9	本町
12 石引町	1+2	9	半役町(七カ所)
13 材木町	1	8	本町
14 公儀町	2	6	地子町
15 田町	3+1	5	地子町
16 法舟寺町	2+1	5	地子町
17 河原町	4	4	本町
18 古餌指町	0	4	地子町
19 鍛冶町	0	4	半役町(七カ所)
20 木の新保	0	4	本町
21 古道(町)	4	4	地子町
22 御坊町	8+2	3	本町
23 今町	3	3	本町
24 観音町	0	3	地子町(本町)
25 十間町	0	3	本町
26 大衆免	6	3	地子町
27 東御坊町	0	2	地子町
28 石浦町	1+4	2	本町
29 近江町	0	2	本町
30 寺町(犀川寺町)	0	2	
31 南町	0	2	本町
32 吹屋町	0	2	地子町
33 袋町	4	1	本町
34 東末寺町	3	1	地子町
35 伝馬木町	0	1	地子町
36 樋屋町	1+2	1	本町
37 野町	1	1	本町
38 大工町	1	1	役町
39 浅野川四丁木町	0	1	半役町(七カ所)
40 小刀町	0	1	
41 小鳥町	0	1	地子町
42 新町	0	1	本町
43 松原町	0	1	
44 専光寺後町	0	1	地子町
45 森下町	0	1	本町
46 六枚町	0	1	半役町(七カ所)
47 光(高)岸寺町(同前町)	3+1	0	地子町
48 裏末寺町(同前町)	1	0	地子町
49 木蔵町	2+1	0	本町
50 伝馬町	2+5	0	地子町
51 大豆田町	1	0	地子町
52 中町	1	0	本町
53 博労町	1	0	本町
(小計)	189	315	

表6 里見町在住藩士一覧

名前	住居表示(元禄六年土帳)	延宝図地番
1 小幡甚助	里見七左衛門丁	不明
2 脇田小左衛門	里見七左衛門町ノ角、立町	L 4 - 18番
3 田部甚五左衛門	新豎町後丁里見七左衛門丁	L 4 - 33番
4 行山宅右衛門	新立町後、里見七左衛門丁	L 4 - 30番
5 岡嶋忠三郎	立町里見七左衛門丁	L 4 - 23番
6 福嶋忠三郎	立町里見七左衛門丁	不明
7 中村五兵衛	新立町後里見七左衛門町	L 4 - 19番
里見七左衛門邸		L 4 - 25・19番

そのいっぽうで「津田源右衛門町」「丹羽織部町」など、延宝侍帳で使用されたのに元禄6年に使われなくなった町名があり、また延宝にはなかったが、元禄になって新たに使われた「右衛門殿町」「岡田隼人町」「加藤十左衛門丁」「別所三平丁」など藩士名をかぶせた武家地町名が多く登場したことも注目される。ほかに足軽町で3つ・御歩町で5つ、身分名を付けた町名が新たに登場し、下屋敷すなわち陪臣居住区(家中町)の町名が4つ登場した点も注意したい。とくに直臣を対象とする侍帳の中に、陪臣居住地(下屋敷)の町名があったことから、下屋敷に住む直臣がいたこととなり注目したい。

元禄6年の武家地町名でもう1つ特徴的なのは、武家地町名を下記のように重複して記載する事例が多い点である。

長町 織田小八郎丁、津田伊織丁、野々村忠右衛門丁、岡田隼人丁、竹田五郎左衛門丁、吉番丁  
出羽町 菊池九右衛門丁、篠原監物丁、(横山)筑後丁  
小姓町 別所三平丁、後高丁、二番丁  
味噌蔵町 小泉勘十郎丁、原田又右衛門丁、奥村兵右衛門丁  
彦三1番丁～6番丁 渡辺改庵丁、津田伊織町末

長町の例でいうと「長町織田小八郎丁」「長町岡田隼人丁」などと記載されたが、これらは長町という広域町名に含まれるマイナー町名(小名)といえる。明治4年以後、長町1～8番丁が公称となるが、上記の「長町吉番丁」は、小姓町の「二番丁」とともに明治期の公称(小將町1～3番丁)の先駆といえよう。

延宝5年の武家地町名のうち津田源右衛門町は堂形前、丹羽織部町は味噌蔵町に属するマイナー町名であったが(表5 - )、この2町名は元禄6年では町名として使われず「丹羽織部近所」「丹羽織部向」という表記に後退した。上記のマイナー町名の多くも、他方で「同近所」「同隣」「同横」という表記で利用されていた。つまり「～丁」と表記するのか、「～近所・隣・前」と表記するかは藩士の恣意にまかされればらな状態にあった。これらのマイナー町名は地名として安定性がなく、仮の表記、恣意的表記といつてよい。むろん藩の公認地名でもない。しかし、そのようなマイナーで不安定な町名表記から脱して、より普遍性をもつものもあった。その代表が「里見七左衛門丁」である。

里見七左衛門丁と住居表示する7人は表6の通りで、いずれも豎町・新豎町を併用するので位置は新豎町の裏手で一部は豎町と隣接する場所と想定できる。里見七左衛門は金沢町奉行を務めたこともある1200石取平士で、寛文7年図・延宝2年図いずれもL4区25番地に屋敷を構える。里見七左衛門丁と自称した藩士たちは、L4区18・19・23・30・33番などに居住していたので、これをもとに里見町の範囲がおよそ推測できる。その範囲は明治初期からの里見町の範囲に一致し、戦後まで使用された周知の近代金沢の町名「里見町」とほぼ重なる。

マイナー町名である里見七左衛門丁は、元禄以後江戸時代を通して地名として存続したから、明治4年に公式な町名として認知されたのである<sup>(28)</sup>。藩士自身が自称として用いた地名が多く藩士に認知され使用され町人社会にも広がってゆくと武家地町名として安定する。こうなると藩としても無視できなくなるのだと理解される。「里見七左衛門丁」を使う藩士は、延宝5年の2人から元禄6年の7人へと明らかに増えており、19世紀には周知の地名となっており、明治の公称化は自然な流れだった。「里見七左衛門丁」はそのような町名普及の過渡期の地名であり、近代金沢の「里見町」に逢着するものであった。

延宝5年の丹羽織部町・津田源右衛門町も、延宝2年図に載る藩士名が町名に利用されたものであるが、里見町のように継続されず元禄6年には早くも町名として使う藩士はなくなった。津田源右衛門は堂形前に住む3000石の重臣であり、延宝5年に隣にいた笠間氏が一時的に住居表示に利用するだけで終わった。以後はもっぱら、この界限は「堂形前」という住居表示が普及した。津田家も江戸後期になると別地へ移転した。丹羽織部町も織田小八郎町も一時的な利用に終わり普及せず消滅した。

藩士が恣意的に自称することで始まった武家地町名は、移ろい易く安定性に欠けるものであった。多くは淘汰され消えていったが、中には地名として定着するものもあった。表5に掲げた武家地町名57のうち明治4年7月に公称化した 長町1～8番丁 彦三1～8番丁 馬場1～6番丁 味噌蔵町(5町) 上・中・下鷹匠町 出羽町1～5番丁 小將町1～3番丁 高岡町 仙石町 西町1～4番丁 御小



人町・裏御小人町（小立野）与力町1～4番丁 里見町 母衣町（観音下）御徒町1～5番丁は、江戸時代に藩士たちの僭称・私称に始まる地名であった。にもかかわらず永く地名として利用されてきたのは、武家地にも何らかの住居表示用の地名が必要であったことを意味する。中には御小人町・母衣町のように町人居住が展開し町人地町名として換骨奪胎されたものもあった。そのような経緯を背景に明治時代の町名へと引き継がれたが、一方で表5に掲げた多くのマイナー町名が消滅したし、変わって新しいマイナー町名もつぎつぎ生み出された。

武家地を表示するのに「元禄六年土帳」でも多くの町人地町名が利用された。それらは表5 - に掲げたとおりで、53町名が315人以上の藩士に利用されていた。町人地が近接していれば、こうした便宜的な利用で済むが、武家地が連続と続く惣構内部や惣構外部のN区・S区など藩士在住割合の高い地区（本誌8号拙稿）では、独自の武家地専用町名が必要とされた。

明治まで生き延びた武家地町名のうち 長町 彦三 馬場 味噌蔵町 鷹師(匠)町 出羽(殿)町 小姓(将)町 高岡町 仙石町 西町の10町は、元禄期までに町名として不動の地位を占めていた。そこで寛文7年図でこの10町の位置を確認すると、内惣構の内側にあるのは西町(C区)だけで、外惣構の内側では高岡町・仙石町(F区)、彦三町(H区)、味噌蔵町(I区)・小姓町(J区)の5町が配置されていた。また小立野口の要衝にある武家地には出羽殿町・鷹師町(K区)があり、N区には長町、S区には馬場町があった。

このうち高岡町の設置年次は周知の通り慶長17年であり、高岡城隠居中の2代前田利長が40人近い藩士を金沢にもどしたことが立町の要因であり<sup>(29)</sup>、慶長期の都市計画の痕跡を示すものである。仙石町は別に「千石町」とも書かれ、堂形に接する城近くの要衝地である。寛文7年図でその境界の町割をみると200～500歩程度の敷地をもつ武家屋敷が規則的に配置されていた。寛文7年図では、300歩や400歩に縮小されているが、かつては500歩程度の敷地に地割されていたとも想定できる。この町名の由来は千石取り（500歩拝領できる身分）の家臣を計画的に配置したことに拠るのではないかとするなら千石取藩士を意図的に配置する政策が慶長～寛永期に実施されたと推定できる。味噌蔵町と小姓町付近は小姓組士の密集地であるが、味噌蔵町という町名は武家地らしくない。なぜこの地名が使われたのだろうか。『金沢古蹟志』は藩初に味噌蔵のあった所だと指摘するのみだが、味噌蔵の設置年は不明である。しかし、小姓組士の集住があったのちに味噌蔵を設置するのは不自然なので、小姓衆集住以前のこととみられる。利家時代（天正・文禄期）に遡ると想定してよいのではないかと。

「長町」在住と称する藩士たちの居住区を寛文7年図上で拾っていくと、細長い長方形街区が西外惣構から犀川に向かっていくつも屋敷割された広大な武家地が該当する。こうした長方形街区は、城下町初期の武家地建設時に意図的に造成されたものと判断してよい。同様の長方形街区は彦三付近でも確認できる。このような長方形街区の設置時期としては外惣構建設期（慶長前半期）が有力であるが、より正確に時期を特定することが今後の課題である。



写真2 延宝2年図 里見町付近(----はL4区の境界、——は里見町付近)

## 9 結語—武家地町名の意義—

城下町金沢の広大な武家地には、上述のとおり多様な武家地町名が流布していたので、その初見例を紹介しながら、それらが領主による都市計画を解明する手がかりにならないか、いくつか検証をしてみた。その結果、武家地専用の町名は延宝期すでに藩士たちの住居表示に広く利用されており、多くは一時的な私称・僭称にとどまり短期間で忘れられたが、中には延宝期すでに広汎な地域名称として定着し、明治期の公式町名につながるものもあった。また延宝段階では必ずしも安定した町名・地名でなかったものが、18世紀以後も藩士の中に普及・定着し明治に公認されたものもあった。

明治初年まで続いた15の武家地町名について、寛文7年図・延宝2年図を利用すればおよその範囲を特定できる(今回はその作業と検討は見送った)。それぞれの武家地町名の来歴を明確にできれば、城下町建設における武家地造成の都市計画や藩士配置の戦略が見えてこよう。篠原出羽守ゆかりの出羽町、不破彦三ゆかりの彦三町については、今後さらに町名化した経緯や時期を検証する必要がある<sup>(30)</sup>。母衣町・与力町・小姓町・御小人町・御徒町・弓の町など前田家中(軍団)の身分・役職を用いて町名としたものは、その場所を特定することで母衣衆・小姓組士・御歩・与力・足軽・弓組・小者などを城下町のどこに配置したかが明らかとなる。その結果、領主として家中の諸身分をどこに配置したかという、近世大名の都市計画の考え方を窺うことができる。問題はそのような武家町・組地を設置した時期を特定することである。それは城下町形成史を考えると重要な要素となる。御小人町や出大工町を例に行った作業を、今後より徹底して進めていけば寛文以前の城下町作りの経緯はより明確となろう。

城下町の古い町名として著名であっても、17世紀にはとてもマイナーな僭称町名であった。武家地町名は泡沫のように数多く生まれ出たが消滅するのも早かった。町名・地名について藩は藩士たちの自称・僭称に委ね、明確な住居表示政策を示さなかったからである。武家地町名の普及や安定度は城下町住民に委ねたことが予想できたが、藩として最後まで無策であったのか検証を重ねる必要がある。名古屋・鶴岡・中津・鳥取・姫路など他の城下町でも藩士の住居表示の手法を概観すると、金沢と類似した事例があった<sup>(31)</sup>。金沢以外での武家地町名や藩士の住居表示法にも注意し、比較検証する必要がある。

武家地にも町名はあった。しかし、それは藩士たちが自主的に使い始めたもので政策的なものではなかった。だが寛文～延宝期の城下町において、武家地町名のいくつかは確実に市民権を得ていた。この点は少なくとも本論によって納得が得られるだろう。

### [註]

- (1) 本誌8・9号掲載の拙稿では「延宝図」と略称したが、最近その景観年代を延宝2年に特定できたので略称の仕方を変えた。これまで前田三左衛門直之(延宝2年10月死去)の屋敷名と寛文12年に死去した深美縫殿助の跡を継いだ深美右京秀直(寛文13年=延宝元年相續)の名前を載せることから、延宝元～2年の景観と理解してきたが、今回あらためて検証した結果、延宝2年4～5月時点の拝領地居住者を書き上げた絵図だと特定できた。検証方法は「寛文11年侍帳」に、延宝元年～2年に死去した32人の藩士について死去した年・月が( )書きで明示されていたので、この没年月を利用し検証した。つまり死去による代替わりや屋敷替わりがあった32人を延宝図はどう記載したか検討してみたのである。検討結果は表7(末尾に掲載)の通りで、延宝2年3月までに死去した藩士名は延宝図に一切記されず、代替わりした相続者(同姓者)もしくは別人名・別地種(地子地など)に変化していた。また延宝2年5月以後に死去した藩士については死去した本人の名を載せていた。ここから景観年代は延宝2年4～5月と特定でき、その時点で確定した拝領地住民を登録したのが延宝図と判断された。なお「延宝2年図」は石川県立図書館蔵。
- (2) 『日本の近世9 都市の時代』(中央公論社、1992年)、『日本都市史入門』・・(東京大学出版会、1990年)、朝尾直弘1995『都市と近世社会を考える』(朝日新聞社)など。なお金沢の状況は田中喜男1964『城下町金沢』(日本書院)、同1986『幕藩制都市の研究』(文献出版)ほか森田平次著『金沢古蹟志』(金沢文化協会、1934年初刊、歴史図書社、1976年再刊)が詳しい。
- (3) 秋山国三1980『近世京都町組発達史』法政大学出版局、吉田伸之1985『町人と町』講座日本歴史5(近世1)東京大学出版会、杉森哲也1990『町組と町』日本都市史入門 町東京大学出版会、前掲朝尾1995など。
- (4) 寛永14年3月金沢町中御定条々「万治已前定書」(『加賀藩史料』2)。この法令では売買取引の保証人の役割が十人組



に期待されている。なお金沢市2005『金沢市史(通史編2)近世』(391頁)は、十人組の設置(初見)を寛永19年7月令にもとめるが、それ以前からすでにあったとみるべきだろう。

- (5) 前掲『金沢市史(通史編3)近世』(383頁)ほか。
- (6) 金沢市1996『金沢市史(資料編13)寺社』(167～171頁)に収録。慶長2年7月20日付「金沢等本願寺門徒誓詞」は下間少式法橋宛と前田利家の家臣である岡田長右衛門宛の2巻が残る。2008年、龍谷大学図書館にて原本調査の機会をえた。
- (7) この19町について、木越2009「城を中心とした城下町景観の形成と変容」『金沢の文化的景観：城下町の伝統と文化(保存調査報告書)』(金沢市)でその来歴等を検証し町地異動プロセスなどを論じた。
- (8) 十人組については深井甚三1992「金沢 金沢の町・十人組」(『日本都市史入門 町』東京大学出版会)、前掲『金沢市史(通史編3)近世』(391～395頁)が参考となる。
- (9) 金沢市図書館叢書(一)『金沢町 名帳』(金沢市立玉川図書館1996年)。なお本書の原題は「文化八年金沢町絵図名帳」であり、町絵図に付帯したものであるから『町絵図 名帳』と略称する。
- (10) 金沢市2000『金沢市史(資料編6)近世4 町政と城下』(415～425頁)。
- (11) 木越2003「加賀と金沢 金府の見立番付」(『番付で読む江戸時代』柏書房)。
- (12) 前掲金沢市2000『金沢市史(資料編6)近世4 解説(22～23頁)、『稿本金沢市史(市街編2)』(名著出版、1973年再刊)の第11章「町地の易置及町名の改廃」が詳しい。明治4年の廃藩置県後の金沢町の町数は明治22年まで530～536の間で推移する。なお、文化8年『町絵図 名帳』の町数の数え方は、金沢市図書館叢書(一)『金沢町 名帳』の解説に掲載された一覧表に拠って178町としたが、重複記載などを勘案すると165町前後となる。町名の定義の仕方や整理の仕方で若干の異同が出ざるをえないので概数として捉えておきたい。
- (13) 『加能郷土辞彙』、前掲『金沢古蹟志』。なお織田小八郎邸の近くに室鳩巢邸があった。
- (14) 『加賀藩御定書』前編(巻7)金沢文化協会1936年。
- (15) 『金沢古蹟志』によれば、長門町は山崎長門守長徳という前田利長の重臣屋敷の所在にちなむ地名で長町南部にあった。山崎長門の屋敷は城内にあった時期もあるが、寛永16年の大聖寺藩分藩時に分家し大聖寺藩に移った家と加賀藩に残った家に分かれた。前田家に残った兵部家は小立野口に屋敷を変えたので、長町にあった山崎邸は寛永以前の邸地であり、寛文期には他の武家屋敷や町人地が展開していた。母衣町は浅野川南岸の彦三町と尾張町の間を縫う西内惣構北端付近にあり(H2区)、母衣衆(御歩士)の集住地であったが、土地柄から町人の混在が進み元禄期には地子町となっていた。備中町は岡嶋備中一吉の下屋敷地が上げ地となり町人居住地となったものだが、町人地に転換した時期と下屋敷地収公時期は『金沢古蹟志』の説明に矛盾があり、さらなる検証が必要である。
- (16) 前掲田中1986など。
- (17) 藩主のため弁当・鉄箱持ちなどの雑役に従事する藩直属の武家奉公人で定員は約80人(加能郷土辞彙)。加賀藩の武家奉公人については木越2008『日本近世の村夫役と領主のつとめ』(校倉書房)が詳しい。
- (18) 前掲木越2009「城を中心とした城下町景観の形成と変容」。
- (19) 田中喜男1977「城下町の成立・変容」『伝統都市の空間論・金沢』弘詢社および『金沢古蹟志』は寛永8・12年の町地再編を論ずる。文政6年の町名は「又新齋日録」(『加賀藩史料』13)、高樹文庫蔵「金沢城下図」(前掲『金沢市史(資料編6)近世4』630頁以下)。周知の文政6年の町名改正にあたり、町人地町名としての西町が復活したが、それは武家地の西町と異なる場所での復活であった。また享保年間に成立した「石浦神社氏子絵図」に西町と御門前町の位置を明示する。その意味を解釈するのは難しいが、御門前町の住民の一部は近世初頭の西町在住町人であり、新たな在住地である御門前町を西町と呼ぶ認識が潜在していたのかもしれない。武家地の西町が明治になって開放されると、江戸後期の町人地の西町は下松原町となる。
- (20) 西町を住居表示に使う藩士たちは寛文7年図でいえば、C3区3～8番、C2区6・8番などに居住し、明治4年以後の西町1～3番丁と合致する。これにたいし文政6年以後に登場する西町は、内惣構沿いの御門前町の北側にあり、武家地の展開する西町と町域が異なる点に注意しなければならない。
- (21) 前掲田中喜男1977、『金沢古蹟志』が具体的に寛永8年・12年の町地移動を解説。木の新保の移転については木越隆三2006「金沢城下 内惣構の築造時期について」(『陶磁器の社会史』桂書房)、南町の移転については、前掲木越2009「城を中心とした城下町景観の形成と変容」で論じた。
- (22) 寛文7年図・延宝2年図のP11区57地番(全部)、P12区48地番(全部)とP13区37地番のうち1～20番地を図1に新たな連番で示し、図1・2の説明用の連番とした。
- (23) 前掲木越2008の7章・8章。なお『金沢古蹟志』巻30「御小人組跡」の解説で、本論と同じ趣旨を指摘するが「元禄の金

沢図には、御小人の宅地の事を記載せず。是既に絶えたるものなるべし」と評価した点は従えない。御小人町周辺での御小人など直属奉公人の居住は元禄以後もなされていたと考えられるからである。なお御小人町の「文化8年町絵図」を子細に見ると、P11区56番地は隣接する上材木町(本町)の飛地であり、寛文7年以前から「材木町の内」と記載される。また中山五兵衛という下士の屋敷であった49番は「文化8年町絵図」では「拝領地」とされ十人組から除外されていた。こうした散り懸かりの複雑な空間は町地が浸食されたのではなく、組地が本来の姿を喪失した結果生じたもので、寛文期から起きていた現象であった。

- (24) 惣構の建設時期や経緯については、前掲木越2006で新見解を示し、前掲木越2009「城を中心とした城下町景観の形成と変容」で、外惣構の建設時期を慶長15年ではなく、もっと繰り上げるべきと主張した。
- (25) 元禄9年から地子町としてみえる。天正12年の大工招聘と屋敷付与の段階では未成立であり、慶長以後の大工拝領地の拡充・移動のなかで成立したものとみられる。藩から切米・扶持を拝領する御大工・扶持人大工・金沢組大工の居住地で大工肝煎が管轄する組地の一種。
- (26) 文化8年「町絵図 名帳」では、2組の組合頭のもとに61軒の御大工・町方大工等が住むほか、別の地子町肝煎の支配下の組合に8軒の商工民がいた。「文化8年町絵図」では、これら70名ほどの居住地を文化8年の出大工町として載せる。
- (27) 後藤家文書8号(石川県立郷土資料館1970「後藤家文書目録(紀要1号)」)石川県立歴史博物館蔵。「延宝五年侍帳」のうち1160人に住居表示があったが、「江戸引越」「在江戸」「京」「今石動」などの表記や、藩から貸与された「御貸小屋」(城近辺)に居住したことを記した人名(95件)、父や兄の屋敷に同居する旨を注記した人名等(66件)については、明確な住所が不明なので除いた。
- (28) 「稿本金沢市史」(市街編2)によれば、里見町が明治4年7月に編成された7区534町の1つとして掲載されるが、これが公式町名として初見とみられる。
- (29) 前掲「金沢古蹟志」の高岡町の項および「加賀藩史料」2。
- (30) 出羽殿町は前田利家が寵愛した小姓の一人で、のち重臣となった篠原出羽守一孝邸跡に展開する武家地。一孝は2代利長の信頼も得て慶長10年から年寄衆となり多くの重要法令を発した。しかし、元和2年に病死したあと男子に人を得ず、三男一孝が2代目となるが元和7年死去。3代重孝の知行高は大きく削減され3000石となり屋敷地も大きく削減されたと推定される。元和までの広大な敷地跡は寛永以後、他の藩士の屋敷地となり、その一帯を「出羽殿町」と呼ぶようになったのではないかと(「金沢古蹟志」「篠原出羽守代々記」)。同様に彦三町は、府中三人衆の1人である不破彦三光治の子孫が前田家中となり、この地に屋敷を構えた。不破邸のあった武家地をランドマークとして町名化し、それが普及した結果、広大な武家地に広がったと推察される。本論の考察から彦三町すべてをかつての不破邸とみる必要はない。初期の武家地町名として近隣の藩士たちから住居表示のランドマークとして広く利用され、寛文期に広く普及した代表例であろう。
- (31) 名古屋については碁盤目状の街路に「天王筋」「東土居筋」「桜馬場筋」などの名称が付けられたので、武家地の住居表示の多くはこれによっており、武家地の住居表示として一つの典型をなすが、鷹匠町・御台所町などの武家地町名もあった。鶴岡・中津・鳥取などの城下町絵図を眺めていると、明らかな武家地町名が散見できるが、米沢の場合は城廻りの武家地に20を超える武家地町名が書かれており、金沢以上に明確に武家地町名があったことが窺える。詳細は今後の比較検証に委ねたい。なお、享保10年「米沢城下絵図」に書かれた城周辺の武家地町名を例示すれば以下のとおりである。

- |          |        |          |
|----------|--------|----------|
| ・東堀端片町   | ・五十騎町  | ・縮山口町    |
| ・南堀端片町   | ・片五十騎町 | ・新町一～四ノ町 |
| ・北堀端片町   | ・無足町   | ・猪苗代片町   |
| ・膳部町     | ・直峯町   | ・西中間町    |
| ・土手ノ内膳部町 | ・代官町   | ・同心町 ほか  |



表7：「延宝金沢図」景観年次に関する基本データ

	寛文11年侍帳 藩士名	死亡年月	年齢	知行高(石)	役職	延宝図記載	延宝図地番
1	戸田小源太	延宝元年9月	25	550	近習組	姓変更(長谷川 戸田)	F 2 - 28
2	箕浦五郎左衛門	延宝元年10月	72	300	馬廻組	別家(大窪半兵衛)	N 3 - 13
3	青木五左衛門	延宝元年10月	68	250	馬廻組	(同姓)儀兵衛	N 18 - 7
4	山本又四郎	延宝元年10月	80	200	馬廻組	(同姓)惣左衛門	M 6 - 5
5	小瀬甫庵	延宝元年10月	64	200	組外医師、書物奉行	(同姓)順理	I 3 - 4
6	佐々木道求	延宝元年10月	76	100人扶持	無組付	地子地	O 18 - 6
7	西尾主馬	延宝元年10月	61	500	馬廻組	(同姓)五郎左衛門	S 18 - 13
8	内藤清兵衛	延宝元年10月(無嗣断絶)	45	300	馬廻組	別家(矢嶋)	S 25 - 23
9	大野馬左衛門	延宝元年12月	61	300	馬廻組	(同姓)3人連名	N 19 - 2
10	村上市郎右衛門	延宝2年正月	60	1,000	馬廻組	(同姓)源五郎	H 2 - 14
11	菅野久兵衛	延宝2年正月	53	200	小将組、役銀奉行	(同姓)伝右衛門	H 6 - 4
12	大村伊左衛門	延宝2年2月	60	100	城番馬廻組	(同姓)市助	K 2 - 40
13	福田惣右衛門	延宝2年3月	60	400	小将組、表納戸奉行	(同姓)久太郎	F 4 - 11
14	沢村甚右衛門	延宝2年5月	49	150	射手組		N 1 - 15
15	松田安丞	延宝2年6月	15	110	馬廻組		N 16 - 3
16	橋本治部左衛門	延宝2年7月	60	400	馬廻組、能美石川河北郡奉行		P 3 - 16
17	田伏弥右衛門	延宝2年7月	55	300	馬廻組、能州四郡々奉行	別家(山崎小兵衛)	F 4 - 15
18	毛利宗左衛門	延宝2年7月	34	250	馬廻組		N 16 - 12
19	永井喜兵衛	延宝2年7月	74	200	馬廻組		K 2 - 36
20	桑嶋藤右衛門	延宝2年8月	61	250	小将組		N 18 - 4
21	木村藤兵衛	延宝2年8月	88	400	馬廻組		G 2 - 18
22	原八郎右衛門	延宝2年8月	71	250	馬廻組		I 4 - 27
23	三階八郎左衛門	延宝2年9月	56	400	馬廻組		N 11 - 1
24	清水勘助	延宝2年9月	68	150	城番馬廻組		C 2 - 5
25	中村九郎右衛門	延宝2年9月	80	130	城番馬廻組		G 2 - 11
26	青木新右衛門	延宝2年9月	63	120	小将組		I 4 - 26
27	河内山半助	延宝2年9月	62	120	城番馬廻組		I 4 - 14
28	前田三左衛門	延宝2年10月	68	1万50石	人持組頭、小松城代		G 3 - 20
×	高木吉右衛門	延宝2年	39	800	馬廻組	なし	×
×	生田丈仙	延宝2年2月	36	黄金5枚30人扶持	組外外科医	なし	×
×	後藤加右衛門	延宝2年5月	64	300	馬廻組	なし	×
×	内藤休甫	延宝元年12月	79	10人扶持	組外、蟄居	なし	×

## 近世中期加賀藩の医者と金沢城内での医療

池田仁子

### はじめに

近世の医者について<sup>(1)</sup>、これまで筆者は加賀藩の蘭学の受容という観点から医者の動向を窺い<sup>(2)</sup>、また、藩老横山家の出生との関わりや城下町金沢等における暮らしの中の様々な治療の事例など<sup>(3)</sup>、いくつか考察を試みた。これらにおいては漢方・蘭方医らは神農講などの文人サロンの中で、医学上のことや漢詩の会等文学上の情報交換を行ない、一方、庶民の側も藩医など医者総体に対し良医か藪医者か、評判記や川柳・狂歌、イロハがるた等戯言の中で医者を様々に評価・批判・揶揄する場合があったことなどを紹介した。これらは主に近世後期の医者に関するものであるが、近年では同前期の医者に関して取組み、「寛文七年金沢図」及び「延宝金沢図」(ともに石川県立図書館蔵)の解読と両図の比較検討を試み、藩医の居住位置の確認と履歴の検索、貞享期5代藩主前田綱紀と恭姫・豊姫の事例から藩医堀部養叔等による金沢城内の二ノ丸や金谷出丸での医療等について垣間見た<sup>(4)</sup>。引続き昨年は、近世前期の侍帳及び上記両図掲載の医者をそれぞれ検索し、各々の祖の藩出仕の時期や屋敷拝領をめぐる問題、元禄期二ノ丸での綱紀の医療、子女の診療と金谷御殿での利用、京都より下向の医者と城内での活動などについて考察した。右においては、特に両図に掲載された医者はすべて惣構堀の内側ないしその近辺に屋敷を拝領していることを最終的に確認し、両図掲載の人名、すなわち屋敷拝領の者の中には町医者も含まれていることが分かった。また、侍帳の中では総藩士における医者の割合は1~2%程で、初期の医者は無役衆・薬師衆といわれたが、万治以降は組外組(衆)としての扱いとなり、他方、従来6代藩主吉徳の代から始まるとする金谷御殿の居住空間の機能は、綱紀の代の貞享4、5年(1687・88)よりすでに開始されていたことなどを紹介した。さらに、京都出身の医者における藩への召抱は他の藩医に比べ高知行・高禄であった点等を指摘した(池田仁子「加賀藩前期の医者と金沢城内での医療」、『金沢城研究』9号、石川県金沢城調査研究所、平成23年、以下、前稿と略記)。

本稿では以上のことを踏まえながら、近世中期の医者と金沢城内での医療などについて考察したい。初めに前稿の最後に取り扱った元禄元年(1688)の侍帳を基調とし、同6年・享保9年(1724)・天明3年(1783)の各侍帳に、どのような医者が掲載されているか検索する。次に金沢城内での診療と医者の動向について、1、近世中期、2、近世中期として、それぞれの動向を2期に分けて考察したい。1では主に享保元年~宝暦8年(1716~1758)頃までの事例を金沢市立玉川図書館加越能文庫の「中川長定覚書」・「遠田日記」(嘉永3年恒川登寿写)・「大野木克寛日記」<sup>(5)</sup>のほか、前田土佐守家資料館所蔵文書を中心に、金谷広式御用と後の藩主前田宗辰の誕生、前田吉徳の治療と逝去、前田重熙・同重靖・同重教・同治脩等藩主らの診療、これらを通じた藩医の文化交流の事例、さらに、江戸詰の拝命、金沢城内での規式、縁組や相続、藩士の診療など医者の諸相を垣間見る。また、吉徳の診療に京都より下向した医師が、どのようにして金沢城内の二ノ丸に案内されたか、さらに、金沢において在職中に死去した藩主は6代吉徳及び9代重靖であるが、葬送などについて比較的詳細に分るのは、吉徳であることから、その棺が城内の何所を通過したかなど、金沢城内<sup>(6)</sup>の葬送儀礼の側面をも垣間見る。2では宝暦9年~天明6年(1759~1786)頃までの事例を「諸事被仰出等記」「押留(屋敷方)」(ともに加越能文庫蔵)及び前田土佐守家資料館蔵「頭書一記三番」から考察する。ここでは、江戸詰や金沢城内での規式、相続・縁組など医者の諸相、医者の屋敷に関する問題、最後に流行病治療のための領内への派遣や江戸上屋敷・中屋敷詰等についてみていく。

すなわち、各侍帳に記載された医者が、どのように活動したか、藩の医療体制はどうだったのか、金沢城における藩主を中心に一部藩士や庶民の医療、医者・医療を通じた金沢城内の利用について、

いまだ明らかでない、こうした基礎的な研究の積重ねこそが肝要と考える。なお、本稿では主に藩や藩主前田家の御用を勤める藩医及び一部の御家中医・町医といった御用医者を中心に考察する。

### 一、近世中期の侍帳にみる医者

元禄元年・同6年・享保9年・天明3年の各侍帳に登載された医者を検索し、[表1]にまとめた。この表では元禄元年の侍帳を基調にして、慶長期から医家として藩に出仕した系統をみると、寛文期からみえる鈴木道倫及び高田家の系統(前稿)は、同6年以降の侍帳には見えず、医家としては退転したものとみられる。また、5代藩主綱紀の信任篤かった堀部養叔の系統は、少なくとも享保期の侍帳までは記載されているが、天明3年侍帳には無記載である。因みに「諸士系譜」(加越能文庫)によれば、堀部家は 休庵 養叔 養碩 養竹(元文2年没) 養叔(三竹、20人扶持、延享3年没) 三伯(五人扶持)と続くが、三伯が早世したため当家は断絶することが分かる。さらに、藩医の坂井家・堀部家・小瀬家は互いに姻戚関係にあるが、享保9年の侍帳記載の西町に住む小瀬順竹は、復庵・良正・桃溪ともいう坂井順元の子で、坂井家から小瀬家へ養子に入る。同人は公家の二条綱平より綿を、同吉忠より500疋を、栄子内親王(霊元院天皇皇女、綱紀娘栄の夫吉忠母)より近江八景・六歌仙(絵カ)をそれぞれ下賜される。また、順竹が作詩に長じ、新井白石がそれを賞賛したことが室鳩巢の正徳3年(1713)書状にみえる(森田柿園編「温故集録」巻42、加越能文庫)<sup>(7)</sup>。

次に、元禄元年侍帳に登載の医者は28人、同6年侍帳は26人というように、人数上大差はない。これは5年という短い期間で、同じ5代綱紀の治政である。しかし、享保9年侍帳は35人、天明3年は藩の御用を勤める町医者6人を含め、49人というように急増していることがわかる。その理由として、一つは年限の長さに依り様々な事態が起きたことも考えられるが、最大の理由は藩主交代に伴い信任の医者も変化していったものと解せる。すなわち、享保8年(1723)に6代吉徳が、延享2年(1745)に7代宗辰が、同4年に8代重熙が、宝暦3年(1753)5月に9代重靖が、同年10月に10代重教が、明和8年(1771)に11代治脩がそれぞれ襲封するなど、短期間のうちに藩主が次々と代わったことに依り藩医の需要が高まり、各時期の藩主を中心に正室・側室・子女など藩主前田家では金沢・江戸両地で多くの医者が必要としたものと考えられる。これらの中では、享保9年の35人につき、元禄期にみられないものの、近世前期にみえる小瀬・山科・津田を除き、南保玄仲(玄隆弟、新知出仕)及び林・池田・大庭・赤佐・大高・横井・稲尾・松原・小川の10人がこの期の新規採用である。また、天明3年には享保10年以降の新規の医家は、八十嶋・石黒・江波・内藤・魚住・大津・森・丸山・中村・奥田(橘庵含む2人)・今井・有沢・関口・二木・桜井の15家16人と多数に上っていることがわかる。ここには、前述のように享保から天明まで比較的短い期間に5人も藩主を現出させた背景がある。

ところで、元禄6年以降の侍帳では、石高などをみると、享保9年の堀部養竹・南保玄隆が600石で、もっとも高く、次いで同年の林伯立が500石である。南保家は初め京都の医者であったが、玄達の代に金沢へ下向し、元禄2年400石で出仕、綱紀の診療に当たっている(前稿)。養碩の子の堀部養竹は、先にも少し触れたが、養叔の孫で江戸生まれである(加越能文庫「諸士系譜」)。また、林家は「諸士系譜」に依れば、林玄育(元禄3年江戸にて召出、600石、正徳5年没) 伯立(5人扶持、享保9年500石、加州へ引越、同18年没、60才) = 玄潤(=は養子を示す、実は江戸町医板坂仙庵の子、宝暦6年没) 玄悦(500石から450石、天明5年医業未熟につき減石、享和元年没、67才)とみえる。このうち、玄潤は「遠田日記」延享2年(1745)正月29日条に二ノ丸へ煉薬を持参することが記され、この時すでに江戸より金沢へ引越していることがわかる。このように南保・堀・林の3家とも医者としては、他の藩医と比較すると高知行で、ともに京都・江戸ゆかりの医者である。ここでは前田家が京・江戸といった中央からより優れた医者、良医を求め召抱えるといった側面が、近世前期同様、中期にも継続されていることが確認できる。また、各時期の侍帳における医者の人数は、侍帳に記載の総人数の1.5~1.7%程である。近世前期の医者については、全体の1~2%であることが前稿でわかったが、中期もこの範囲内であることが確認できる。

[表1] 元禄～天明期の侍帳に記載された医者一覧

番号	元禄元年[1688] 28人	元禄6年[1693] 26人	享保9年[1724] 35人	天明3年[1783]49人 (町医6人含)	分類
1	堀部養叔 300石	(元は仙石町、焼失後は長町稲垣三郎兵衛向)			A
2	坂井就安 200石				A
3	坂井泰順 200石				A
4	藤田玄碩(元徳カ) 200石	西町中程	玄倫 10人扶持	道因 10人扶持	A
5	不破養伯 150石		玄澄 150石、外科	瑞元 7人扶持	A
6	山科長安 600俵		教庵 50人扶持		A
7	大石三折 400俵	西町算用場後	駒之助 10人扶持、西町	三哲	A
8	堀部養碩 20人扶持	養叔と一所	養竹 600石、長町		A
9	加藤玄好 10人扶持	西町橋の際右角	玄教 10人扶持	玄叔 7人扶持	A
10	内山三清 10人扶持	堤町ノ後、中川采女となり	覚仲 100石、堤町	養福 200石	A
11	堀部養寿 10人扶持				A
12		藤田ト庵 ミそくら町、人見才三郎近所			A
13		藤田玄仙 西丁左ノ方、角より2間目			A
14			津田正流 50人扶持	寿軒	A
15			山科補安 50人扶持、彦三1(番町)		A
16				津田正溪 30人扶持	A
17	鈴木道倫 300石				A
18	高田祐庵 200石				A
19	山脇順永 200石	彦三3番丁入口角	正寿 20人扶持、彦三町		A
20	富山周甫 200石	「玄周」千石町			A
21	堀 宗叔 150石		宗佐 20人扶持	宗叔 5人扶持、外科	A
22	能勢玄竹 150石	「野瀬」安江丁後、関屋市右衛門向	野瀬玄達10人扶持、外科、升形後	玄竹 5人扶持	A
23	矢田周閑 150石	「しうかん」香林坊橋ノ上、惣川ノ見付せうし	周伝 150石、外科、立町	周伯 7人扶持	A
24	久保寿静 100石	久保吉佑ならひ(彦三7番丁)	寿斎 250石、御針、彦三7(番町)	20人扶持	A
25	加木道意 100俵		加来順徹 10人扶持	加来元達 5人扶持	A
26	橋(端) 玄川 600俵		玄徹 50人扶持 千石町	丈庵	A
27	亨徳院 300俵		300石	「曲直瀬」	A
28	江間慶嘉 60俵		曾竹 10人扶持、堤丁後	元順 7人扶持	A
29	江間口安 60俵	「口庵」	竹林坊 10人扶持、西町	口庵 歯医師	A
30	馬嶋柳庵(金子5枚)	小幡宮内向、御かしや			A
31	佐々長琢 10人扶持		伯順 5人扶持、高岡町	正益「法橋」250石	A
32	佐々木宗甫 10人扶持	寿徳 あかすの門ノ外、山科長安向角	宗甫 10人扶持、御針	宗庵 5人扶持	A
33	江間口竹 10人扶持				A
34		久保定興(彦三5番町永原治七後)	貞能 20人扶持、御針	「定能」	A
35			小瀬順竹430石、西町(復庵、坂井順元)	甫元 20人扶持	A
36		礮野道順 香林坊橋少川上			B
37		礮野玄察 立町魚屋丁後、柿木畠ノ方			B
38		高桑元春 宗仙(安房守坂ノ下)近所	正悦 150石、御針、長町		B
39		南保玄達 前田備後近所	玄隆 600石、高岡町	玄伯 300石	B
40		長崎林寫(西町)			B
41		黒川覚針(後川原町井上清左衛門近所)			B



番号	元禄元年[1688] 28人	元禄6年[1693] 26人	享保9年[1724] 35人	天明3年[1783]49人 (町医6人含)	分類
42			林伯立 500石	玄悦 300石	C
43			池田玄真 升形后、200石	昌貞 「法橋」	C
44			南保玄仲 150石		C
45			大庭探柳 150石	卓元 10人扶持	C
46			赤佐玄祐 10人扶持、塩屋町		C
47			大高東元 20人扶持	「大高」(東栄厚胤) 10人扶持、江戸	C
48			横井玄志妻 7人扶持	元泰 200石	C
49			稲尾寿休 150石、御針、新立町		C
50			松原寿永 15人扶持、御針		C
51			小川玄安 10人扶持、御針、安江町	寿円	C
52				八十嶋寿三 200石	D
53				石黒周軒 15人扶持	D
54				江波三意 20人扶持	D
55				内藤恂良 30人扶持	D
56				魚住道徹 20人扶持	D
57				大津柳仙 15人扶持	D
58				森快庵 10人扶持	D
59				丸山了悦 7人扶持	D
60				中村文安 10人扶持	D
61				奥田 10人扶持	D
62				今井玄昌 150石、外科	D
63				有沢長庵 10人扶持、外科	D
64				関口道育 10人扶持、外科	D
65				二木順白 15人扶持、鍼医師	D
66				桜井了元 5人扶持	D
67				奥田橋庵 5人扶持、捻	D
68				千秋宗俣 御用町医師	
69				白井宗塵 御用町医師	
70				上田養元 御用町医師	
71				黒川元良 御用町医師	
72				長谷川覚峯 御用町医師	
73				高沢仙立 御用町医師	

\* は金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵、 は石川県立図書館森田文庫蔵、分類のA・A は池田仁子「加賀藩前期の医者と金沢城内での医療」(『金沢城研究』9号、石川県金沢城調査研究所、平成23年)より作成。 は前時期または前々時期と同じ場合を示す。

次に、[表1]では試みに、各侍帳の医者やその先祖が藩に召抱えられたのはいつごろなのか、医家としての初出をみるため、分類の欄を設けてみた。ここでは17世紀前半(慶長～寛永期<1596～1643>)に初出の家をAとして、また、同後半(正保～元禄元年<1644～1688>)に初出の家をAとした(前稿の[表1A]の医者をAとし、[表1B]の医者をAとした)。さらに、今回新たに上げた元禄6年の侍帳に初出する医家をB、同様に享保9年の侍帳初出の家をC、天明3年侍帳に初出の医家をDとした。その結果、Aは16家、Aは19家、Bは6家、Cは10家、Dは16家である。すなわち、Aがもっとも多く、次に多いのがAとDである。換言すれば、各時期の侍帳初出の医家は、17世紀いわば近世前期の侍帳及び天明3年の侍帳記載のものももっとも多い。このことは、藩医という職の体制はほぼ17世紀までに安定化の傾向にあり、さらに18世紀近世中期に至り、多くの藩主交代による藩医需要に伴って、新規採用が増加したといえよう。因みに、近世前期から天明3年の時点まで存続している医家は20家あり、天明3年時の藩医のほぼ半数を占める。

しかしながら、以上は侍帳の中で「士分」として登載された医者である。因みに[表1]に示した天明3年の侍帳登載の「御用町医師」は、「公事場・非人小屋御用町医師、御目見被仰付」る者として、千秋宗倭・白井宗塵・上田養元・黒川元良・長谷川覚峯・高沢仙立の6人が登載されている。右にみるように、かれらの身分は町医師であるが、藩の施設で「御用」を勤めるという点で、准藩医ということになる。右6人のうち公事場御用を勤める黒川元良は、侍帳記載の2年後の天明5年10人扶持の藩医として登用され、寛政10年(1798)には20人扶持となる。なお、黒川家については、「寛文七年金沢図」にも記載され、屋敷を藩から拝領し、「前田貞親手記」にも登場するなど、近世前期から准藩医の如き側面を有していた<sup>(8)</sup>。また同様に、公事場御用を勤める長谷川覚峯の養子学方は、養父と同じく公事場を含む「三ヶ所(公事場、町会所、犀川川下の3箇所の牢)御用」を勤め、寛政12年には町医師より藩医に登用され、15人扶持の外科医師として活動し、文化4年没する。続く学方の養子学方茂は、文化4年7人扶持、天保13年(1842)100石となる(「諸士系譜」)。この間、学方茂は文政3年(1820)和漢蘭折衷医の華岡青洲に入門していることから<sup>(9)</sup>、医者としての信頼度の一つとして、中央の著名な医者の下で修学してきたという経歴が重要視され、こうしたことが藩医の増額や昇格などの際に作用したことを窺がわせる。以上、黒川らの事例にみるように、屋敷拝領の町医師などは、藩の御用をも勤める医者も少なくなく、藩医と同様、御用医師の類に含めることが出来、また、このような医家の中にはのちに藩医に登用されていく家も少なくなかった。

## 二、金沢城内での診療と医者諸相

### 1、近世中期<I>の動向

#### ①金谷広式御用と宗辰の誕生

近世中期< >の動向においては、まず金谷広式御用と宗辰の誕生に関し、「大野木克寛日記」から紹介しよう。享保10年(1725)4月25日条によれば、御懐妊した金谷広式女中松尾の方が御産「御催」となり、その沙汰が密々に成され、御医師が広式へ「群参」、ついに宗辰(勝丸)が誕生した。同年5月2日宗辰の御七夜祝として、医師では南保玄隆は白銀・絹などを拝領、久保寿斎・林白立・山科教安・南保玄仲・久保定能・松原寿永・森元育へも金品の下賜が成された。なお、大野木は享保21年9月22日久保定能が病死した由の報を松田元貞より得ている。同年10月25日宗辰出生祝の御能に付、御医師も御能の見物を許可され、料理を拝領する。また、同年11月22日池田玄真は金谷広式御用を拝命する。

これに先立ち、貞享4年(1687)金谷御殿で誕生し、宝永4年(1707)藩老前田孝資に嫁し、発病した綱紀の娘豊姫の診療場所は定かでないが、享保3年10月2日藩医が中心的に診療を行なっている。ここには、嫁ぎ先の前田孝行(孝資父、豊姫舅)・孝資家中の医者名前は見出せず、治療医者はすべて藩医である。治療場所は金沢城内、特に金谷御殿である可能性も否定できないのではなかろうか。その様子について、次に「中川長定覚書」より窺がってみよう。この時綱紀は在府中であり、在江戸の重臣中川長定ら3人宛ての前田孝行・孝資の書状によれば、9月20日頃より豊姫は「御面躰御腹等に茂

少々御浮腫」が見え、御小水や御薬・御食事も減少し、南保玄隆が投薬、高桑玄春・久保定能が針治療する。24日の夜中食物を少し吐瀉された故、当時脚気のため、山中温泉に湯治中の池田玄真も10月4日には帰宅することとなる。その後金沢より発足の早飛脚による5日参着の書状によれば、豊姫の御様態は9月晦日ころまでは小康状態であったが、10月朔日には針治療が行なわれ、「参附湯、毒氣之湯等」も使用されるや否や、前田孝行・孝資等が示談にて、魚住道仙が朔日より薬を調進する。しかし、豊姫の病状は急変し、10月5日ついに死没する。右魚住道仙の詳細については明らかでないが、「諸士系譜」によれば、道泉(仙) 道徹 道徹(安永9年召出、20人扶持、天明2年30人扶持、寛政2年没)と見え、藩医としては初代の人であることがわかる。

## ②前田吉徳の診療と逝去

延享2年(1745)6代藩主前田吉徳の診療と逝去について、「遠田日記」「大野木克寛日記」より検索し、整理すると[表2]のようになる。加越能文庫の「遠田日記」は前述のように写であるが、[表2]でもわかるように、その記述は「大野木克寛日記」に比較し、1項目の内容は比較的詳細ではない箇所も多々あるが、著者遠田自省は、前田家の奥向に関する情報を一早く入手し、簡潔に日記にまとめており、全体的に吉徳の動向が的確に把握されている感がある。これはそれぞれの著者が当時近習役の遠田自省と奏者役の大野木克寛といった役職上による情報入手上の相違等にも依るのであろうか。すなわち、近習役は家老の支配下にあつて藩主のより私的な面を司り、一方、奏者番は藩老の下で藩主のより公的な面を担当する。とはいえ、両者とも藩主の近くに侍り御用を勤めるという近侍御用の役目を担っていたことに相違はない<sup>(10)</sup>。ともあれ、[表2]のように両日記より金沢城内における吉徳のこの年の様態と医者診療について、以下、順次みていくこととする。

延享2年4月21日江戸を出立し、5月6日金沢に着城する吉徳だが、その道中時気に当り、以後体調不良気味であったため、南保玄伯より投薬を受ける。9日に至り、南保玄伯・林元潤・池田玄真・久保寿安が拝診し、薬は在江戸以来南保が調進していたが、15日には林も加わり投薬する。16日様態はさらに不良となり、17日は少し快然、18日には中村正白・佐々伯順・小宮山全柳も拝診し、また、林の1人了簡で人参1分を加えた「六君子湯」を投薬すると、幾分快方となる。21日には御小水が残り、少々悪化、この日より池田が人参3分宛て加え薬を調進する。それまで人参は5厘、7厘、2分というように、次第に増加させたが、効果が出なかったためという。25日には町医者の原田玄覚(玄格、のち藩老本多家家中医、「大野木克寛日記」寛延3年8月12日条)・奥田宗真、藩老横山家の家中医の岩脇碩安、町医者の小林意仙(のち藩老長家の家中医、100石、「大野木克寛日記」寛延2年2月27日条)等、藩老の家中医や町医者も拝診に加わる。25日少し快方、浮腫は少し減り、小水御快通、食欲も少し出る。26日晚より再び悪化、不眠となる。27日より佐々の薬に転じ、江戸詰の大高の金沢召寄せも決まり、二条家へ嫁した綱紀の娘栄君の「御附属之輩」による京都の良医候補3人に付、「老中席」(「大野木克寛日記」)「年寄衆」(「遠田日記」)より同27日、京都屋敷の役人へ達状が出され、他方、病平癒の寺院の祈祷も開始される。

右京都の良医3人について、京都詰の役人へ向け達せられた医師は山脇道作・生駒玄説・辻祐安の3人であったが、山脇・生駒は禁裏御用を勤めており、天脈も何う医師のため「御所司へ」は無届けでの他国への下向は、困難なため「遅滞」になりがち故、町医師で二条家へも「参上」している祐安の下向が、まず決定する。このほか、「加川多仲」という「大儒・大医」がいるが、「異風成療薬用申候」医者につき除外したが、同人は「京都・大坂近国当時之名医之由申候候」という(「大野木克寛日記」延享2年6月2日条)。この加川多仲は香川修庵(1683~1755)のことで、太冲・衆徳・一本堂とも称する播磨姫路出身の名医である。元禄13年京都に遊学し、古医方の大家後藤良山や儒学の伊藤仁斎に師事、「儒医一本説」を主張、薬を試みてその効力を確認するという、現代医学の実験研究と一脈通ずると評価される医者である<sup>(11)</sup>。このように、京都を中心にした著名な医者を加賀藩の重臣らが把握し、藩のため前田家のために、優れた良医を求めていた様子がここに窺われる。



[表2] 延享2年(1742)前田吉徳の様態と診療に関する主な記事

月	「遠田日記」の記事	「大野木克寛日記」の記事
5	<p>16日吉徳様態不良、遠田は御機嫌伺。                      17日様態少し良し。                      18日様態勝れず、中村正白・佐々伯順御診拜命、林玄潤1人了見の薬調進、御同篇の内少々快方。                      21日様態同篇の内、小水残り宜しからず、池田玄真人参3分宛て薬調進する。                      26日様態頃日同篇。                      27日様態夜中より不良、佐々伯順の薬に転ず。大高東元江戸より召寄の事、又年寄衆より京都医師候補選定に付申遣。                      28日様態同篇の内、昨今小水・お通減じ、御食飯も減じ、悪化す。                      29日御不出来につき小宮山了意が薬調進。                      晦日様態同篇の内、御通少なく、小宮山了意が薬調進。しかし効果あまり無し。</p>	<p>6日御着城、南保玄伯薬調進。                      9日江戸より道中時氣に当り、少々体調不良、南保玄伯・林玄潤・池田玄真、鍼医久保寿安ら毎日拝診、薬は江戸以来南保玄伯が調進。                      15日御同篇につき、林玄潤御薬調進。                      20日1昨日佐々伯順・中村正白・小宮山全柳(了意)拝診、薬は最前通り林玄潤が調進。                      23日昨晚池田玄真薬調進、人参3分宛て加える。                      25日町医師原田玄覚(のち本多安房守手医者)、奥田宗真(宗信)、横山大和守手医者岩脇碩安、町医小林意安も拝診。                      27日1昨日より同篇の内少し快方、浮腫少し減少、小水御快通、食事召上る、昨夜より又悪化、不眠、御疲労と拝察、この日より諸寺諸山病平癒の御祈祷、在江戸大高東元召寄の旨早飛脚揚鞭。                      29日小宮山了意良薬調進、人参1分5厘加味、佐々伯順最前十全大補湯が必須と上申、1昨日薬は人参加味せず。栄君附属の輩召集、京都良医3人候補が選定され、1昨日老中席より京都屋敷役人長谷川大学等へ達。                      晦日御同篇、昨日より朝迄小水5勺、朝より昼過迄2勺程。赤豆飯23勺召上る。</p>
6	<p>朔日様態同篇。                      2日同篇、小林意仙・奥田宗庵拝診、宗庵鍼治。(大高東元江戸出立)                      3日同篇の内、次第に悪化、御小水4、5日2合より3合少く、御通、食飯も減、京都(町)医師辻祐安到着、登城拝診、御大病至極と診断、医案指出。                      4日辻祐庵拝診、表向薬1貼調進、内々には小宮山了意が調進。                      5日辻祐庵拝診、薬調進、様態悪化。                      6日大高東元到着、2度拝診、薬1貼調進。                      7日様態変わらず、昼過より悪化。                      8日同篇。                      9日同篇の内、次第に食欲減少。                      10日御疲れと拝察。                      11日様態御不出来。                      12日暁7時過御落命。御弘めは未刻とする。                      26日葬送は暁9時半時、御出棺は「金谷御門より御出」、暁7時過宝円寺へ引移、御葬式後、4時半頃野田山へ移送。</p>	<p>朔日昨夜より朝まで小水7勺余、御飯8、10勺程召上り、快方、小水昼頃迄1合程、赤飯9、10勺召上る。                      2日御同篇、夜中より朝迄御飯(赤豆御粥)90目召上る、小水2合2、3勺。                      3日京都医師辻祐安法眼到着、9時登城、表式台より参上。昨晚町医師奥田宗安(宗信弟)召され鍼治。快く思召、小水4勺程、朝も参上、昨晚小林意仙も拝診。                      4日辻祐安参上。                      5日昨晚辻祐安登城、拝診、薬平胃散調進、奥田宗信も参上、拝診。衆医皆御重病と診断、群臣も心痛める。                      6日様態同篇、御飯17勺、小水朝6時より4時半迄5勺、大高東元馬利用で江戸より到着、拝診、薬調進、御様態書提出。                      7日少し快方、昨日東元御薬荘減湯調進、ほかに、棗を匏(瓢箪)の種につけ、皮と合せ、麦門冬を煎じ吞汁にして指上、小用・大用通ず、両品昼頃迄指上、又煎薬調進、補剤は差上難き旨上申、御飯20勺召上る。辻祐安は御用無しにつき、御暇願許可、白銀・白布・くしこ下賜される。                      8日夜中小水度々、朝4勺、御食氷餅7勺召上る、朝、大高東元丸薬大安丸指上る。                      9日様態同篇、昨今御疲労増加、割粥・氷餅召上る。                      10日様態同篇。                      11日御食減少、御通少なく、御疲れと拝察。                      12日療養叶わず未刻(ママ)御逝去。                      26日宝円寺にて御葬送。金谷御門御出の注進有り。</p>

\* 金沢市立玉川図書館加越能文庫「遠田日記」(嘉永3年恒川登寿写)、同「大野木克寛日記」より作成。

続いて5月28日吉徳の体調は、御小水・御通じが減少、食欲も不振となり、悪化する。29日には小宮山が人参1分5厘加味し、良薬を調進、佐々も最前体力強壯剤の「十全大補湯」が必須と上申する。晦日には前日より朝まで御小水5勺、朝より昼過まで2勺ほどで、赤豆飯23勺召上る。

6月に入り、朔日は前夜より朝まで御小水7勺余、御飯8～10勺程召上り、少し快方となる。2日は変化なく、夜中より朝まで小水2合2、3勺、赤豆御粥90目召上り、小林も拝診、奥田宗庵が鍼治を行なう。3日は次第に体調が悪化し、小水はこの4、5日は2、3合少なく、御通じ、食事も減少する。同日京都医師辻祐庵が到着、登城して拝診、「御大病至極」と診断し、診断書兼処方箋とみられる「医案」(医按)を提出する。この医案書などについて、「政隣記」に次のような記載がある。「於矢天井之間、玄真(池田)相伴に而御菓子等被下之、町奉行を以医按上之、左之通、加州宰相大君、從孟夏、至中夏、連綿不痊、小水短少、腫脹漸甚、診其脉、左微弦而无力、右似滑良帶數文、垣孫子謂是脾脹乎、靈樞有六腑之脹、此症頗是為脾脹可哉、僕雖固辭無免、不得已投一方、平胃散 加猪苓・沢瀉・蘇莖・大服皮、管見如斯、良工幸質 辻法眼祐安謹識」と見える<sup>(12)</sup>。このように祐庵は、登城して池田玄真の相伴にて御菓子を拝領し、町奉行をもって「医按」を提出する。その医按の内容は、吉徳は4月から5月にかけて体調不良となり、小水が少量で、腫れ・むくみが甚だしく、脈は張って力なく、明らかに「脾脹」即ち脾が腫れあがっている模様との診断で、平胃散に猪苓・沢瀉・蘇莖・大服皮を加え、投薬致すというものである。また、「大野木克寛日記」により祐庵の登城の様子をみると、9時登城、表式台より参上、取次小将が出迎え、虎ノ間上ノ間に着座し、町奉行らが挨拶、取次小将が誘引、瀧ノ間へ御通し、年寄中が各々対話、それより御座ノ間へ通し、御目見、御様子を窺い退出する。御居間書院にて近習、御医師が「群居り」、御重病と申上げ、「医案」の趣を医師中と対談すると記載されている。なお、小松城や金沢城への京都医師の加賀招請は、近世前期よりみられる(前稿)<sup>(13)</sup>。

さて、6月4日辻祐庵が拝診、薬1貼調進、内々には小宮山了意も投薬する。5日には様態悪しく、祐庵が「平胃散」を投薬、各々の医者のお見立てには、少々料簡に相違があるものの、「衆医御重病」という点では意見が一致し、「群臣」らは皆心を痛める。祐庵は拝診後、矢天井ノ間で池田玄真の相伴により御菓子を拝領、昨晚も中村正白の相伴で木綿を拝領する。6日も様態は変わらず、朝6時より4時半迄小水5勺、御飯17勺召上る。江戸より大高東元が同日到着、拝診、休息後再診、「御薬荘減湯」を調進、御様態書を提出する。7日も大高東元が拝診、「荘減湯」のほか、なつめに匏(瓢箪)の種と皮を合せ麦門冬を煎じ呑み汁にして指上る。小用・大用通ず、昼後様態悪化、煎じ薬を調進する。補剤は指上げ難き由を上申する。御飯20勺召上る。辻祐庵御用無しにつき御暇願が許可され、白銀等を下賜される。これは祐庵の治療に効果が見られず、江戸詰の大高東元が金沢へ招請され拝診することになったためとみられる。8日夜中小水度々、朝4勺、氷餅7勺召上る。東元は朝より丸薬「大安丸」を調進。9日食欲不振ながら、粥・氷餅を召上る。10日は様態変化なし、11日様態極めて悪化、食欲減少、御通じ少なく、藩士らは「只惱丹府(まごころ)之外無他」の状態であった。

かくして、12日ついに吉徳は養生叶わず、56才にて逝去となった。22日葬送の出棺は「暁」(実際は真夜中)9半時に城内二ノ丸を出発、金谷御門より出て、宝円寺にて葬儀、棺は「火屋」に入られているゆえ、火葬されたものとみられ、「御石槨」に入れられ、4半(午前11時)頃には野田山へ移送される。この吉徳の逝去に対し、痛恨の想いを14日大野木克寛は日記に次のように記している。「先頃参向候辻祐安其功無之故風吟之狂哥」として「辻占て都の医者と呼ぬれと 平医さんじやと沙汰を祐安、辻医者かいくりかんきりちんふんと 糸しれぬ事を人に祐安、平胃散を平愈散じやといふあんで お祝とりて帰る辻医者」と見える。ここには京都より招聘した良医として期待が大きかったのが、祐安の治療が不十分で、処方した薬「平胃散」の効果もなかったとの認識で、藩医以外という気軽さも手伝ってか、手厳しく批判する。これら狂歌の背景にある病氣不治癒、死亡については人の命を左右し、その命運を一手に担う医者宿命であろう。病氣が治れば感謝され、尊敬されるが、逆に不幸にも不治・死亡という事態になれば、批判や皮肉・揶揄の対象として、川柳・狂歌・イロハがるたの中で取り扱われやすかったが<sup>(14)</sup>、右のように加賀藩中期にすでに見られることが確認できる。

以上、延享2年吉徳の診療に当たった医者、藩医の南保玄伯・林元潤(順)・池田玄真・久保寿安(鍼医)・佐々伯順・中村正白・小宮山全柳(了意)であったが、治癒に日数を要し、かつ悪化したため江戸詰の大高東元の召寄せと京都の良医の選定が同時に決まり、諸事情からか、京都の町医辻祐安(庵)が先に到着し、治療を成したが、効果なく、様態が悪化し、東元の到着・治療の翌日、祐安は御用なしとして帰京が許可された。この間、藩老横山家の家中医岩脇碩安、町医者原田玄覚・奥田宗真(信)・同宗安(宗真弟、宗安)・小林意仙も治療に加わったものの、効なく、逝去となった。

### ③真如院・八十五郎・重熙・重靖・重教・治脩の診療

真如院・八十五郎・重熙・重靖・重教・治脩の金沢城内における診療の事例について、「大野木克寛日記」から以下順次垣間見る。まず延享5年(1748)6月5日吉徳の側室真如院及び同子八十五郎の江戸より金沢への引越に際し、鍼立・外科の御供御用の藩医の中では適任者がいない故、町医鍼治として桜井了元が、外科医として有沢了長がそれぞれ選定され、御迎として金沢から江戸へ「一円一両日発足」することとなる。かくして江戸を出発した真如院・八十五郎は7月11日に金谷広式に到着する。また、右にみるように、桜井も有沢も双方とも初めは町医者であるが、「諸士系譜」に依れば桜井了元は元有真とも称し、実は堀部養真の子で、宝暦4年藩に10人扶持で召出された鍼医で、明和元年没する。同様に有沢了長は明和6年(1769)15人扶持の外科担当の藩医として召出される。

次に藩主重熙の金沢城内での診療の事例として、寛延4年(1751)3月10日「頃日佐々伯順御薬二被転」、連日快然になられ、「御沙汰各奉恐悦所」であったという。なお、伯順は重熙に関しては在府中、江戸藩邸でも診療している。

また、宝暦3年(1753)9月3日より藩主重靖が「御寒熱」有り、当時流行していた御麻疹の御様子ゆえ、10日に至り、中村正白が薬を調進する。このほか、藩医八十嶋貞庵・中村全(全)安・大庭探元等が毎日参上し、拝診する。御様態は軽い様子であるが、この段階では、いまだお湯は召されず、15日には段々御快然となる。翌16日昨今御飯召上り、そのほか、焼飯・割飯・割粥なども召上る。御薬は中村正白が昼夜6貼宛て調進する。この場合「頭せんじ」(1番煎じ)の薬であった。しかし、9月29日重靖は重体となり、重臣・近臣・藩医らの「平詰」の中、若干19才にて御逝去となる(公式には10月5日没、10月15日条)。

さらに、宝暦3年10月16日、健次郎(重教)が麻疹に罹り、翌17日には金谷広式在住の高丸(吉徳男、尊丸、11代藩主前田治脩)・八十五郎も同じく麻疹を発症し、医師・近臣が金谷へ伺候する。かくして、健次郎は同月晦日には順快し、御医師中へ褒美の沙汰があった。

### ④中村全安らと藩主家・藩老家、皇族との文化交流の事例

右、重靖の診療を担当した中村正白・全安に関して「諸士系譜」等によれば、中村正白(大坂出身、享保11年召出、延享4年450石、宝暦4年没65才) 全安(延享4年20人扶持、宝暦4年250石、宝暦8年没) 正白興孝(正乙、150石) = 文安(全安、実は2代目全安の子、10人扶持、寛政10年20人扶持、文化元年150石、天保3年没) = 文安(実は横井寿伯3男、天保3年120石)などに見える。

ところで、前田土佐守家資料館には、藩老前田直躬(安永3年没)筆の中村正白像讃(学芸599)のほか、中村全安の書状を2点蔵する。このうち、まず、全安が7月11日付で前田土佐守の近習方に宛てた書状を紹介したい(学芸176)。

(表紙)「 土佐守様 中村全安  
御近習御中 拝 」

爾来切々御無音申上候、秋淋催和涼候得共、不勝気候、秋穫如何可有御座候哉、益御安泰被遊御座、乍憚目出度奉存候、当三日より 尊丸殿御急症二付、又泊番仕、一両夜泊も相出候へ八、乍憚私腎内二輕腫物発、かる輿難乗候者、昨日無理押仕候へ八、今日寄たる惣御広式御断申上候仕(仕候者)



て、彼是御無音御用捨被成可被下、

昨日拜診罷出候処、<sup>(平出)</sup> 善良院様御手自此御題御渡、無端御三回忌二御廻り被成候者故、又御手向有、京都へ御題相願候処、被下候故、御頼被成候、御隙も有御座間敷候得共、御詠可被下旨、此段能々申上候様、可被 仰聞候、右私庸故、乍略儀先以紙面申上候、近日快気次第、以參可申上候、

今日御招請、天気涼敷、御首尾能可被為濟、奉恐悦候、定而御世話可被遊候、大方御留主と奉存候得共、先々申上置候、兎角奉得尊顔候、已上、

七月十一日

尚以、七夕御佳作無御座候哉、乍次筆伺候、已上、

この書状の内容は、ほぼ次の通りである。当三日より尊丸殿が御急症につき、また泊番なので一兩夜は夜勤となった。が、自分は臀内に軽い腫物が出来、かる輿に乗り難かったゆえ、昨日は無理押したが、今日立寄った惣御広式の勤務は御断を申上げ、彼は無音となったこと御用捨してほしい。また、昨日拜診に参上した処、善良院様が御手づから此御題を御渡しになり、無端(思いもよらず)御三回忌に当たるゆえ、また御手向あり、京都へ御題を御願した処、許可を得たゆえ、御頼みなされた。御隙もないのに、御詠歌を下されたので土佐守様にお伝えください。さらに、近日快気次第、参上いたします。また、今日御招請に預かり、天気は涼しく、御首尾よく事が済み、恐悦に存じます。大方土佐守様は御留主と存じますが、先々申上げます。兎に角また尊顔を拝したいと思ひます。なお、七夕の御佳作はないでしょうか。お伺ひいたします、というような内容である。

右の尊丸はのちの11代藩主治脩で、延享2年生まれ、幼名時次郎という。前にも少し触れたが、同3年4月28日越中古国府勝興寺住職に定まり、同年6月6日名を尊丸と改め、宝暦6年閏11月2日同寺に移る。ゆえに、金沢城に居て尊丸と称したのは、この間ということになる。さらに、書中の「御三回忌」というのは、延享2年6月に没した藩主吉徳の回忌であろうか。そうであるなら、この書状は延享4年のものといえる。しかし、吉徳の側室であった善良院は、宝暦8年没するが、同人が生んだ9代藩主重靖(天珠院)の没年は宝暦3年9月であり、先の「三回忌」とは宝暦5年という解釈も考えられる。これらを考え合わせると、この文書はおそらく延享4年か、または宝暦5年の年次比定が可能である。ともあれ、この文書から中村佷安が尊丸の治療に当たったことのほか、佷安・善良院・土佐守、京都(公家、皇族)との間で詠歌などを通じた交流、関わりが推察される。因みに、土佐守家資料館には「天珠院様御和歌御集之写 二冊」「直躬敬書」などと記した木箱が残されている。

もう1点は3月27日付「十首和歌奉納」及び謙徳院(8代藩主前田重熙、延享4年相続、宝暦3年4月8日江戸にて没)和歌短尺の件についての佷安の書状である(学芸463)。すなわち、端裏書に「四月三日[ ]候迄遣上候御短冊扣内二有之、御題書八御自毫也」という異筆の極め書があり、内容はほぼ次の通りである。「御外題及 一品親王の段」宜しきよう御頼みするよにとのことでした。来月御奉納の「十首和歌御題一紙」お渡しのこと、来月3日夜御詠上られるようにお頼みなられ、「御手自御渡の短冊」も相添えます。これは「謙徳院様」(のもの)と存知致しますが、面々が互いに相談するよう仰せられました。以上の内容は、具体的詳細は必ずしも明らかではないが、少なくとも謙徳院の和歌などを介した中村佷安・土佐守家、「一品親王」らとの親交が窺われる。ただ、重熙(謙徳院)が没したのは宝暦3年4月で、書状の日付は3月であるゆえ、この書状は少なくとも宝暦4年以降とも考えられ、中村家の「諸士系譜」記載による2代佷安の没年の宝暦8年からすれば、この間ということになる。しかし、4代目の佷安である可能性もある。仮にそうだとすると、この間の「一品親王」とは誰か、当時皇族と藩主前田家との関係をみたととき、綱紀の娘栄君が嫁した二条家との関わりも重要であり、同娘の子青綺門院やさらにその子後桜町天皇(綱紀のひ孫、寛延3年内親王、宝暦9年一品に叙)に関わる人物とも考えられる。また、書状に「一品親王の段」と記されていることについて、一品に叙せられた時のことか、或いは死去した時のことなど、何らか特定の出来事を指すようにも見做され、例えば光格天皇の即位の際、その実父の典仁親王が一品に叙せられるのが安永9年(1780)であり、その時の「奉納」

の和歌ということも一つ考えられなくもない<sup>(15)</sup>。なお、この書状の筆跡は、先の書状の2代目の倭安に近似しているようにもみえるが、藩医中村家の3代正白の没年や4代倭安(文安)の相続年など、履歴に不明な点もあり、人物や年次などの比定には、今一つ決め手になる事柄が見当たらず、今後の綿密な考証に期待したい。

さらに、端玄泉・八十嶋貞庵について、例えば前田土佐守家資料館蔵の宝暦4年～6年までの「数寄屋茶会日次」「穆如堂困端茶事日次」によれば、両人は土佐守家の茶会に参加していることがわかる。右穆如堂は、藩老前田直躬のことであり、ここに端・八十嶋といった藩医も茶会を中心とした土佐守家における文人サロンの一端が推察される<sup>(16)</sup>。

#### ⑤勤務地拝命などの諸相

江戸詰や縁組・相続、金沢城内での儀式など医者などの諸相について、以下、「中川長定覚書」「大野木克寛日記」から、少々煩雑ではあるが、個々の医者の動静・履歴を知る上で不可欠な問題であるゆえ、順次検索・整理してみた。

##### (a) 江戸詰、金沢城内での儀式

「中川長定覚書」によれば、まず、江戸詰などに関し、正徳5年(1715)江戸詰の藩医大高東元(正徳5年召出、30人扶持、元文2年1737 200石、延享4年1747 没、享年60歳、「諸土系譜」)は、藩主綱紀の金沢への帰国の御供をし、享保元年に江戸へ随行する。翌2年再び帰国の御供をし、金沢にて勤務していたが、再び同3年江戸参勤に随行することになり、従来通り「上下五人詰人並御扶持方宿賃并乗物昇代駅馬一疋之駄賃」を中勘として渡され、残りは江戸会所で受取ることとなる。翌4年御留守居詰を池田玄真・高桑玄春が拝命する。なお、右江戸定府の医師における金沢勤務の諸手当に関連し、のちの文政元年(1818)大高東元のひ孫、元哲の金沢来訪につき「御用番方・御城方・御勝手方御用之覚」(加越能文庫)によれば、江戸詰本給250石のほか、出張分として「年中銀子壹貫四百目月割」で支給されている。ただ、同年同様に江戸詰の藩医塩川鯉一郎の場合は、出張手当は町奉行扱いで、旅宿賄料の中勘金を渡されている<sup>(17)</sup>。

さて、「大野木克寛日記」によれば、享保9年には林白立・堀部養竹・久保寿斎・矢田周伝は吉徳の入国の随行を拝命、藩医は御広間にて入国の御礼を仰せられ、また、矢天井ノ間に「並居」、御通掛にて「御用承候町医師」も御礼に出仕する。これらの儀式は、同21年正月にも行なわれる。延享3年佐々伯順は江戸より帰る。これは、池田玄真が預玄院(吉徳の生母)の病氣治療のため江戸へ向け発足するが、その途上自ら発病したため、代わって伯順が江戸へ出発し、預玄院の治療に当り、快気したため金沢へ帰着したものである。一方、江戸への道中であつた玄真については、倅正真が看病に参り、玄真を連れ金沢に戻る。さらに、寛延4年(1751)大庭探元は腫れ物が出来、御暇願を出し、江戸より帰着する。宝暦3年(1753)には在江戸の重熙が「御足浮腫気味」となったため、金沢より多賀了因・中村正白・大庭探元も出発するが、正白は間もなく江戸より帰るが、探元はそのまま在府を拝命。中村倭安は同年他に御用のため「差留申渡」される。

##### (b) 縁組・相続・知行など

縁組については、「中川長定覚書」では享保3年(1718)端玄徹の妹に関し、宗対馬守の家老平田隼人方へ縁組願が許可され、また、「大野木克寛日記」では、寛延2年(1749)江間祖竹は町医師松井元貞を養子とする願が許可される。次に、同様に「大野木克寛日記」より相続・知行などについて、主な記述をみると次の通りである。享保元年南保玄隆が500石、坂井順元が450石、大石慶庵が新知300石、久保寿斎が新知150石を、同2年堀部養碩が600石を、同6年久保定能が20人扶持加増、不破元澄が新知150石を拝領、同10年町医師森元育が30人扶持で召出され、小児科医山科教安(教安跡万吉は同11年20人扶持、拝命出仕の名代は甫安)が新知450石、齒医師江間祖竹は60俵、外科堀宗佐が召出され20人扶持を、各々拝領する。元文2年(1737)江戸で口中医師大高東元が新知200石、本道・外科の横井元泰は20人扶持、寛保2年(1742)内山覚中の養子覚順は跡目残知300石の内200石を、翌3年池田玄真は、100石加増で合せて450石を(御小書院にて御礼)、同4年不破元澄嫡子元策は20人扶持をそれぞれ拝領す

る。続いて延享2年小瀬順竹の倅甫元は跡目10人扶持を、寛延2年相続として山脇正寿倅三吉は5人扶持を拝領、また、堀宗叔の末期養子吉三郎の遺領相続が許可される。

### (c) 藩士の診療

「大野木克寛日記」によれば、享保12年大野木家では女子が出生するが、その前後より母子の診療医は藩医の池田玄真・魚住道徹、南保玄隆・佐々伯順や藩老本多家家中医の松田玄宇らであり、かれらは同家の診療を主として様々に訪問し親交する。また、元文5年斐姫(吉徳の娘)出生の一件で、佐々伯順が大野木邸へ入来し雑話する。このように、藩医は城下の藩士の屋敷へしばしば訪問し、二ノ丸でのことや前田家の出生など情報を伝えている。延享2年には克寛の薬処方のため、藩医端玄泉は大野木邸へ往診する。一方、寛延4年中川八郎右衛門が越前金津で発病し大庭探元が派遣される。

## 2、近世中期<Ⅱ>の動向

### ①医者 of 諸相

近世中期< >の医者について、以下「諸事被仰出等記」(加越能文庫、16、40 - 31)から宝暦9年~明和5年(1759~1768)頃までの様相を順次紹介する。

#### (a) 江戸詰や金沢城内での規式

宝暦9年には能勢玄竹・横井玄泰・佐々伯順は藩主重教の帰国の御供を拝命、金谷御殿へ到着後は藩医の小倉了伯は「診延」(診察の延期カ)を仰付られ、大石玄哲の倅三哲は初御目見を許される。同11年佐々伯順・不破玄策・横井玄泰(一宿跡より参上を拝命)・桜井了玄は参勤の御供を、同12年中村正伯・小川寿円・下田寿元は金沢にて留守居詰を、針医二木順伯は江戸詰を各々拝命する。かくして、当時江戸で重教の浮腫の診療に当たった藩の医者は、佐々伯順・小倉了伯・奥田宗安・佐々正益・桜井了元・二木順伯・大津長悦(信定・松蘭、江戸定府、享保15年召出、20人扶持、安永6年没、71才)・津田寿軒・不破玄策らで、彼らは御回復後白銀等金品が下賜される。同13年重教の帰国の随行には、横井元泰(帰国後二ノ丸柳ノ間で印物を拝領)・佐々正益・不破玄策・二木順伯が拝命。明和3年(1766)江戸参勤の御供の医者は横井元泰・佐々正益・今井玄昌・二木順伯が拝命。同4年江戸参勤の御供の医者は横井元泰・端玄泉のほか、町医者の有沢了長も随行が命ぜられた。ここにおいても、町医者が藩の御用に当たるといふ御用医師としての活動の1例をみることができる。

#### (b) 相続・知行・縁組・大聖寺・越中への派遣

宝暦10年下田寿元が7人扶持を拝領、町医師金森宗伯2男了哲は藩医丸山了悦重への養子願を、二木順伯は屋敷所願をそれぞれ出す。翌11年加藤玄策は7人扶持を拝領、町医師奥田宗安は20人扶持で藩に出仕する。同12年石川多門の妹は藩医の林元悦方へ、藤田道閑の妹は堀宗叔方へ、等雲寺妹は藤田道閑方への各養子願が、また、奥田宗安の屋敷願がそれぞれ許可され、丸山了悦(実は前田土佐守家中医横井寿伯の子良伯)は跡目20人扶持の内7人扶持を拝領。同13年山脇貞順は不行状につき入牢となる。同14年江戸にて本道医の榎並立意は25人扶持で召出、今井玄昌は150石を、佐々伯順の養子正益は跡目250石をそれぞれ拝領する。明和2年多賀意安は不行状につき20人扶持を召放たれ、また、料理頭奥山條左衛門の入牢に連座した江間玄貞は指扣となる。同3年能勢玄竹の養子三之助(実は二木順伯三男)は跡目10人扶持の内5人扶持を拝領する。同4年御射手和田十郎右衛門姉が久保寿静方へ、江間竹林坊倅口庵の妹が与力川島清大夫方へ、中村正白の妹が算用者渡辺半左衛門方へ、南保玄伯の娘が齋藤金平方へというようにそれぞれ縁組願が許可される。また、同年大聖寺にて酒造丞(のちの大聖寺6代藩主前田利精)の発病に対し藩医の森玄同、町医の国松正林が派遣され、さらに、翌6年藩主重熙の嗣子として越中古国府勝興寺住職であった治脩が還俗して金沢へ呼寄せられるが、その前年お迎の準備として小倉了伯が同寺への派遣を命ぜられる。

なお、青地忠愛の「諸事被仰出日記」(加越能文庫、16、28 - 181)によれば、翌6年町医師で外科の有沢了長が15人扶持で藩に召出されるが、翌7年江戸藩邸の俚約に伴い金沢に御暇を出されている。

### ②医者 of 屋敷をめぐって



医者の屋敷をめぐる問題については、前稿でも少し触れたが、城下町の暮らしの中で、この問題は不可欠である。医者を含めた藩士にとって知行高を基準にした藩からの拝領地は保障されていたが、居住環境の悪さなどから別途地子地を借用し請地としたり、様々な理由から屋敷替や移転を願望する場合もあった<sup>(18)</sup>。以下、明和から天明期の医者の屋敷替などについて、「押留」の中から考察したい。明和8年(1771)詳細は定かでないが、小宮山了慶の揚げ屋敷を隣家の中村万右衛門が請地願を出し許可される。また、安永3年(1774)「御医師等も幼少之内、居屋敷指上、成長之上、御宛行相応之御屋敷拝領仕度」願う者は年寄中へ申出よう仰出される。続いて天明4年(1784)今井元昌(外科、初め江戸住、明和元年召出、150石、寛政5年没、「諸士系譜」)の屋敷願につき、詳細は不明だが、「由一郎揚地」を拝領する。さらに、横井元泰について、初めはそれまで居住していた家を返上し、吉田卯右衛門の揚げ屋敷を拝領することになっていたが、のち「元家、本家、長屋、庇とも」元泰への下賜となる。これに関して、加賀藩の法令をみると、「御屋敷方跡々格仕勤来候品之帳」(加越能文庫)に、元禄7年(1694)「家屋敷所持仕候者、他之屋舗家共拝領仕、跡家指上候砌、本屋被下、庇廻并長屋上之申事」と記されている(37条)。つまり、屋敷所持者が他の屋敷も拝領した場合、のちに前の家を藩に返上する際は前の家に関し、本屋は拝領できるが、庇廻り及び長屋は返上するよう定まっていた。このことから元泰への好待遇は異例といえよう。翌5年丸山了悦は当時在住の居屋敷に関して、「知行当之外、過分之分、有歩之儘」拝領する。以上、医者の屋敷をめぐる件は、組頭並・算用奉行・普請奉行の間で取交わされている。

次に、藩の規定では寛文3年(1663)「上ケ家払代銀上ケ様之事」として、藩に家を返上する場合、その家(屋敷地を含むカ)を売払い、代銀を従来は納戸奉行へ上納していたが、今後は、「過料銀」の内として普請会所へ納入する。また、「上ケ家買請候者」の代銀の納入が月越えになる場合は、1ヶ月100目当り「壹歩七」の利息を加えて上納するよう定められていた(「御屋敷方跡々格仕勤来候品之帳」34条)。以上の内容を踏まえて、「押留」より堀宗叔の屋敷替についてみていく。天明5年11月から翌年2月にかけて堀宗叔(当時10人扶持)の屋敷をめぐる問題は寺社奉行、堀宗叔本人、藩老長連起、同横山隆従の間で文書が取交わされている。概要を紹介すると、堀宗叔は奥源左衛門の揚げ地を拝領したいと願出て許可される。すなわち、同5年11月それまで居住していた家の「御払家」代金として、267匁1分2厘のうち、130目を普請会所へ上納し、「勝手難渋」につき、残りは翌6年2月扶持米を受取ってから上納するというので、奥源左衛門の屋敷を「買居申」している。ところが、その約束の同6年2月に至り、再び勝手難渋という理由から、残額の137匁1分2厘を1度に皆納できず、37匁1分2厘だけを納め、残り100匁は来る10月に納入することを願出て聞届けられている。

因みに堀家の祖、堀宗佐(150石)は「寛文七年金沢図」では西外総構堀の外側近くに住み(N-1-33)、寛文11年侍帳にその子宗叔が登載されている<sup>(19)</sup>。その後地名の由来にもなった宗叔町の火事が元禄3年に起こり、火元とされる堀家が再びその地番に居住したか、否か明らかでない。しかし、右にみえるように天明5年奥源左衛門の揚げ地の拝領が許可されたわけで、ここに引移ったことになる。この奥源左衛門(紀時)は天明3年の侍帳に70石の穴生と記されている人物で、当時隠居中の元藩主前田重教の「御改法」による人事肅正のため、天明5年知行が召放され、この時「是迄累代堤町西側町家之後口丁居屋敷百式拾歩」の屋敷地を揚げ地とし、浪人となった背景がある。なお、同人は寛政3年に再出仕することになる(「家系」 奥源兵衛家 小松市穴太家旧蔵)<sup>(20)</sup>。

次に、源左衛門の揚げ地の位置について、絵図で確認すると、穴生源左衛門の父の源右衛門茂勝が居住していた西内惣構と西外惣構の間であり、前田土佐守と中川八郎右衛門の間で(玉川図書館蔵「金沢図」)<sup>(21)</sup>、金沢城により近い所である。

以上、堀宗叔のように居住していた家を売払い、代銀は藩に上納し、新たに家を拝領する場合についてみたが、近世前期の規定のように返上屋敷を買った者は月越えで代銀を納入する場合、利息を加算しなければならなかったが、売った場合も同じであろうか。すなわち、堀宗叔のように売った家の代銀の納入が月越えになった場合、天明5年11月の段階での納入義務の総額267匁1分2厘は利息を

含んだ額ということなのであろうか。仮にそうなら、この総額は後再び分納になったとしても変わらなかったという解釈が成り立つが、これは当時一般的なのかという問題が残った。また、「御追放者」や「放扶持候者」等拝領屋敷を返上し、一方「上ヶ家買居」したき者は御大工と屋敷方役人で値を付け「高直段之方ニ弍割増を懸」け上納するという規定があり（「御屋敷方跡々格仕勤来候品之帳」33条）、奥の屋敷を「買居申」とはどう解釈すべきか。宗叔が上納すべき先の総額は前の家を売払った代銀に利足を加算しただけの額なのかなど、不明な点も否めない。さらに、「拝領屋敷之家作」に関し、「相对」で「買請」けた者が当座に家を「毀取」というような心得違の者もいるが、家が「故障」した場合、たとえ相対で買請けたとしても規定通り藩に返上するよう申渡されている<sup>(22)</sup>。詰る所、拝領屋敷は売った場合も、買った場合も代銀は藩に納入するという原則のようにも解釈できるが、今後こうした屋敷替や拝領地・拝領屋敷の売買、或いは相対売買に関しても他の事例もみていく必要がある。

### ③流行病治療の派遣と江戸上屋敷詰・下屋敷詰

前田土佐守家資料館は藩老前田直躬筆とみられる「頭書日記三番」を蔵する。その中には安永2年(1773)2月23日条に、「能州奥郡村方疫病流行二付」療養として「御医師小瀬甫元・藤田道閑」が発足した記事が見える。引続き閏3月26日条には、加州・能州にも疫病が広がり、河北郡には池田昌貞・加藤玄叔が、また、能州口郡には加来玄達・小倉正因(7人扶持、安永7年江戸にて没「諸士系譜」)が、さらに、能州嶋へは江間玄貞が、能州奥郡へは丸山了悦が各々派遣され、なお、同日藩医大石玄哲の病死の記載も見える。引続き4月に入ってからも石川・河北両郡における疫病のまん延は止まらず、4月両度の調べでは罹患者は4千100人余に上り、うち4月の病死者は2千人余を数え、「非人小屋にも八十余人病死」、宮腰でも「六七百計」の死者が出たという<sup>(23)</sup>。

次に、「頭書日記三番」同年6月20日条によれば、江戸の御留守居詰として、本道の端丈庵、針医の久保寿斎が上屋敷詰を、また、本道の江間玄貞が中屋敷詰を命ぜられ、外科は江戸在住の今井元昌・関口道育が引続き江戸在勤を拝命している。こうして、江戸詰を命ぜられた右の端・江間・久保は7月16日に金沢を出発していることがわかる。なお、文化期(1804~1817)の職制を総合的に編纂したという「国格類従」巻5によれば、上屋敷が3人(うち1人は中屋敷詰)、中屋敷は1人(上屋敷詰が1人、外に定府あり)と定められている<sup>(24)</sup>。

### おわりに

以上、近世中期の加賀藩ないし前田家の御用に当たった医者と金沢城内での医療についてみてきたが、次の点が指摘できる。まず第一に、侍帳からみる中期の医者は、記載の仕方に不統一がみられるものの、これを見る限り、元禄元年28人であったが、同6年では26人と若干減少し、享保9年35人、天明3年では御用医者6人を含め49人であり、次第に増加していることがわかった。しかし、17世紀いわば近世前期より出仕した医家の中には、次第に退転・廃絶した家も少なくないものの、天明3年の時点で近世前期から存続している医家は20例あり、この期の医者約半数を占めている。この点で、藩医としての職は、近世前期にほぼ安定化する傾向にあったといえよう。また、享保から天明期藩医の数が増加しており、その背景には、6代吉徳から11代治脩へ短期間のうちに、5人の藩主が次々に代わったことに伴い、藩医の需要が高まり、各代の藩主を中心に正室・側室・子女といった金沢・江戸両地で多くの医者を必要としたものと解せる。なお、天明3年の侍帳にあえて「御用町医師」として、かれらを登載したことは、准藩医としてみる傾向が強まったことを意味しているようにも受取れる。また、こうした背景には町医師であっても技術的に優秀であれば、藩医として登用されるといった要素がさらに強まったようにも推測される。社会の変化に伴い、本道はいうまでもなく、次第に小児科・外科などというように、より専門的な良医・名医を希求する傾向が一層強まったことも関連しているようにみられる。右の良医の条件の中には、世間の評判や著名な中央の医学塾に入門し修学したという履歴なども、次第に影響してくるものと推測される。

また、個々の藩医の石高は600石がもっとも高く、かれらは京都や江戸から召出された者が多く、前田家が医療・学問・政治の中心である両地から優れた名医を求め、他の藩医より高禄で登用するといった傾向が近世前期より継続されていることを確認した。なお、侍帳登載の総人数における医者割合は1.5～1.7%であったことから、前期における1～2%前後の範囲内であることがわかった。

第二に、金沢城の二ノ丸や金谷御殿において、吉徳・宗辰・重熙・重靖・重教・治脩・豊姫・八十五郎・真如院といった藩主・子女・側室らの様態と診療に携わった医者周辺のほか、薬などについて考察した。ここでは、藩医を中心に京都の町医者辻祐庵や江戸詰の大高東元といった当時良医と目される医者を遠方から呼寄せせる場合もあり、かれらは「医按(医案)」という診断書兼処方箋を藩に提出した。また、「群参」「群居り」というように、複数の医者による医療体制が生まれ、昼間のみならず、重篤の場合などは夜詰で待機したことを素描した。また、城内での治療は治癒したり、出生後の御七夜祝などで褒賞の金品や祝の金品が下賜された。一方、京都の医師が招請された時は、まず、二ノ丸の表式台より参上し、虎ノ間二ノ間に着座し、町奉行らも挨拶を済ませ、のち、瀧ノ間へ通し、重臣と対話後、御座ノ間へ通され、拝診した。さらに、吉徳の場合のように、治療の成果が叶わず死没した場合、宝円寺にての葬儀に向け、その棺の葬列は真夜中に出発し、城内の金谷御門を通行した点など、二ノ丸や金谷御門への京都医師の案内や治療・葬送儀礼における城内の利用の1側面を垣間見た。

第三に、藩医の中には小瀬順竹や中村佺安のように、医療を中心にして、藩主前田家や藩老家、藩士家のほか、これらを通して、公家や皇族との間で和歌や茶会など文化的交流を成す者もいた。また、藩医は藩主の参勤交代や前田家の人々の発病などに伴い、勤務地が金沢と江戸を何度も往復する場合も多く、藩士の治療のほか、時には支藩の大聖寺などへも派遣されることもあった点、前期に続き認められることを確認した。さらに、藩医の縁組などについては、同僚の藩医や藩士との間のものが多いが、他藩の陪臣との間のものも中にはみられ、医家を維持・存続させ、次世代へも世襲化させるために、実子の有無はさることながら、養子縁組によって、さらにより優秀な後継者を獲得しようとしたことが推察される。

第四に、医者屋敷の拝領についてみると、屋敷拝領者が別の屋敷も拝領した場合、のちに前の家を藩に返上する際は、本屋は拝領できるが、庇廻り及び長屋は返上するといった規定があったが、今井元昌のように元家・本家・長屋・庇ともに同人へ下賜される場合もあった。また、堀宗叔の場合、穴生である奥源左衛門の揚げ地を拝領することになり、前の家を売払い、その代金を藩に上納する際、分納して上納する事例を窺い見た。

第五に、疫病の流行対策として、藩医は能登や加賀の領内へ派遣され、領民の治療に当たった。また、医者における江戸の上屋敷詰の本道及び鍼医の任命、中屋敷詰の本道医師の任命のほか、外科は江戸在勤の医者にするといった割振り、固定化が少なくとも安永期にみられた。これに関しては、文化期には両屋敷の定数が決まっていたが、これらは一体何時ごろから始まったのか、安永期が初出なのか否かという問題のほか、治脩の日記などにみられる医者の具体的な諸活動についても課題として残った<sup>(25)</sup>。

こうした中で、特に重篤になった吉徳の事例に関連して、重臣や藩主の側近が現代医学の実験研究の先駆者である香川修庵を大医・名医として把握し、藩や藩主家のため、優秀な医者を求めていた点注目される。同時に藩主前田家の医療・医者の選択は、近世前期から藩医だけでは不充分と見做され慣例化していたようにも受取れるが、藩医に留まらず医学の中心地、京の町医者の選定には前藩主の娘栄君の嫁ぎ先二条家との関わりが色濃く、最終的には年寄衆または老中席に決定権があり、年寄衆から京都屋敷詰人に達状が送られ、京都医者の加賀下向が実施された。しかし、何故藩医だけに留まらず、京都から医者を招聘する必要があったのか、ほぼ慣例化していたことに加え、さらに、より多くの病状に対する情報を必要としたものとも考えられるが、ほかにまだ理由があるのかどうか。少なくとも医者という技術者を藩医の領域を超えて、市中に、とりわけ京都の市中に優秀者を希求する通路は、近世前期・中期に作られていたことは認められた。また、吉徳の治療では、数人の医療スタッ



フの下、その時の薬担当医による処方箋などは、ほぼその担当医に一任する傾向があったように思われるが、近世後期ではどうか、医者役割はどうかなど、今後は近世中期の個々の医家が後期へとどのように引継がれていくのかを含め、その動向も今後の課題に残された。

[註]

(1) 古代より近世史の研究の中では、生命観や医療・医薬、為政者の取り組みなどについて、従来ほぼ次のように指摘されている。生き物を憐れむ考えは古今東西人が生活する所々で見られるが、医療知識と医薬への欲求は当人の生命維持のほか、支配者のためのものでもあり、君主は優れた医薬と情報を掌中に収め、人民を救済し、人民の生命は君主の恩恵により維持されるという側面を有した。また、古くから中国学芸輸入の中心地、京都の役割は大きく、京都を制するものは最高度の医薬情報が利用でき、例えば室町期、京都の権力は医療を諸大名への恩として授けた。戦国期には、特に武家では召使や従者の首を切ることが、かれらへの譴責と懲戒であり、そこに戦乱時代の殺伐たる空気があった。近世に入り、將軍徳川家などは京都の古来の医師たちを掌握し、かれらを諸大名の医療に派遣し、一方、大名側も大権力に服属する反面、京都からの派遣医の治療を受け、或いは京都医学に通じた医師を召抱えた。このような中で、近年5代將軍徳川綱吉の生類憐みの令における悪法としての評価が見直され、生類に対する愛護のほか、捨て子や老病者の遺棄を厳禁し、或いは当時まだ残っていた戦国時代の荒々しい風潮を一掃するなど、生類を守るという点で意義ある法と位置付けられた。また、服忌令の制定なども行なわれ、これらには親族の生命の尊厳なども見出せる。6代家宣も生類を憐れむ志は引き継ごうとし、過度な保護政策を避けたが、むやみに生類を殺害したり、遺棄したりすることは厳禁事項とし続けた(塚本学『生きることの近世史』平凡社選書、平成13年、50・51、99～119頁。岡崎寛徳「生類憐みの令とその後」中沢克昭編『人と動物の日本史』吉川弘文館、平成21年、71～90頁)。このように、次第に人間や生き物の生命につき、関心や愛護の観念が高まり、特に人間の生命に関して、人々は生きるための情報を積極的に得ようとし、人間の生命の価値が庶民の中にも目覚め、より良い医者につこうとした。こうして医者は殿様や武士や貧民の区別なく、等しく病氣・病人に直接向き合い、治療を施し、時には死に直面することも少なくなかった。

他方、為政者には仁政が求められ、加賀藩では寛文10年(1670)非人小屋(御救小屋)勤務の医者が定められ、貧民や病人などの治療に当たった。本稿では全体的にこれらに関連し、史料・史実に即し取上げた箇所があるが、差別を容認するものではない。

なお、「政隣記」によれば、右非人小屋に収容された貧民・病人の治療に「町医師加藤玄益・藤田見庵・藤田玄仙・白井宗庵」が拜命したことが見え、さらに「金沢古蹟志」では、延宝6年(1678)には同所の収容人数が320人に減じ、このうち「病人廿六人」が存在したため、「御扶持人若医者五人、為稽古御断申上、小屋江罷越療治仕候、最前より療治仕候町医者五人、都合十人二而御座候、病人数も減申候間、町医者五人之内、外科一人被残置、四人、御指除成可然候哉」と岡田十右衛門(金沢町奉行)・里見七左衛門(同)・津田宇右衛門(算用奉行)が藩老本多安房外3人宛てに伺状を上申している(前田育徳会『加賀藩史料』4編、昭和55年復刻、寛文10年6月22日条。清文堂、以下『藩史料』と略記)。因みに彼らは町医師であるが、藩の施設に勤務する御用医師である。

- (2) 池田仁子 (a) 『近世加賀文人のサロン形成 金子鶴村の京都「勤学」をめぐる』(『日本歴史』646号、平成14年3月)。同 (b) 「金子鶴村の蘭学と海外・科学知識 化政期加賀藩蘭学受容の側面」(『日本歴史』698号、平成18年7月)。同 (c) 「加賀藩蘭学の受容と医者の動向」(『北陸史学』55号、平成18年)。同 (d) 「大高元哲の事跡をめぐる 加賀藩蘭学の受容と展開」(加能地域史研究会『地域社会の歴史と人物』北國新聞社、平成20年)。
- (3) 池田仁子 (a) 「横山家の家臣団と家中統制」(三) 「明治元年の分限帳にみる横山家中」・「横山家の出生規式」(金沢城研究調査室『金沢城代と横山家の研究』石川県教育委員会、平成19年)。同 (b) 「金沢城代横山家出生にみる家臣と医者と女性」(『金沢城研究』6号、石川県金沢城調査研究所、平成20年)。同 (c) 「医者と暮らしの諸相」(19世紀加賀藩「技術文化」研究会『時代に挑んだ科学者たち』北國新聞社、平成21年)。
- (4) 池田仁子『寛文七年金沢図』等にみる医者の居住地と城内での医療」(『金沢城研究』8号、石川県金沢城調査研究所、平成22年)。
- (5) 長山直治監修、高木喜美子校訂『大野木克寛日記』桂書房、平成23年。
- (6) 二ノ丸御殿の利用に関する本格的な研究としては、田中徳英「金沢城二の丸御殿の用途による部屋の構成」(石川県金沢城研究調査室『研究紀要 金沢城研究』3号、平成17年)、石野友康「葛巻昌興日記」にみる金沢城二ノ丸御殿の呼称と用途」(『同』5号、平成19年)がある。

- (7) 金沢市立玉川図書館近世史料館『温故集録』5、金沢市図書館叢書、八、平成23年。
- (8) 池田仁子、前掲(4)。
- (9) 池田仁子、前掲(2)(c) 90頁。
- (10) 『金沢市史』資料編4、金沢市、平成13年、313頁。
- (11) 『国史大辞典』3巻、吉川弘文館、昭和58年、「香川修庵」の項。
- (12) 前掲(1)『藩史料』7編、延享2年6月3日条。
- (13) ほかに、例えば万治元年3代藩主前田利常の治療に、武田道安信重が<「徳川実紀」前掲(1)『藩史料』3巻、また、貞享期5代藩主綱紀娘豊姫の治療に、津田寿軒が、京都よりそれぞれ招請されている 池田仁子、前掲(4)。
- (14) 池田仁子、前掲(3)(c)。
- (15) 塙保己一『群書系図部集』第一、続群書類従完成会、昭和57年。『国史大辞典』8巻、吉川弘文館、昭和62年、「典仁親王」の項。
- (16) 『前田直躬茶会記』(一)、前田土佐守資料館叢書、5集、平成23年。
- (17) 池田仁子、前掲(2)(d)。
- (18) 木越隆三「17世紀における城下町空間の変容と地子町急増 寛文7年金沢図・延宝金沢図の比較から」(石川県金沢城調査研究所『金沢城研究』9号、平成23年、54頁)。
- (19) 池田仁子、前掲(4)。
- (20) 石川県金沢城調査研究所『金沢城石垣構築技術史料』、平成20年、168頁。
- (21) 石川県金沢城調査研究所『よみがえる金沢城』2、石川県教育委員会、平成21年、129頁。
- (22) 『加賀藩御定書』前編、石川県図書館協会、昭和56年、113頁。
- (23) 前掲(1)『藩史料』8編、安永2年4月条。
- (24) 前掲(10)3・83・84頁。
- (25) 例えば、安永期には江戸藩邸(上屋敷)における横井元泰・佐々正益・内藤洵良らの診療の様子が窺い知れる(前田育徳会編、長山直治校訂『太梁公日記』第3、八木書店、平成22年など)。

[付記]

本稿執筆に当り、石川県金沢城調査研究所の木越隆三・石野友康両氏に大変お世話になった。衷心より感謝申し上げたい。

# 加賀藩の大工史料の信頼性に関する考察（上）

—清水文庫・渡部家文書を中心に—

正 見 泰

## 第1章 はじめに

### 1. 研究の目的

#### (1)加賀藩の大工文書の特徴

近世大工の家系・組織等に関する論考には、指図等をも含めて、近世大工家に遺された史料および大工に関する諸記録を利用して行われる。本稿では、江戸時代に最大の外様大名であり、幕府に次ぐ組織を有した加賀藩を対象として、そのお抱え大工<sup>(1)</sup>の家に伝わった文献史料について、その信頼性を検証するものである。そこで、まず対象となる史料について、その性質を整理する。

さて、近世の大工文書には、

- ・大工の文章は、伝達することを目的とした史料が多いためか、比較的判読しやすい字体が使われていることが多い。
- ・たとえ、癖の強い字体であっても、同一文書の中に同様の文言が繰り返し出現したり、後述する「同系列の属する史料」が存在したりすること

から、内容を比較することで文字が容易に推測できる場合が多く、読解はそれほど難しくは  
等が挙げられる。

このことから、近世の大工文書は、歴史学分野（文献学）でない研究者にとっても、比較的扱いやすい史料が多い史料群と言える。むしろ専門用語が頻繁に出現することで、建築学以外の分野の研究者には、扱いにくい面が見られる。

これに加え、加賀藩における大工の研究環境の特徴として、

- ・加賀藩に属する大工諸家の由緒書の多くが残る。加越能文庫所収の明治元～3年の作成を中心とする大量の由緒書<sup>(2)</sup>の中には、藩お抱え大工である御扶持方大工、御大工の家系のみならず、家臣のお抱え大工の家も含まれている。
- ・明治以後、空襲等の大きな被災がないことから、山上家、清水又十郎家、渡部家等の御大工頭を輩出した、由緒のある藩お抱え大工等の家に伝来した史料がまとまって残る。
- ・江戸後半については、その他の一般史料もよく残されている。さらに、加越能文庫、尊経閣文庫などのように、藩または前田家によって旧藩史料の保護措置がとられていた。

このように、加賀藩については、近世のお抱え大工史料を利用して研究を行う環境は、全国の中でも恵まれた条件にある地域と考える。

一方で、江戸中頃までに、金沢城およびその城下に大きな被害を与えた寛永の大火(1631年)、宝暦の大火(1759年)の2度の大火があり、寛永の大火以前の本原史料は極端に乏しいといった、史料を利用する研究に大きな影響を与える特徴の存在も考慮しなければならない。

本論文の構成

第1章 はじめに

1. 研究の目的
2. 従前の加賀藩大工の研究と大工史料
3. 研究の方法

第2章 清水文庫史料の信頼性の検証

1. 史料について
2. 『御大工知行帳』等の検証
3. 『御作事所役人附』の検証
4. 清水文庫の史料の信頼性と特性（小結）

—【ここまで本号、以下次号に掲載】—

第3章 渡部家文書史料の信頼性の検証

1. 史料について
2. 渡部家・栗林家・黒田家
3. 渡部家『累代系図』
4. 栗林又七『先祖并一門付之覚』
5. 富山藩の史料による両史料の検証
6. 渡部家文書の史料の信頼性と新知見（小結）

第4章 結論

1. 各史料の信頼性等
2. 建築史分野における史料の信頼性検証の効果



## (2)研究の目的

先に述べたように、加賀藩の大工史料により、多くの加賀藩お抱え大工の研究が行われてきた。しかしながら、これまでの加賀藩お抱え大工の研究には、史料の検証を十分に行っていたとは言えない面も窺われた。

そこで、本稿では、加賀藩お抱え大工の実態を解明するための基礎となる研究として、これまでの加賀藩の大工に関する研究における史料利用の問題点を明らかにするとともに、加賀藩の大工に関する文献史料の信頼性を検証するための具体的手法を示すことを目的とした。

また、大工史料に対する信頼性の検証は、当該史料の利用に際して直接的に必要であるばかりでなく、新たな学術的課題の発見・解明に繋がること(本稿では、お抱え大工家同士の婚姻、作事方大工の長期休業の指摘等)をも示し、史料の信頼性を検証することの有用性を説くことも視野に入れる。

## 2. 従前の加賀藩大工の研究と大工史料

### (1)加賀藩の大工に関する既往研究

さて、建築史分野における加賀藩の大工の研究では、加賀建仁寺流の作品や木割書の研究を始め、主な大工の家系、藩作事方などの制度に関する事など枚挙に暇がない。なかでも、膨大な加賀藩の大工史料を調査してまとめられたものとして、田中徳英氏の『加賀藩大工の研究』<sup>(3)</sup>の大著が挙げられる。同書は、田中氏が執筆した過去の研究論文等をほぼ網羅しており、加賀藩の大工に関する田中氏の研究を集成したものとなっている。

それ以前では、櫻井敏雄氏らによる近世社寺建築緊急調査報告書として刊行された『石川県の近世社寺建築』(石川県教育委員会 1979・1980)、特に同書中の、櫻井・松岡利郎氏による「第三章 加賀藩大工と古絵図」<sup>(4)</sup>による影響が大きかった。

さらに、内藤昌氏による『近世大工の系譜』<sup>(5)</sup>などが、代表的な著作として挙げられる。

一方、加賀藩内での、大工の流儀である建仁寺流・四天王寺流に関する研究としては、浅香年木氏の「北陸における建仁寺流大工の展開」<sup>(6)</sup>を先駆けとして、河田克博氏の『近世建築書 - 堂宮雛形 2 建仁寺流』と河田氏・渡辺勝彦氏・内藤氏「加賀建仁寺流系本の成立」ほかの一連の研究論文<sup>(7)</sup>、中川武氏<sup>(8)</sup>、村松貞次郎氏<sup>(9)</sup>等、非常に多くの研究が存在する。

建築史以外の分野においても、都市史では、田中喜男氏の『幕藩制都市の研究』<sup>(10)</sup>に、加賀藩大工の拝領地に関する研究がある。また、労働史では、『御作事所役人附』を利用した後述する森下徹氏の「補論 加賀藩作事所による大工の管理」『日本近世雇用労働史の研究』<sup>(11)</sup>(以下、森下論文とする)、『御造営方日並記』(以下、『日並記』とする<sup>(12)</sup>)を利用した白峰旬氏の「文化期金沢城二の丸再建工事期間の労務管理に関する考察」<sup>(13)</sup>(以下、白峰論文)など、様々な観点、分野から加賀藩の大工が研究されてきた。

### (2)既往研究における史料の扱い

#### i 史料の分類と史料間の主従関係

加賀藩お抱え大工に関する史料を、作成者等の性質と所蔵者により分類し、

公的史料 藩または藩の命令により作成された史料

准公的史料 公的史料の写しや、公的史料の抜き書きで、私家で所蔵された史料

私的史料 私家で作成され所蔵された史料

とする。

公的、准公的な史料は、信頼性があることを前提として取り扱われていたように見える。私的史料もその多くは、信頼性が十分検討されないまま、研究に利用されていた。せいぜい、複数の史料を比較し数量的な理解で、史料の信頼性を推量するに留まった。

しかし、いくら同じ内容の史料数が多いからと言って、それらが「主従関係にある史料」群(同一の情報源に基づく一連の史料群で、情報源となった同一の原初史料を主とし、その史料と従属関係にある史料からなる群をさす。)に属しているのであれば、その信頼性が増したことにはならない。このような問題意識はこれまでの加賀藩の大工史料を扱った研究には見られなかった。

例えば、田中氏は、『御大工知行帳』<sup>(14)</sup>に、栗林太右衛門と並び初期御大工として掲載されている橋本宗右衛門、木村源左衛門の両名(図1-2-1)が実在したことを、ほかの公的史料である「前田利長書状」<sup>(15)</sup>及び「利長公越中富山へ御隠居之節被 召連人数之帳」<sup>(16)</sup>などにより検証する試みを行った。

ここで問題となるのは、検証史料のうち、原本が明確でない「金沢二而拝領地二罷在候金沢組大工、出大工組大工、石川河北郡大鋸・杣拝領屋舗、小松町大工・屋根葺・木挽拝領屋舗并越中大窪村大工、井波村大工、高岡町大工・大鋸挽拝領地罷在候者共人数歩高等之覚」と「御大工橋本宗右衛門江被 下置候御書写巻通」<sup>(17)</sup>の両史料は、共に現在、『御大工知行帳』と同じ清水文庫所収であり、清水又十郎家が『御大工知行帳』を藩に差出した同じ寛政3年に、作事方に提出された文書であると田中氏自身が自著で記述していることである。このことから、両史料と『御大工知行帳』は、「主従関係にある史料」であることが強く疑われる。つまり、両史料の記述に基づいて、『御大工知行帳』が記述されていたことは十分に考え得ることなのである。したがって、両史料の検証が必要になるのであるが、田中氏はこれを実施しておらず、論考の厳密性に欠いていた。

残る公的史料との比較では、「利長公越中富山へ御隠居之節被 召連人数之帳」に記載された木村源左衛門の俸禄は50石に過ぎず、『御大工知行帳』に記載の200石とは大きく隔たっている。また「前田利長書状」についても、田中氏は、橋本宗右衛門が「作事責任者として地位が高く」とするが、引用部分だけからはそこまで読み取ることは不可能であり、実在したらしいことが証明できただけである。すなわち、公的史料との比較でも、田中氏が述べたように両名が「尾張出身の大工指導者であり、かなりの扶持が与えられていた。」<sup>(18)</sup>の様な事実が証明されたことにはならない。

このように、実際には史料の検証を十分に行わないまま、史実の認定が行われていたことになる。

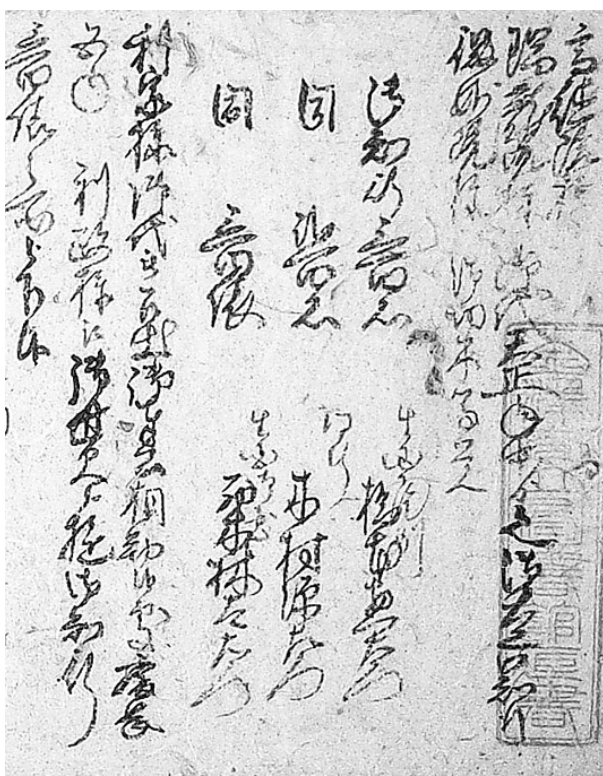


図1-2-1 『御大工知行帳』  
(清水文庫所収 金沢市立玉川図書館蔵)  
3名の初期お抱え大工の記載部分

ii 史料の読解に関する問題点

また、史料中の文面の意味を慎重に読み解くことなく、字面をそのまま鵜呑みにするなど、不正確な推測が行われていた。

① 『能州石動山絵図』の署名

例えば、『能州石動山絵図』の絵図表の最下部には、「御大工 太右衛門(尉)」の署名があるが(図1-2-2)、これとは別に裏面に「御大工栗林太右エ門」とある。田中氏は、太右衛門と名乗ったとする記録がないにも拘わらず、栗林又七または栗林伝次郎と推定している。

しかし、「御大工栗林太右エ門」は絵図の裏面に書かれており、「年号追而相調理可申也」との添え書きも見られることから、裏書き全体が後年に絵図表の作者以外の者によって書かれたものとするのが妥当である(図1-2-3)。すなわち、絵図作者を指す絵図表に書かれた「太右衛門」を、栗林太右衛門と思いこんだ別人による裏書きと考えられ、栗林又七または伝次郎が当該絵図の作者や所有者であった可能性は、極めて低いのである。付け加えるならば、3章で詳述するように嫡子と見られる栗林太右衛門光則が太右衛門の名を継承しており、その兄弟にあたる仁左衛門の家系(又七及び伝次郎)は分家となるから、本家が継ぐ太右衛門の名前を分家の者が名乗ることは通常考えられない。なお、太右衛門光則は、慶安3年(1650)に病死したとされ、この「御大工栗林太右エ門」には該当しない<sup>(19)</sup>。

このように、史料中の文面の意味を慎重に読み解くことなく、字面だけをそのまま鵜呑みにし、不正確な推測が行われている事例も既往研究に散見される<sup>(20)</sup>。

② 『諸記集』の奥書

ところで、櫻井氏らは、『諸記集』<sup>(21)</sup>について、「四天王寺流の秘伝書の一つ『諸記集』は東京大学工学部建築学科所蔵の『匠明』と同様な内容のもので、奥書きによると慶長一〇年(一六〇五)屏内吉政が著したものを元和三年(一六一七)に屏之内正信が、更に同九年(一六二三)に黒田氏正重が、延宝三年(一六七五)に辰巳氏光政が伝写した」とした<sup>(22)</sup>。さらに、元禄6年の天徳院(金沢市)山門棟札写<sup>(23)</sup>に、安田正納が平内吉政の5代の弟子と記載していたことから、平内吉政→平内正信→黒田正重→辰巳七郎兵衛光政→安田善次郎正納と四天王寺流の継承順を推定した。その後、この推定は訂正されることなく、ほかの研究者により引用され続けている。



左：図1-2-2 『能州石動山絵図』(石川県立図書館蔵)署名(表面 下部)

右：図1-2-3 同 署名(裏面)



ところが、『諸記集』の奥書(図1-2-4)にあるように、延宝3年に辰巳光政が写したことに間違いがなければ、当時すでに、黒田正重は亡くなっていた<sup>(24)</sup>。すなわち、辰巳光政が書き写したのは実子の左平次が相続した後のこととなり、辰巳光政は安田正納と同じく平内吉政から5代目となる。実際に『諸記集』の奥書にも、黒田正重と辰巳光政の間に、黒田正重と「同性〔姓〕」、すなわち黒田を苗字としながらも、名前の記載のない人物の存在が確認できる(図1-2-4)<sup>(25)</sup>。この人物は、左平次もしくは分家した左助だったと考えられるが、何らかの理由で名前が明確に記載されていない。

このように、この事例でも史料の読解が不正確なまま、不都合な「同性」の文字を切り捨て、都合の良い解釈がされていたと言わざるを得ない。そしてその後、ほかの研究者から訂正や疑問を持たれることもなく、そのまま次々と研究に引用され続けていったことは、残念ながら加賀藩の大工研究のこれまでの特徴の1つであったと言える。そこで、拙稿jでは、四天王寺流を加賀藩にもたらしたとされる黒田家の家系を中心に、信頼性を検証した史料を用いて論考し、史料の信頼性検証の有用性を実証的に示す試みを行った。

### ③ 『御作事所役人附』の記述時点

次に、『御作事所役人附』を研究の利用する場合の問題点について示す。

さて、当史料を利用した既往研究には、前出の森下氏、田中氏の加賀藩の作事組織に関するそれぞれの研究が存在する。森下氏は、加賀藩作事所に関わる職人の制度を、様々な角度から考察しており、近世後期の「作事所職員の変遷」について、当史料も使用して細かな検証を行った<sup>(26)</sup>。

一方、田中氏は著作の中で、加賀藩作事所の組織の役職を列挙するために、当史料に記載された役職名のみを利用した<sup>(27)</sup>。

森下論文では、文政6年(1823)時点における、加賀藩の作事所付きの職人の役職毎の平均年齢を、当史料を基に算出している。それによれば、御大工頭は4人の平均年齢が62歳であり同様に計算した平均年齢が44歳となった15名の御大工と比較して、「これ〔御大工頭〕は必ず御大工から昇進したものであり、したがって平均年齢もかなり高くなっている。」としていた。

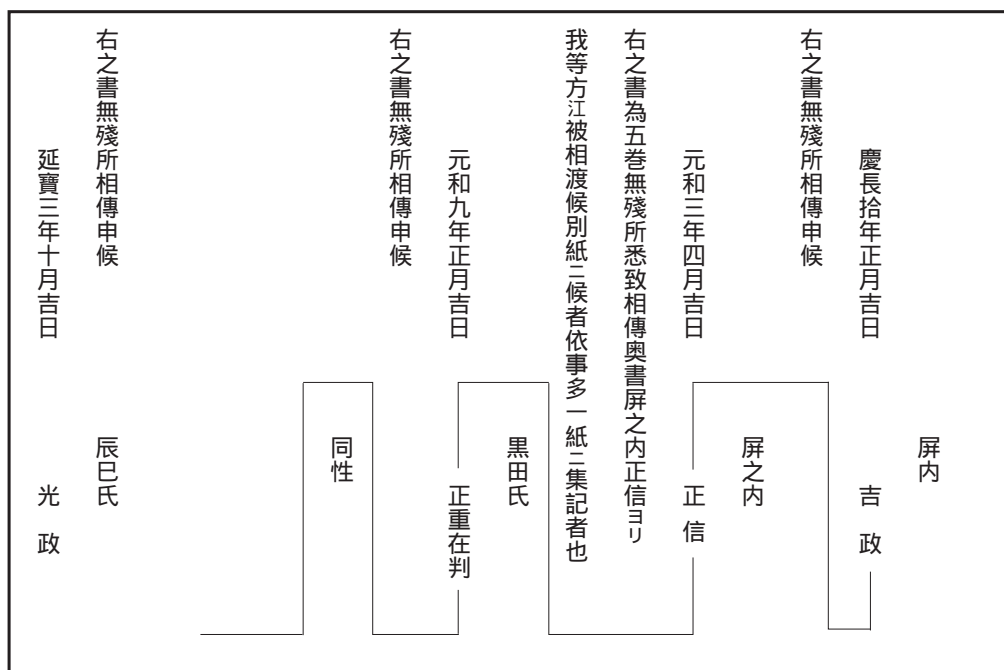


図1-2-4 『諸記集』奥書の翻刻



図 1-2-5 『御作事所役人附』(清水文庫所収金沢市立玉川図書館蔵)表表紙



図 1-2-6 同 表表紙裏側の朱書き

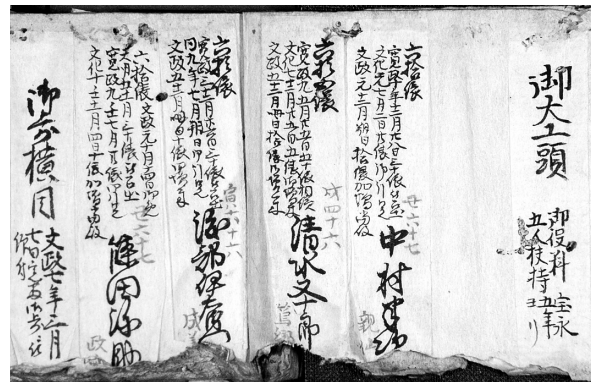


図 1-2-7 同 御大工頭の項

ところで、当史料の表表紙には、表題が別紙で貼られており、図 1-2-5 に見られるように「文政六未改正 御作事所役人附」と読める。ところが、この表表紙の裏側には、「年齢ハ文政四巳年」との朱書きも見られる(図 1-2-6)。したがって、当史料の各大工の「個人票」に朱書きされている年齢は、表表紙の裏側に書かれているように文政 4 年のものであれば、文政 6 年の年齢 - 2 才となっていることになる。

さらに、当史料に御大工頭として記載されているのは、中村半次親仙、清水又十郎篤郷、渡部伊右衛門成美、篠田弥助政之の 4 名である(図 1-2-7)。しかし、『御大工知行帳』で知られている文政 6 年時点の御大工頭<sup>(28)</sup>は、山上善右衛門吉順、中村半次親仙、清水又十郎篤郷の 3 名であり相異が見られるのである。

そして、これらの問題点については、森下氏の研究を含むこれまでの研究では十分考慮されることなく利用されており、その記述内容の検証が求められた。

### iii 御大工頭への昇任理由等での史料利用の問題点

最後に、御大工頭への昇任理由・条件に関して、既往研究では、①藤原恭福と松波貞成と、②大西政時と井上明矩の各 2 人を比較することにより、御大工頭への昇任理由等を次のように示している。

#### ①藤原恭福と松波貞成の場合

最初に、同じ時期の御大工でありながら、御大工頭に昇任した藤岡庄左衛門恭福と昇任できなかった松波源右衛門貞成の 2 名について、田中氏は、「藤原恭福は扶持方大工から御大工、御大工頭になる昇進が早い。その理由は、建仁寺流の技法を受け継ぎ、上棟などの規式の知識を

よく理解し、また、実際に二の丸御殿の造営で祭主(屋根の上)<sup>[ママ]</sup>を努め、棟札の調達など、顕著な活躍が認められたからである。」とする一方、「棟梁大工松波権兵衛の実子で、名門大工の家系ではなかった。そのため、松波源右衛門はよく活動したのに、御大工頭になれなかった。」としている<sup>(29)</sup>。

#### a. 出自・経歴等について

しかし、『御大工知行帳』ほかを調査したところ、藤岡恭福と松波貞成は、ともに棟梁大工の実子であり、出自に大差があるとは考えにくい。また、宝暦12年の二ノ丸御殿の上棟式では、屋根上で祭主である藤岡恭富に次ぐ諸事差引役3名のうちの1人を松波貞成が務めたことが知られており<sup>(30)</sup>、両者の規式に関する知識にも著しい差があったと思われるが、恭富のみが御大工頭に昇任したのである。そこで、両者の個人データを可能な限り収集し、両者周辺のお抱え大工の状況を加味して考察した。

まず藤岡恭富は、宝暦9年34才で御扶持方大工、同年中に御大工に登用され、安永3年49才で御大工頭に就任している。一方、松波貞成は、宝暦9年43才で御扶持方大工、宝暦11年45才で御大工と、そもそも藩お抱えとなった時点で、藤岡恭福より9才年長の負要因があった。

つまり、御扶持方大工の採用は、藤岡恭富と松波貞成は同期であったのだが、2年早くしかも若くして御大工に登用されたのであるから、藤岡恭福の方が大工としての能力が優れていたことは容易に想像できる。

さて、藤岡恭富を含む宝暦9年に御大工に登用された5名中、親が棟梁大工であったものは2名で、この2名ともが御大工頭に昇任しているのである。さらに、この年次からは、ほかに御大工の養子1名を加え、計3名が御大工頭に昇任している。昇任できなかった残り2名は、宝暦12年に死亡したもの、明和9年(1772)に差控となったものが各1名で、御大工頭中断期間中に御役を離れており、そもそも昇任することは不可能な者たちであった。すなわち、御大工頭が再設置された時点で、現役の御大工であった宝暦9年次登用の3名は、全員がその後御大工頭に昇任していたのである。

また、棟梁大工層から御大工頭に就任した者は、藩政期を通じ4名だけである。この年次はその半数を占めていることになるから、非常に高率で棟梁大工層から御大工頭に昇任できたことが判る。こうして見ると、宝暦9年次の御大工は、加賀藩お抱え大工の中でかなり例外的な年次であったと言わざるを得ない。

一方、次の登用年次である宝暦11年の御大工7名からは、親の階層の如何を問わず御大工頭となったものは皆無である<sup>(31)</sup>。翌宝暦12年に1名登用された後、明和8年まで御大工の登用はなく、明和8年次から唯一御大工頭となった井上孫太夫正明の親もまた棟梁大工であった。

以上のように、宝暦9年次と11年次では御大工頭昇任に関して両極端な登用年次であり、この両年次の人物を比較対照することの妥当性は相当低いと考える。すなわち両年次の差は出自等による差ではなく、昇任のタイミングに問題<sup>(32)</sup>があったと考えざるを得ない。しかし、御扶持方大工・御大工の登用時の年齢からの推定では、両者に大工としての能力に差があったことは十分考えられた。

#### b. 建仁寺流との関わりについて

次に、建仁寺流に通じていることが、御大工頭への昇任で重く評価されるとの説も主張されている<sup>(33)</sup>。とすると、加賀建仁寺流の宗家と言える山上家からは、相当人数が御大工頭に昇任していたはずである。しかし、実際には宝永5年以降、同家より7名が御大工となって



いたが、文政元年に善右衛門吉順が御大工頭に昇任しているだけで、藩政期を通じてたった1名しか御大工頭を輩出していなかった。さらに、藤岡恭福・松波貞成の活躍した時期は、山上家に伝来した建仁寺流秘伝の書の管理を巡って、藩当局と山上家に思惑の対立があった<sup>(34)</sup>。そして、善五郎吉政の死後養子となった享保年間の三郎太夫吉通から寛保～安永年間の杵之助吉知までの当主は、「入唐大工〇代」等の由緒を示す名乗りを棟札に記入することに、藩から承認が得られない状況にあったとされる<sup>(35)</sup>。

一方、藤岡家に伝来した建仁寺流は、山上家との直接師弟関係によるものではなく、山上家から池上家<sup>(36)</sup>に伝来した傍系の建仁寺流をさらに分枝したものに過ぎなかった。このような加賀建仁寺流の師弟関係は、この頃の加賀藩内の大工の間においては一般的なものに広がっており<sup>(37)</sup>、建仁寺流の精通に程度の差はあっても、上位の大工にとって決定的差ではなかったと考えられる。

さらに、これまで全く検討されたことはなかったが、松波貞成の次男は、まだ貞成が存命中の安永2年に、前出の山上吉知の養子となった御大工山上善五郎吉亨であった<sup>(38)</sup>。加えて、この吉亨から再び「入唐大工〇代」の名乗りを棟札に記入することが、藩から公式に認められていた<sup>(39)</sup>。したがって、その実父である松波貞成が、建仁寺流と全くの無関係、無関心であったとは思われない。むしろ松波貞成の方が、藤岡恭福よりも加賀建仁寺流の正統に近い存在であったと見るべきである。

以上から判断すれば、松波貞成が御大工頭に昇任できなかったのは、建仁寺流の件とも無関係とみてよかろう。

すなわち、藤岡恭福と松波貞成とは、実力以外の点を比較しても、その差を説明することはほとんどできない。しかし、両名の実力についても、推測し得るのみで直接比較することは難しく、つまるところ、両名を比較しても御大工頭に昇任し得る理由は説明することは現状では不可能と言える。

## ②大西政時と井上明矩の場合

次に、既往研究<sup>(40)</sup>で御大工頭の昇任条件がすでに提示されていることから、条件に合致する例として取り上げられた大西久左衛門政時と井上庄右衛門明矩の具体例について、両名の勤務実態の分析を通じて当該昇任条件の妥当性の検証を試みる。

### a. 大西政時の御大工頭昇任前後の勤務実態

ところで、前出の田中氏は、「御大工頭への昇進の条件は、藩の作事の経験を積んだ御大工の中から〈御用向き第一〉、〈御用方綿密〉に勤務し、功績をあげた場合に認められ、その結果として切米を加増されたことが判明する。」としている<sup>(41)</sup>。しかし、〈御用向き第一〉、〈御用方綿密〉とした具体的な説明が不足しているように思える。

そこで、大西政時が御大工頭に昇任した文化6年(1809)12月前後について、大西政時と井上明矩の勤務実態を明らかにするため、『日並記』から両名に関する記述を抽出し、当該箇所を分類し表1-2-1に掲げた。当史料は、両名がこの時期ともに従事した金沢城二ノ丸再建工事の記録であり、当該工事を差配した造営奉行の1人である高島厚定が記した役務日記として信頼性は高く、検証に最適な史料と考えられる<sup>(42)</sup>。

両者の勤務実態を本表からみると、井上明矩(年齢不明)は、工事に関する指示・報告等の具体的な仕事に関する記述が、76件中69件と大部分を占めていた<sup>(43)</sup>。これに対して、大西政時(51才)は、工事に関する指示・報告等に関する記述はわずかに33件中15件に過ぎず、欠勤等<sup>(44)</sup>に関する記述がそれに次ぐ12件と多かった<sup>(45)</sup>ことが判明した。

また、『日並記』によれば、井上明矩以外に、清水又十郎篤郷(32才)、山上善右衛門吉順

(26才)の若手の御大工も、昇任した大西政時より工事に関する指示・報告等の記述件数が多かった<sup>(46)</sup>。一方で、当時御大工頭であった高橋貞右衛門孝年(74才)については、たった3日3件しか記述がなかった。そのうち2件は棟札に記される大工として、残り1件は能の拝見者として、いずれも名前のみが記されているだけで、二ノ丸再建工事に具体的に関わっていたことを示す記述は1件もなかったことが判明した<sup>(47)</sup>。

このように、御大工頭はもとより、大西政時以外の御大工と比較しても、井上明矩の仕事に関する記述は際立って多いことが判った。さらに、井上明矩の欠勤はたった1日だけ記されているが、その同じ文化6年1月16日に、井上明矩と相談すべき事項が2件も挙げられている。そして4日後には、井上明矩はその2件に対する絵図を提出していたことが記述されており、昇任が後となった井上明矩の方は、確かに〈御用向き第一〉、〈御用方綿密〉であったと言える。

一方、大西政時は、この期間しばしば欠勤を繰り返しており、少なくとも〈御用向き第一〉と言える状況にはなかった。御大工頭昇任前後の時期に、大西政時が頻繁に欠勤していた事実を明らかにしないまま、これまで論考されていた。さらに、文化6年2月の二ノ丸御殿および橋爪門の上棟式での役を務めていない<sup>(48)</sup>など、大西政時のこの時期の勤務実態は、文化大火後の二ノ丸再建工事で重要な役割を十分に果たしていたとは言い難かったことが判明した。

#### b. 大西政時の御大工頭昇任の理由について

ところで、田中氏は、この『日並記』を引用し、「二人〔井上明矩、大西政時〕とも造営方の作事によく精励したことがわかる。」<sup>(49)</sup>ともしている。しかし、大西政時の昇任理由を示した原文は、「今般御造営方御用、別手合ニも主附、格別出精相勤候ニ付」であって、別手合(今般造営方御用(二ノ丸再建工事)とは別の作事)において、「主附」として「格別出精」したとする趣旨であり、誤読ではないだろうか。つまり、御大工を相当期間勤めていれば、「主附」として「格別出精」に工事を担当したことは何度もあったと考えられることから、「格別出精相勤」は、昇任させる理由としての常套句に過ぎなかったことが窺える。

このように、昇任の要件としての勤務状況については、大西政時のように、過去の業績が評価され、昇任直前の勤務状況は重視されていなかったと思われる例が認められた。すなわち、既往研究の結果とは合致しない実態が再び明らかとなり、既往研究の示した昇任条件にも疑義が生じた。そこで、拙稿 i では、御大工頭昇任者の傾向を明らかにすることとし、信頼性の検証を行った既知の加賀藩大工史料を用いて論考し、史料の信頼性検証の有用性を実証的に示す試みを行った。

大西政時の御大工頭昇任前後の大西政時・井上明矩両名の勤務状況(『日並記』より)

記述内容	大西 政時	井上 明矩
直接二ノ丸再建 工事に関わる指 示・報告等	文化6年1/19、4/4、 4/6、6/21、6/22、6/23、 7/2、7/4、8/9、9/14、 9/19、10/3、10/8、 12/10、 文化7年5/20	文化6年1/5、1/6、1/8、 1/9、1/12(2件)、1/13、 1/16(2件)、1/20、1/22、 1/25、1/30(2件)、 2/1(2件)、2/2、 2/18(2件)、2/19、2/27、 4/7、5/12、5/14、6/5、6/6、 6/9(2件)、6/11(2件)、 6/16、6/20、6/21(2件)、 6/24、6/26、7/1、7/8、 9/1(2件)、9/2、9/3、 9/4(2件)、9/5(2件)、 9/6(2件)、9/8(2件)、 9/10、9/15、9/18、 10/4(4件)、10/12、10/15、 10/18、11/4、12/4、12/7、 12/10、文化7年2/18、 3/10、5/1、5/2、5/14
	15件	69件
欠勤(欠勤明け 出勤等を含む)	文化6年1/26、2/3、 2/4、2/6、2/13、2/25、 11/1、12/3、 文化7年5/18、5/21、 5/24、6/8	文化6年1/16
	12件	1件
棟札への名前記載 昇任・昇給 御能拝見 御褒美頂戴等	文化6年2/26、2/27 文化6年12/28 文化6年5/8 文化7年4/18、4/21	文化6年2/26、2/27 文化6年12/28 文化6年5/8 文化6年2/19、 文化7年4/21
	6件	6件
合計	33件(33日)	76件(57日)

表1-2-1 大西政時昇任前後の両名の勤務状況

記述内容	大西 政時	井上 明矩
直接二ノ丸再建 工事に関わる指 示・報告等	文化6年1/19、4/4、 4/6、6/21、6/22、6/23、 7/2、7/4、8/9、9/14、 9/19、10/3、10/8、 12/10、	文化6年1/5、1/6、1/8、 1/9、1/12(2件)、1/13、 1/16(2件)、1/20、1/22、 1/25、1/30(2件)、 2/1(2件)、2/2、 2/18(2件)、2/19、2/27、 4/7、5/12、5/14、6/5、6/6、 6/9(2件)、6/11(2件)、 6/16、6/20、6/21(2件)、 6/24、6/26、7/1、7/8、 9/1(2件)、9/2、9/3、 9/4(2件)、9/5(2件)、 9/6(2件)、9/8(2件)、 9/10、9/15、9/18、 10/4(4件)、10/12、10/15、 10/18、11/4、12/4、12/7、 12/10
	14件	64件
欠勤(欠勤明け 出勤等を含む)	文化6年1/26、2/3、 2/4、2/6、2/13、 2/25、11/1、12/3、	文化6年1/16
	8件	1件
棟札への名前記載 昇任・昇給 御能拝見 御褒美頂戴等	文化6年2/26、2/27 文化6年12/28 文化6年5/8	文化6年2/26、2/27 文化6年12/28 文化6年5/8 文化6年2/19
	4件	5件
合計	26件(26日)	70件(51日)

表1-2-2 大西政時昇任前の両名の勤務状況

記述内容	大西 政時	井上 明矩
直接二ノ丸再建 工事に関わる指 示・報告等	文化7年5/20	文化7年2/18、3/10、5/1、 5/2、5/14
	1件	5件
欠勤(欠勤明け 出勤等を含む)	文化7年5/18、5/21、 5/24、6/8	
	4件	0件
御褒美頂戴等	文化7年4/18、4/21	文化7年4/21
	2件	1件
合計	7件(7日)	6件(6日)

表1-2-3 大西政時昇任後の両名の勤務状況



#### iv これまでの史料利用の問題点

以上のように、これまでの加賀藩の大工史料による研究には、史料の信頼性の検証が不十分であった問題点として、各史料が主従関係にないことが未確認であったことに加え、史料による史実の認定についても問題点として以下の事例が見られた。

ア 史料中の文面の意味を慎重に読み解くことなく、字面だけを鵜呑みにし、不正確な推測を行う。

イ 史料全体の読解が不正確なまま、判明した一部分だけを採用する。

ウ 史料全体による検証を行わず、自説に都合の良い部分だけを採用し明示する。

さらに、自説に不都合な部分はあえて記述されることは少ないから、ほかの研究者による再検証には手間が掛かることとなり、結論に対する他者による再検証がされないままとなっていることは、また別の根本的に重大な問題である。

つまり、既往研究の事例で示したように、史料の信頼性の検証が不十分のために誤って導かれた結果が、常に引用され続ける事態を招く恐れがあることが判る。そこで、史料を利用した論考を中心とする研究については、建築史分野においても、少なくとも主要な研究対象の史料について信頼性を検証することは、必要不可欠であると考ええる。

それでは、どのような方法で史料の信頼性の検証を実施すれば妥当であるのかを、次節でその方法を提示し、次章以降で対象史料に対して信頼性の検証を実地に試みる。

なお、『日並記』は、本来、文化大火後の二ノ丸再建工事の造営奉行であった高島厚定の私的な職務日記として書かれた文書であるが、後に藩(前田家)に献上されたことから前田家蔵となり、現在、前田家から金沢市に譲渡された加越能文庫の所収となっている。藩(前田家)に献上された経緯はあきらでないが、明治期に藩政期の記録を藩主周辺でまとめる動きがあったことに関係したともされる<sup>(50)</sup>。記録者が担当奉行であり、藩政の記録編纂のために藩に献上されたとすれば、元々私的史料であったとしても、信頼性は乏しいものではないと一応推定することができる。しかし、月によっては記述された日数が著しく少ない月がある点は、件数による頻度の比較を行うような検証を実施する際には、やや注意が必要となる。今後、別途詳細な検証が必要と考える。

### 3. 研究の方法

#### (1) 検証対象史料について

前節で見たように、従前の研究では、史料の信頼性検証が十分でなかったため、疑義が生じた。そこで、まず加賀藩の大工史料を対象に、その信頼性の検証方法について整理する。

本稿での研究対象とする史料の範囲は、文字情報を主体とする史料とし、指図、絵図に類する史料は、別稿において論考を行うものとする。本稿ではさらに、それらの文字情報が主体の史料のうち、作成者または所蔵者が、加賀藩のお抱え大工または作事方(造営方を含む)の役所・役人である史料に限定した。

ところで、加賀藩のお抱え大工を長年勤めたことが知られている家系に伝来し、相当数の文献、指図・絵図等の史料を所収している、清水文庫、および 渡部家文書が、地元に残されている。

清水家は、本家が初代利家にお抱え大工として仕え、幕末まで存続した点でお抱え大工として由緒があると言えるが、本家、又十郎家ともに一時期お抱え大工から外れたことがあった。これに対して、渡部家は、3代利常以来一度もお抱え大工から外れることなく9代続けてお抱え大工を勤め、明治維新を迎えている。この間2名の藩御大工頭を輩出し、維新後も建築関係の職業を続けていた点で、清水家等と並ぶ加賀藩お抱え大工の由緒のある家柄と言える。なお、渡部家文書は、渡部家が代々加賀藩大工集団のなかで重要な地位を占めたとして、小松市指定文化財となっている。したがって、両家の所蔵した史料として、清水文庫、渡部家文書ともに、加賀藩の大工研究にとって重要な史料と考えられる。

そこで、各所収の史料のうち、拙稿 i・j の論考で主として利用した、  
清水文庫 『御大工知行帳』等、『御作事所役人附』  
渡部家文書 栗林又七『先祖并一門付之覚』(以下、『又七覚』)、  
渡部家『累代系図』<sup>(51)</sup>

を検証対象に選択し、その信頼性の検証を試みることにした。

すなわち、本稿では、異なるカテゴリーの史料として、准公的史料(藩作成の史料の写し等)である『御大工知行帳』・『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』(清水文庫)、『又七覚』(渡部家文書)と、私的史料である『御作事所役人附』(清水文庫)、渡部家『累代家図』(渡部家文書)の、いずれも代々加賀藩のお抱え大工であった家系に伝来した史料を対象とした。また、公的史料として信頼性が比較的高い旧藩蔵(金沢市立玉川図書館蔵の加越能文庫所収)の『由緒書』等を、各史料の比較検証史料として利用した。

## (2)具体的な手順<sup>(52)</sup>

### i 史料の信頼性の検証

史料の来歴・真純性の検討

史料の分類・本原性の判断基準となる。

史料の価値判断(史料の分類と性質)

史料の来歴による分類が主となるが、その史料の作成意図や作成方法に起因する性質による利用上の制限事項の存在にも留意して判断される。

史料の本原性の検討

「主従関係のある史料」の記述は、同じ様になることが当然で有り、「主従関係にある史料」同士の記述が一致しても、それらの史料の信頼性を検証したことにはならない。

そこで、本稿では、主従関係にない対照史料によって史料の信頼性を検証する必要があることから、本原性の吟味において、主従関係の確認に重点を置くことにした。

もっとも、対照史料は、対象となる史料との主従関係にないだけでなく、次に挙げる「同系統の史料」群に属さないことが明らかでなければ、対照のための検証史料として十分と認めることはできないと考える。

以上のような手順と考え方によって、史料の信頼性の検証を試みる。

### ii 史実の認定と史料の適用制限

次に、その史料批判の結果に基づき、以下のように当該史料を利用する。

史実の認定方法

信頼性の乏しい史料の記述が、史実と認められる可能性は低く、当然、信頼性の高い史料が優先される。ここでは、信頼性の高い史料間での史実の決定について示す。

直接的な主従関係になくとも、「主従関係にある史料」の連環により生じる原初史料を同一とする一団の史料群を、「同系統の史料群」とし、その群を構成する史料を「同系統の史料」と呼ぶことにする。

したがって、「主従関係にある史料」は、「同系統の史料」の一形態であり、最も近い関係にある史料と言える。

対象史料の信頼性を確認するため、「同系統の史料」であることが考えにくい対照史料との記述の比較を行う。その結果、

・対照史料に多少相異が見られる場合、その相異は伝承過程で当然生じるであろう情報の劣化と考えられる。

なお、対象史料と対照史料の信頼性が確認されると同時に、当該史料の記述が史実と

認めて良いと考えられる。

- ・一方、ほぼ完全に一致した場合、むしろ、「同系統の史料」であることが疑われるので、両史料の作成過程がよほどはっきりしていない限り、ほかの史料による検証等が必要である。
- ・両史料の記述が異なる時は、さらに「同系統の史料」ではない対照史料を追加して検証を行う。

#### 史料の適用制限

信頼性を検証した結果、当該史料に欠点が見つかったとしても、当該史料の持つ固有の適用制限の範囲(特性)が決定できれば、特性に沿って利用方法を工夫することによって、その制限範囲内で研究課題の検証に利用することができる。このことについては、拙稿 i の実例で実証した。

#### 各章共通 凡例

引用文中の / は改行を示し、[ ] は筆者が加筆した注である。

拙稿については、以下のように略す。

拙稿 a : 「『造作辨圖解 上下』と『加州金澤御城来因略記』 - 金沢城石川門・河北門整備の根拠史料に関する検証 - 」『金沢城研究』第 6 号、石川県金沢城調査研究所、pp.93-102, 2008.3

拙稿 b : 「『御大工知行帳』の成立と信頼性に関する考察 - 加賀藩御大工栗林家の家系検証を中心に - 」『日本建築学会北陸支部研究報告集』第52号、pp.435-438, 2009.7

拙稿 c : 「富山藩における栗林家の家系に関する考察 - 加賀藩御大工栗林家の研究 - 」『日本建築学会北陸支部研究報告集』第52号、pp.439-442, 2009.7

拙稿 d : 「奥村家(嫡流)作事方の池上家について - 加賀八家の作事方に関する研究 - 」『日本建築学会北陸支部研究報告集』第52号、pp.443-446, 2009.7

拙稿 e : 「加賀藩御大工黒田家について - 加賀藩における四天王寺流に関する研究 - 」『日本建築学会北陸支部研究報告集』第52号、pp.447-450, 2009.7

拙稿 f : 「池上右平に関する史料の発見と考察」『日本建築学会技術報告集』第16巻、第33号、pp.735-738, 2010.6

拙稿 g : 「加賀藩のお抱え大工制度に関する研究 その 1 藤岡庄左衛門恭福と松波源右衛門貞成の事例を中心に」『日本建築学会大会学術講演梗概集(北陸)』F-2、pp.29-30, 2010.9

拙稿 h : 「加賀藩大工史料『御作事所役人附』について」『日本建築学会技術報告集』第17巻、第35号、pp.369-372, 2011.2

拙稿 i : 「加賀藩御大工頭への昇任に関する考察」『日本建築学会計画系論文集』第76巻、第666号、pp.1461-1467, 2011.8



拙稿 j : 「加賀藩お抱え大工の黒田家について」『日本建築学会計画系論文集』第76巻、第666号、pp.1469-1474, 2011.8

## 第1章

[註]

- (1) 加賀藩のお抱え大工には、下から御扶持方大工、御大工、御大工頭の基本的な3階層が存在する。御大工頭は、藩内の大工の最高職となる。  
御扶持方大工は、俸禄を扶持米でいただき、御大工は、俸禄を切米でいただき御歩並みとされた。御大工頭は、宝永5年(1708)に初めて任命され(制定は宝永2年とされる)、宝暦11年(1761)に中断、安永2年(1773)から再設置されて幕末の慶応3年(1867)2月に廃止されるまで存続した。俸禄は御大工と同じ切米であるが、役料5人扶持が付加され、御歩の上、与力の下に位置づけられた。  
ことわりがない限り、本稿中の御大工や御大工頭等は、加賀藩のお抱え大工の階層名を指す。
- (2) 金沢市立玉川図書館蔵
- (3) 田中徳英『加賀藩御大工の研究 - 建築の技術と文化 - 』(桂書房 2008)  
以下、『加賀藩大工の研究』とする。  
当書は、田中徳英『加賀藩御大工の研究 - 主として建仁寺流大工山上家について - 』『昭和55年度科学研究費補助金奨励研究(B)報告書』(1980)等をまとめたものである。  
なお、本稿では、田中氏は田中徳英氏を指す。ほかの田中氏については、反復しても名前を省略しない。
- (4) 櫻井敏雄・松岡利郎『第三章 加賀藩大工と古絵図』『石川県の近世社寺建築』(石川県教育委員会, pp.218-274, 1980)  
以下、『第三章 加賀藩大工と古絵図』とする。
- (5) 内藤 昌『第五章 前田利家の大工』『近世大工の系譜』(ペリかん社 1981 pp.90-101)、および『第八章 徳川家光の大工』(同 pp.127-152)を参照
- (6) 浅香年木『北陸における建仁寺流大工の展開 - 棟札を素材とした考察 - 』『物質文化 第20号』(pp.1-14 1972.10)
- (7) 河田克博『近世建築書 - 堂宮雛形2 建仁寺流』(大龍堂書店 1988)  
河田克博・渡辺勝彦・内藤昌『加賀建仁寺流系本の成立』『日本建築学会計画系論文報告集 第386号』(pp.109-119 1988.4) ほかの一連の研究論文
- (8) 中川 武『「匠明」と「諸記集」について』『日本建築学会大会学術講演梗概集(北海道)計画系(建築歴史・建築意匠)』(pp.2085-2086 1978.9)
- (9) 村松貞次郎・狩野勝重『建仁寺流大工山上家伝来の武家屋敷図について』『日本建築学会学術講演梗概集』(pp.1585・1586 1974.10)
- (10) 田中喜男『第二章 第二節 拝領地職人の存在形態 1 大工』『幕藩制都市の研究』(文献出版 pp.128-191 1986)  
なお、上記の著書の一部とほぼ同じ内容が、田中徳英氏の『加賀藩大工の研究』pp.79-87の部分に、独自の成果のように記述されている。
- (11) 森下 徹『補論 加賀藩作事所による大工の管理』『日本近世雇用労働史の研究』(東京大学出版 pp.191-219 1995)
- (12) 本稿における『日並記』は、『金沢城史料叢書1 御造営方日並記』上巻 石川県教育委員会2004、同 下巻 2005による。
- (13) 白峰 旬『文化期金沢城二の丸再建工事期間の労務管理に関する考察』『金沢城研究 第7号』(石川県金沢城調査研究所 pp.55-70 2009)
- (14) 『御大工知行帳』については、第2章で詳しく紹介するが、前田利家の代から文政9年に召し抱えられた御大工等の名・俸禄・主な事績等を書き上げた史料である。なお、本研究では、後述する同種の史料である『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』と併せて『御大工知行帳』等と一括している。
- (15) 『前田利長書状』(尊経閣文庫所収前田育徳会所蔵、慶長14年9月14日付神尾図書宛)『加賀藩大工の研究』のp.29  
なお、利長は前田利家の嫡男である。
- (16) 『利長公越中富山へ御隠居之節被 召連人数之帳』(加越能文庫所収金沢市立玉川図書館蔵)
- (17) 『御大工橋本宗右衛門江被 下置候御書写巻通』は、目録名称『御大工御壁塗等への書状写』に綴られている。
- (18) 『加賀藩大工の研究』のpp.28-31
- (19) 『加賀藩大工の研究』のp.521。太右衛門光則が慶安3年に病死したとする『由緒書』記述を信頼すれば、櫻井氏等が指摘した気多神社拝殿小屋束の「同(加州大工)太右衛門」の墨書等のような承応年間の太右衛門は、光則ではありえない。

また、『能州石動山絵図』(石動山本社承応2年(1653)建立棟札によれば、建設に御大工黒田正重が関わったことが知られる)の絵図作者「御大工 太右衛門(尉)」は、社殿の建築に関わった黒田太右衛門正重と見るのが妥当である。

- (20) 同種の例は、『加賀藩大工の研究』p.191の注(150)で、「辰巳御櫓絵図」の袋の内側に「文化七年」とあることから、中の絵図も文化7年以降の製作と考えている。しかし、これは当該袋に絵図が入れられたのが「文化七年」以降であることが示されただけで、絵図が作られた時期は全くその制約を受けず、文化6年以前に作製されていた絵図が、文化7年以降に当該袋に収められた場合も十分あり得ることである。にもかかわらず、同氏が断言し得たのは、同書以前に発表していた正見 泰「金沢城本丸櫓群の図面類について - 辰巳櫓・三階櫓の図面類の検証 -」『金沢城研究 第4号』(pp.61-74 200)の拙稿において、すでに正しい方法で天保10年を特定していたからにほかならない。
- (21) 『諸記集』は、池上家文書所収、静嘉堂文庫蔵
- (22) 「第三章 加賀藩大工と古絵図」のp.232
- (23) 櫻井氏らは、「元禄六年(一六九三)天徳寺山門棟札写に「堀内吉政五代安田善次郎正納」とあり」としている。「第三章 加賀藩大工と古絵図」の p.232
- (24) 『御大工知行帳』によれば、黒田正重は寛文9年(1669)に病死している。  
なお、後述する『御大工知行帳』の特性を考慮しても、延宝年間以降のことであり、正重の享年については信頼できる。
- (25) 『諸記集』は、静嘉堂文庫蔵の池上家文書所収。内藤 昌「『匠明』の祖本：『諸記集』について - 流派成立の一考察 -」『日本建築学会大会学術講演梗概集(関東)計画系(建築歴史・建築意匠)』(pp.1507・1508 1975.10)のp.1508の図3等や、最近刊行された『加賀藩大工の研究』のp.520の図13に至るまで、多くの論文・書籍で引用されているが、いずれも「同性」の文言には全く触れていない。  
なお、辰巳光政は、『御大工知行帳』に加賀藩御大工として記載がある。
- (26) 森下 徹「補論 加賀藩作事所による大工の管理」『日本近世雇用労働史の研究』(東京大学出版, pp.191-219, 1995)
- (27) 『加賀藩大工の研究』のp.38
- (28) 『御大工知行帳』は、拙稿bによる検証では、文政年間の頃になると、『御大工知行帳』の記述の信頼性は高いと考えられる。
- (29) 『加賀藩大工の研究』のpp.129-132
- (30) 『泰雲公御年譜』(『加賀藩史料』第八編、前田育徳会、1980復刻による)「第三章 加賀藩大工と古絵図」のP.226
- (31) 親の階層内訳は、御大工2名、御扶持方大工1名、棟梁大工3名、不明1名である。
- (32) 拙稿gで示したように、御大工頭のポストに定数の概念が存在し、当時御大工頭であった清水治左衛門峯充と清水多四郎軌亮の両名(宝暦9年登用組)が長期在任したため、ポストに空きがないことが判る(拙稿g 図1)。
- (33) 田中氏による説、『加賀藩大工の研究』のpp.129-132
- (34) 『山上善右衛門略系図由帳(文政6年)』(京都国立博物館保管)による。以下、『略系図』とする。
- (35) 『加賀藩大工の研究』のpp.478-479
- (36) 『加賀藩大工の研究』のp.498-502  
天守指図で知られる池上右平の養父の弟子であった池上宗仙の家系とされるが、詳細は判っていない。この池上家は加賀藩お抱え大工の家系ではないが、御大工頭大西政乗の実家である。
- (37) 例えば、清水文庫に建仁寺流の木割書が所収されているが、清水又十郎家が建仁寺流を大々的に喧伝した形跡はない。
- (38) 『略系図』
- (39) 『略系図』には、山上家秘伝書の保管問題解決に、松波貞成が関与していたことが記されている。また、吉亨に棟札の名乗りが許されたのは、保管問題が決着したためと推定する。
- (40) 『加賀藩大工の研究』
- (41) 『加賀藩大工の研究』のp.67
- (42) 造営奉行は、藩主・城代の上層部の意向を受け造営方所管の工事について、お抱え大工を直接かつ具体的に指揮している。また、白峰論文によれば、当史料には職人の怪我、病気について詳細に記述されており、「労務管理の統括責任者は造営奉行であったと見なされる。」また、当該工事の「労務管理の実態を把握するには好個の史料であると評価できよう。」とされている。なお本研究は、『日並記』の引用は『日並記』上巻・同下巻(金沢城研究調査室 2004・2005)の翻刻文によったが、原本は、加能越文庫所収、金沢市立図書館蔵である。

また、現存する当史料は、文化6年1月から文化7年6月まで間の、大西政時・井上明矩がともに従事した二ノ丸の再建工事が記録されている。したがって、大西政時の御大工頭昇任前後の両名の勤務状況を知るのに、これほど適切な史料はない。しかし、『加賀藩大工の研究』や白峰論文では、当史料の両名の記述箇所全てを網羅して考察されておらず、両名の記述箇所全てを含めて検証したのは、本研究が初めてである。もちろん、『日並記』下巻に収録された索引に記載のない箇所についても、悉皆調査した。

大西政時には、1日に単純な1件だけが記述されることが多いが、井上明矩には1日に複数件の指示・報告等がある日が多く、さらにその1件が具体的な細かな複数の事項に分かれている場合も少なくない。したがって、両名の仕事に関する記述量の差は、件数以上に大きく異なっている。

- (43)ほかに、前日に井上明矩が提出した図について吟味したことが、2件(ともに文化6年1/21)記されていた。なお、『日並記』下巻の索引にある上巻p.82の庄右衛門は源五郎手代の1人と思われる。  
また、本文中の名前の後の(年齢)は、文化6年当時の数え年を示す。以下同じ。
- (44)白峰論文によれば、『日並記』の記述中の「見合」が欠勤を指すと考える。出勤を見合わせるの意か。
- (45)大西政時は、2/3「今日見合候事」、2/4「今日見合之事」、2/6「痛所急ニ不宜躰」2/13「痛所ノ平愈、今日より出勤之事」となっているから、2/3～12まで「痛所」により連続欠勤していたと推定できる。また、その前後期の1/26・2/25にも「見合之事」となっており、文化6年1月下旬から2月にかけて大西政時の具合はかなり悪かったと推測される。  
この2月の欠勤の原因となった「痛所」が、公傷による痛みであれば状況は違ってくる。しかし、工事現場での大工等の怪我及びその後の措置について詳細に記録されている(白峰論文)が、これ以前に政時が現場で怪我をしたとの記述はないので、公傷を負っていた蓋然性は極めて低いと考える。  
また、昇任直前の欠勤理由として、11/1・12/3は「不快」とだけ記すが、昇任後の5月の欠勤理由には「疝癰」とあって、2週間以上も欠勤したことが判る。それでも完全な回復には至らず、6/8に痛みをこらえて出勤したことが記されている。この経過から見て、大西政時は、疝気や癰に類する痛みが持病化していたと考えられる。  
とすれば、2月の「痛所」や11・12月の「不快」も怪我によるのではなく、疝痛による可能性が高く、「痛所」は内臓疾患に起因する痛みを指すと考えるのが妥当である。また、「痛所」が怪我による痛みであったとしても、先に述べたようにその原因は公傷ではなく、私傷と思われる。  
なお表1のほかに、大西平右衛門を、「久左衛門[政時]せがれ」と表現した2箇所(文化6年2/9、2/20)が見られた。また、『日並記』下巻の索引にある下巻p.335の久左衛門は政時ではなく祖父の政乗である。  
なお、拙稿iで、大西政時の欠勤日のうち文化6年2/25を見落としていたため、表1-2-1中で1件少なくなっているため、訂正する。
- (46)清水篤郷は、39日40件の記述のうち仕事の指示・報告等が38件(ほとんどが材木費・木割費用の払書提出)であった。山上吉順は、22日24件と日数こそ少ないが、うち22件が仕事の指示・報告等で大西政時よりも多い。また、両名ともに欠勤の記述はなかった。
- (47)3件のほか、文化7年4/21の御褒美頂戴では、「御大工頭大西久左衛門等兩人」のように扱われる。『日並記』では、高橋孝年が、文化6年3月以降に手斧始めのあった、御造営方の管轄する裏口門・橋爪櫓・二ノ丸菱櫓の各工事に直接関わっていた形跡が認められなかったにもかかわらず、清水文庫所収『金沢城橋爪御門等門櫓棟札写』に御大工頭として記載されていた点は注目される。これらのことは、棟札に記載された者 工事関係者であることを示すと同時に、二ノ丸再建の重要工事であるにも関わらず、御大工頭がほとんど関与していなかった可能性をも示している。  
このことと、後述の御大工頭中断期間に造営方による城内再建のみ行われ、他の作事は休止状態であったことを併せて考えると、御大工を兼職しない御大工頭は、造営方の工事に直接関与しなかったことが考えられる。  
ところで、上記の『金沢城橋爪御門等門櫓棟札写』であるが、これまでは無批判で利用されてきた。しかし、同書中の「橋爪御門」の棟札写には、御大工に井上明矩の記載は無く、『日並記』の記録と矛盾があり、検証が必要である。もっとも、実施文と相異なる写しであったにせよ、関与の有無に拘わらず、棟札に御大工頭を記載することが一般的と考えられていたことを例証する史料としては妥当と考える。  
なお、棟札の御大工の掲載の順序は、同役では在職期間が長い者が、期間が同じ場合は俸禄が高い者が先(右側)になっていた。
- (48)式当日の役には就いていないが、昇任後の文化7年4/18の項で、大西政時が昇任直前に橋爪櫓の棟札の筆を執っていたことが判る。



(49) 『加賀藩大工の研究』のp.67

(50) 木越隆三・石野友康『日並記』上巻の解説pp.388-408

(51) 渡部家『累代系図』は、加賀藩御大工を代々勤め、御大工頭を2名輩出した渡部家の由緒書で、16世紀の元祖の渡邊監物から始まり、明治以降も記録が続けられた。各代の事跡・親類が詳細に記載されている。

(52) この手順は、歴史学で「史料批判」と呼ばれる史実の決定方法の手順を簡略化したものである。

本研究は、今井登志喜氏の『歴史学研究法』（東京大学出版会、1953.4初版,1983.2第24刷）に記載された「史料批判」の考え方を基にし、対象を近世大工史料に限定し、その信頼性の検証に応用する試みである。

なお、『歴史学研究法』における借用史料とは、本原史料より内容を借用した史料のことを指す。

## 第2章 清水文庫史料の信頼性の検証

本章では、准公的史料の『御大工知行帳』・『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』について、藩の公的史料である由緒書類(加越能文庫)や信頼度の高いその他の私的史料等との比較により、成立の解明や成立・性格に起因する記述の特性を明らかにする。

また、私的史料である『御作事所役人附』については、まず史料自身の記述を詳細に検討する。その後、同様に由緒書類や信頼度の高い私的史料に、上記の『御大工知行帳』等を加えて信頼性を検証し、史料としての特性を明らかにする。さらに、明らかにした特性に沿った利用方法を示すとともに、疑問の残る記述には考察を加える。

### 1. 史料について

#### (1) 清水文庫の概要

清水文庫は、代々加賀藩お抱え大工であった清水又十郎家の当主で、当時東京で開業医となっていた清水秀夫氏が、昭和初めの第2次世界大戦中に、金沢市立図書館に寄贈した図書類である。清水又十郎家は、利家の代からの前田家に仕えたとされる九郎兵衛定基を初代とする清水家の傍系<sup>(1)</sup>で、明治維新まで存続し、清水本家とならび3名の御大工頭を輩出している。

金沢市立図書館の目録(1952年刊行)によれば、当文庫には、江戸時代の加賀藩お抱え大工であった当時の史料のほか、軍士官および軍医に転じた明治以降に収集された医学書なども含まれており、多岐にわたる。寺社関係73点、医学・衛生43点、建築工学・兵事146点、歴史・地誌154点であり、合計416点となる。

このうち近世大工史料とできるのは、235点である。建築工学・兵事の分類点数よりも多くなっているのは、寺社関係の大部分が指図等であり、歴史・地誌に分類されたものの中にも近世の絵図ほかが含まれているからである。

#### (2) 『御大工知行帳』等

##### i 形状および特徴

『大工知行帳』は、横約34cm、縦12.7cmで、和紙が横長に綴じられている。利家の代から文政9年まで(~1826年)に加賀藩に召し抱えられた御大工等の名・俸禄・主な事績等を書き上げた史料であり、正式な標題は、『高德院様 /瑞龍院様 /微妙院様御代 天正年中より之御大工御知行御切米等覚』である(図2-1-1)。

『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』は、縦23.5cm横17.5cmで、和紙が縦長に綴じられている。寛政期以降(1789年~)から加賀藩に召し抱えられた御大工等の名・俸禄・主な事績等を書き上げた、『御大工知行帳』と同様な性格の史料である。正式標題は、『寛政年中より御大工頭御大工被 召出候名前御知行御切米高并御扶持方大工名前等覚書帳』である(図2-1-2・3)。

両史料は、ともに金沢市立玉川図書館の清水文庫所収であり、加賀藩お抱え大工の清水又十郎家に伝来した。本稿では、『大工知行帳』と『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』の2史料を併せて、『御大工知行帳』等と呼ぶ。

また、『御大工知行帳』等は、加賀藩のお抱え大工の研究には欠かせない史料として重用されてきた。殊に前出の栗林家のように初期の御大工等については、『御大工知行帳』が唯一の史料となる場合がある。しかし、『御大工知行帳』等の成立の経緯や内容の信頼性に関して、これまで十分な検証がされているとは言えなかった。

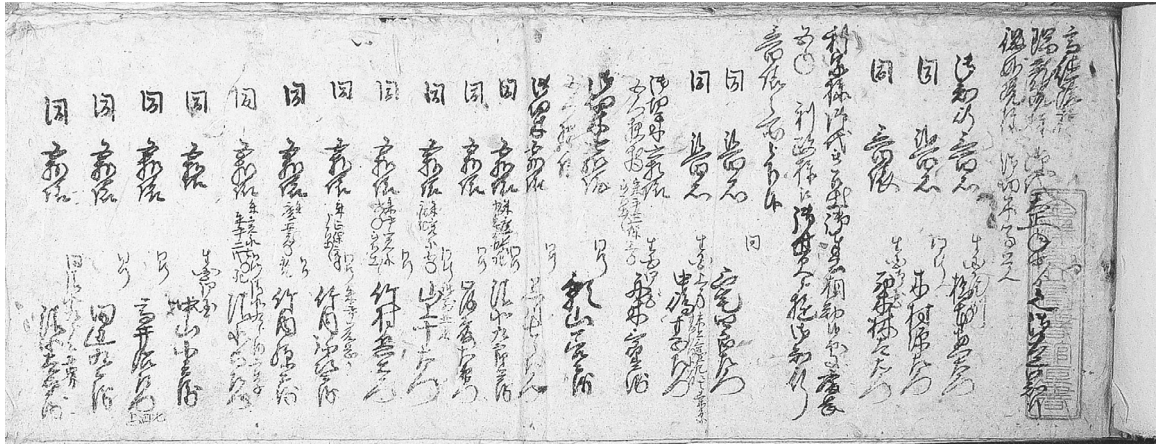
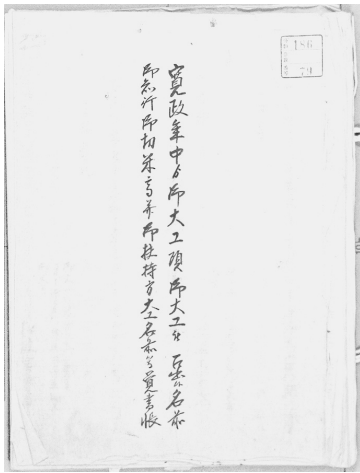
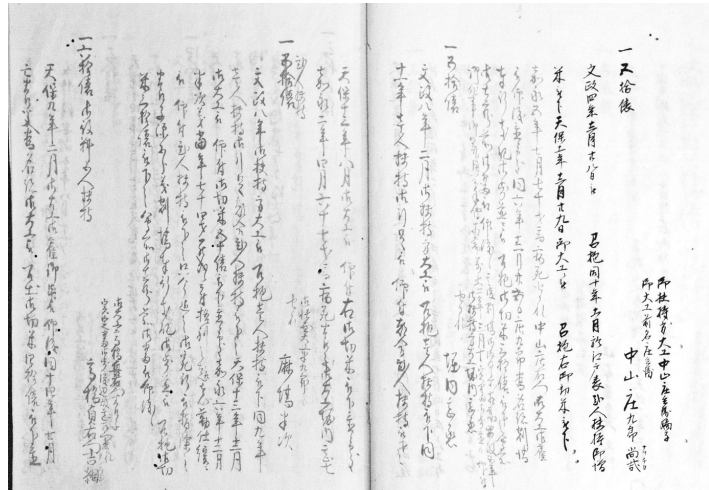


図 2-1-1 『御大工知行帳』(清水文庫所収金沢市立玉川図書館蔵) 冒頭



左：図 2-1-2 『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』(清水文庫所収金沢市立玉川図書館蔵) 表紙



右：図 2-1-3 同 本文の例

ii 『御大工知行帳』の成立に関わる記述

『御大工知行帳』には、享保 9 年(1724) 7 月 27 日付け「右被召出候御大工并御扶持方大工相勤候【年】限等、/先年より御作事所江人々指出置候由緒書、/其外覚書等を以段々僉儀仕、此帳面 /認申候、貞享年中之時分者、御大工廿九人、/御扶持方大工廿五人御座候、此儀者何も覚へ /罷在候、只今八御大工七人、御扶持方大工式人 /存命二而相勤罷在候、以上」<sup>(2)</sup>、

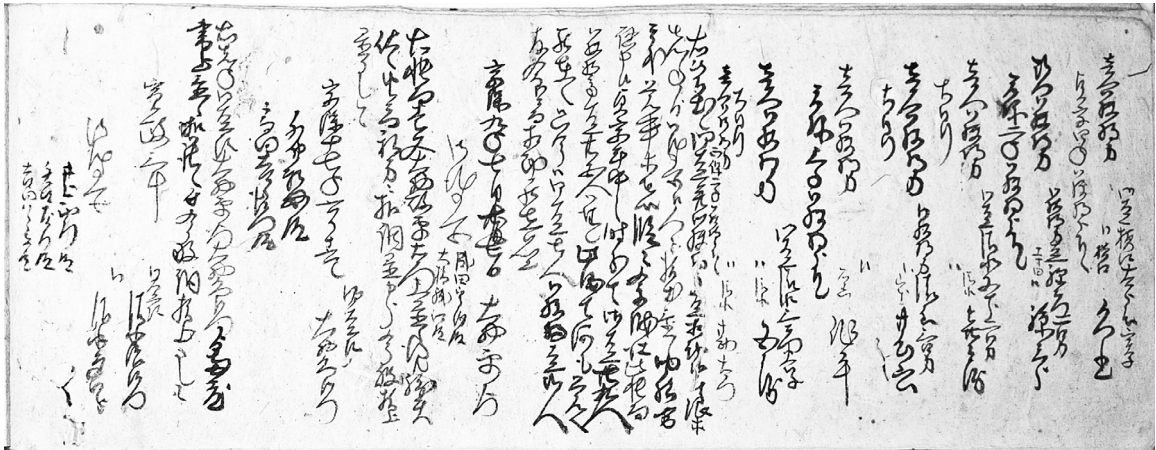
享保 17 年 6 月 16 日付け「右帳面養父大西平右衛門上置候得共、/紛失仕候由二而、私方二相調置申分、今般指上 /置申候、以上」<sup>(3)</sup>、

寛政 3 年(1791) 付け「右先年御大工頭大西平右衛門、大西久左衛門より両度 /書上置候扣御座候付、今般調指上申候、以上」との文章が挿入されている(図 2-1-4)。

これは、現存する『御大工知行帳』が当初のものと同じではないこと、当史料が一時期に編纂されたものではなく、享保 9 年以前に成立していた文書を祖本とし段階的に成立していったことを窺わせる。また、それとは別に、延宝 4 年以前の御大工に関する記述も見られる。

そこで本稿では、前出の初期の加賀藩御大工栗林家に関する史料と対照し、主に栗林家の家系に関する検証を通じて、『御大工知行帳』の最初期の段階の成立と信頼性についての考察を試みる。





寛政3年

享保17年

享保9年

図2-1-4 『御大工知行帳』経緯に関する部分

(3) 『御作事所役人附』

i 形状および特徴

当史料は、代々加賀藩お抱え大工を勤めた清水又十郎家に伝来し、現在金沢市立玉川図書館蔵の清水文庫所収の史料で、長さ17.5cm、縦幅7.6cmの横長の形状の和綴じ本で、やや厚目の紙に青系に着色された紙を被せて表紙が造られている(図1-2-5参照)。

当史料の記載方式には特徴があり、役職名の一部<sup>(4)</sup>および各個人のデータ(俸禄、名前、経歴)が、それぞれ1枚の長方形の貼り紙<sup>(5)</sup>に書き込まれている。各「個人票」の大きさは、長さ6.7~7.4cm、幅1.2~1.8cm程度の付箋状の薄紙<sup>(6)</sup>であり、各頁が台紙となっている。各頁に、「個人票」等をのりで点付けするようになっており、貼り替えが自由にできるように工夫されている特徴ある史料である。

また、表表紙には、標題が別紙で貼られており、図2-1-5に見られるように「文政六未改正御作事所役人附」と読める。ところが、この表表紙の裏側には、「年齢ハ 文政四巳年」との朱書きも見られる(図2-1-6)。



図2-1-5 表表紙標題部分



図2-1-6 表表紙裏側の朱書き

両図ともに、『御作事所役人附』(清水文庫所収金沢市立玉川図書館蔵)より

## ii これまでの利用と問題点

前述したように、当史料を利用したこれまで研究には、森下氏、田中氏の加賀藩の作事組織に関するそれぞれの研究が存在するが、各大工の「個人票」に朱書きされている年齢は、表表紙の裏側に書かれているように文政4年のものであれば、表表紙の表記の文政6年時点の年齢より2歳少なく表記されていることになる。

ところが、これまでの研究では、この問題点について十分考慮することなく利用されていた。

そこで、年齢に関して、主に各「個人票」に記載された十二支情報を基に解析し、特定の個々の例については、補助的に『御大工知行帳』等や各家の由緒書類の記述と比較した。また、各役職の在職者に関する情報は、『御大工知行帳』等との比較を主として行ったほか、特定の例の詳細については、藩蔵の由緒書・『諸頭系譜』<sup>(7)</sup>との比較し『御作事所役人附』の信頼性の検証を試みる。

## 2. 『御大工知行帳』等の検証

### (1) 『御大工知行帳』の初期お抱え大工

栗林家は、次章第2節で詳述するように加賀藩政初期から召し抱えられた大工であったが、延宝年間(1673~81)に断絶したため、これまで注目されることが少なかった御大工の家系である。栗林家が存在した時期の情報は、主に後世に書かれた御大工等各家の由緒書による自己申告に頼るしかないが、栗林家のように早い時期に断絶した家は、由緒書等すらも残っていないことが多く研究には困難を極める。

ところで、『御大工知行帳』に記載されている、ごく初期の3名の御大工等のうち、栗林太右衛門は、後述する栗林又七『先祖并一門付之覚』(以下、『又七覚』とする)が存在したことから、記載されたものと考えられる。ほかの2名のうち橋本惣右衛門については、寛政3年に御大工頭清水治左衛門等が作事所に提出したとされる「御大工橋本宗右衛門江被 下置候御書写壺通」<sup>(8)</sup>が伝来している。

この「寛政3年」といえば、前述した『御大工知行帳』の段階的成立の最終年代に合致するので、寛政3年の現存する『御大工知行帳』の編纂に合わせて、作事所に提出された文書と考えられる。筆者は、おそらく木村源左衛門も、同様の文書が提出されていたと推測していた<sup>(9)</sup>が、前章で述べたように実際に「金沢ニ而拝領地ニ罷在候金沢組大工、出大工組大工、石川河北郡大鋸・杵拝領屋舗、小松町大工・屋根葺・木挽拝領屋舗并越中大窪村大工、井波村大工、高岡町大工・大鋸挽拝領地罷在候者共人数歩高等之覚」が存在した<sup>(10)</sup>。すなわち、ごく初期の御大工等については、たまたま作事所に関係文書が提出された3名だけが、『御大工知行帳』に記載されたと考える<sup>(11)</sup>。

### (2) 『御大工知行帳』等の成立に関する考察

#### i 『御大工知行帳』と『又七覚』との比較

『御大工知行帳』の栗林太右衛門および仁左衛門に関する記述は、次章で詳細に検討する延宝4年付けの栗林家由緒書の控えである『又七覚』の記述とほぼ一致している。しかし、『又七覚』では、太右衛門が利政に仕えた年を慶長5年(1600)と明記していない点と、仁左衛門の切米高を五拾俵/式人扶持としている点が異なっている。

まず、太右衛門が利政に仕えた時期について検討する。両史料ともに太右衛門が最初に仕えたとしている利家は、慶長4年閏3月に亡くなっている。すなわち、同5年から利政に仕えたとすると、一旦、利長に仕えた後のことになる<sup>(12)</sup>。また、慶長5年9月に起こった関ヶ原の合戦の結果、利政は領地を失っている点を考えると、「慶長5年」は誤伝か誤写の可能性が高い。

一方、仁左衛門の切米高の相異については、「五」と「六」の草書体が似ていることから、誤写と考えるのが妥当である。いずれも、『御大工知行帳』の記述が誤っていると見られる。

また、渡部家『累代系図』の栗林家に関する記述も、『又七覚』の記述と比較した結果、矛盾していないことも判かった。これにより、『御大工知行帳』や渡部家『累代系図』の記述は、栗林仁左衛門家の由緒書を基にして書かれたと考えられる<sup>(13)</sup>。

## ii 現存『御大工知行帳』の段階的成立

ところで、『御大工知行帳』には、前節で示したように、享保9年(1724)7月27日付け、享保17年6月16日付け、寛政3年(1791)付けで、段階的に成立したことを示す文章が挿入されている(図2-1-4)。

このうち、享保9年(1724)7月27日付けでは、「御作事奉行所江人々指出置候由緒書 / 其外覚書等を以段々僉儀仕、此帳面 / 認申候」との記述が見られる。すなわち、当史料と同様に作事奉行(所)にお抱え大工各家が指出した由緒書や覚書を調べ、この帳面すなわち『御大工知行帳』を確認したとしている。ここで言う「由緒書其外覚書等」(以下、「由緒書等」)こそが、『又七覚』に類する「由緒書等」であったと推測される。すなわち、『又七覚』の作成目的は、藩のお抱え大工たちが先祖や自身の記録と親類を、藩の作事奉行(所)に報告することにあつたと考えられ、度々藩に提出されたものと思われる。

また、享保17年6月16日付けでは、「右帳面[前述の享保9年時に編纂された知行帳]養父大西故平右衛門上置候得共、/ 紛失仕候由二而、私[大西久左衛門]方二相調置申分、今般指上 / 置申候、以上」との記述が見られ、御大工頭の大西平右衛門が作事奉行所に提出したが、紛失したので、当時御大工頭であった大西久左衛門が調べていた知行帳を指し出したと言うことである。さらに、寛政3年に知行帳を指し出したとされる、清水治左衛門と清水多四郎軌亮の両名も、当時の御大工頭であった。『御大工知行帳』は単に作事所で所蔵されていただけでなく、歴代の御大工頭が『御大工知行帳』の写しを保管していた状況が読み取れる。享保9年付けでは、お抱え大工の人数の変動を知行帳で示していることから、御大工頭が、藩お抱え大工たちを管理するために『御大工知行帳』等の写しを利用していたと考えられる。

## iii 延宝4年頃の『御大工知行帳』記述の転換点

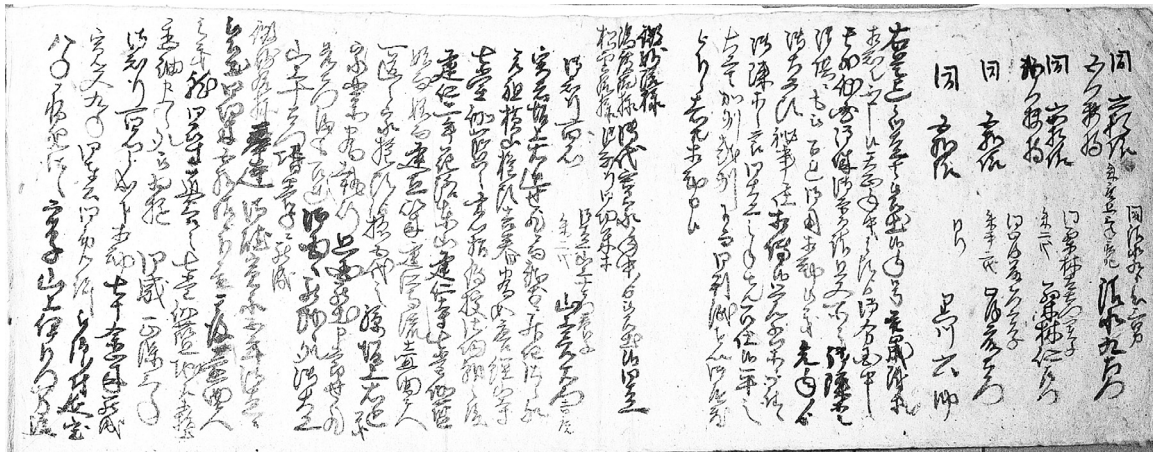
さらに、これらの段階的成立を示す3つ文章のほかに、黒川六助までの御大工について、「被召出候年号并歳附等 / 相知し不申候、天正年中之頃より御分国中、/ 其外他国御城御普請、且又所々御陣等之 / 御供二も被 召連、御用相勤候義、先年より / 御大工頭秘事二仕、相伝候覚書等二御座候、/ 御陣等之節、御大工之手先召仕候平之 / 大工者、加州、越州二而御判紙を以御屋敷 / 被下候者共相勤申候」<sup>(14)</sup>としている(図2-2-1)。

黒川六助までの御大工は、4行に渡って記述される栗林太右衛門を除けば、1人につき1行+添書程度しか記述されていない。ところが、黒川六助の次に「微妙院様 / 陽廣院様 / 松雲院様 御代寛永年中より被召出候御大工御知行御切米等」と記した後は、寛永5年(1628)に御大工となったとする山上善右衛門嘉廣の18行をはじめ、一人一人の記述が非常に詳しくなる。

一方、万治3年(1660)以降にお抱えになった御大工は、延宝4年(1676)の時点でも全て現役の御大工である。前出の山上嘉廣以下、慶安3(1650)年以前の御大工25名中、延宝4年までに死亡した御大工が12名、生存10名、召放2名、死亡不記載1名であった。死亡したもののうち清水又十郎家の清水十右衛門と、死亡不記載の杉本半四郎の2名を除けば、召放の2名を含め、いずれも延宝4年以降も本人かその継嗣は御大工等として家系が存続していることが判った。

例外の2名のうち、清水十右衛門の継嗣はお抱え大工にはなれなかったが、後代の子孫がお抱え大工に復帰したことが判っている<sup>(15)</sup>。よって、延宝4年時点で家系存続が不明なのは、わ





ここから延宝4年頃より後

延宝4年頃より前

図2-2-1 『御大工知行帳』延宝4年前後の記述部分

ずかに杉本半四郎だけとなる。おそらく本人が存命していたと推定される<sup>(16)</sup>。したがって、山上善右衛門嘉廣以下に記述されている御大工またはその継嗣が、延宝4年に「由緒書等」を提出可能な状況にあったと言える。このように、『御大工知行帳』の記述には、延宝4年頃に存命の御大工の前後で、質的転換が見られる。

iv 『御大工知行帳』の最初期の成立について

さて、詳細は後述するが、前出の『又七覚』の宛先とされる一色瀬兵衛であるが、延宝元年から同5年まで藩の作事奉行であったことが判明している<sup>(17)</sup>。すなわち、『又七覚』は、作事奉行に宛てて提出された公的文書の控えであったことが確認できた。したがって、前述した『御大工知行帳』の一節にある、「先年より御作事所江人々指出置候由緒書、/其外覚書等を以段々僉儀仕」とある「由緒書等」は、藩作事方が御大工等各家から収集した、この『又七覚』と同類の文書<sup>(18)</sup>のことを指していると考えられた。

このことから、延宝4年頃に、他の御大工等も同様の「由緒書等」を作成し、作事奉行に提出されたそれらの「由緒書等」を基に、現存する『御大工知行帳』の祖本が作成されたと考えられる。なお、前述した寛政3年付け「今般調指上申候」と同時期に提出した由緒書と思われる、清水峯充が記した先祖由緒書なども確認されている<sup>(19)</sup>。節目ごとに「由緒書等」を提出させ、記録の追加・補正が行われたと推定される。

ところで、山上善右衛門嘉廣以降に記載される竹内長左衛門について、「延宝六年竹内彦十郎代り被仰付候旨、/旧記之、彦十郎せかれ二相成申候様二哉、/又他名長左衛門二而、彦十郎代り与被仰付候 /哉、苗字調無之二付、怪成義相知レ不申候」とある。すなわち、長左衛門は延宝6年に竹内彦十郎の跡を継いだと記録はあるが、素性がよくわからないと言うのである。一方、彦十郎は延宝5年に亡くなったと記載されており、竹内の苗字のお抱え大工は、長左衛門で一旦途切れている。延宝4年以降の御大工では、同6年の竹内長左衛門の記録だけが欠落していることが判る。

さらに、延宝7年に断絶する栗林家の仁左衛門には切米高の記述しかないのに対して、ほぼ同年代と思われる山上善右衛門嘉廣、黒田太右衛門正重、田邊甚吉、清水助九郎正知らの事績が長文を連ねている。この違いは、延宝7年以降も家系が存続していたかどうかの違いであると考えられる。一方、同家の又七および傳次郎(傳二郎)も、長くはないものの2又は3行で事績が記録されている。このことから、延宝7年からあまり遅くない時期に、『御大工知行帳』の記録の逐次更新が開始されたと考えられる<sup>(20)</sup>。

つまり、延宝4年に『又七覚』等が作事所に提出されていることと併せて考えれば、現存する『御大工知行帳』の祖本は、御大工等各家から延宝4年頃に提出された「由緒書等」を基に編纂され、延宝4～6年頃に一旦成立していたと思われる<sup>(20)</sup>。そして、延宝7年以降数年のうちに初めて記録の更新を開始し、同年以降に現役であった御大工から、記録が逐次更新されたものと推定される。

なお、最初の御大工等とされる3名中、栗林家以外の2家は延宝4年時点で御大工等としては存続していなかったが、前述したように存在を示す文書が藩作事所に提出されたことで、『御大工知行帳』に記載されたと考えられる。

#### v 『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』の成立と信頼性

前述のように、『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』の正式標題は、『寛政年中より御大工頭御大工被 召出候名前御知行御切米高并御扶持方大工名前等覚書帳』であった。また、『御大工知行帳』が再生された寛政3年の次に、御大工が登用された年は寛政8年であった。『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』は、その寛政8年(1796)に召し抱えられた御大工から、『御大工知行帳』とは別に記録され始めている。

一方、既存の『御大工知行帳』は、寛政3年以降も記録され、御大工については文政9年(1826)7月お抱えの中村鍋太郎まで記載され続けた。また、御扶持方大工については、寛政3年に召し抱えられた松嶋四郎兵衛成徳の次に張り紙があって、「追加」、「仮帳」等の但し書きも見られ、最終的には、やはり文政9年3月の羽田長左衛門らまで記載されていた。

これらは、『御大工知行帳』を旧蔵した清水又十郎家の当主で、御大工頭であった篤郷が文政9年8月に亡くなったことに関連すると考えられ、後述する『御作事所役人附』の成立過程とも符合する。その後、清水又十郎家からは、嘉永6年(1853)に養子の多四郎亮郷が御大工頭に就任し、慶応3年(1867)に外作事奉行となり明治まで加賀藩作事方に奉職しており、『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』は、職務上の必要からこの時期に多四郎亮郷が写したと考えるのが妥当である。

すなわち、『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』は、寛政8年のお抱え大工より新たに編纂され始めた、『御大工知行帳』原本の新版に相当する公的文書の写しと考えられる。そして、『御大工知行帳』の記録時期から年代が降ること、『御大工知行帳』のように紛失・再生したとする事実がないこと、慶応・明治初期に各お抱え大工家が藩に提出したと思われる由緒書(加越能文庫所収)の記述と相異が少ないこと等を考え合わせると、『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』の信頼性は高いと考えられる。

### (3)御大工の死因に関する考察

『御大工知行帳』の大工の死因として、栗林又七の項で「自滅」という言葉が使われていたことが目に付いた(図2-2-3)。初期を除く江戸前期の寛永年間以降綱紀の時までに召し抱えられたとされる御大工について調べたところ、ほぼ全員について死因が記述されていた<sup>(22)</sup>。そこで、『御大工知行帳』に記載された山上嘉廣以下、延宝4年以前に召し抱えられた御大工について、御大工の死因により『御大工知行帳』の記述の信頼性を検証した。

この結果、対象54名中、人物自身について詳細不明4名、死亡不記載1名、召放により不明3名となっている。これらの生涯を完全には把握されていない御大工を除くと、又七が自滅となっているほかは、総て病死とされている。しかし、事故の少なくない作事現場において、全く事故死した御大工がなかったということは信用し難いことである。

例えば、寛文11年(1671)に召し抱えられた「中村九大(太)夫」は、『御大工知行帳』では元禄12年(1699)病死と記されている(図2-2-4)。ところが、『政鄰記』および『聞書』によれば、同年12月

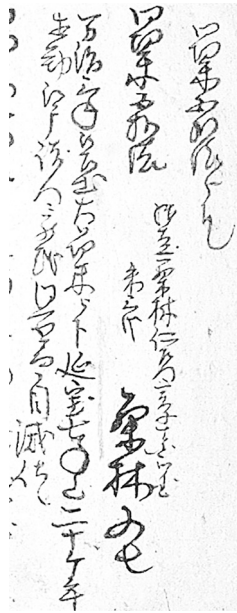


図 2-2-3 『御大工知行帳』栗林又七の部分

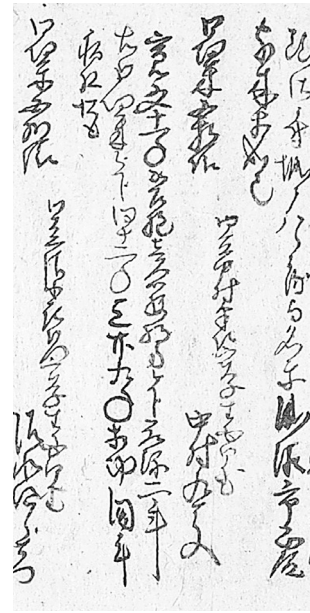


図 2-2-4 同 中村九大夫の部分

に発生した茶臼山の崩壊現場に居合わせ事故死したとされている<sup>(23)</sup>。この事故は、延宝年間以降であるから、事実であったとすれば、作事方でも把握していたはずである。

一方、『政鄰記』は、津田政鄰により江戸中頃から後期にまとめられた記録である<sup>(24)</sup>。しかし、長山直治氏によれば、「主に政鄰が諸家の所蔵する記録類を採訪して記述した」<sup>(25)</sup>とされており、政鄰の家柄や経歴を考慮すれば、元禄頃の記事の信頼性は比較的高いと思われる。

前述したように、延宝4年以前に死亡しているほとんどの御大工の記述量は著しく少なく、延宝4年頃に最初の『御大工知行帳』原本が成立し、延宝年間に記録の逐次更新を始めていたことが窺われた。ところが、それ以降においても、病死と記録されている御大工中村九大(太)夫に、事故死したとする別の史料が確認されたことから藩や家にとって不都合な事実を伏せて記録されている可能性が窺われた。これらのことなどから、『御大工知行帳』の信頼性には一部に問題があることを指摘できる。また、前項(2)で述べたように、『又七覚』は『御大工知行帳』の基となったことが窺われたので、主従関係にある史料として留意が必要である。

### 3. 『御作事所役人附』の検証

#### (1) 記載内容の検証と史料成立の考察

##### i 年齢の計算時点に関する検証

前述したように、『御作事所役人附』の記載内容の年代は、表表紙にあるように「文政六未改正」(図 2-1-5)で正しいのか、その表表紙裏側に書かれた「年齢八文政四巳年」の朱書き(図 2-1-6)が正しいのか、それとも全く別の年なのかを、既知の他の史料と比較するなどにより検証する必要があると考えた。

そこでまず、各「個人票」の朱書きの年齢について検証を行った。

各個人のデータの書かれた「個人票」には、年齢だけでなく生年と推測される十二支も一緒に書かれている。そして、文政6年は「未」年であり、文政4年は「巳」年であるから、「個人票」に記載されている年齢が「未」年のものであるか、「巳」年のものであるかは、容易に判別することができる。つまり、例えば「寅」年生まれ的人物であれば、「未」年には、30才、42才、54才・・・、「巳」年には、28才、40才、52才・・・と、それぞれ12才間隔の特定の年齢しか取り得ないのである。



(表 2-3-1)

したがって、生年の十二支と年齢が揃って読み取れた「個人票」計169名分<sup>(26)</sup>について検証したところ、年齢が記述された年を「未」年とすれば年齢が一致する人物は、そのうちの大部分である155名(91.7%)となった。そのほかは、「巳」年とした時に一致する者が3名、「卯」年が5名、「申」年が3名、「亥」年が2名であった。

未年に矛盾する年齢には、特定の十二支と年齢の組合せに集中が見られる<sup>(27)</sup>。例えば、御大工の清水章治郎知貞<sup>(28)</sup>、御壁塗の堀越吉太夫の両人は「午五十一」(年齢を記述した年は申年に該当)、御扶持方大工の水株長蔵、同毛利茂助は「己[巴カ]五十五」(同じく亥年)、同じく彦次郎「己[巴カ]三十五」(同じく卯年)などであった。

このうち、清水知貞は、『御大工知行帳』によれば天保3年(1832)に59才で亡くなったとしている。とすれば、清水知貞の生年は、1774年の「午」年で、文政6年には50才となるから、「午五十一」は「午五十」の誤記の可能性が高い。

同様に、毛利茂助は、文政10年に御大工に採用されており、文政12年に57才で亡くなったとされている。これからすると、毛利茂助の生年は、1773年の「巳」年となり、さらに文政6年には51才であるから、「己五十五」は「巳五十一」の誤記の可能性が高い。したがって、上記の2例が記述された年は、いずれも「未」年であった可能性が高くなり、文政6年であったと見なすことが妥当となる。

以上の検証により、朱書きされた年齢は、一部に誤記と判断される書き込みも見られるが、標題にある文政6年時点の年齢と考えると良いことが判った。

ii 各役職の在職者に関する検証

次に、文政6年時点の御大工頭在職者が、これまで知られている史料と相異している点について検証した。

前述したように、当史料に御大工頭として記載されているのは、中村半次親仙、清水又十郎篤郷、渡部伊右衛門成美、篠田弥助政之の4名である(図 2-3-1)。しかし、『御大工知行帳』で知られている文政6年時点の御大工頭は、山上善右衛門吉順、中村半次親仙、清水又十郎篤郷の3名であり相異が見られるのである。

御大工頭の項に記載された渡部伊右衛門成美が、御大工頭に就任するのは『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』によると文政8年7月である。一方、御大工頭であった中村半次親仙は、文政9年4月29日に亡くなったとされる。すなわち、当史料に記載されている役職の時点は、文政8年7月以降文政9年4月29日以前の内容であると考えられる。

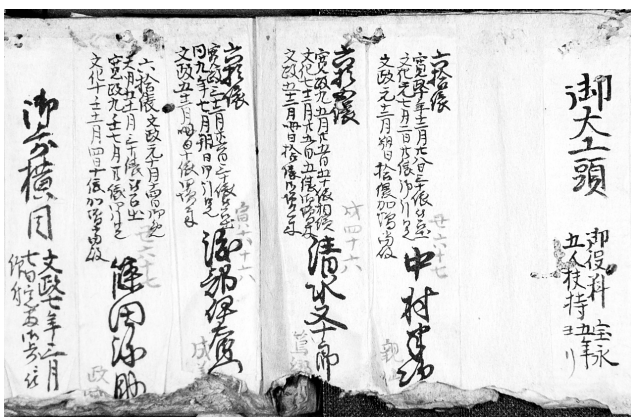


図 2-3-1 『御作事所役人附』御大工頭の項

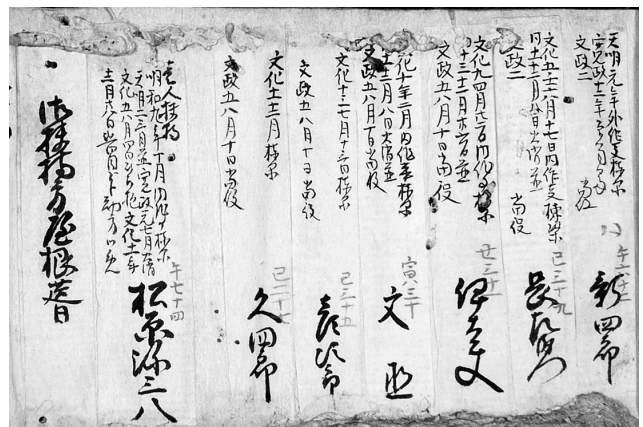


図 2-3-2 同 御扶持方大工の項末尾

ところが、御大工の項では、文政9年4月4日に亡くなった中山甚六と、文政9年4月24日に御大工となった井上伊兵衛の両人が同時に見られるのである。

また、御扶持方大工の項では、文政9年3月24日付で、火消棟梁から御扶持方大工に一括登用された、羽田長左衛門、藤岡伊大夫、山田文丞、小泉彦次郎、太田久四郎5名が、御扶持方大工の項の後方に、苗字の記載なしに揃って掲載されている(図2-3-2)。一方、文政9年6月20日に亡くなる土田弥左衛門も記載されているので、在職状況はこれ以前と考えられる。そして、これらの文政9年3月末から4月にかけての異動者の「個人票」は、新しい役職欄への移動は完了しているが、その異動日の記述がないという特徴もある。このような状況から、これらの「個人票」は、暫定的に配置されている印象を受ける。

以上の大工職の『御大工知行帳』等による異動状況との照合によって、当史料で示される在職状況は、文政9年4月頃の時点とやや幅を持たせて形で推定される。

さて、当史料が示す在职者の状況、すなわち先に推測した文政9年4月頃と、年齢が記入された文政6年とでは在職している人物に入れ替わりがある。そのため、前述の森下氏が算出した各役職の平均年齢は、文政9年4月頃にその役職にあった職人たちの文政6年時点での平均年齢を算出していたことになる。もっとも、文政6年時点の役職毎の平均年齢は簡単には算出できないが、史料に記載されている役職毎の平均年齢であれば、大部分の「個人票」に書かれた値に+3歳すれば判明することになる。すなわち、当史料の現状である文政9年4月前後の役職者の平均年齢は、御大工頭を例にすれば、62歳ではなく65歳となる。このように、史料の表面的な記述を鵜呑みにせず、史料の内容を精査し検証した後に、その史料を考察に用いることが必要であったことが理解できる。

また、当史料の役職の項には、文政6年以降に行われた組織自体の変更も反映されており、例えば、「御歩横目」は文政7年3月7日より定番御徒に仰せ付けられた、「木材直段見図人」は文政7年12月24日に指止られた、と記載されている。したがって、文政6年以降にこの2つの役職が併存するのは、文政7年3月7日以降12月24日よりも前の10ヶ月弱の期間に限られると思われ、当史料を加賀藩の作事所組織の説明に引用する際には留意が必要と考える。

### iii 当史料の成立に関する考察

最後に、これまでの検証を基にして、当史料の成立過程について考察する。

まず、当史料が改正成立した文政6年は、当史料を所蔵していた清水又十郎家の当主であった又十郎篤郷が、7月に御大工頭に昇進した年である。また、表表紙の裏側に書かれているように、文政4年以前に当史料の原型が存在していたことが窺えるので、その後、御大工頭昇進を契機として文政6年に改正したと考えられる。

さらに、文政7年3月に任命された「御歩横目」の「個人票」が加わっていることや、文政8年2月に亡くなったとされる山上善右衛門吉順の「個人票」が当史料には見られないことから、文政6年以後の異動に従って対象者の「個人票」を貼り替えたり、新らたな「個人票」を貼り足したり、不要になった「個人票」を破棄したと考えられる。

最終的に当史料の記載内容は、清水篤郷は文政9年8月5日に亡くなったとされるが、その年4月頃までかなり正確に異動状況が反映されていることが窺えた<sup>(29)</sup>。つまり、文政6年の改正は、清水篤郷の御大工頭への昇進と関係し、最終的には清水篤郷が亡くなる年まで修正が加え続けられていたと見られる。この成立事情には、前述した『御大工知行帳』との共通性が窺われる。

すなわち、当史料は、清水篤郷の私的な史料であるが、作事所の要職である御大工頭にあった清水篤郷が、異動のある毎に修正を加えていたと考えられ、非常に信頼性の高い良質の史料であると言える。

ただし、「個人票」の中にはごく少数であるが、文政10年の書き込みが見られるので、清水篤郷

表 2-3-1 生年の十二支と年齢により記述年の十二支を推定するための表

生年十二支	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥
子	1											
丑	2	1										
寅	3	2	1									
卯	4	3	2	1								
辰	5	4	3	2	1							
巳	6	5	4	3	2	1						
午	7	6	5	4	3	2	1					
未	8	7	6	5	4	3	2	1				
申	9	8	7	6	5	4	3	2	1			
酉	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		
戌	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
亥	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
子	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2
丑	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
寅	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
卯	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5
辰	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
巳	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7
午	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8
未	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
申	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10
酉	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
戌	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12
亥	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
子	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
丑	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15
寅	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16
卯	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17
辰	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
巳	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19
午	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
未	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
申	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22
酉	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23
戌	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24
亥	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25
子	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26
丑	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27
寅	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28
卯	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
辰	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30
巳	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31
午	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32
未	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33
申	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34
酉	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35
戌	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36
亥	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37
子	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38
丑	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39
寅	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40
卯	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41
辰	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42
巳	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43
午	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44
未	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45
申	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46
酉	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47
戌	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48
亥	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49
子	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50
丑	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51
寅	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52
卯	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53
辰	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54
巳	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55
午	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56
未	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57
申	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58
酉	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59
戌	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60
亥	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61

推定される記述年の十二支



が亡くなった後も清水又十郎家の者によって、手が加えられていた可能性にも注意を払わなければならない<sup>(30)</sup>。

## (2)お抱え大工の勤務状態に関する考察

### i 文政9年4月時点の御大工頭在職者

本節前項(1)では、当史料で示される役職者の状況は、文政9年4月頃の時点とした。ところが、そう考えてもなお『御大工知行帳』等の記述との間に相異点が存在する。それは、御大工頭の最後尾に掲載されている篠田弥助政之と、反対に御大工頭として掲載されていない井上庄右衛門明矩の2名についてである。

篠田政之については、『御大工知行帳』では文政元年に御大工頭を「御役義御免被成候」と記されていた。反対に、井上明矩は文政5年に新知を得たことは知られていたが、文政13年に亡くなるまで御大工頭を辞職した、あるいは更迭等があったとする記録は見られなかった。ところが当史料では、井上明矩の名前はどこにも見ることができない。反対に、篠田政之の方が御大工頭の項に残されており、文政6年の年齢の朱書きも見られる。しかし、当時、当史料を所持していたと考えられた清水又十郎篤郷自身も、御大工頭の職にあったのであるから、同僚の御大工頭を取り違えるとは考え難い。

### ii 篠田弥助政之の勤務状態の考察

このことから、篠田政之は文政6年以降も御大工頭に在職していた可能性が高くなった。そこで、明治3年に藩に提出されたと考えられている篠田弥太郎の由緒書<sup>(31)</sup>を検証すると、曾祖父の篠田政之は、「文政元年十一月病氣二付役義御免除被仰付文政十三年九月病死仕候」と記されている。役義は免除されたが役職は解かれておらず、文政元年から同13年まで病氣休職のような扱いであったのではないかと考える。

そのような視点で、当史料の御扶持方大工の最後尾に記載された松原弥三八の「個人票」(図2-3-2)に着目すると、「文化十一年十二月廿八日百目被下、勤方御免」としながら、「個人票」は貼られたままとされている。さらに、文政6年時点の年齢も朱書きされている点、それぞれの役職の項の末尾に置かれている点も篠田政之と共通する。そこで、今度は反対に、『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』の松原弥三八の項を調べてみると、「文化十一年十二月病氣全快難斗二付、勤向御宥銀百目宛被下、文政十年四月病死」と記されていた。「個人票」には「勤方御免」とあるが勤めを免じた(退職させた)のではなく、勤務の軽減(「勤向御宥」)を認めたのではないかと考える。

これらのことを総合すれば、当時、篠田政之は病氣休職扱いであった可能性があり、長期休職者等を解職せずに在職者としていた節が窺われた。

### iii 井上庄右衛門明矩の勤務状態の考察

一方、井上明矩については、当史料で矛盾する部分が見られたことから、判読されていなかった部分のあった『御大工知行帳』の井上明矩の項の貼り紙について、改めて検証した。

すると、竹澤御殿の竣工により、その建設の功績として新知110石を得ると同時に井上明矩は、竹沢御殿の主人として引き移った前田齊広の近習御用<sup>(32)</sup>となっていたと記されていた。そして、竹沢御殿付に新設された組に所属していたことが判明した。つまり、当史料の改正時点である文政6年には、井上明矩は御大工頭ではなかったことになる。また、『諸頭系譜』<sup>(33)</sup>には「竹沢御殿附諸頭姓名」の項目があり、文政5年12月1日付けで齊広の「御側物頭」に遠藤数馬、中村宅左衛門の両人が就任しており、『御大工知行帳』の今回判読した部分にあった「[井上明矩を]御側物頭遠藤数馬、中村宅左衛門支配二被仰付引渡候」との記述に合致する。したがって、『御大工知行帳』

の当該記述のあった貼り紙部分の信頼性は、低くないものと考えられる。なお、竹澤御殿付新組は、常置の新番組に相当したとされる<sup>(34)</sup>。

しかし、『諸頭系譜』では、文政7年に齊広が亡くなると井上明矩は新番組に転じ、御大工頭に加わると記述されている。とすれば、井上明矩は、文政7年以降に再び御大工頭に復帰したことになる。ところで、この新番組とは新番(組)御歩のことと推認され、井上明矩は1代限りの平士並の地位(御医者、料理頭、御細工者小頭等と同じく与力の上位<sup>(35)</sup>)を得ていたと考えられるのである。なお、通常の御大工頭は与力の下位<sup>(36)</sup>である。

つまり、これらのことを総合すれば、井上明矩は、文政5年12月30日に新知110石を得て新番組相当(位置づけはむしろ新番組の上位)に昇格し、御大工頭は一旦解かれて齊広の近習御用の専従となった。そして、文政7年の齊広の死後に、新番組でかつ御大工頭役を兼務する勤務形態となっていたことが推測される。

このため、清水篤郷は、井上明矩が御大工頭より上位の新番(組)御歩であり、なおかつ作事方からは外れて竹澤御殿御用の専従との認識があって、御大工頭としなかったのではないかと考えられる。あるいは、御大工頭の職名の後に「個人票」1枚分の空白があることから、井上明矩の「個人票」が後年に失われたことも否定できない<sup>(37)</sup>。

#### 4. 清水文庫の史料の信頼性と特性(小結)

以上のように、『御大工知行帳』には、現存の『御大工知行帳』は、延宝4年頃に各お抱え大工家から藩作事所に提出された各家の「由緒書等」に基づいて作成されたと推測した。また、藩に不都合な事実は伏せていたことが窺われた。そのため、当史料を研究に利用するにあたっては、前述した特性が存在している点に留意を要することが判った。

これに対して、『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』は、寛政3年の既存『御大工知行帳』の原本再生後に、寛政8年から同様の趣旨で藩作事所で編纂され始めた新版の写しと考えられた。したがって、『御大工知行帳』と比較して時代が降ることなどから、史料の信頼性は高いと判断した。

一方、『御作事所役人附』は、「個人票」に記入された赤字の年齢は、標題にある文政6年当時のものであること(黒字の年齢については未検証)。しかし、その後も主たる著者であった清水が亡くなる文政9年4月頃まで、書き換えられ続けられていた(一部は篤郷の死後も編集されている)。その結果、当史料に記述されている年齢と職には、3年ほどの時間差が生じている点に注意を払う必要があることが判った。

以上のように、今回検証した清水文庫の史料には、いずれも特性があるため、利用には留意しなければならない。しかし、特性に基づいて利用するのであれば、信頼性が認められる史料であるので、有効に利用可能である。

また、信頼性の検証を実施する過程で、新知見を獲得することができた具体的な事例として、『御作事所役人附』の信頼性を検証するため、当該史料の記述と『御大工知行帳』等との大工頭の在職者の記述の相異から、病気休職等の扱いがあった可能性を示唆した。また、井上明矩が一時期御大工頭を離れ、平士並みの御用に専念していた可能性を示唆された。

## 第2章

### [註]

- (1) 清水又十郎家は、藩祖前田利家が越前に領した時代に召し抱えられた大工の清水九郎兵衛定基を祖とし、その三男九左衛門定功の次男である又十郎定世を初代とする御大工清水家の分家である。拙稿aのpp.93・94を参照
- (2) 引用文中の【 】は不確実な文字を示す。
- (3) 大西平右衛門とは、宝永5年(1708)に安田八郎右衛門と並んで最初の御大工頭になった藩のお抱え大工である。享保17年に、この文を書いた平右衛門の養子大西久左衛門は、享保12年に御大工頭に昇任している。この後、寛政3年(1791)に、藩に再々度の『御大工知行帳』の写しを差し出した御大工頭が清水治左衛門と清水多四郎軌亮の両名であった。こうした状況から、清水多四郎軌亮の子孫(清水又十郎家)に『御大工知行帳』が伝来したと推察する。
- (4) 役職名には、台紙に直に書かれているものと貼り紙のものと2通り存在する。これは、後述するように当史料には文政4年以前に原型が存在し、その後の役職構成の変更に合わせ、貼り紙により修正したと考える。また、設置年月、廃止年月等の書き込みが見られる役職がある。
- (5) 他の貼り紙と区別するため、以下、当史料の個人データを記載した貼り紙を「個人票」と呼称する。
- (6) 長さ7cm×幅1.3cm程度のものが多く見られるが、1人で幅3.4cmに達する中山六郎左衛門の「個人票」や、文政8年12月に左官棟梁になった5名を1枚に連記した例外的な貼り紙も見られる。
- (7) 加賀藩または前田家旧蔵の由緒書は加越能文庫所収(金沢市立玉川図書館蔵)、『諸頭系譜』は金沢市立玉川図書館蔵
- (8) 清水文庫所収、金沢市立玉川図書館蔵の『御大工壁塗等への書状写』に収載  
『御大工壁塗等への書状写』収載の書状は、ほかの物を含めて、現存の『御大工知行帳』の編纂に関わる参考資料であると筆者は考える。
- (9) 拙稿bのp.436
- (10) 『加賀藩大工の研究』のp.57注(3)  
したがって、当史料も、現存の『御大工知行帳』の編纂に関わる参考資料である可能性がある。
- (11) 3名に続いて、『御大工知行帳』は、時期不詳としながら初期の御大工として20名を挙げている。
- (12) 利政は慶長4年に能登を分与されているから、この時に多くの家臣も分けられたと見るべきである。
- (13) 渡部家『累代系図』には、『又七覚』にない、利家に仕える以前の太右衛門の話を書き載せるが、渡部伊兵衛の妻などから直接聞いて記録されたと考えられる。
- (14) 文言に見える「御大工頭」が制定されるのは、宝永5年(1708)とされているから、年代的にはもっと後ことになる。しかし、最初の御大工頭となった大西平右衛門正方も安田八郎右衛門勝承も、延宝5年に御扶持方に召し抱えられており、「御大工頭」が読み違いや書き違いであったとも言えない。
- (15) 十右衛門は、清水家本家4代目。金沢東照宮創建に関わった助九郎の実子である。なお、前掲註(3)の御大工頭清水治左衛門は、その子孫にあたる。
- (16) 杉本半四郎は寛永20年に御扶持方となっており、同時期お抱えとなった御大工7名中4名が延宝4年に存命している。
- (17) 『諸士系譜』(加越能文庫所収金沢市玉川立図書館蔵)および『諸頭系譜』による。
- (18) 各家の『先祖由緒并一類(門)付帳』類は各々の家の由緒書の類である。まとめて由緒書類とする。
- (19) 『加賀藩大工の研究』のp.73によれば、「寛政三年 先祖由緒并一類附之帳 清水治左衛門」も存在するとしている。
- (20) もし、記録の更新が、延宝7年よりも相当程度遅く開始されたとすると、前述の杉本半四郎や竹内長左衛門と同様に、又七と傳次郎(傳二郎)は詳細不明となったと考えられる。
- (21) 加賀藩では、正保4年(1647)に藩士の由緒書提出が始めたとされる。仮に正保4年の由緒書を基にして成立しているとすれば、栗林家の場合、仁左衛門が由緒書を記述していたはずだが、それにしても、仁左衛門自身の記述が少なく、現存する『御大工知行帳』の内容と合致しない。なお、原本は、前述の享保17年付けの挿入文により失われたことが判るので、現存『御大工知行帳』は、大西家の控などによって享保17年に復元されたものが元となっている。
- (22) 寛永期より前に、お抱えとなった御大工等はほとんどが詳細不明であり、論考する情報に乏しいので除外した。
- (23) 両記事とも前田育徳会：加賀藩史料 第五編、清文堂出版、1932.6、復刻版1980.9に収載  
なお、加越能文庫所収の中村半次直武の由緒書でも、九太夫は「茶臼山崩之節横死」となっている。
- (24) 金沢市立玉川図書館蔵、加越能文庫所収。天文7年(1538)から安永7年(1778)までの11分冊と、安永8年から文化



11年(1814)までの20分冊に分かれる。12分冊目に安永8年付けの題目を改めるとする序があることから、先の11分冊は、安永7年以前に書きはじめられたと考えられる。

なお、津田鄰政は、1万石の人持組津田玄蕃家の分家で700石取り、金沢町奉行、大小将頭や宗門奉行を勤めた。実子の正直は、養子となって津田玄蕃家を継いだ。城下の事情にも詳しく、藩中枢にも近い存在である(日置謙編『改訂増補 加能郷土辞彙』)。

(25) 『書府太郎 上巻』北國新聞社 2004のp.337

(26) 黒墨で年齢が書かれた「個人票」は、生年の十二支が書かれていないため検証不能であることから除き、朱書きのもののうち虫食いにより十二支が読み取れない3件も除いた。

(27) 相異しているのは、「己三十五」の4名、「己五十五」の2名、「午五十一」の2名、「丑二十七」、「寅四十一」「申五十八」、「酉五十七」、「酉三十三」、「戌三十五」の各1名である。このように、相異のある十二支と年齢の組合せが限定的であることから、単純な計算ミスや誤記と考える。

(28) 『御大工知行帳』では、実名は知貞とも之貞ともある。なお、明治3年の清水誠六の由緒書(加越能文庫所収金沢市立玉川図書館蔵)では章治郎知貞としている。本稿では当史料の表記にしたがった。

(29) 加賀藩士には、下から足軽、御歩、与力、平士並、平士、人持、人持組頭(八家)の階層がある(前出の木越隆三「藩士の身分と格式」『金沢市史 通史篇2 近世』)。

『諸士系譜』で、平士層である作事奉行、内作事奉行、外作事奉行、小松作事奉行(小松作事方御城中修理奉行)、作事横目の在職者を検証した。文政2年から天保2年まで作事横目であった神戸新蔵と、文政8年から文政9年6月1日まで内作事奉行加入であった広瀬良左衛門が、当史料には記載がなかった。このうち、内作事奉行の項は満杯で「個人票」が剥がれた形跡はないので、当史料では役職は本役のみを意味し、本役に昇格していない加入は記載しなかったと考える。一方、作事横目(定数2名)の項には1名分の余地が見られることから、神戸新蔵の「個人票」は剥がれたと考えられる。以上、平士層の検証からも、文政9年4月頃の役職として大きな矛盾はなかった。

なお『諸士系譜』は、1832年に津田信成が、加賀藩士の簡略な系図を網羅的に編纂した史料。加越能文庫所収(金沢市立玉川図書館蔵)

(30) 既成の「個人票」に書き込みされているが、新規の「個人票」作成や、「個人票」を貼り替えた節などは窺えなかった。例えば、「御造営町方棟梁大工」の先頭の3名の「個人票」は、「指除」、「病死」の書き込みがあるものの貼られたままであるのは、これらの書き込みが文政9年4月以降に記入されたためと考える。

(31) 加越能文庫所収(金沢市立玉川図書館蔵)

(32) 竹澤御殿御造営方か。文化の二ノ丸再建を行った造営方役所の例と比較すれば造営奉行並みの役職であった可能性が高い。

(33) 『諸頭系譜』は、文化6年(1809)に木村信伊が編纂したとされるが、その後も編集が続けられている。金沢市立玉川図書館蔵

(34) 『官私随筆』(文政5年11月30日『加賀藩史料』収載)によれば、斉広付の役職の説明があり、「御側物頭支配/新組」は、「御表に而新番組御歩に當り、新番組御歩之上」とされており、新組は新番組御歩に相当する。なお、新番(組)御歩は、役職名には御歩とあるが、例外的に平士並である。

(35) 木越隆三「藩士の身分と格式」『金沢市史 通史篇2 近世』(金沢市pp.270-287 2005)

(36) 『加賀藩大工の研究』のp.62

(37) 井上明矩が掲載されていない点については、註(29)にあるように、広瀬良左衛門の例から類推して新番組御歩であることを優先したとも、神戸新蔵と同様に剥がれただけとも考えられる。

(以下、次号に続く)

【資料紹介】

「御屋敷方跡々格仕勤来候品之帳」(一)

木 越 隆 三

凡 例

一、ここで紹介する史料は加越能文庫蔵「御屋敷方跡々格仕勤来候品之帳」(金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵)の前半部である。内容は17世紀後半から18世紀初頭の普請会所の御屋敷方(藩の拝領屋敷管理等を主管)が対処した武家屋敷関係の先規・先例集であるが、172の項目に分かれる。対象となるのは城下町金沢の拝領地および地子地であり、百姓地(相対請地)を御用地に転用する際の手続等も含まれる。城下町における武家地屋敷管理の政策実態を知るうえで重要であることから、ここに翻刻するものであるが、分量が多いので、本号では76項目までを掲載し、次号で77項目から172項目までを掲載する予定である。

一、翻刻にあたって、表紙等の翻刻は略し、目次については一覧表によって最初に掲げ、項目ごとに内容上の要点も摘記し便宜を図った。

一、本文は172項目にわたり、それぞれ表題があり、表題の上に朱書で番号が付されていた。漢数字で書かれたこの番号は、( )を付し算用数字で表した。

一、本文の翻刻にあたり読み易さを重視し、原則として正字・旧字は常用漢字に直した。また助詞などに使用された変体仮名(て・も・と・歟・者)や片仮名のニ・セ・ハなどはすべて平仮名に直し、ゝなどの合字も「より」と平仮名に直し、できるだけ平易な表記にとめた。ただし「江」はそのままにし、「者」は明確なもののみ「は」と表記した。また適宜、読点も入れた。人名、難解語句については右傍に注記をほどこし( )を付し、校訂注には[ ]を付した。より正確な表記を確認されたいときは、原本に拠られたい。

「御屋敷方跡々格仕勤来品之帳」 目次

見出し ( 1 - 76 項まで本号掲載、77項以下は次号掲載)	備考・内容要点
1 御屋鋪願書付取次申事	屋敷拝領願書の年寄中提出手続
2 居屋敷可被下人々(ハ)相応之明屋敷触遣候事	屋敷先後帳登載者へ明屋敷触れ
3 御屋鋪所願事	年寄衆への申請、裏書受理等の先例
4 御屋敷方検地竿之事	屋敷検地の御印竿は尺付だけ
5 御屋鋪打渡申事	拝領屋敷の打渡検地細則(1間6尺)
6 百姓地、居屋敷并下屋敷に願申事	百姓地の武家地転用は算用場相談から
7 百姓地、被下屋鋪等に相渡申時分、道之歩数、百姓方より半分出候儀并道幅広相渡申事(元禄8年8月令)	御用地の道幅2間、減歩は村中と屋敷方と折半
8 御屋敷打渡申時分、道筋を直、水道を附申事	道筋直し側溝付けて御屋敷打渡す
9 百姓地、被下屋敷に相渡候時分請地之事	武家地転用の地取四角につき端地は請地に
10 拾歩より内之余歩、其屋敷に附被下事	拝領地打渡検地10歩以上の余歩、請地
11 拾歩より内にもも請地に仕、地子銀出申事	地形悪ければ10歩以下余歩も請地に
12 御屋鋪打渡申時分余歩在之、隣屋敷之者請地望候得は為請申事	打渡検地余歩、隣地への請地容認
13 拝領仕候屋敷打渡不申以前、土砂・材木等入置申度断之事	拝領地引渡し前の資材搬入は可
14 誰上ケ屋敷歩数不残誰江被下候屋敷は、打渡不申、引渡に仕事	打渡せず引渡す拝領地、年寄衆申渡裏書で
15 御屋敷当歩之外余歩請地に仕、拝領仕度旨直に奉願、可被下由被仰出候屋敷は打渡不申、引渡に仕事	当り歩の余歩請地、年寄衆裏書で打渡免除
16 上屋敷歩数不残并家共に被下候得は、打渡不申引渡仕事	普請会所預りの収公屋敷引渡は年寄衆紙面で
17 弟被召出親(新)知被下御屋敷奉願、可被下旨被仰出、兄下屋敷之内拝領仕、下屋鋪之替地別所にて拝領仕事	兄弟分知時の下屋敷の替地
18 三千石以上之面々、下屋鋪被下候事(万治2年令)	三千石以上で下屋敷下付
19 与力屋敷割に可被下事(万治2年令)	寄親知と別に与力屋敷の下付(万治2令)
20 御持筒頭組附与力屋敷所、其頭より御普請方役所江申越年寄中江相連、不奉願相渡申事、又は其頭より直に奉願可被下旨被仰出打渡申事	組付与力の屋敷拝領手続
21 与力屋鋪小立野・泉野両所相極候得共、両所之外にても御屋敷拝領仕并自分拝領屋鋪指上、親屋敷拝領仕事	両与力町以外で与力の拝領地相続
22 与力屋鋪、拾歩劣に相渡申事(寛文5年3月令)	与力の拝領地歩数規定の改定
23 本組与力屋鋪歩数之事(貞享元年8月令)	本組与力も惣与力並に
24 惣与力小立野江引越申事并田井村百姓地統、才川橋向石坂にて与力屋敷相渡申事	惣与力は3年以内に与力町へ
25 馬坂之下田町辺にて与力屋鋪渡不申候事	両与力町以外での居住制限
26 御加増被下候面々下屋敷、不足分被下候事(万治2年令)	拝領地不足歩補充は年寄衆指図次第
27 高知之跡目小身に成、下屋敷取上候事(万治2年令)	相続人減知なら余歩収公、請地は可能
28 親子兄弟一所に御屋敷請取候者之事(万治2年令)	親同居の者、親死後、自分拝領地の請取の事
29 親跡目減候か兄弟分候者屋敷之事	親相続地、兄弟分知につき余歩処理
30 跡目被仰付、親屋敷兄弟居住仕証文取置申事(寛文5年3月令)	親拝領地の兄弟配分証文の徴集
31 死去人跡目不被仰付者、居屋敷并下屋敷取上候事(万治2年令)	相続人なければ居屋敷・下屋敷収公
32 拝領屋鋪、作事不仕明置候者取上可申御定、其以後被仰出、取上不申事(万治2年令)	家作なければ屋敷収公の原則撤回
33 上り屋鋪家其外植木・石等之事(万治2年令)	収公拝領地の家作・植木等の保護
34 上ケ家弘代銀上ケ様之事(寛文3年2月令)	収公した家作売却代銀の処理
35 上ケ家御弘に仕候時分、入札町会所江申遣并式割増を以買居に仕候者、代銀上ケ切手之事	町会所での収公家作競売後の代銀処理
36 御奉公仕御屋鋪致拝領罷有候者、養子に被成、親跡目被仰付、親屋敷江移、跡屋敷家共指上候事	屋敷持が養子となり親跡目相続のとき
37 家屋敷所持仕候者、他之屋鋪家共拝領仕、跡家指上候朝、本屋被下、庇廻并長屋上之申事	屋敷持が他の屋敷・家拝領したとき
38 親跡屋敷、兄弟自分に困分罷有候者之内、屋鋪上様之事	跡目断絶のとき収公対象は困い屋敷全部
39 病氣に付上屋鋪上之、下屋敷江引越申事	病氣につき上屋敷返上、下屋敷移住

40	幼少に付上屋鋪指上、下屋敷居住仕事 (寛文11年2月令)	幼少につき上屋敷返上、下屋敷移住
41	幼少に付一家之内江引越、屋鋪指上、成長仕御屋敷拝領仕事、并遠所江引越、屋敷指上、罷歸重て御屋鋪拝領仕事	成長後、返上屋敷の拝領願出など
42	甥弟介抱のため自分屋敷上、甥弟屋鋪江引越申事 (貞享元年8月令)	一族介抱のため自分屋敷返上の手続
43	在郷被仰付者、居屋敷指上、家上ケ不申事	在郷拜命につき屋敷返上、家作は保持
44	御暇申上被下候者、家・屋敷共上申事	御暇許可の者、家屋敷とも収公
45	足輕並之者、御暇被下候ても、家上ケ不申者之事	足輕並の御暇は屋敷のみ収公
46	一繩に打渡置候屋敷之内上之申事	一繩拝領地にある者の屋敷収公
47	破却被仰付候寺は屋敷迄上ケ申事	破却寺院は屋敷のみ収公、植木等保持
48	寺屋鋪上申時分、門前之家残置申候事	寺屋敷収公のとき、門前地町家の取扱
49	禁牢之者牢死仕、家上又は上不申者も御座候事	禁牢者牢死につき屋敷・家収公の取扱
50	禁牢之者、御赦免被成、里子に成候者家之事 (寛文13年6月令)	禁牢のあと里子なら屋敷のみ収公
51	地子地に罷有候者、御扶持被召放、家屋敷指上候者又は指上不申者之事	地子地在住の召放者の家屋敷処理
52	喧嘩仕候者、居屋敷指上ケ、家上之不申事	喧嘩での死去人は屋敷のみ収公
53	死去人男子無之跡目不被仰付者、家被下候事 (寛文12年11月令)	死去跡相続許されざる者も家所持許す
54	与力病死仕、妻子并厄介人等無御座候ても、家上ケ不申事 (天和2年9月令)	病死与力の子弟に家保持公認
55	自分勝手に居屋敷指上申者、替屋敷不被下事	自分勝手に屋敷返上すれば代替なし
56	御加増被下者、又は子細在之、替屋鋪拝領仕跡屋敷上申儀延引仕事	収公屋敷の家作取り壊し延期
57	病死仕者跡屋敷、夫々支配人願之品在之、屋敷上不申事	収公屋敷地に願いの筋あれば収公解除
58	死去人居屋鋪指上可申処、相断、当分延引仕事	死去人収公屋敷の収公延期
59	上ケ屋鋪等残置申事	収公屋敷の外圍は残置く
60	上ケ家修理之事	収公家作が破損すれば修理
61	地子銀出来退転、毎年吟味仕事	地子地での地子銀徴収手順
62	屋鋪上申時分、地子銀取立様之事	収公屋敷地の地子銀規定
63	屋鋪請候時分、地子銀取立様之事	屋敷請地の時期別地子銀規定
64	跡目断絶仕者并家財妻子に被下者、且又罪在之者、家屋敷上、請地在之、地子銀取立様之事	跡目断絶などの収公屋敷地での地子銀取立
65	本請地并畠請、地子銀之事	本請地・畠請の地子銀規定
66	所々山開并川原田畠地子銀并畠才許人之事	川原などでの畠開地等の地子貸し
67	間竿地子煎煎に渡置候事	畠請地測量のため間竿与える
68	所々明屋鋪畠請に申付候事	明屋敷地は畠請に活用
69	百姓地請取地子銀百姓江相渡様之事	百姓地の御用地転換手続き
70	居屋敷并下屋鋪之内地子にて貸置申屋敷取上候事 (万治2年令)	拝領地を賃貸すれば屋敷収公
71	地子地之内貸置申屋鋪取上候事	地子地を又貸すれば屋敷没収
72	地子家相対を以引料とらせ拝領屋敷望申事 (万治2年令)	地子屋敷の多い所での屋敷拝領
73	与力侍并足輕・御弓之者居屋敷寄親江相渡申事 (万治2年令)	与力への屋敷下付は藩から直接 (寛文5年改定)
74	被下屋敷 御定歩数之事 (万治2年令)	拝領屋敷歩数の知行高・身分別規定
75	御扶持方大工并町大工被下屋敷歩数之事 (寛文6年8月令)	町大工などへ拝領歩数
76	御作事方御用相勤候町大工等御屋敷拝領仕事	御用つとめる町大工にも屋敷拝領
77	御馬捕小頭居屋鋪歩数之事 (寛文10年7月令)	馬捕小頭の屋敷歩数
78	掃除坊主小頭并御小人小頭居屋敷歩数之事 (寛文10年7月令)	掃除坊主・御小人小頭の屋敷歩数
79	百人扶持被下候者屋敷之事 (貞享元年8月令)	百人扶持拝領者の屋敷歩数
80	式拾人扶持被下候者屋敷之事 (貞享元年8月令)	20人扶持者の屋敷歩数
81	検校屋鋪拝領仕事	検校屋敷の拝領歩数
82	松山勾当屋鋪歩数之事 (貞享3年10月令)	松山勾当の屋敷歩数
83	御馬方御用屋鋪之事 (延宝4年9月令)	御馬方の御用屋敷は150歩
84	御鷹師江御鷹部屋并外架屋敷被下候事 (寛文5年3月令)	御鷹部屋と外架屋敷拝領
85	拾人扶持被下候者屋鋪歩数之事	10人扶持の者屋敷歩数
86	組外御書物役之者居屋敷之事 (延宝4年7月令)	組外御書物役の屋敷歩数
87	研屋鞘師御屋敷被下事	研屋・鞘師屋敷の地子銀免除
88	観音神事役者御屋鋪被下事	観音神事役者に屋敷下付
89	才川浅野川馬場近所に罷在候傍勞屋敷之事	才川浅野川の傍勞屋敷歩数
90	兩年収納不仕以前、御屋敷願書付取次申間鋪事 (寛文9年2月令)	不足屋敷歩数収納以前、屋敷願取次せず
91	町医者御屋鋪拝領仕事 (寛文元年閏8月令)	町医者にも屋敷下付
92	町医師之類、御家中之面々より知行遣置候ても御屋敷拝領仕事	御家中召抱の町医師にも屋敷下付
93	親跡屋鋪居成に奉願事	親跡屋敷に居成願
94	御屋鋪不奉願内、兄弟之内居屋敷指上者在之、右屋敷拝領仕度旨願書付取次申事	当り歩数不足分、後日拝領願取次
95	祖父代御加増被下、増歩奉願置、子孫代所拝領仕事	祖父代御加増、増歩子孫代拝領
96	親代御加増被下、増歩御屋敷不奉願、せかれ代奉願事	親代御加増、増歩せかれ代願出
97	地子地又は百姓地に罷在候者、直に御屋敷拝領仕度旨奉願事	地子地・百姓地罷在者、直接拝領願
98	御書物役御徒、御屋敷拝領仕事	御書物役・御徒の屋敷拝領
99	御持方足輕居屋鋪願様并手替足輕居屋敷願、書付之事	足輕居屋敷願の事
100	御屋鋪奉願、可被下旨被仰出、所拝領不仕、せかれ代親奉願置候書付用候事	拝領許可の屋敷地拝領せず、せかれ代再願
101	先知之内隠居知に被下候者、隠居屋敷不被下事	隠居屋敷取上の事
102	父子一所に御屋敷奉願事	父子一所に屋敷願の事
103	居屋敷先願を越相渡申事	先願をとび越して屋敷を渡す事例
104	居屋鋪御用地に指上、替地被下候事	御用地のため収公屋敷の替地
105	宝永弍年屋鋪指上、替地被下候事	宝永2年収公屋敷地の替地の事
106	地子屋敷、御用地に被成、替地被下事	御用地収公の地子屋敷の替地
107	病氣に付居屋敷指上、遠所にて替地被下者之事	病氣に付収公の屋敷替地は遠所にて
108	大屋鋪、割屋敷に仕相渡申事	組地など大屋敷の分割の事
109	一屋鋪、兩人江割屋敷に仕、相渡申時分、余歩請地に為仕様之事	屋敷分割の余歩は請地に
110	小屋敷を合、一屋敷に仕并道附替申事	小屋敷の合筆と道附替



111	隣屋鋪と申談、及断、拝領屋敷割直申事	隣と相談のうえ拝領屋敷地割を仕直し
112	子細在之、居屋敷居住難仕、替地奉願被下跡屋鋪、重て渡屋敷に仕事	居住困難につき収公跡地の下付
113	拝領屋鋪之外、請地之分取上候事	拝領屋敷外も余歩請地を収公するケース
114	御加増被下者、居屋敷不足被下候事	加増につき屋敷不足歩数下付の事
115	明屋敷畠請仕、先年より居屋敷之内江田込置候屋敷取上、渡屋敷に仕事	明屋敷での畠請地取上、渡屋敷の事
116	知行当りより広屋敷、地形悪敷分余歩請地に為仕候事	当り歩より広い屋敷の余歩は請地に
117	剣術稽古所并御鉄砲張請地之事	剣術稽古所など請地の事
118	上屋鋪御用地被召上、下屋敷之内に請地在之、則上屋敷之替地に拝領仕事、又は請地在之候ても外にて替地拝領仕事	上屋敷、御用地収公につき替地拝領の事
119	下屋鋪之内与力上ケ地在之、請地仕事	下屋敷のうち与力収公地、請地の事
120	侍町之中、明屋敷有之、請地仕事	侍町のうち明屋敷は請地に
121	地子地統に明屋敷在之、地子地に申付事	地子地統の明屋敷は地子地に
122	川端又は山下に居屋敷拝領仕罷有候者、請地在之、屋敷之内崩申旨及断候得は請地之地子銀引申事	拝領地のうち危険な請地は地子免除
123	川端又は山下に罷有候地子地之者、居屋敷崩居住難仕旨相断候得は地子銀引申事	危険地子地在住者の地子免除
124	百歩より上之余歩、為致請地不申、又は請地に為仕申義在之事	百歩以上余歩の請地につき可否
125	屋鋪替之事	環境悪化による屋敷替え手続
126	御鷹匠替屋敷并御鷹匠跡屋鋪、他組江相渡申事	収公の鷹匠屋敷、他組不渡の事
127	同身代之者替屋敷之事	同身代者どうし屋敷交換の事
128	先祖代居屋敷売候か又は屋敷指上候者、貸屋鋪之事	屋敷収公・売却による無屋敷人への貸屋敷
129	貸屋鋪仕事	親拝領屋敷返上につき貸屋敷願
130	御徒組屋敷願置候所之事	収公した徒組屋敷の再利用手続
131	卯辰山観音之下、御徒屋敷請地在之候ても地子銀取立不申事	観音下徒屋敷の余歩請地での地子銀免除
132	新地の寺庵、御停止之事	承応3年以後の新寺、地子地も停止
133	地子町之中に罷有庵之事	地子町中での寺庵居住禁止
134	町屋居屋敷、境論仕屋鋪取上様之事	町屋と境論係争の拝領屋敷収公
135	侍并寺庵居屋鋪統地子地、又は百姓地の家為買、潰不申事	拝領地統地子地・百姓地にある家作保全
136	寺屋鋪崩候か、又は子細在之居住難仕、替屋敷奉願候事	寺屋敷居住困難につき替屋敷願
137	家屋敷立申者引料之事（万治3年令）	万治3年、家屋敷引料規定
138	本町筋之内、屋敷相立候者引料可被下、地子屋敷之分八引料不被下事	本町筋は引料下付、地子屋敷引料なし
139	遠所江引越罷在候者、病氣罷成御断申上被帰候者越料不被下候事	遠所引越者、病氣罷休なら越料なし
140	寺庵引料之事	寛文12年宝円寺塔頭の引料
141	平足軽より小頭に被仰付者之類、引料被下間鋪事	平足軽より小頭昇進者引料なし
142	互居屋敷拝領仕罷在候者、境論仕時分、罷出改候事	拝領地どうしの境論のとき罷出改める事
143	新道附申事	新道を付ける事
144	道せはき所、町奉行申談広仕事	狭き道、町奉行に申談広げる事
145	侍并町屋居屋鋪統道を備、町家買置、道付替、居屋敷之内江田込申事	屋敷統道に町家購入、道付替田込の事
146	屋鋪前通之道、拝領地之内を以、自分に広く仕事	屋敷前道、拝領地内へ拡幅の事
147	悪水通附申事	排水路の設置
148	町人共屋敷之内水通附替申事	町人屋敷内で水路附替の事
149	門口附替申に付断之事	門口付替の届出
150	惣構之竹箒剪あらし不申様に可申付事	万治2年の惣構保全令
151	惣構之竹、御作事奉行江相渡申事	惣構土居の竹は作事所で利用
152	惣構番人屋敷并土居之事	惣構番人は町会所支配、土居は普請方支配
153	惣構下刈竹請取申事	惣構下刈竹の請取方
154	惣構堀端に罷在候人々石垣仕候時分断之事	惣構堀端の人々、石垣築造届出
155	惣構土居統之町屋、土居・堀之上、惣て川并悪水通之上、又は道之方江家仕出申分爲切取申事	惣構・川・水路等の不法利用は家切取
156	金沢中道橋之事	金沢中の道橋の見分と修理
157	侍并町屋之前道悪敷所、屋敷主より為作申事	武家地・町屋前道は屋敷主が修繕管理
158	町屋・居屋敷統に空地有之、其所江家仕出し申分爲切取様之事	屋敷統空地へ家作はみ出せば切取
159	百姓地拝領屋敷等打渡置、上ケ屋敷罷成候得は御算用場江相返申事	百姓地からの転用地収公なら算用場返上
160	百姓地拝領屋敷等打渡、為替地、其村手寄之山開畠、百姓江相渡申事	収用百姓地の替地に山開畠等渡す
161	明屋敷、隣之者垣仕事	収公の明地不用心につき隣家から垣根
162	奥村伊予上ケ地之後番所江、敷物并棒相渡申事	奥村伊予上ケ地の保全につき番所・番人
163	御用之明屋鋪、垣修理之事	奥村伊予上ケ地の垣根修理
164	御用地其外所々明屋敷、鶯鷲之巢取払申事	明屋敷等の鶯鷲の取払
165	明屋鋪、捨子捨犬等在之事	明屋敷での捨犬・捨子の対応
166	地形高き屋敷に罷有候者居屋敷崩、往還江出候土取除申事	地形高き屋敷崩、道ふさぎ土取除の事
167	於小松前田故三左衛門下屋敷上地、検地仕事	延宝4年小松の前田直之下屋敷収公、検地
168	御寺方境内相改申事	元禄6年瑞龍寺境内改めの事
169	御屋鋪方大絵図之面直申事	屋敷方大絵図改訂は3・4年かけ直す事
170	御賄被下候事	屋敷絵図改訂に従事の町絵師等へ毎日賄を給す
171	御屋敷方御用之物品々請取申候事	屋敷絵図改訂に付墨絵具等支給
172	年中打渡申御屋敷帳面に記、翌年正月十六日上之申事	年中打渡・引渡屋敷帳、翌年正月年寄衆報告

(注) 原文の目次に即して掲げたが、朱書訂正のある所は訂正したものにし、表記上の原則は本文の凡例に従った。なお文意をわかりやすくするため補った文字には( )を付けた。また、本文の各項の前に書かれた事書と目次が相違するケースが多かったので、念のため断わっておく。

( 1 ) 御屋鋪願書付取次申事

一、新知又八御扶持方・御切米・御合力金銀等被下候者、惣て御屋鋪拝領仕度旨奉願者書付、夫々頭支配中奥書仕、年寄中宛所にて御普請方役所江指越候得は請取置、添目錄仕、壹ヶ月切に右書付、年寄中迄上之可被下旨被仰出候得は、右書付又八書付写、裏書仕表書入御覽、可被下旨被仰出候条、御定之歩数可相渡旨申渡候、御留守中は願書付請取不申候、又は願書付、夫々頭より直に上之、可被下旨被仰出候由[ ]年寄中裏書仕、申渡候儀も御座候、

此儀書付取次申儀、被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候、何時分より仕来候哉、相知不申候、但、当御留守中には、御屋鋪願書付上之可申旨、宝永二年被仰出候由年寄中申渡候付、願書付候得は請取、年寄中迄上之申候、

( 2 ) 居屋鋪可被下人々相応之明屋敷触遣候事

一、御屋鋪可被下由被仰出候得は、願書付之年号月日を以、先後相極、帳面に記置、明屋鋪御座候時分、歩数相応之者江段々触遣、拝領仕度旨願候得は、重て願替申間敷由御普請方役所にて帳面為致判形申候、又は其趣紙面取置申儀も御座候、相応之明屋鋪在之節、拝領人御屋鋪願書付、同月同日に候得は、御普請方役所にて為致鬮取、先後極申候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候、何時分より仕来候哉、相知不申候、

但、元禄十六年より八触遣不申候、

( 3 ) 御屋鋪所願事

寄合所より書出年号相知不申候

覚

一、被下屋鋪人々望所之儀、向後寄合所江被申聞、指図次第を以、其上に可被相渡候、以上、

寅十二月廿三日

御普請奉行中

右之趣に付、御屋敷可被下旨被仰出所之儀奉窺候時分、誰上地誰江相渡可申哉と歩数并余歩請地・不足歩等書記、年寄中迄私共より奉窺、可被下旨被仰出由、年寄中裏書仕申渡候得は、御屋鋪打渡申候、右寄合所より申渡候紙面、年号無御座候に付、何時分より仕来候哉、相知不申候、

但、元禄十六年より所願之儀、夫々頭支配より誰上地誰望申度候歩数相応に候哉之旨尋、相越候得は、歩数申遣儀も御座候、私共より所奉窺儀無御座候、

( 4 ) 御屋鋪方検地竿之事

一、御屋鋪方検地竿之儀、御印竿御普請方役所在之候、前々より御作事所江申遣、竹請取、私共并御普請方御横目相見を以、御印竿為写、前々より御普請奉行人々名判彫付置申候、右御印竿に尺付計にて、寸付無御座に付、元禄十六年より御印竿尺付之割を以、小竿に寸付仕置、御屋鋪打渡申候、

右御印竿、何時分より御普請方役所江相渡候哉、相知不申候、天和元年之頃迄、御印竿写之俣検地仕候、其後人々名判彫付申候、

( 5 ) 御屋鋪打渡申事

朱書「万治式年御定十八ヶ条之内」

一、被下屋敷歩数御定之通、無相違様念を入可打渡事、

御屋敷打渡申時分、私共并御普請方御横目、且又棟取之御算用者、御屋敷方下裁許之者、同加人・御普請方手木足輕召連罷出、其所裁許仕候地子肝煎召連申候、先年は竿取足輕三人請取置并檢地竿箱等為持申小者式人又八三人、其時々割場より請取候得共、元禄五年頃より相渡不申候付、式拾人石切之内三人為致竿取申候、檢地竿箱等為持申者、御普請方役所に相詰候小遣役人に為持申候、大屋敷打渡申時分八、御扶持方大工御作事所より請取、召連申候、百姓地打渡申節八、其所十村并村肝煎為致相見申候、御屋敷打渡様、四方之角株を打置申候、前通長屋土堀仕時分、打置候株を限仕候に付、雨落之溝は請取候歩数之外に罷成申候境目に、諸方より流来候悪水通御座候得八、拝領歩数之外に仕株を打、歩数帳面に書記、御屋鋪請取申旨判形取置申候、境目相立候儀、両隣、後隣より屋鋪主又は家来呼出、委細相尋申候、境目土堀式尺在之所は壹尺宛兩方之地にて、互に立合懸置申旨申候得は、土堀下兩方江振分、中すみに境株を打申候、又八一方之地に懸置候由申候得は、其土堀之際に株を打申候、懸堀・板堀・生垣仕置候者之方江附之、其際より株を打申候、株より株迄之内、中通境目紛敷候得は困を取払、株より株江繩を張直に仕、境目相立申候、又八大絵図之間数を証に仕儀も御座候、相見之家来等境目不慥成義申候得は、夫々屋敷主より覚来候通、紙面を取、境目相立申候、境目見届相違無之旨相見人判形為仕候、

御屋鋪打渡歩数算用仕様、なり悪敷屋鋪は、四角之証に繩張仕候得は、繩より外に三角又八おくひなり之所出来仕儀も御座候、四角之所、前之間数尺より末、六ヲ 証にて割、左に置、右脇之間数と懸合、尺より末江六を懸れ八、歩数何百何歩何尺と相知申候、三角之所は、一方を二つに割、中竿之間数と懸合歩数相知申候、おくひなり之所は、頭之間数を二つに割、直之間数と懸合、歩数相知申候、三口合何百何拾歩と仕候、但四角之証、家作等在之屋敷にて、四角に繩張難仕所八前後又八左右之間数少々長短在之候ても繩張相究、算用仕様も御座候、此外形悪鋪は、右之図を以、其時々算用仕候、百姓地又は大屋敷相渡申節繩張仕様、角之株より一方之繩江三尺、又一方之繩江四尺と仕、此間筋違に五尺之間数に合候得は、繩張直に成申候、是を三四五之曲尺と申候、

右之趣、被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候、

(6) 百姓地居屋鋪并下屋敷に願申事

一、百姓地、居屋敷・下屋敷に奉願者在之候得は、願所之様子絵図為出、其上にて御屋鋪方役人指遣、地形費無之、道歩多附不申所に候得は、其趣御算用場江申談、支無御座旨承届、私共より紙面を以、年寄中迄相渡可申哉と奉窺、可被下旨被仰出由、右紙面年寄中裏書を以申渡屋鋪打渡申候、

此儀、被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候、何時分より仕来候哉相知不申候、

但、元禄十六年以来も右之通奉願者在之候得は、御算用場江申談、支無之旨承届、其趣返答仕候、私共より所奉窺儀は無御座候、

(7) 百姓地被下屋鋪等に相渡申時分道之歩数、百姓方より半分出候儀并道幅広相渡申事

一、百姓地被下屋鋪等に相渡申時分、道幅式間に附来申候、其道百姓共も常に往来仕所に候得は、道之歩数仮令百歩之所、五拾歩は御屋敷方より五拾歩は百姓より出、道附渡申儀も御座候、

此儀被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候、何時分より仕来候哉相知不申候、禅宗大乘寺替地被下候時分、道幅六間に相渡可申旨、年寄中紙面を以、先々御普請奉行江申渡候紙面之写左に記、



元禄八年年寄中紙面

今般於石川郡寺地村領被下之候大乘寺屋敷、道幅六間に仕、請取度之旨断候、此屋敷之儀は、格外之事に候間、右之通可被相渡候、以上、

(元禄8年)  
乙亥八月十一日

(親長)  
村井出雲印  
(孝貞)  
前田対馬印  
(任風)  
横山左衛門印  
(尚連)  
長九郎左衛門印  
(貞親)  
江戸前田備前  
(惠輝)  
同奥村老岐

高畠久兵衛殿  
高木左兵衛殿  
前田清八殿

(8) 御屋舗打渡申時分道筋を直水道を附申事

一、御屋敷打渡申時分、道筋悪敷所は、私共見分仕、道筋を直打渡申候、且又所により水道附附相渡申儀も御座候、道幅・江幅御定無御座に付、其時々見分之上を以相極申候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候、何時分より仕来候哉相知不申候、

(9) 百姓地被下屋舗に相渡候時分請地之事

一、百姓地被下屋敷に打渡申時分、前通道幅式間、外廻水通江幅三尺、所により附渡申儀も御座候、請取人地取四角に望、其通に相渡申に付、所により屋敷境に空地出来仕、田畠にも難成、百姓迷惑仕由に候得は請取人申談、歩数百歩余にても前々請地に申付候、

但、元禄十六年以後僉議仕候八、地取四角に望候ても、所に随ひつませ候て成共、土地費不申様相渡可申候、ひつませ相渡候得は、空地出来不仕、請地と申儀も無御座候、先年北川又右衛門組足輕屋敷之儀に付、奥村兵部方より又右衛門江之書状之写、左に記、

天和元年奥村兵部方より北川又右衛門方江之紙面

一筆令啓達候、御手前組足輕被下、足輕角場等旧臘も如被申越、大衆目領之内、百姓地被奉願候通絵図被仕、寄合所江被出候由、其許年寄衆より前田佐渡殿迄到来、入御覽候処、場所十分には不被思召候得共、相応之所明地無之候条、願申所外に無滞儀候は、早速相極、尤被思召候、然は右之所、町をはなれ、取合不申候間、打渡申時分、取合宜見計候様と被仰出候、且又右地取四角候故、空地出来候、ケ様之所は所に随ひつませ候て成とも、土地之費不申様に可仕由被仰出候間、可得其意候、右之趣佐渡殿并拙子方よりも其許年寄中江申達候条、可有其御心得候、恐々謹言、

二月廿三日

(惠輝)  
奥村兵部

北川又右衛門殿

(10) 拾歩より内之余歩其屋舗に附被下事

一、御屋舗打渡申時分、当歩之外、拾より内之余歩は、其屋敷に附被下候、拾歩より上八請地に為仕、地子銀取立申候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、何時分より被下来候哉、相知不申候、

(11) 拾歩より内にてても請地に仕、地子銀出申事

一、被下屋舗打渡申時分、屋敷形悪敷、境目縄を張直に仕、縄より外之歩、隣之者請地仕度旨相断申候得は、拾歩より内にてても請地に申付、地子銀取立申候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候近例は、  
元禄十三年御弓矢御土蔵附足輕高木万右衛門屋敷打渡申時分、屋敷なり悪敷境目縄張仕、縄より外歩数五尺壹寸、隣御扶持方大工甚六請地仕度由申候に付、願之通申渡、地子銀取立申候、

(12) 御屋鋪打渡申時分余歩在之、隣屋鋪之者請地望候得は、為請申事

一、御屋敷打渡申砌、当歩之外余歩在之、隣屋鋪之者雪除無御座候間、右余歩之内請地仕度旨、断申候得は、其段見分仕、為請申儀も御座候、近例は、

富田吉兵衛先屋敷上地山口半弥に可被下旨被仰出、当歩数可相渡由、元禄六年年寄中先々御普請奉行江申渡候、半弥当歩之外、八拾歩余余歩御座候付、隣久保定興居屋敷少不足も御座候間、右余歩配当仕、請地奉願候に付、前々より右並之所は、致配当請地に為仕候得共、半弥屋敷之儀は、先々奉行より所伺上之不申屋敷御座候故、難心得旨、其砌紙面を以、年寄中迄先々奉行奉窺候処、半弥屋敷之儀、可為惣様格之通旨被仰出由、右紙面年寄中裏書仕申渡候に付、半弥当歩之外余歩八拾歩五尺八寸御座候内、四拾歩三尺八寸定興請地為仕、残歩数、半弥請地に仕候、

(13) 拝領仕候屋鋪打渡不申以前土砂・材木等入置申度断之事

一、拝領屋敷所之儀、奉窺可被下旨被仰出、未打渡不申以前、右屋敷江土砂・材木等入置申度由申候得は為入置申候、并輕キ垣仕度由断候得は、其通為仕候儀も御座候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候近例は、

御徒堀田伊右衛門上地、元禄十一年御算用者稻垣左内拝領仕、未屋敷打渡不申内、右屋敷江土砂・材木等入置申度旨、御普請方役所江相断、其通為入置、追而屋鋪打渡申候、

(14) 誰上ケ屋鋪歩数不残誰江被下旨被仰出候得は、打渡不申引渡に仕事

一、誰上ケ屋鋪誰江可被下旨被仰出由、年寄中紙面を以申渡候得は、歩数不残被下候哉と年寄中江相尋、其通と申候得は屋鋪打渡不申、引渡に仕、御普請方役所にて大絵図之表歩数御屋鋪請取帳に書記、判形取置申候近例は、

元禄元年年寄中紙面

一、青山将監上ケ屋鋪、稻垣三郎兵衛江被下旨被仰出候条、被得其意、可被相渡候、勿論三郎兵衛先屋鋪可被取上候、以上、

戊申九月廿六日

(時成)  
奥村伊予判  
(孟昭)  
津田玄[蕃]  
(正房)  
横山筑後判  
(惠輝)  
奥村因幡判  
(孝貞)  
前田佐渡判  
(政長)  
本多安房判

菊池九右衛門殿

駒井勝大夫殿

杉江平丞殿

右紙面之趣にては將監上ケ屋鋪歩数不残被下候哉、三郎兵衛当歩之外請地仕筈に候哉、相知不申候に付、其時分之御普請奉行杉江平丞於御城、奥村伊予江相尋候処、不残可被下旨申渡候由、覚書御座候、御屋敷打渡不申、元禄元年御普請方役所江三郎兵衛罷出、御屋鋪請取帳に判形仕候、

(15) 屋鋪当歩之外余歩請地に仕拝領仕度旨直に奉願、可被下由被仰出候屋敷は打渡不申、引

渡に仕事

一、誰上ケ地歩数何百何拾歩之内、知行当歩高之外余歩請地に仕、拝領仕度旨願書付、年寄中宛所にて直に上之、可被下由被仰出候旨、右書付に年寄中裏書仕申渡候得は、屋鋪打渡不申引渡仕、御普請方役所にて御屋敷請取帳に判形為仕候近例は、

寺西平八郎上ケ屋敷、元禄十四年当歩之外余歩請地に仕、葛巻新蔵拝領仕度旨願書付年寄中宛所にて直に上之、可被下旨被仰出由、右書付年寄中裏書を以、先御普請奉行江申渡候屋敷打渡不申引渡仕、御普請方役所江新蔵家来罷出、御屋敷請取帳に判形為仕余歩請地仕候、

(16) 上ケ屋敷歩数不残并家共に被下候得は、打渡不申引渡仕事

一、家屋鋪共に上り御普請方役所より番人附置候屋敷并家共、誰江可被下旨被仰出候得は、御屋敷方役人遣、家帳面に引合相渡、屋敷打渡不申引渡仕、御普請方役所にて御屋敷請取帳に判形為仕候、右之趣にて前々家屋敷共被下候近例は、

園田左十郎上ケ屋鋪家共に加藤重左衛門江被下候時分之趣、左に記、

元禄七年年寄中紙面

以上

園田左十郎上ケ屋敷、加藤重左衛門江被下之候間、可被相渡候、以上、

甲戌十月晦日

奥村<sup>(備礼)</sup>壱岐印

村井<sup>(親長)</sup>出雲印

横山<sup>(任風)</sup>左衛門印

長九郎<sup>(尚連)</sup>左衛門印

前田<sup>(孝貞)</sup>駿河守印

本多<sup>(政長)</sup>安房守印

高畠久兵衛殿

高木左兵衛殿

前田清八殿

右、園田左十郎家屋鋪共に上り、御普請方役所より番人附置候処、元禄七年右屋敷加藤重左衛門江可被下旨被仰出由、年寄中紙面を以申渡候、家被下候儀右紙面に無御座候処、奥村壱岐申渡、家屋敷共拝領仕旨重左衛門方より申越、御屋敷方役人指遣、家帳面引合相渡申候、御屋敷打渡不申、御屋敷請取帳重左衛門判形も取置不申候、其時分僉議之品相知不申候、

(17) 弟被召出、新知被下御屋鋪奉願、可被下旨被仰出、兄下屋敷之内拝領仕、下屋鋪之替地別所にて拝領仕事

一、弟新知被下御屋敷奉願、可被下旨被仰出、兄下屋鋪之内、弟当歩数指遣下屋敷之替地、別所にて拝領仕度由、兄願書付上之、可被下旨被仰出由、右書付に年寄中裏書仕申渡、御屋鋪相渡申候近例は、

<sup>(連房、尚連弟)</sup>

長兵部寛文十一年新知被下、御屋敷拝領仕度由奉願、可被下旨被仰出候、兄長九郎<sup>(尚連)</sup>左衛門下屋敷之内、兵部当歩数遣、右替地於別所拝領仕度由、元禄六年九郎左衛門願書付上之候処、願之通被仰出旨、年寄中裏書仕、先々御普請奉行江申渡、兵部屋敷打渡不申、御屋敷請取帳判形も取置不申候、同七年下屋敷替地拝領仕、屋敷打渡、御屋鋪請取帳九郎左衛門家来判形仕候、



(18) 三千石以上之面々下屋鋪被下候事

万治二年御定拾八ヶ条之内

一、三千石以上之面々江は下屋敷被下候、居屋敷手寄能所にて可相渡、但御昵近之屋敷不交、遠所にて可相渡事、

(19) 与力屋敷別可被下事

万治二年御定拾八ヶ条之内

一、居屋敷・下屋敷共、与力知無構自分知之当被下、与力屋敷は別可被下事、

此儀惣て与力屋敷、向後人々江被下候所之儀、小立野・泉野於両所相極候間、時々不及奉窺相渡可申旨、延宝三年年寄中申渡候、先々御普請奉行覚書、左記、

延宝三年先々御普請奉行覚書

泉野・小立野与力屋敷相渡候儀、向後窺不及申、両所にて可相渡旨、卯三月四日被仰渡候、横山志磨与力田中善大夫屋鋪之儀に付窺申候処、相極申候、

延宝三年

与力中御屋敷拝領仕度由書付、寄親より上之、可被下旨被仰出、右両所之内、明屋敷在之拝領仕度由、与力裁許中より紙面、右御屋敷望申与力御普請方役所江持参仕候得は、御屋敷請取帳に判形取置、打渡不申候、且又御屋敷拝領仕置、家作不仕者、両所之内、上ヶ地に家在之、相对を以買請、替屋敷仕度由、右裁許中より紙面指越候得は、仮令御知行式百石当之御屋敷百石被下者にも、替屋敷為仕、余歩請地为仕候、先々御普請奉行覚書左に記、

元禄元年先々御普請奉行覚書

本組与力大嶋浅右衛門儀、当春岩野兵左衛門上ヶ屋敷拝領仕候、然処未家作も不仕罷在候間、斎田故武右衛門上ヶ屋敷家も御座候間、最前拝領仕候屋敷指上、故武右衛門屋鋪拝領仕候得は勝手助成にも罷成候間、可成儀に候者、右之通願申度旨、与力裁許中江浅右衛門申談候由にて、則浅右衛門願之通申来候に付、如何可仕哉と窺申候処、跡々もヶ様成格在之候哉と御尋に付、先年前田孫丞与力多田紋兵衛最前拝領仕屋敷指上、富田吉蔵与力小池喜右衛門上ヶ地家も在之候間、最前之屋敷指上、喜右衛門屋敷拝領仕度旨願申候処に、則願之通被下候、去共御老中より被仰渡にて願之通罷成躰も無之候に付、則今般大嶋浅右衛門屋敷之儀に付、御月番迄伺候処、与力之儀は、所も極、一纏屋敷之儀に候得は、自分之替屋敷之格にても在之間敷候間、紋兵衛屋敷被下候格之通にて相渡候様、今月廿四日被仰渡候、就夫浅右衛門方より書付出申候、奥書之儀、与力裁許中江浅右衛門申入候処、奥書仕にては在之間敷候得共、先奥書仕、指遣候由にて奥書調参候得共、替屋敷と在之候故、替屋敷之格にては無之候間、奥書被調替被指越候様申遣候処、最前多田紋兵衛屋敷之時分も、奥書無之事済申儀に候得は、只今奥書不可及旨与力裁許中被申候由、浅右衛門罷出申に付、多田紋兵衛屋敷之時分も御老中より被仰渡にて、事済申儀に候哉、場に然と為仕儀無御座、其節御普請奉行方より与力裁許中江遣候書状留迄在之候に付、今般も浅右衛門屋敷如何可仕哉と窺候処、右紋兵衛屋敷並に相渡候様被仰渡候、紋兵衛屋敷之儀、最前も申上候通、各様より被仰渡にて紋兵衛屋敷拝領仕躰にても無之、然と為仕儀無之に付、今般与力裁許中奥書を取置候得は向後ヶ様之望人在之候ても、格にも罷成候間、今般与力裁許中奥書被致候様仕度旨、御月番迄同廿八日重て窺候処、紋兵衛屋敷之時分、新格に罷成候、先年も浅右衛門屋敷之通願申者在之刻、願之通罷成候様申候に付、浅右衛門儀も同事被仰渡候、兎角紋兵衛屋敷之格に可仕旨、御月番津田玄蕃<sup>(左衛門)</sup>殿も御仲間御相談にて被仰渡候、以上、

八月廿八日

駒井勝大夫

(20) 御持筒頭組附与力屋敷所、其頭より御普請方役所江申越、年寄中江相違不奉伺相渡申事、又は其頭より直に奉窺可被下旨被仰出、相渡申事

一、北川庄右衛門組附与力池田源丞、御屋敷拝領仕度旨奉窺、可被下由被仰出所之儀、大衆免村領之内、百姓地庄右衛門組足輕町近所にて請取申度旨、庄右衛門方より御普請方役所江相断申に付、先々御普請奉行年寄中江相達、所之儀不奉伺、御定之歩数、貞享二年打渡申候、

此儀庄右衛門断之趣、年寄中江先々御普請奉行相達候処、所之儀不及奉窺、惣与力並に歩数相渡可申旨奥村巷岐口上にて、菊池九右衛門に申渡候、

一、村上助右衛門組附与力遠田吟八郎、浅野中嶋町百姓地之内、請地に仕罷在候、幸助右衛門組足輕町近所に候間、直に拝領仕度旨、助右衛門方より直奉窺、可被下旨被仰出候由、年寄中紙面を以、元禄十年先御普請奉行江申渡候に付、御定之歩数打渡申候、

右之通、北川庄右衛門組附与力御屋敷拝領仕候時分、所之儀、不奉窺相渡候得共、元禄十二年稻垣三郎兵衛組附与力中村平丞屋敷所之儀、三郎兵衛組足輕町近所百姓地之内、拝領仕度旨、御普請方役所江三郎兵衛方より相断申候に付、所之儀年寄中迄紙面を以、先御普請奉行奉窺、可被下由被仰出候間、御[ ]之歩数打渡可申旨、右紙面年寄中裏書仕申渡候に付、打渡申候、原田又右衛門組附与力も右三郎兵衛与力同格仕、屋敷打渡申候、

(21) 与力屋舗小立野・泉野両所相極候得共、両所之外にても御屋敷拝領仕并自分拝領屋敷指上親屋敷拝領仕事

一、加藤重左衛門与力今村政右衛門儀、最前重左衛門罷在候屋敷近所に指置申度旨、元禄六年重左衛門方より書付を以直に奉窺、可被下旨被仰出旨、年寄中より右書付に裏書仕申渡候に付、屋敷打渡申候、菊池弥八郎与力河嶋覚右衛門儀、親河嶋弥三右衛門三社宮之辺にて、御屋敷拝領仕罷在病死仕候、覚右衛門屋敷も弥三右衛門後隣に拝領仕置候得共、家作不仕候に付、亡父屋敷家も御座候間、覚右衛門屋敷指上、居成拝領仕度由、覚右衛門願書付、弥八郎奥書仕、元禄三年御普請方役所江指越申に付、取次年寄中江上之候処、可被下旨被仰出由、右書付に年寄中裏書仕申渡候に付、御屋敷打渡不申、御普請方役所にて引渡に仕、御屋敷請取帳に判形取置申候、

(22) 与力屋敷拾歩劣に相渡申事

寛文五年年寄中紙面

一、惣与力屋敷之儀、向後人々江被下候条、御昵近屋敷拾歩劣に与力屋敷可被相渡候、恐々謹言、  
寛文五年三月十八日

(庸礼)  
奥村因幡判  
(近義)  
今枝民部判  
(孝貞)  
前田対馬判  
(采清)  
奥村河内判

山本久左衛門殿  
高山勘兵衛殿  
武部四郎兵衛殿

(23) 本組与力屋敷歩数之事

貞享元年先々御普請奉行覚書

一、加領与力大嶋浅右衛門被下屋敷歩数之儀、窺候処、加領与力之儀は、尤跡目可被仰付旨被仰出候得共、惣与力並に候間、小立野・泉野村両所にて可相渡由、御月番佐渡殿、  
子八月六日 奉北川八郎左衛門

(24) 惣与力小立野江引越申事并田井村百姓地続、才川橋向石坂にて与力屋舗相渡申事

寛文七年御屋敷方留帳之内

一、惣与力当年より三ヶ年之内不残小立野に定被為置候与力屋敷之所江勝手次第為引越可申旨、重て被仰出候条、此通各迄私共方より可申達由一昨日從御寄合被仰渡候、勿論御用地被召上候所は、不依何時立可申旨、是又被入御念被仰渡候条、左様御心得急度可被仰渡候、

一、自分に被下候与力之儀は、格別之事に候条、御指除尤存候、為其如此御座候、恐々謹言、

寛文七年

三月廿二日

御普請会所

笹原織部殿

永原左京殿

右之通御座候得共、未御定所江引越不申 拝領仕候屋敷今以罷在候与力も御座候、

一、小立野惣与力屋敷之所、最前今程経王寺後迄相渡、遠所に罷成申に付、馬坂之下田井村百姓地続、只今与力罷在候分、勿論居成、其続之所并才川橋向石坂百姓地・地子地両所重て惣与力之所に可相渡旨被仰渡候条、手寄次第、未替地請取不被申与力衆人々、右之通、可被相渡候、天気次第両所江罷出、地方絵図相極可申候間、望之与力面々追て此場迄被罷出、絵図之面にて居屋敷望被申候様可被仰渡候、将又両所罷在候与力中江も、其分に罷在候様、是又可被仰渡候、

寛文八年

十月八日

御普請会所

笹原織部殿

永原左京殿

(25) 馬坂之下田町辺にて与力屋敷渡不申候事

一、与力屋舗之儀、向後泉野・小立野両所之外相渡申間敷候、田町辺之屋敷は是以後相渡間敷旨、御年寄衆被仰渡候条、為御心得、如此御座候、以上、

天和三年

八月二日

御普請会所

不破彦三殿

富田治部左衛門殿

(26) 御加増被下候面々下屋敷不足分被下候事

万治二年御定拾八ヶ条之内

(前田孝貞) (奥村庸礼) (津田正志) (今枝近義)

一、御加増被下候面々下屋敷不足分、对馬・因幡・玄蕃・民部指図次第、可相渡事、

此儀御加増被下、居屋敷并下屋敷不足歩奉願旨書付、御普請方役所江出候得は、取次年寄中迄上之申候、何時分より取次年寄中迄上之候哉相知不申候、但、御加増被下、居屋敷不足分可相渡御定又は年寄中申渡候儀も無御座候得共、前々より被下来候、

(27) 高知之跡目小身に成、下屋敷取上候事

万治二年御定拾八ヶ条之内

一、高知之跡目小身成候者、下屋敷知行当之外可取上事

此儀、親跡目減候得は、知行図を以、下屋敷上之申候、上屋敷之分は貪着不仕候、且又兄弟江御配分被仰付候得は、弟知行高を以、上屋敷・下屋敷共に歩数指引仕上之申候、乍然指上候下屋敷家来等差置申候間、請地仕度旨奉願候得は、先々御普請奉行年寄中江相達、上屋敷并下屋敷上地請地に為仕候、

但、元禄拾五年中川清六郎下屋敷之内指上、請地願候得共、被仰出之筋御座候て、請地不為仕候、向後も此格と相心得罷在候、



(28) 親子兄弟一所に御屋敷請取候者之事

万治二年御定拾八ヶ条之内

一、親子兄弟一所に望屋敷被下者、欠人候者、其当取上候か地子に可申付事、

此儀、親子一所に御屋敷拝領仕、せかれ家作不仕、親家作之内罷在候時分、親病死仕、跡目被仰付候得は、其分為致請地申儀も御座候、先々御普請奉行覚書左に記、

神戸半九郎儀、息権八郎と一屋敷在之候処、半九郎死去、権八郎屋敷江移り申に付、権八郎屋敷式百歩可上之処、権八郎屋敷之内江半九郎家作懸置候に付、式百歩上分に仕、此内四拾歩権八郎請申度由、木梨助三郎相談に候得共、可被上屋敷之内を此方共心得にて永代請地に罷成候儀難心得、兪議之旨返答申入候処、此願直に御年寄衆江相達候処、御普請奉行中心得迄にて難致、請地にも尤候、御老中何も御聞届被成候間、先式百歩為上候者、其上にて四拾歩は、為致請地、御用次第可指上之由、書付を取置可申候、則権八郎御番頭江も、此旨被仰渡候由、(貞享3年)丙寅七月廿二日、御月番佐渡殿、北川八郎左衛門江被仰渡候、(前田孝貞)

(29) 親跡目減候か兄弟江分候者屋敷之事

一、親跡目減或兄弟に分り候者居屋敷、知行当より広候共、其俣可被下候、若従公義御立候か自分替屋敷仕候者ハ、其節は知行当之外、余歩可取上事、

右之趣に付、親跡目減、忝人に被下候得は、居屋敷歩数前々より指引不仕候、屋敷替仕候者、先屋敷之歩数無構替地、知行当高、前々より被下候処、宝永二年為御用、居屋敷指上候人々、知行当高之外、余歩在之屋敷、余歩之子細御尋被遊、子細在之余歩に候得は、替屋敷被下候時分、在来候余歩被下候、

万治三年年寄中紙面三ヶ条之内

一、親跡目被仰付知行兄弟に分り候面々之儀、親屋敷之歩高を以、兄弟応知行高、御定之歩数割符候て可被打渡候、自然余地於在之者請込地子可被申付事、

右之趣に付、兄弟御配分被仰付候得は、親屋敷之歩高を以割符仕、余歩は請地に申付候、兄弟居住可仕歩数御座候ても、兄家作江懸り、一所に居住難仕、弟於別所御屋敷拝領仕度旨奉願申者ハ、家作并屋敷なり絵図に仕、弟御屋敷願書付に相添、夫々頭支配中奥書仕、御普請方役所江出候得は、取次年寄中迄上之申候、尤親屋敷歩数不足仕、兄弟居住可仕歩数無御座候得は、弟別所にて御屋敷拝領仕度旨書付上之、可被下由被仰出、於別所御屋敷打渡申候、兄知行当之外、余歩請地為仕候、此儀先々御普請奉行前々より仕来候、

(30) 跡目被仰付、親屋敷兄弟居住仕証文取置申事

寛文五年年寄中紙面

一、跡目被仰付者之内、親知行分兄弟に御配分被成候者、親居屋敷相応にて兄弟致拝領候者、証文可被取置候、恐惶謹言、

(寛文5年)  
巳三月十二日

(庸礼)  
奥村因幡判  
(近義)  
今枝民部判  
(宋清)  
奥村河内判  
(孝貞)  
前田対馬判

山本久左衛門殿  
高山勘兵衛殿  
武部四郎兵衛殿

(31) 死去人跡目不被仰付者、居屋鋪并下屋鋪取上候事

万治二年御定拾八ヶ条之内

一、死去人跡目不被仰付候者、居屋鋪・下屋敷共に可取上事、

年寄中紙面年号相知不申候

御家中死去人跡目無之者并被放御扶持候者など上り屋敷之儀、従其頭々各迄相断、屋鋪請取可被申候、此趣頭中江被申触尤候、恐々謹言、

八月廿五日

(正志)  
津田玄蕃  
(庸礼)  
奥村因幡  
(孝貞)  
前田对馬

津田次郎左衛門殿

岡田十右衛門殿

村 善右衛門殿

右之趣に候得共、前々触遣候紙面之留等も相見不申、今以触遣候儀無御座候、御家中之者病死仕、跡目不被仰付候者、夫々頭支配中より不申越候内は、相知不申候、

(32) 拝領屋鋪作事不仕明置候者取上可申御定、其以後被仰出、取上不申候

万治二年御定拾八ヶ条之内

一、拝領屋敷作事不仕明置候者、三ヶ年目之正月可取上、<sup>(前田对馬)</sup>但对馬・<sup>(奥村庸礼)</sup>因幡・<sup>(津田正志)</sup>玄蕃・<sup>(今枝近義)</sup>民部断聞届候分は、格別之事、

延宝七年年寄中紙面

万治貳年御定書御ヶ条之内、被下屋鋪之儀請取、三年作事不仕明置候ものは可取上旨被仰出候得共、自今以後不可及其沙汰之旨、延宝五年三月被仰出候条、向後可被得其意候、恐々謹言、

己未二月廿六日

(庸礼)  
奥村因幡判  
(孝貞)  
前田对馬判  
(忠次)  
横山左衛門判  
(政長)  
本多安房判

高山勘兵衛殿

武部四郎兵衛殿

野村伊兵衛殿

右之趣に付、被下屋敷請取、作事不仕明置候ても取上不申候、

(33) 上り屋鋪家其外植木石等之事

万治二年御定拾八ヶ条之内

一、上り屋敷家其外植木等あらせ申間敷候、替屋敷被下者勝手次第とらせ可申事、

此儀御追放・流罪・切腹・刎首・斬罪・改易并被放御扶持候者、又は逐電仕候者、家屋敷上之申候、且又乱心人自害仕者、家上ヶ不申者も在之候処、元禄三年より家屋敷共為上可申旨年寄中申渡候由、先々御普請奉行覚書御座候得共、夫々頭支配之人々より自害等仕旨書付に在之候得は、家之儀僉議仕為上申候、其子細書付に無之、屋敷迄上申由調越候へ八、私共方にては難相知候、家上ヶ申時分、豎具并植木・石等帳面に記、夫々頭支配中より年寄中江相達上之申旨、帳面に奥書仕、御普請方役所江相越候得は、御屋敷方役人遣、家帳面に引合為請取申候、其上にて屋敷歩数大概書記、誰家屋敷上之申由、時々奉達御聴候、足輕以下之上ヶ家八、前々より不奉達御聴、入札を以、御払に仕候家代銀、過料銀之内江上之申候、御作事所江申遣、御大工に家代為見図、紙面取置申候、上ヶ家御用に無御座旨被仰出、屋敷歩数相応之者買居に仕、御屋鋪拝領仕度由奉願候得は、見図直段に式割増を懸為買請、代銀過料銀之内江上之、所之儀奉窺、被下間敷旨被仰出候八、家早速壊取可申由書付取置、家相渡申候、御屋敷所之儀、誰江

相渡可申哉之旨、年寄中迄紙面を以奉窺、可被下由被仰出候得は、屋敷打渡申候、此趣先々御普請奉行前々より仕来候得共、元禄十六年より、御屋敷所之儀不被下以前に家為買請申儀、貪着不仕候、

一繩屋敷に罷在候者、家上之屋鋪は一繩に付、上ケ不申、同組之者家所持不仕、右上家買居に仕度旨願書付、夫々支配奥書仕、御普請方役所江指越候得は、前々之通、御大工見図直段式割増を懸、為買請、代銀過料銀之内江為上申候、此趣元禄十六年、一繩屋敷之内上ケ家在之、同組之者買居に仕度由奉願候時分、奉達御聽、前々之通に仕候、

右上ケ家式割増を懸為買請候儀、被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座候、前々より仕来候僉議相知不申候、宝永二年向後上ケ家買居に仕度旨奉願者在之候八、直段見図之儀前々之通、御大工為見図并御屋敷方役人共に一通り為見図、両方直段付目録引合、吟味仕、家格好相応之直段に候者、高直段之方に式割増を懸買請候哉と相尋、高直なと申、望不申候者為図直、其上にも望不申候者、入札を以御払に可仕旨相極申候、

宝永二年為御用地屋敷指上候人々替地被下候内、替地に上家在之、買居に奉願候に付、家代見図之儀、右之通に仕為買請、代銀上り所極候迄、諸方御土蔵又は過料銀之内江年寄中指図を以預置候、

(34) 上ケ家払代銀上様之事

寛文三年御屋敷方留帳之内

一、上り家代銀唯今迄御納戸奉行江上り候得共、向後過料銀之内江上ケ可申旨、御寄合所より被仰渡候間、左様御心得可在之候、以上、

寛文三年

二月十八日

御普請会所

不破七兵衛殿

斎藤主馬殿

多羅尾六兵衛殿

上ケ家買請代銀延引仕、月を越候得は加利足為上候事、

上ケ家買請候者代銀延引仕、月を越候得は、壹ヶ月百目に付壹歩七之加利足為上申候、

此儀被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、先々御普請奉行前々より極置申候、

(35) 上ケ家御払に仕候時分、入札町会所江申遣并式割増を以買居に仕候者代銀上ケ切手之事

上ケ家御払に罷成候得は、入札町会所江申遣、札取集指越候得は、御横目相見を以披、高札之者に為買請、代銀銀座封を付、買請候町人上ケ切手、御普請方役所より奥書仕、場印を押、過料銀之内江為上申候切手之写、左に記、

入札仕候銀子上ケ切手

覚

一、何百何拾目

丁銀

右何組何之誰上ケ家入札にて御払被成候処、私高札に付、代銀指上申所如件、

年号月日

何町何屋  
誰

役銀奉行

何之誰殿

何之誰殿

右何組何之誰上ケ家払代銀何百何拾目為上候条、過料銀之内江可在御請取候、以上、

御普請会所



役銀奉行銀子請取切手

覚

一、何百何拾目

丁銀

右何組何之誰上ケ家入札を以、御払に付、其方高札に付、買請代銀過料銀之内江上之請取所如件、  
年号月日

役銀奉行  
何之誰印  
何之誰印

何町何屋  
誰

上ケ家買居仕候者銀子上ケ切手

覚

一、何百目

丁銀

右何組何之誰上ケ家御払に付、御扶持大工見図直段式割増を懸、私買請本銀増銀共上之申所、如  
件、

何組  
何之誰

年号月日

役銀奉行  
何之誰殿  
何之誰殿

右何組何之誰上ケ家払代銀御大工見図、直段に式割増を懸、本銀・増銀共何百目為上候条、  
過料銀之内江可有御請取候、以上、

御普請会所

役銀奉行銀子請取切手

覚

一、何百目

丁銀

右何組何之誰上ケ家、御大工見図直段に式割増を懸、其方買請代銀過料銀之内江上之に付、請取  
所如件、

役銀奉行  
何之誰印  
何之誰印

年号月日

何組  
誰

右之趣に付、寛文三年より惣て上ケ家払代銀、過料銀之内江上之候処、宝永二年上ケ家払  
代銀上り所極候迄、年寄中指図を以、諸方御土蔵又は過料銀之内江預置申候、

上ケ家払代銀諸方御土蔵、又は過料銀之内江預置申切手之事、

入札候町人銀子上ケ切手

覚

一、何百目

丁銀

右何組何之誰上ケ家入札を以、御払被成候処、私共高札に付買請代銀指上申所如件、  
年号月日

何町何屋  
誰

同

誰

役銀奉行  
何之誰殿  
何之誰殿

右何組何之誰上ケ家払代銀上ケ所極候迄、何百目過料銀之内江可在御預り置候、以上、  
御普請会所

覚

一、何百目

丁銀

右何組何之誰上ケ家、何町何屋誰買請代銀上ケ申に付、上ケ所極候迄過料銀之内江預り置申候、  
以上、

何月何日

御普請会所

役銀奉行

何之誰印

何之誰印

入札仕候町人銀子上ケ切手

覚

一、何百目

丁銀

右何組何之誰上ケ家入札を以、御払被成候処、私共高札に付、買請代銀指上申所如件、  
年号月日

何町何屋

誰

同

誰

諸方御土蔵奉行

何之誰殿

何之誰殿

右何組何之誰上ケ家払代銀上ケ所極候迄、何百目諸方御土蔵之内江御預り置可在之候、以上、  
御普請会所

諸方御土蔵奉行

覚

一、何百目

丁銀上人

何町何屋

誰

同

誰

右何組何之誰上ケ家払代銀、当分御土蔵江入置申候、以上、  
年号月日

諸方御土蔵奉行

何之誰印

同

何之誰印

御普請会所

(36) 御奉公仕御屋鋪致拝領罷在候者養子罷成、親跡目被仰付、親屋敷江移跡屋敷家共指上候事  
一、御奉公仕家屋敷在之候者、養子に罷成跡目被仰付、親屋敷江移、跡屋敷上之、并家上ケ申儀も御  
座候、先々御普請奉行覚書左に記、

元禄元年先々御普請奉行覚書

(前田孝貞)

今月十八日之朝御月番佐渡殿より御用之儀候条、罷出候様申来に付、則御宅迄罷越候処に、青山  
将監殿先屋敷家屋敷共指上申度旨、御老中迄書付被上候、右書付為御見如何存候哉と御尋候、家  
屋敷上ケ申人々之儀は、被仰付候か、又は跡目断絶、家内に拝領仕者無御座分は、家屋敷共上り  
申候得共、ケ様結構に被仰付候跡目家屋敷上ケ申格不奉存候、家之儀は上り申間敷儀と奉存旨申  
上候得は、左様可在之儀被思召候、兎角役所江罷歸、ケ様成人々家屋敷上ケ申格も候哉、相役僉  
議仕、重て可申上由被仰渡に付、則跡々之儀吟味仕候処、先年山森伊左衛門亡父吉兵衛跡目、寛  
文五年被仰付、其身拝領仕置候居屋敷上ケ申候、延宝五年より貞享五年迄杉山清左衛門・今井源  
五兵衛・藤懸八郎兵衛屋敷は指上、家は上不申候に付、此旨書付、同廿一日御寄合所にて御月番  
江申上候、御聞届何も御仲間御僉議被成候処、家屋敷共将監殿被上候ては、末々之支にも可罷成

候間、書付八御帰城被遊迄<sup>(前田孝貞)</sup>佐渡殿御預置、御入城以後御相談被成被仰付候条、左様可相心得旨、佐渡殿被仰渡候、将監殿屋敷之儀、当分将監殿より番人等を被指置候様、半田権佐迄御月番被仰渡由、則半田権佐申聞候、

戊申五月廿一日

奉 駒井勝大夫

元禄元年先々御普請奉行覚書

青山将監本屋敷家屋敷共被上候間、此場より請取番人等附置可申旨、今三日前田<sup>(孝貞)</sup>佐渡殿被仰渡候、以上、

辰八月三日

奉 杉江平之丞

(37) 家屋敷所持仕候者他之屋敷家共拝領仕、跡家指上候砌本屋被下、庇廻并長屋上之申事  
一、加藤重左衛門最前指上候家之内、本屋計重左衛門江被下旨被仰出候条、可被相渡候、以上、

<sup>(元禄7年)</sup>  
甲戌十一月十五日

<sup>(親長)</sup>  
村井出雲印

<sup>(惠輝)</sup>  
奥村吉岐印

<sup>(任員)</sup>  
横山左衛門印

<sup>(尚連)</sup>  
長九郎左衛門印

<sup>(孝貞)</sup>  
前田駿河守印

<sup>(政長)</sup>  
本多安房守印

高畠久兵衛殿

高木庄兵衛殿

前田清八殿

右、重左衛門儀、元禄七年園田左十郎家屋敷共拝領仕、跡家庇廻・長屋上之候、

(38) 親跡屋敷兄弟自分に困分罷在候者之内、屋敷上様之事

一、親跡屋敷兄弟自分困分罷在候者之内、跡目断絶仕候か又は如何様之子細在之屋敷上申時分、知行高歩数貪着不仕、困置候通取上申候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、先々御普請奉行叡議仕極置申候、

(39) 病気に付上屋敷上之、下屋敷江引越申事

前田万之助家来紙面年号相知不申候、

一、前田内蔵允病氣罷成に付、上屋敷指上、下屋鋪江引越罷在候処、其以後万之助に貳千石被下置候、只今は五千石拝領仕内、自分知三千五百石被下、今以下屋敷に罷在申候、以上、

未二月

前田万之助内水野忠左衛門

御普請会所

(40) 幼少に付上屋敷指上、下屋敷居住仕事

寛文十一年年寄中紙面

山崎少兵衛幼少に付、上屋敷指上、下屋敷之内にて只今知行当拝領仕度旨願被申に付、立御耳候処、可被下旨被仰出候条、御定之歩数被相渡、残地并上屋鋪共可被取上候、恐惶謹言、

二月十二日

<sup>(孝貞)</sup>  
前田对馬判

<sup>(肅礼)</sup>  
奥村因幡判

<sup>(忠次)</sup>  
横山左衛門判

<sup>(尚連)</sup>  
長九郎左衛門判

<sup>(政長)</sup>  
本多安房判

荒木善大夫殿



武部四郎兵衛殿

高山勘兵衛殿

(41) 幼少に付一家之内江引取屋敷指上、成長仕御屋敷拝領仕事并遠所江引越屋鋪指上、罷歸重て御屋敷拝領仕事

一、居屋敷所持仕候者幼少に付、一家之内江引取屋鋪指上并遠所江引越屋敷指上申時分、書付に重て御屋敷拝領可仕旨書加指越候得は、年寄中江上置申候、重て御屋敷拝領仕度旨願書付申候得は、取次年寄中江上之、可被下由被仰出旨、右書付に年寄中裏書仕申渡候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より取次来申候近例は、

多羅尾長大夫幼少に付、天和二年居屋敷指上、実父高田作右衛門方江引取成長仕、御屋鋪拝領仕候、御徒不破儀左衛門越中吉久江引越、延宝四年居屋敷指上、罷歸重て御屋敷拝領仕候、

(42) 甥・弟介抱之ため自分屋鋪上、甥・弟屋敷江引越申事

貞享元年先々御普請奉行覚書

一、御徒斎藤弥右衛門、仙溪院様江被為附、江戸江引越に付、当地居屋敷指上、以来罷歸候刻、御屋敷拝領仕度由書付、去冬御年寄衆迄相達候処、御歸城之以後可上之旨被仰渡、明二日御城江致持参候処、則右書付御預置被成候処、以来御屋敷可相渡ものと心得可罷在由、御月番(前田孝貞)渡殿被仰渡候、右跡々或幼少之甥・弟介抱之ため、自分屋鋪指上、甥・弟宅江引越、或幼少之甥・弟手前江引取、彼屋鋪指上候者八、去々年多羅尾宇右衛門、せかれ高田作右衛門方江引取候、則御年寄中江窺、作右衛門書付を以上ケ置、(普請奉行)私共方より組頭迄紙面遣申旨、野村伊兵衛申聞、則紙面遣、其以後上原庄之助方江伯父伝内引越候刻も相窺、是又伝内紙面上ケ置、私共方より書状遣置候旨申上候得は、右両人之者八、自分之願故、書付可遣儀候、弥右衛門儀八公用に候得は、猶以罷歸候刻、御屋敷可被下事に候間、紙面遣にも不及候、向後も自分之願にて御屋敷指上、以来御屋敷請取候者に八紙面遣可申候、公用に罷越候者に八、紙面不及遣儀と被仰候事、

子八月三日

奉北川八郎左衛門

(43) 在郷被仰付者、居屋敷指上、家上不申事

一、長谷川内匠(組頭)在郷被仰付、居屋鋪指上、家上ケ不申候、

此儀内匠頭(組頭)笹原頼母・不破平左衛門方より横山筑後・多賀信濃江相達、家上ケ不申旨紙面之写、左に記

長谷川内匠屋敷上ケ申儀、且又家八自分に払申儀等、横山筑後殿・多賀信濃殿迄相達申渡候、内匠せかれ長谷川主計・同逸角当分屋敷之内罷在候得共、此儀八兩人頭々より各迄相談可在之と存候、以上、

十一月四日

笹原頼母判

不破平左衛門判

高畠久兵衛殿

津田治兵衛殿

戸田清大夫殿

(44) 御暇申上被下候者、家屋敷共上申事

長九郎左衛門紙面年号相知不申候

一、拙子組堀与左衛門御暇申上候に付、居屋敷并下屋鋪掃除仕廻候て上申度旨及断候、寄合所江申談候処、各御請取候て番人等被附置候様手前より可申渡由、与左衛門家来江も其段申渡置候間、早々請取番人をも可被附置候、恐々謹言、

正月廿一日

長九郎左衛門判

近藤新左衛門殿

久津見忠兵衛殿

長九郎左衛門紙面年号相知不申候

一、堀与左衛門下屋敷家共取済候由及断候条、早速御請取尤候、以上、

二月十八日

長九郎左衛門判

久津見忠兵衛殿

近藤新左衛門殿

右与左衛門屋敷上申時分、上屋敷之家八上ケ、下屋敷之家八指上不申候、僉議之品相知不申候、

(45) 足輕並之者御暇被下候ても家上ケ不申者之事

一、足輕並之者年罷寄御暇被下、為代せかれ等被召抱候者家上ケ不申、屋敷之儀代人入置申段、夫々支配より紙面指越、其通に仕置候、御算用場附足輕并御作事方留書足輕等にも前々よりケ様仕儀も御座候、

(46) 一繩に打渡置候屋敷之内上之申事

一、先年一繩に渡置候屋敷之内、御餌指并御馬捕、御作事方御用相勤候町大工等は、屋舗上之申儀も御座候、

(47) 破却被仰付候寺は屋敷迄上ケ申事

一、破却被仰付候寺植木等も取払、屋敷迄上ケ申候、

此儀禅宗麟祥寺、日蓮宗覚堅寺、同宗清源寺、其外破却被仰付候時分、右之通仕来候、

(48) 寺屋敷上申時分門前之家残置申事

一、寺屋敷上申時分、門前地に在之家其俣指置、寺地迄上申儀も御座候、大乘寺先屋敷上申節、門前家乍有、屋敷上申度由願に付、先御普請奉行僉議仕候処、先年日蓮宗清源寺破却之節、寺屋敷上候砌、門前地家乍有上申旨、年寄中江申達候処、先例も在之候間、今般大乘寺門前家乍有、請取可申旨口上にて申渡候、其通にて為上、則地子地に申付候、

(49) 禁牢之者牢死仕、家上又は上不申者も御座候事

一、割場附小者小頭并小者牢死仕候得は、家上不申候、屋敷迄上申旨割場より申越候、

一、割場附足輕大木伊兵衛御吟味之筋在之、公儀之牢江入申候処、牢屋にて病死仕、元禄十六年家上申旨、割場より申越候、屋敷之儀は一繩に付上不申候、

一、坊主井上理庵牢死仕、家上不申、元禄十年屋敷迄上申旨、坊主頭より申越候、

一、同小沢清養牢死仕、元禄七年家・屋敷共上申由、坊主頭より申越候、

一、御持弓御持筒足輕、自害仕候か又は如何様に被仰付候ても、家上不申、一繩に付屋敷も上不申候、右五ヶ条、夫々支配頭々より家上申旨申越候得は、請取来申候屋敷は書付に自害仕と在之候か又は如何様被仰付、家取払屋敷迄上申旨文言在之候得は、家之儀僉議仕候、左様之訳書付にも無之、又は一繩にて屋敷上不申者八、其品相知不申候、

(50) 禁牢之者御赦免被成、里子に成候者家之事

寛文十三年御屋敷方留帳之内

一、御馬捕作蔵松木伐取申に付牢舎被仰付候、然共昨日御赦免、牢より出、里子に被仰付候に付、右作蔵家・屋敷被上之旨、御紙面之通、得其意存候、右作蔵里子罷成、御払者にてても無御座候条、家之儀可被下者と存候条、其段御馬捕頭江も申渡候屋敷迄請取可申候、其御心得可被成候、以上、

六月四日

御普請会所

宮北弥兵衛様

笠間源六様

(51) 地子地に罷在候者御扶持被召放、家屋敷指上候者又は指上不申者之事

一、定番足輕伊沢間兵衛御屋敷拝領仕罷在、右屋敷に家作不仕、地子地罷在候処、御扶持被召放、右拝領屋敷并地子地・家共元禄六年指上申候、

一、御算用者荒木儀兵衛、拝領屋敷所持不仕、地子地に罷在候処、御扶持被召放、右地子地・家共に指上申儀、先格御算用場より相尋候に付、伊沢間兵衛格申遣候、家・屋敷共に上之可申旨、元禄十四年御算用場より申越候に付、御屋敷方役人指遣、家為請取候処に、地子地に罷在候者、家屋敷共上申儀在之候哉と、年寄中先御普請奉行江相尋候に付、右之趣、口上書を以申達候処、儀兵衛家不及上申旨、横山左衛門、御算用場奉行中江申渡由、右奉行中より申越、家・屋敷共に相返シ上不申候、間兵衛家・屋敷共上申時分、僉議之趣、相知不申候、右口上書、左に記、

元禄十四年先御普請奉行口上書

地子地に罷在候者も被放御扶持候得は、家・屋敷上之申格在之哉之旨、先頃御算用場より申来候に付、先格相考候処、定番足輕伊沢間兵衛地子地に罷在、被放御扶持家・屋敷共上之申候故、此格申遣候、間兵衛に不限、家・屋敷上申者御座候刻、私共方にて罪之輕重承届申儀無御座、頭奥書を以、請取来申候、

以上、

八月二日

高木庄兵衛

高畠久兵衛

浅加十郎右衛門

(52) 喧嘩仕候者居屋敷指上、家上之不申事

一、喧嘩仕相果候者家上不申、屋鋪迄指上申候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より家上不申候近例は、

貞享三年御鷹匠松崎清三郎、同木田新左衛門喧嘩仕、相果候時分、家之儀御鷹匠頭より年寄中江相達、せかれに被下屋敷迄上申候、

(53) 死去人男子無之、跡目不被仰付者家被下候事

寛文二年年寄中紙面

一、御家中死去人男子無之、跡目不被仰付者、親女娘在之候者、家八可被下旨、重て不及窺申、被下由可被申渡旨御意候、

一、兄弟・伯父・甥・伯母・姪厄介仕置候者、致僉議可被下、子細候者窺可申事、

右、被仰出候条可被得其意候、但度々窺、家可相渡候、以上、

(寛文2年)  
寅十一月二日

(孝貞)  
前田対馬判

(近義)  
今枝民部判

(庸礼)  
奥村因幡判

(崇清)  
奥村河内判



近藤新左衛門殿

久津見忠兵衛殿

右之趣御座候得共、死去人男子無之、跡目不被仰付者家之儀、夫々頭支配人より年寄中江相達、誰江被下旨、屋敷上書付奥書仕指越申候、私共より窺申義、前々より無御座候、

(54) 与力病死仕、妻子并厄介人等無御座候ても家上不申事

天和二年与力才許中より之紙面

一、明組与力魚住四郎兵衛致病死候処、家内罷有候妻子等無之に付て、他家に罷在候分八、せかれにても家作不被下御法故、右四郎兵衛せかれ妙法寺江被相渡義難成旨、然共与力之儀は、御昵近之格共違申様、拙子共致了簡に付て、年寄衆江も其趣相達候処、何も御僉議之上、与力家財之儀は、他家罷有候共、せかれに可被下旨相極候、依之四郎兵衛家財、弥妙法寺江被下旨、申渡候条可被得其意候、此旨拙子共より其場江可申談旨、御年寄中御申に付如斯御座候、恐々謹言、

戌九月八日

富田治部左衛門判

不破彦三判

野村伊兵衛殿

菊地九右衛門殿

高山勘兵衛殿

(55) 自分勝手に居屋敷指上申者替屋敷不被下事

一、御屋鋪拝領仕置候者歳被寄、せかれ方江引越申か、又は勝手に悪敷候に付居屋鋪指上申時分、重て御屋敷拝領仕間敷旨、屋敷上書付に夫々頭奥書仕、御普請奉行宛所にて書付取置申候、乍然重て拝領仕間敷と申文言無之候ても請取置候様年寄中指図に候得八、其分に仕置候儀も前々御座候、右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座候、

元禄二年木村新七居屋鋪指上申時分、新七書付に頭奥書仕、年寄中宛所にて年寄中江出、奥村(悪輝)因幡其節之御普請奉行津田治兵衛に相渡申候、右書付重て御屋敷拝領仕間敷と申文言無之に付、如何可仕哉と治兵衛口上にて申達候処、跡々ケ様之並有之哉と相尋候に付、吉田七左衛門居屋敷指上、せかれ方江引越申筋、重て御屋敷拝領仕間敷と申儀書付無之旨申達候得は、可為其格由、因幡口上にて治兵衛に申渡候、

(56) 御加増被下者、又は子細在之、替屋鋪拝領仕跡屋敷上申儀延引仕事

一、御加増被下候者、又は子細在之、替屋鋪仕、跡屋鋪上之可申処、家作取払不申内延引仕度由、夫々頭支配又は自分より直に御普請方役所江申越候得は、其趣書付取置、延引為仕申候、頭支配より年寄中江相達、一兩年延引仕儀も御座候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座候、近例は、

和田故次郎兵衛御加増被下、増歩之御屋鋪奉願、可被下旨被仰出候得共、所拝領不仕、致死去候に付、せかれ和田権五郎新屋敷拝領仕、跡屋敷早速上之可申候得共、新屋敷家作出来仕迄延引仕度之旨、支配中より横山(在風)左衛門江申達候由、元禄拾一年申越候に付、先御普請奉行承届、其分に仕候、

(57) 病死仕者跡屋敷、夫々支配人願之品在之、屋鋪上不申事

一、与力并町奉行・御作事奉行支配之人々、其外此類之者共病死仕、跡屋敷上之可申候得共、せかれ又は代人願之品在之、指上不申旨、夫々支配中より年寄中江相達申旨、紙面指越候得は、其通仕置候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座候、何時分より仕来候哉、相知不申候、

(58) 死去人居屋敷指上可申処、相断当分延引仕事

一、親死去仕居屋鋪指上可申候得共、妻子可參所無之、当分右屋敷に指置、住所相究屋敷上之申度旨、夫々支配より申越候得は、其通に仕置候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より其通仕置候、近例は、

貞享三年御細工奉行紙面

御細工人之内土山惣右衛門当十月死去仕に付、居屋敷上ケ申候処、妻子当分可參所も無之候間、来年三月中迄御貸被下候様仕度候、火之用心縮等可申付候、可成義に候者、御貸可被下候、以上、

十二月十日

水原清左衛門判

稲垣三郎兵衛判

奥村市右衛門様

北川八郎左衛門様

菊地九右衛門様

右之趣にて、前々より其分に仕置候処に、元禄拾六年より八、屋敷上申儀延引仕度旨、夫々頭并支配中より年寄中江相達申旨、御普請方役所江紙面相越候得は、其趣私共よりも年寄中江相達、其通に仕置候、

(59) 上屋敷囿等残置申事

一、上ケ家御払に仕候得は、隣境之囿并大木八残置、其外前通之囿石等不残御払に仕候、

一、屋敷上申節、内囿は取払、外廻囿は残置申候、高サ式間計より高キ木は、屋根に附上申候、屋敷廻石垣御座候得は残置申候、

此儀元禄六年より、前通之土堀取払為上申候、明屋敷罷成土堀之覆并土堀下之石など盗取候得八崩、往来之者危由、先御普請奉行僉議仕、土堀下石垣共に取払、屋敷為上申候、

(60) 上ケ家修理之事

一、御払に不仕上ケ家破損仕候得は、年寄中江相達、其趣申遣、御作事方より修理仕候、

此儀、前々御作事方より修理仕来候、近例は、

浅井故源右衛門上ケ屋破損仕、先御普請奉行前田<sup>(孝貞)</sup>駿河守へ相達、元禄六年御作事方より修理仕候、

右之趣御座候得共、元禄拾六年笹嶋内進上家土堀修理之儀、御作事方江申遣候処、年寄中申渡之旨にて修理不申付候故、御普請方役所より先申付候、

(61) 地子銀出来退転毎年吟味仕事

万治三年御定拾八ヶ条之内

一、地子銀如御定、出来・退転毎年遂吟味帳面に記、浅野屋次郎兵衛・菊屋八左衛門江可相渡事、

此儀、地子銀引出来吟味仕、毎年帳面に記、御普請奉行名印仕、万治三年より町奉行宛所にて遣候得は、於町会所、地子肝煎共取立、町同心切手に町奉行裏書仕、<sup>[請]</sup>請方御土蔵江上之申候、翌年地子肝煎御算用場江罷出、遂御算用申候、

右、万治三年より町会所支配罷成候義、子細相知不申候、御定写帳に付札在之、左に記、

付札之写

此ヶ条、万治三年より町会所裁許に被仰付、銀子取立申候、出来・退転遂吟味、帳面に記、相渡申候、

(62) 屋敷上申時分地子銀取立様之事

- 一、六月迄之内屋敷上候者、半地子取立申候、
- 一、七月以後屋敷上候者、丸地子取立申候、
- 一、六月迄之内御用地取立候得は、地子銀取立不申候、
- 一、七月以後御用地取上候得は、半地子取立申候、

(63) 屋敷請候時分地子銀取立様之事

- 一、六月より内屋敷請候者、丸地子取立申候、
- 一、七月以後屋敷請候者、半地子取立申候、

寛文十一年寄合所書出

覚

- 一、十二月請候者八、無地子、
- 一、請地仕候者之方より上申候者、六月より内にて半地子取可申事、  
但、七月以後上候者、丸地子取申事、
- 一、六月より先御用地に立申もの八、未之地子御赦免、但、自分引料取申者、未之地子取立申事、

寛文拾一年十二月六日

右之通、前々より地子銀取立来申候、万治三年先々御普請奉行、年寄中江相達、地子銀取立様相極申紙面在之候、則紙面之写、左に記、

万治三年先々御普請奉行年寄中江相達極置申候紙面之写

跡々地子銀取立様之覚

- 一、六月以前屋敷上候者八、地子銀取立不申候、
- 一、七月以後屋鋪上候者八、半地子取立申候、
- 一、六月より内屋敷請候者八、丸地子取立申候、
- 一、七月以後屋敷請候者八、半地子取立申候、  
町並立家丸地子被下者
- 一、六月以前立候者、先之請地、丸地子御赦免之事、
- 一、七月以後立候者、跡先之地子御赦免之事、  
散地半地子被下者
- 一、六月以前立、六月中に請地仕者、半地子御赦免之事、
- 一、六月以前立、七月以後請地仕者、先之請地地子御赦免可被成之事、
- 一、七月以後立候者、跡地子御赦免可被成哉之事、

覚

- 一、右之通、被仰付候得は、半地子被下候者にも丸地子立不申様相見申候事、
- 一、先帳引合候ては、相違仕事、  
右、立家地子銀御用捨、此目録并付紙之通、可申付旨、正月廿九日之御寄合所にて、对馬殿・因幡殿・前田七郎兵衛殿御談合之上を以、相極被仰渡候、  
右之目録、万治三年正月廿九日之御寄合所にて、相極申候、

(64) 跡目断絶仕者并家財妻子に被下者、且又罪在之者、家屋敷上請地在之地子銀取立様之事

- 一、跡目断絶仕家屋敷上り候得は、請地在之候ても地子銀取立不申候、家財妻子に被下候得は、地子銀取立申候、罪在之家屋鋪共上候者、請地御座候ても地子銀取立不申候、閉門被仰付候者、居屋鋪之内、請地在之候得は、前々より地子銀取立来申候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候、何時分より仕来候哉相知不申候、

(65) 本請地并畠請地子銀之事

- 一、本請地之地子銀壹歩に付、式歩式厘宛畠請地之地子銀壹歩に付、壹分式厘宛取立申候、此儀、御定又は年寄中申渡候紙面等も無御座候、右之図、何時分より究候哉相知不申候、

(66) 所々山開畠并川原開畠地子銀并畠裁許人之事

- 一、田井山開畠地子銀、壹歩に付五厘宛取立申候、畠為裁許町人兩人立置、壹人に式百式拾歩宛、右畠地之内、為致拝領申候、
- 一、卯辰山開畠地子銀、壹歩に付七厘宛取立申候、畠為裁許町人兩人立置、壹人に百五拾歩宛、右畠地之内為致拝領置、御普請方役所にて誓詞申付置候、
- 一、才川之上、浄土宗覚源寺近所、川原開畠地子銀、壹歩に付五厘宛取立申候、畠為裁許町人三人立置、壹人に式百歩宛、右畠地之内、為致拝領置申候、  
右、三ヶ所畠裁許人相立、畠地之内拝領申付置候義并誓詞為仕、又は誓詞不仕者も御座候、先々御普請奉行心得にて仕置候哉、僉議之品相知不申候、
- 一、油木山開畠地子銀壹歩に付、壹分式厘宛取立申候、
- 一、談儀所山開畠地子銀、壹歩に付七厘宛取立申候、
- 一、浅野中嶋村近所川原開畠地子銀、壹歩に付壹分式厘宛取立申候、
- 一、才川々除定小屋近所川原開畠地子銀、壹歩に付五厘宛取立申候、  
右四ヶ所地子銀高下御座候儀、如何之訳に御座候哉、何時分相究候哉相知不申候、四ヶ所共畠裁許人無御座候、惣て開畠、私共并御普請方御横目罷出、元禄拾六年・宝永貳年に不殘見分仕候、

(67) 間竿地子肝煎に渡置候事

- 一、御普請方役所在之写之間竿、地子肝煎に渡置、畠地為相改申候、  
此儀被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座候、何時分より渡置候哉相知不申候、

(68) 所々明屋敷畠請に申付候事

- 一、明屋舗当分畠請に仕、何時にても御用次第指上可申候、勿論家作等仕間敷旨、肝煎宛所にて書付肝煎方江出候得は、先後極置、御普請方役所江右書付、肝煎持參仕、前々より畠請申付候、自然請申屋敷穴坏在之、畠難成所は御屋敷方役人遣、見分之上にて承届、地子銀指引仕来候、元禄拾六年より畠請申付候節、家作之儀は勿論四ツ目垣之外、慥成困等も不仕、困込に成不申様急度申付候、  
右、畠請何時分より仕来候哉相知不申候、畠請書付、左に記、

畠請書付

何之誰殿上地、私畠請に仕度奉存候間、此段被仰上可被下候、何時にても御用之時分指上可申候、勿論家作等并四ツ目垣之外、慥成困仕間敷候、以上、

何ノ何月何日

何町何屋

誰判

肝煎誰殿

(69) 百姓地請取、地子銀百姓江相渡様之事

- 一、百姓地、拝領屋敷等に相渡申時分、十村并村肝煎相見を以打渡、則歩高替歩地子米代、地子銀之内を以相渡可申旨、御算用場江御普請方役所場印之証文遣申候、十一月改作奉行より歩数地子米高書記指越申候、金沢米相場直段御算用場印を押、為見合、紙面指越申候、百姓共銀子請取切手に歩数・地子米書記、村肝煎・組合頭名印仕、地子肝煎宛所にて十村致奥書出候得は、右改作奉行并御



算用場より之紙面見合、御屋敷方役人地子肝煎相見を以、御普請方役所にて算用当り仕、相違無之候得は、銀高ノ之所に御普請方場印を押遣、於町会所、地子銀之内、町同心相見を以、百姓共江地子肝煎銀子相渡申候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来申候、何時分より仕来候哉、相知不申候、則段々之紙面、左に記、

御算用場江遣候証文之写

覚

一、何百歩 何之誰居屋敷に相渡  
右為御用、何村領之内百姓地、十村何村誰并村肝煎誰相見を以、何之何月何日請取、替歩之儀は、跡々之通銀詰にて、地子肝煎方より為相渡可申所、如件、  
年号月日 御普請会所  
御算用場

地子肝煎江遣候証文之写

覚

一、何拾何歩何尺 何村百姓地  
此地子米何斗何升何合、但壹歩に付何合何勺何才宛、  
此代銀  
何拾何勺何分何厘 平均直段石に付何拾何勺何分宛、  
右は何之誰居屋敷、為御用請取、替歩之儀は、其方支配地子銀之内を以、御算用場平均相場之銀詰にて毎年無滞、村肝煎方江可相渡候、以上、  
年号月日 御普請会所場印  
地子肝煎誰

改作奉行より差越候証文之写

覚

一、何拾歩 何郡何村領之内、何之何年何月  
何之誰居屋敷に相渡歩数  
此地子米  
何石何斗 但跡々より請取申地子米並壹歩に付何合何勺宛  
右は当年百姓地之内御用屋敷に相渡歩数、地子米如斯御座候、十村銀子請取切手為御見合、書記進之候、以上、  
年号月日 改作奉行何之誰判  
何之誰判  
何之誰判  
御普請会所

御算用場より差越候米相場直段紙面之写

何之何年十一月、金沢中米相場平均直段、石に付何拾何勺に候条、此直段を以、御用屋敷に相渡、当年地子銀百姓江御渡可被成候、以上、

何月何日 御算用場  
御普請会所

百姓共銀子請取切手之写

請取申御地子銀之事

一、何百何拾目 但地子米何石何計、御極直段壹石に付何拾目 何郡何村  
歩数何千何百歩、但壹歩に付何合何勺宛  
一、何百何拾目 但地子米何石何計、御極直段壹石に付何拾目 何郡何村  
歩数何千何百歩、但壹歩に付、何合何勺宛

米  
合何百何拾石何斗何升何合何勺  
銀御普請会所場印  
合何貫何百何拾目

右は何村領之内度々御用地相渡申地、御普請会所にて御吟味之上を以被下候、右之御地子米代銀、私共慥請取相濟申所、如件、

年号月日

何村肝煎 誰印

組合頭 誰印

御地子肝煎 誰殿

右地子米代銀、何村百姓共請取申所相違無御座候、以上、

何村十村 誰判印

右紙面を以於町会所、百姓共地子銀請取申候、

(70) 居屋敷并下屋舗之内、地子にて貸置申屋敷取上候事

万治貳年御定拾八ヶ条之内

一、居屋舗之内地子にて貸置候者、其屋敷不残可取上、下屋敷之内地子にて貸置候者、貸申分可取上事、

此儀、元禄十二年前波権六郎自害仕、家屋敷上申節、隣前波瀬兵衛居屋敷之内歩数四拾歩計貸置申旨相断候得共、先御普請奉行貪着不仕、困仕置候通相改為上申候、貸置申所、地子にては無御座候得共、右之御定に准、取上申と奉存候、

(71) 地子地之内、貸置申屋敷取上候事

一、地子地にてても屋敷貸置候得は、貸置申分相改取上申候、

此儀被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来申候、近例は、

元禄三年地子地之内に罷有候桶屋助三郎屋敷之内、町会所支配市村七兵衛方江貸置申に付、先々御普請奉行僉議仕、貸置申分取上申候、

(72) 地子家相對を以引料とらせ、拝領屋敷望申事

万治貳年御定拾八ヶ条之内

一、地子家数多所にて拝領屋敷望申者、相對を以引料とらせ候は、何方にてても可相渡事、

此義、地子家相對を以引料遣、屋敷望申者在之候ても相渡申間敷旨、延宝貳年年寄中申渡候趣、御定写帳付札在之候に付、左に記、

付札之写

此御ヶ条違、地子屋敷家数多所望人在之候ても渡不申候、足輕増人、其組続にて延宝貳年秋迄渡申候得共、今程地子屋敷少も渡不申候、

(73) 与力侍并足輕御弓之者居屋敷寄親江相渡申事

万治貳年御定拾八ヶ条之内

一、与力侍并足輕御弓之者被下屋敷、寄親組頭江打渡、頭より其組中江致割符可相渡事、

此義、惣与力屋敷之儀、向後人々江可被下旨、寛文五年年寄中紙面を以申渡候趣、与力屋敷之品々書記申所に、書載置申候に付、此所に記不申候、足輕組屋舗之義は、右御定之通御座候、

(74) 被下屋敷御定歩数之事

万治貳年御定拾八ヶ条之内

被下屋舗歩数之覚

壹万石より三千石迄に、はした知行在之者、五百石八上江可付、四百九拾石迄下江可付事、

- 一、千六百歩 壹万石より九千石迄
- 一、千四百歩 八千石より七千石迄
- 一、千貳百歩 六千石より五千石迄
- 一、九百歩 四千石より三千石迄

式千九百石より百石迄に、はした知行在之者、五拾石八上江可付、四拾九石迄下江可付事、

- 一、八百歩 式千九百石より式千六百石迄
- 一、七百五拾歩 式千五百石より式千石迄
- 一、六百歩 千九百石より千五百石迄
- 一、五百五拾歩 千四百石より千百石迄
- 一、五百歩 千石より八百石迄
- 一、四百歩 七百石より五百石迄
- 一、三百歩 四百石より三百石迄
- 一、貳百歩 貳百石
- 一、百七拾歩 百石
- 一、百貳拾歩 九拾石より六拾石御切米百俵迄

九拾俵被下者、歩数御定に無之に付、御大工伊兵衛御加増被下、九拾俵に罷成候時分、先々御普請奉行年寄中江相尋候処申渡候品、御定写帳覚書付札在之候に付、左に記、

付札之写

御大工伊兵衛御切米御加増被下、九拾俵就被下、百俵取之歩数に御屋鋪可被下哉と相談に付、御寄合所江伺申候処、(奥村庸礼)因幡殿被仰候八、最前御吟味之上を以、知行九拾石より六拾石、御切米百俵取迄八百貳拾歩、百俵より内は九拾九俵被下候ても七拾歩之当御究被成候旨被仰渡候、午正月廿二日御寄合日に何極申候、

但、右之外、組外御書物役之人々、御切米三拾俵、外六人扶持米詰にして、都合五拾壹俵余に御座候得共、歩数百貳拾歩相渡可申旨、貞享元年奥村壱岐申渡候由、先々御普請奉行覚書御座候、右覚書八御書物役之者歩数之義、書記申処に書載置候に付、此所記不申候、

- 一、七拾歩 五拾石より御切米五拾俵迄御歩行者・母衣者・御算用者五拾俵より内にて、此歩数可相渡、

此ヶ条御定之外、御細工人・御料理人と申名目御座候得八、七人扶持或御切米貳拾五俵被下候ても歩数七拾歩相渡可申儀と、先々御普請奉行極置、御屋敷願先後之帳七拾歩当之所に記置申候、并御鉄炮張之義、足輕並にても、屋鋪歩数七拾歩相渡可申儀と、延宝四年先々御普請奉行年寄中江相達、七拾歩相渡申候、

但、町下代森川瀧右衛門、最前七人扶持被下候時分、御屋鋪奉願候砌、歩数之儀、御定無御座候に付、先々御普請奉行僉議仕、歩数五拾歩相渡可申儀と年寄中迄相達候之処、其通相渡可申旨、元禄三年申渡御屋敷前後帳、五拾歩之所に記置申候、

- 一、五拾歩 御鉄炮之者、其外掃除坊主・御餌指
- 一、三拾歩 御小人
- 一、七拾五歩 人持下屋敷百石当
- 一、百七拾歩 町医者並
- 一、千百五拾歩 与力千石当

此ヶ条、惣与力屋敷別被下候間、御昵近面々被下候御定歩数拾歩劣に可相渡旨、寛文五年年寄中紙面を以申渡候、右紙面八与力屋敷之義、書記申所に書載置候に付、此所に記不申候、

- 一、右之外、御切米御合力銀被下者、歩数・知行凶人之様子、随対馬・(前田孝貞)因幡・(奥村庸礼)玄蕃・(津田正志)民部・(今枝近義)指図次第、可相渡事、
- 右、被仰出候通、相違有間鋪者也、

御印  
万治貳年十一月廿五日

(近義)  
今枝民部  
(庸礼)  
奥村因幡  
(宋清)  
津田玄蕃  
(孝貞)  
前田対馬

御普請奉行

右御定之外、御切米御合力銀被下者、歩数御定無御座類は、其時々年寄中迄相伺、歩数之儀被仰出、又は年寄中江相達、歩数相極り申候、

(75) 御扶持方大工并町大工被下屋鋪歩数之事

寛文六年年寄中紙面

御扶持方大工并町大工被下屋鋪、向後五拾歩宛可被相渡候、以上、

午八月十二日

(近義)  
今枝民部判  
(庸礼)  
奥村因幡判  
(宋清)  
奥村河内判  
(孝貞)  
前田対馬判

山本九左衛門殿  
高山勘兵衛殿  
武部四郎兵衛殿

(76) 御作事方御用相勤候町大工等御屋鋪拝領仕事

一、御作事方御用相勤候町大工居屋鋪之儀、先年一繩にて請取申候内、病死仕候か又は勝手不如意にて、屋敷上之、代大工御作事方にて相究、右屋敷拝領仕度由、願書付御作事奉行・町奉行奥書仕、御普請奉行宛所にて指越候得は、御普請方役所にて屋敷請取帳判形取置申候、親御大工・御壁塗・御扶持方大工御屋敷拝領仕罷在、跡屋敷上之候得共、せかれ御作事方御用相勤申に付、親跡屋敷拝領仕度旨願書付、右両奉行奥書仕、指越候得は、当歩数五拾歩拝領為仕、御屋敷請取帳判形取置申候、余歩御座候得は、請地申付候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より不奉伺、御屋鋪拝領為仕候、屋敷打渡不申、御普請方役所にて、御屋敷請取帳に判形取置申候、何時分より仕来候哉相知不申候、

(以下77項以下は次号)



ケレハ調カタキ事モアル時八四日・五日頃マテ二調  
カエテモ二日ノ日付可然歟、コレ又時々ノ様子、人々  
ノ了簡次第、

三日 (宝円寺・天徳院  
様兼寺) 兩刹・自分ノ寺参詣、

四日 御打初ニ出ル時八御異風才許より案内アリテ出ル、前かと時々ノ様子聞合セテ  
可出、御作法書二年頭之事有之問略之、御打始ノ名書八異風才許差出入ヲ懐中  
スルヤウニ覚ユ、可聞合、

自分ノ年礼五千石已上相勉、類中暨組中八不残勤ル筈、心安キ頭分、平土たり  
とも相勉ル義了簡次第

三月三日 御祥月、宝円寺のしめニ着替ル、御祥月八惣而のしめ、

四月朔日 もし足袋用イ候時八足袋ヲハキ候而出、御横目へ直ニ痛ニ而足袋用イ申旨

申入、御近習頭へ者不申入候間、御横目より伝達候様ニ申入候義も有之、  
又八御近習頭へも申入事もアル歟と覚ユ、其時の様子次第可聞合、

七月十二日迄十六日迄之間ニ御廟拜礼、最初二 (平出・前田利家  
高徳院様・瑞龍院様・芳春院様それ

コレハ覚違歟、坂ノ上ニテ御三方様アリト覚へたるゆへ

より御代々様天徳院ニテ両御廟、高徳院様ノ御廟ノ拜礼所等八可聞合イッレ

芳春院様ニハ此家ニカキリ拜礼ライタシ来ルトミヘタリ、自分之廟所并類中等之義ハ  
其時々ノ了簡次第、世間並モアルヘシ、

但シ、御在国ノ月番へハ参詣不成歟、御留守ノ七月ノ月番ニハ翌月ノ月番へ申入、

御廟ニ拝参ノ間ハ助ヲ頼申義、昔ハ不指支ト之事、当時ハいかゞ哉時々可聞合、

一、私ノ年中行事八家来江対しての作法等モアルヘシ、これはよく々々しらへ出させ  
候、而古例ニ先ハ違ハ又やうニ其上ハ時々了簡次第、

(別紙)

当家第六世

詠歸院(直方) 君之記録

五世孫

直行識

一、廿一年、子二人を設ク、

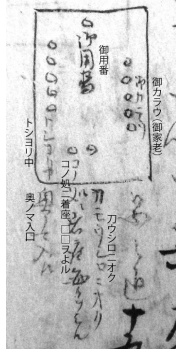
一、廿一より廿四ノ頃迄困事色々難議アリ、御隠居思召立よつて也

一、廿七の春之頃より 家嶺御不例にて四月三日逝し給ふ、哀歎之至り、三日之日、

御用番駿河守殿被參、馬場通り、御寢所二被參、御一生之御礼被 仰上ル、其時予服紗袷・上下二而御病床之側二罷在、一生之御礼申上候旨駿河守殿へ申述ル所、可達 御聴旨被申、表へ被退去、外之面々八尤不被罷通、筋之間上之間江御遺言箱御封之まゝ持參、駿河守殿へ相達、御封印被成候様二申達候処、中将様江之御一封・加賀守様江之御一封別々二被認、封印二而被相渡、請取る也、箱之上之御封者箱二入遣被申候故、被相渡時分者箱二八封ナキ也、

一、家殿卒去之日、貞一兄へ自分遺書之事及示談候処、万一不慮之事有之候ハ、宜取計心得之様二被仰候故、別二遺書八不認、新知之間之御礼一通リ之遺書二てさし置也、其上実子有之事二よつて也、然れとも人々之心得も有之事二候間、夫々二示談儀候而ウケ立オクヘキ事也、其調方等者其時々之了簡モアルヘク、似寄申振合モアルヘク候間、とかく示談候而よきとおもふ人に示談スヘキ也

一、六月朔日出仕相濟、家督之申渡も有之、此時八檜垣ノ間上之御縁類屏風圍二而被申渡、家之座列之趣 御用番へ被達、宣候 八超宗院様御覚書二見習被仰付ル、 十五日御表へ罷出候節八家列之通、



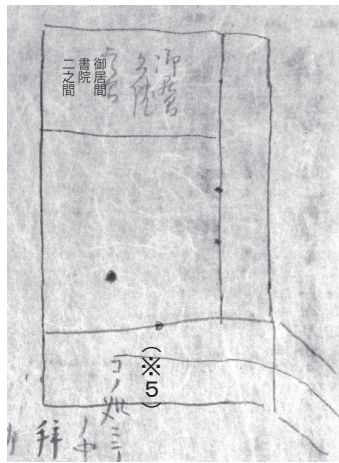
中山義右衛門マテ咄申間、 八、達候様二申聞ル、是有之を以申聞ル也、 六日見習之間八席二而も凶之通

一、見習被 仰渡之節八前日御用有之旨迄承ル、常服二而罷出ル、溜り八檜垣ノ間二之間屏風圍ニイツモノ通罷在ル、御前へ被召旨月番被申聞ならし有之也、  
一、ワキサシハマカリロウカノ屏風ノホカニテトル、誘引八御用番、モツトモワキサシヲサス、

一、コノ処ニテ御礼申上ルト、コレヲト御意アルトキ、一疊目ノ中程マテ膝行シテ出ル

(※4)

御意ヲトクト拜聴シテ月番二向イ御請申上ル、月番御取合せアリ、コノ処八時々二より少シツゝ違アルカ、ナヲ其節々々ノ時宜・ナラシニ随フヘシ、跡書ユヱトソトハ不覚事モアリ、



一、叙爵被 仰付候御内意有之後痛二而出府難計旨二而御断申上、始終委曲紙面アリ、痛二而久敷引籠罷在候中、御勝手方等主付勤ル、色々之事とも是又別紙に

あり、御改法の頃より忍而罷出ル二付、被仰出等色々別紙にあり、御騎射御中に付等拜領也、是又夫々示上、右之通二而殊之外御懇之事共モアリ、鶴杯見物候様二被(一五)仰出候而金谷奥ノ口二而見申事抔いゝることあり、

一、(内寄書様乙) 十六ノ正月前髪取候時、山吹之間二而御盃被下候義、国行之刀拜領、

(以下18行分原本程空白)

公私年中行事

元日 御在国六時登城

半上下二テ罷出、長上下二御城ニテ着替ルモアリ、長上下二テ宅より出ルモアリ、人々心々時々ノ様子次第、長上下二テ出ル時ハヒキオロシ、別席ノ口ニテヒキオロス人モアリ、コノ方体ヨロシクミユル、互二年賀ノ挨拶アリケリ、此外御作法書ノ通り、合点ノユカ又事ハ、ソノ時々ニ習フ、マタナラシモスヘキ也、

一、家礼八時々ノ了簡ニマカス、大カタ八昔ノ仕形ヨロシフルキニカエスヘキ事ナリ、  
二、毎年遺書調替ル日也、早朝軟退出後軟に調ヘタルト覺ユ、若心イソカワシ

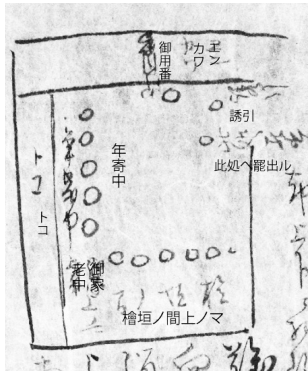




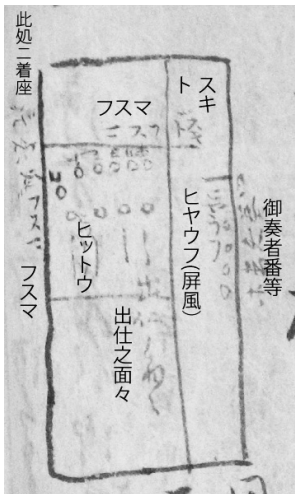
殿助様へ始而罷越也、

一、十二ノ四月十日、金沢大火之事、火事羽織を着て、門ニ出て見物する。次第二大  
火二なり、夜五時頃下屋敷へ立り迄座付へ用ニ罷越、翌朝四つ時頃歩二而帰ル、  
同十九日朝御中症御発病、朝五前二髪ヲ結せ而おる時、門より主殿助様被為人と申  
と部屋へ聞へ、早キ御出与抑ル処へ、表々案内ありて其まゝ表へ出ル、

五月二日、御気色御尋として小堀牛右衛門御表小將被成下、御着御拝領、御寢間ニ而  
御意御拝聴、筋之間上之間江牛右衛門着座之上、予江御意之趣可演旨ニ而、津田内  
記予ニ指添礼、間ノ中江入、内記八敷居之外ニ扣らる、御意拝聴、御請八重而罷出  
申上と覚ゆる也、六月二日御城中金具拾ヒニ罷出ル、細袴・羽織也、三、四日罷  
出其後八止、罷出ル、ことに馬也、図書殿の栗毛ノ馬ヲ借用ス、九月廿七日縁組御  
願之通被 仰出、村井鞆負殿へ罷越、但シ為御礼  
御用番長九郎左衛門様へ罷越、  
一、十三ノ正月四日金谷御殿ニ而年頭御礼申上ル、  
御礼ニ可<sub>(通)</sub>行旨ニ而御奏者番の前ニ行  
目礼ス、是間違也  
一、十五ノ正月六日、角入袖下留ル、秋風ヲ拝領、  
一、十六ノ五月四日、御用有之旨ニ而可<sub>(通)</sub>登城旨、  
御用番より来旨仰下され、四時頃<sub>(通)</sub>着練袴ニ而罷出

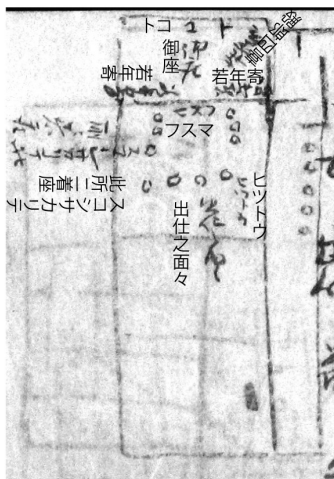


ル、被 仰渡之節之ならし可<sub>(通)</sub>仕旨ニ而年寄中檜垣ノ間ノ上ノ間ニ而ならしを見被申  
也、罷出ル節、裏式台より罷出、柳ノ間ノ縁類ニ屏風圍ニ而溜り在之、御請之趣中

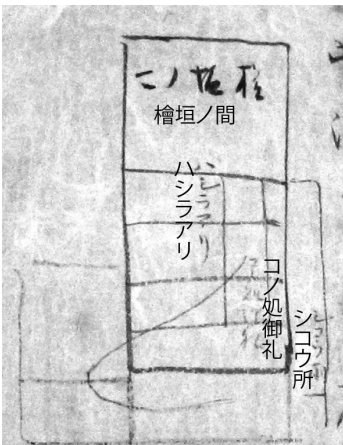


山義右衛門ヒソカニ申納ル、被 仰渡  
之節左之通台紙之趣被 仰渡、当座之  
御請之上、年寄中等へ向、一礼仕ル、  
重而布上下ニ相改、罷出ル節八誘引之  
方結構ニ被仰付、難有仕合奉存旨取合  
有之、御用番の方へ向イ目礼ニ而退ク  
也、座列之覚書八御用番溜りへ持参ニ

而被相渡と覚ユル也、退出之砌より下座呼、助右衛門殿同道ニ而会釈の様子等見習  
フ也、翌五日檜垣ノ間ニ而留ル、柳ノ間出仕之面々江謁之節ノなら  
し、助右衛門教らる也、同日両御寺へ七右衛門殿同道ニテ拝参也、天徳院八御縁類  
ニ而拝礼、未焼失前なり、宝円寺八吉蔵ノ扉ノマエ也、類焼後なり、管傳ノ僧二目  
礼ス、カエル時分八長老縁類ニ出テ挨拶ス、  
和尚江逢度時ハコノ長老へ申入ル、ト書院へ通ス、九日二八、喜六郎殿江小立野ニ



而御出合申、蹲<sub>(通)</sub>いたし為之処、御乘  
物より御下リ被成へき様ニ相見へ候ニ  
付、御召被成候程ニ申上候処、御召た  
る御挨拶なり、其後罷帰義ニ候処、左  
様ニ申上ルハ、不可然旨ニ而重而申  
申上ル、御下垂ニ而御挨拶也、尤鐘八(二三)  
フセタト覚ユ、  
十一日被 召出、御礼申上ル、柳ノ間



十五日、出仕之節ならし助右衛門教らる、  
也、柳ノ間也、  
前ノ相紋ノ処へ入、  
一、十六日ノ正月六日前髪取、名を三左衛  
門と改ム、山吹ノ間ニテ御盃被下節、重則  
の御刀ヲ拝領、不帯シテ御刀ヲ頂キ、喜右  
衛門へ渡シ御礼申上ル、前年角入之節も同事  
也、

一、十七ノ元日、六ツ時前長袴ニ而登城、檜垣ノ間ニ而御礼申上ル、此日溜り八年寄  
中席ヲ屏風ニ而團溜ル、  
御礼相済、伺公所へ罷出ル時、御目近ニ候へハ中座仕伺公ス、伺公所へ御前見へ候



た。

本文中に適宜読点( )と並列点( )を加えた。

文意の通らない文字には右傍らに(ママ)と注し、明かな誤字・脱字については右傍らで適宜補訂した。また、重複した文字がある場合には右傍らに(衍)と表記した。

抹消部分がある場合には文字の左側に( )を付け、原文に修正・書き加えがある場合には、右側に示した。

虫損・破損などにより判読できない文字は ( )などで示した。

表敬の欠字や平出は、一字あけ、平出の場合には(台頭)と注記した。

編者の付した傍注には ( )を付した。

原本部分に空白がある場合には、(原本空白)などと注記した。

なお、本文中、職業・身分や身体などに関する卑称・賤称が使用されることがあるが、本書では原史料の通り掲載している。それは、歴史的事実を正確に認識するものであり、決して差別を容認するものではない。

(表紙) (タテ) (O・I・E・M・X・E・T・I・四)

### 一代之雑事

一、はしかは六計ノ年、奥ノ書院をかこふておるなり、

一、いもは、八ツノ春七種ノ粥を祝ふ而おる時やミ出して書院ノうしろの部屋におるなり、

一、七ツ計ノ年書院のうしろの間二清香院様御座なされ候時、長四郎来りて逢事あり其時根付をとりかへてあそひたる也、

一、多喜姫様をも、かすかにおほえたり、おかね様の御新宅へとまり二いかれしをうらやましく思ふての事也、

一、七ツ計の時典膳様と川江つれたちて行たる事あり、

一、八ツノ四月朔日迄三治郎といふ、朔日嫡子二御願之通仰出され候而九八郎と之名をかう、これまで八梅のはなの紋を付、此日より梅鉢の紋になる、千鳥の間の横の三畳敷をたまりとしてをる、そのまへとし軟、いろはの御手本を一本被下、それより喜右衛門になる、このとしよりこく馬を高砂の廊下二而のる、栗毛の馬にはじめてのる也、長屋続に典膳様の部屋ありて、その処へ此年うつる、此年御目附とて松平頼母殿・大河内善兵衛殿とて来らるゝ時、式台の敷付江来たり、書院二而御目にかゝり候時、頼母殿印籠より芥子難をいたし給る事あり、名乗・あさなの折紙も此年下さるゝ、唐真鍮二而角の印も下さるゝと覚へたり、清香院様七十の賀のいわいありて、御隠居所へゆく事あり、この年盆の時分野田へ召連られて始めて廟参す、大きな寺をミておそろしく思ゆ、御先へかへる事あり、御参詣坂をとほりしなり慰めのため也、

一、九ツの元日、山吹の間二而太刀目録二而御礼申上、番頭披露する、其馬代一貫文八いつも下されたと覚たり、

一、十の四月三日、はじめて黒の馬にのり、桃雲寺へ参詣、此時栗時絵の鞍を下さるゝ、此年十二月十六日に名を内匠と改候様二被 仰下、来年の春御目見の御願也、前かと木工・宇右衛門・内匠と三つ名を御調被下、いつれにも改候様二被 仰下候二より、いつれとも御意次第の旨申上ルと覚ゆ、

一、十一の正月四日、六ツ半時頃部屋二而、のしめ・布上下着用候而、主殿助様御同道二而御城へ出ル、裏御式台よりあかり、矢天井の間屏風圍二而溜り御浪庄大夫、傳役、先へ罷出、溜りの左二居り、御太刀目録溜り二置、御礼のならしいし御間を見物する、御礼前青山と三を初、ミな板縁二列居すれとも、やはり矢天井の間二御太刀

目録を前二置、相待罷在ル、勿論溜りより八罷出ておる也、御礼八御小書院御縁類一疊目と覚、御奏者今枝織人二而、御太刀の置所心得違而置といへとも、御列居之時、御顔二而御あしらい被成ゆへ、ならしの処二而御礼申上ル、御礼二御月番遠州、相勉ル節八七右衛門様御同道也、此年秋主殿助様御嫡女山崎庄兵衛へ婚禮の節、主

- (7) 加越能文庫(請求番号一六・四一―一七)
- (8) 『加賀藩史料』第八編 明和元年元日条
- (9) 日置謙編『改訂増補 加能郷土辞彙』(昭和四八年の復刻版、北国新聞社刊による)「ウケトリヒケシ 請取火消」項参照
- (10) 加越能文庫「金都柱石史」(請求番号 一六・三四―九四)
- (11) 石川県図書館協会刊のものを参考とした。
- (12) 八家叙爵の手続きについては、元禄四年の本多政長・前田孝貞の佐藤孝之氏の詳細な検討がある(「加賀藩年寄の叙爵をめぐって」橋本政宣編『近世武家官位の研究』続群書類従完成会、一九九九)ほか、最近、清水聡氏がその意味付けを考察された。(清水氏「元禄期加賀前田家における諸大夫家臣の再興とその意義」『地方史研究』三四四号、二〇一〇)。なお、かつて私も直躬叙爵の経緯について触れたことがある。(「前田直躬の叙爵」『石川史』34号 石川県史編さん室、一九九五)
- (13) 二木謙一「中世武家儀礼の研究」(吉川弘文館一九八五)、『武家儀礼格式の研究』(吉川弘文館、二〇〇三)
- (14) 渡辺浩「御威光」と象徴」(『東アジアの王権と思想』東京大学出版会、一九九七所収)

翻刻 「一代之雑事」(前田土佐守家資料館蔵、家政一八二号)

「前田土佐守家資料館所蔵品目録」(金沢市二〇〇一)では資料名と「一代之雑事・公私年中行事」とするが、拙稿では、原史料表紙に記された「一代之雑事」を採った。

【凡例】

原史料の翻刻にあたっては、原文を尊重したが、わかりやすい表記に統一すため、趣旨を損なわない範囲において、次のような原則で表記を統一した。

字体は常用漢字を原則としたが、合わせ字の「ゝ」や「躰」「扣」「井」などは原文どおり表記した。

変体仮名は仮名に改めた。ただし、茂・而・者・江・与などはそのままし

(参考)

前田直方略年譜

年代	年令	内容
寛延元年 (1748)	閏10月27日	1歳 誕生。幼名三次郎
宝暦5年 (1755)	4月1日	8歳 長兄直履の死亡につき、嫡男となる。九八郎と改名
宝暦7年 (1757)		10歳 内匠と改名
宝暦8年 (1758)	正月4日	11歳 初御目見え
宝暦13年 (1763)	正月6日	16歳 元服、三左衛門と改める
宝暦13年 (1763)	5月4日	16歳 新知2500石拝領
宝暦14年 (1764)	3月22日	17歳 御仏殿并別当屋敷請取火消
明和3年 (1766)	12月22日	19歳 八家前田孝資の娘と婚儀
安永3年 (1774)	6月1日	27歳 家督相続。月番・加判に就任
安永3年 (1774)	6月6日	27歳 年寄中御用見習
安永3年 (1774)	7月1日	27歳 月番・加判に就任
安永4年 (1775)	5月24日	28歳 勝手方御用主附となる (~ 8月19日)
安永6年 (1777)	5月15日	30歳 人持組頭
安永6年 (1777)	12月26日	30歳 叙爵し土佐守を称す
寛政元年 (1789)	9月2日	42歳 月番・加判、御勝手方御用を免ぜられる
文化3年 (1806)	9月10日	59歳 月番・加判(再)
文化7年 (1810)	6月1日	63歳 勝手方御用主附(再)
文化9年 (1812)	12月15日	65歳 隠居し、近江守を称す
文政6年 (1823)	11月20日	76歳 死去

級藩士である加賀八家の幼少期からの武家作法や儀礼、金沢城の関わりについて、その一部を記述に従い紹介してきた。これまで武家儀礼については、室町期から江戸初期の、とくに幕府における儀礼のありかたについて追及した二木謙一氏の成果があるが<sup>(13)</sup>、その後の儀礼のあり方、諸藩の儀礼をどのように考えていくかが課題となっていた。また、江戸城での儀礼を追求し、『図解江戸城をよむ』(原書房刊、一九九七)や『綱吉と吉宗』(吉川弘文館刊、二〇一〇)等に結実した深井雅海氏の研究があり、これらを承けて、拙稿では、江戸中期の大名家上層部の儀礼のありかたにメスをいれた。

加賀藩においても、二ノ丸御殿で展開される儀礼を通して整った身分秩序を形成していた。とくに元日の儀礼においては、それぞれの正装を通じて身分秩序を視覚的に体験し、毎年自らの立ち位置を確認していたことが儀礼書や藩士の日記などから伺える。いわば諸藩における城内儀礼は、藩内の整った秩序を維持するために、おそらく幕府などの作法・もしくは武家儀礼をも踏襲して取り入れ浸透した、いわば、戦わない世の中にあつて強さを誇示すとともに、支配組織全体を畏怖すべき輝きで包むその光源としての將軍の「御威光」を大名たちが受けとめ、さらにその家臣団へと照らした<sup>(14)</sup>。いわば上からの秩序創出・維持装置であつたと言えるであろう。藩士たちは、それを肯定的に受け入れ、自らを官僚的な機構を構成する、組織の一員に位置づけた。江戸における將軍と大名の関係は、諸藩においては、大名(藩主)と藩士との関係に相似的に置き換えられ、今度は藩士とその家臣(陪臣)との関係へと反映された。儀礼は、將軍を頂点に、その「御威光」を藩陪臣まで浸透させる媒介の役割をもはたしていた。

直方は、庶子から嫡男となり家督を相続していったが、その過程で名乗りの変更や元服の折などの「家の作法」から二ノ丸御殿を舞台とした「藩の作法」への広がりを見せた。とくに後者では、人生の節目において藩主とのつながりをその都度確認してきたことが読み取れた。

考えてみれば、家督相続以前から、家督を相続し、「一生之御礼」を申し伝えて没するまで、將軍権力を背景とする藩主との関係をたえず意識しながら藩士としての勤めをはたさなければならなかったことになる。

近世、とくに江戸中・後期の武家儀礼については、これまで十分検討されてはならず、武家社会にとって儀礼がどのような役割を果たしていたのか、十分評価していくべきであろう、今後の課題として残されている。

#### 〔註〕

- (1) 前田土佐守家資料館蔵「養子願難心得旨被仰出書」家政四一〇
- (2) 石川県立郷土資料館「加賀藩年寄役 前田土佐守家文書目録」解題 一九八六
- (3) 前田土佐守家資料館には、「起居録」や「日次私記」などと題された、延享二年から明和二年に至る直躬自筆の日記が残されている。多くの藩士の日記が城内での(一〇)儀礼や政務、藩主・藩士たちの動きに注目する公務日記的な性格を帯びているのに対し、本日記は、政務や城での出来事に関する記述はほとんどみられず、プライベートな記述が大半であり、逆に大身の生活について活写する内容となっている。
- (4) 遠田勘右衛門は、六代藩主吉徳の傳であり、人持組の士である。その日記「遠田日記」は、現在原本は確認されておらず、明治期の写本が金沢市立玉川図書館の加越能文庫に架蔵されている。江戸中期の藩政をみるうえで、重要な内容が見受けられる。
- (5) 「太梁公日記」は、前田育徳会所蔵。四十冊。現在長山直治氏の手により翻刻作業が進められ、現在三冊が統群書類従完成会・八木書店より刊行されている。
- (6) 大野木克寛は、知行一六五〇石を有する人持組の藩士で、儀礼を司る奏者番を勤めた。金沢市立玉川図書館加越能文庫には、三三冊に及ぶ自筆の日記が所蔵されている(請求番号一六・四〇一七八)。最近、長山直治氏監修のもと、高木喜美子氏の手によって全文が翻刻された。(桂書房刊、二〇一一)

かし、それ以上の具体相の解明については今後の研究に委ねられている。

一方、月番に関しては、十一代治脩の日記をみると、月番の年寄は毎日九つ頃に御居間書院に召され、あるいは、参上し、藩主の決裁を仰がなくてはならない藩内の人事や政策等について打ち合わせている。

月番・加判を任ぜられている年寄等がこれを省かれるというのは、政務に携わらない立場となることであり、一種の懲罰を意味していたとされる。

#### 9 叙爵と勝手方主付

最後の項目には、叙爵と勝手方主付任命に関しての記述がある。土佐守家では、四代直堅が元禄十五年に近江守になって以来、九代直会を除いた六名が従五位下に叙任し、受領号を称した。直方は安永六年十二月に土佐守に任官する。「一代之雑事」で、「一、叙爵被仰付候御内意有之儀、痛にて出府難計二而御断申上」とあるのは、叙爵の御内意があり、「御礼」のため江戸表に行く必要があったものの「持病の御気相」のため発途を延引したということを示している。「家譜」によれば、実際に江戸に向かうのは安永八年三月二十六日のことで、江戸の御貸長屋に何とか到着し、幕府老中に廻動、挨拶している。

ついで、安永八年九月、勝手方御用に任ぜられている。勝手方御用は、享保十七年に指詰まった藩財政に対応するために年寄・家老のなかから選任されたものを嚆矢とし、父直躬もこの職にあったことがある。いわば、藩財政特任の職であった。

#### 10 「公私年中行事」の記述

本文は、ほぼこれで記載を終えるが、本書末尾には、「公私年中行事」が付され、粗々としたものではあるが、元日からの慣習を略記している。土佐守家の行事の一端が明らかになってくるのであわせて紹介したい。

藩主在国時、元日における金沢城内での朝は早く、儀礼を担当する奏者番は、朝早くから準備に追われた。八家は六つ時に登城することになってしたが、服装は長上下であり、自宅から着用のまま着用する者、半上下で登城し、城内で着替える者色々だという。

二日は毎年遺書をしたためる日であり、早朝か、あるいは城から退出したのちにしたためる慣習となっていたようである。四、五日頃までに書く場合もあるが、二日の日付にすることもあるようである。

三日は、両刹すなわち藩主家の菩提寺である宝円寺・天徳院、そして自分の寺こと野田の桃雲寺に参詣する。

四日は御打初。そして三月三日は御祥月、つまり藩祖で土佐守家にとつても先祖にあたる利家の命日にあたり、熨斗目で宝円寺参詣を行う。ただし、利家は慶長四年閏三月三日に没しており、この年は三月三日に参詣した。

四月一日は城内での足袋を着用を解く日であり、足痛であるとして横目に断りをいれることもあったという。

七月十二日から十六日の間で野田山の藩主家の廟所に拝礼する。ここで高徳院<sup>1</sup>利家、瑞龍院<sup>2</sup>二代利長、芳春院<sup>3</sup>利家正室まつ、そして代々の墓所に参詣する。注目すべきは、「芳春院様二八此家ニカキリ拝礼ヲイタシ来ルトミヘタリ」との記述で、これは、藩士では土佐守家だけが芳春院の墓所に拝礼してきたという意味であろうか。現在の土佐守家においても芳春院の存在は大きい。利常に二代直之を任せ、土佐守自らの所領を分け与えた芳春院に対する恩義は計り知れないものがあつた。藩政期における芳春院に対する思いが伝わってくる。

#### 結びにかえて

以上、八家前田直方の場合を例に、「一代之雑事」を通じて、加賀藩の上



## 8 家督の相続

かねてから病気がちとなっていた父直躬は、安永三年二月中旬ごろから体調不調であったが、三月下旬よりは次第に重篤な状態になっており、ついに四月十三日に六十一歳で没した<sup>(10)</sup>。死に臨んだ直躬は、藩主に対する「一生之御礼」を御用番前田孝昌(駿河守)に伝えた。孝昌は土佐守邸の馬場通りに御寝所へと赴いた。直方は、服紗袷上下で父の病床に付添、孝昌を迎えている。ここにも細かい作法がありそうである。

喪があけた六月一日、直方は正式に家督を相続し、一一〇〇〇石(与力知一〇〇〇石)を領することがみとめられた。その前日に御用番長連起より召状が到来し、登城したところ、檜垣の間の縁類で年寄中・家老中列座のなかで村井長穹(又兵衛)誘引のもと御用番横山隆達より直躬の遺知を相違なく相続するよう申し渡された(家譜)。これに伴い、それまで新知として拝領してきた二五〇〇石は除かれている。こうして八家当主の一員に加わった。江戸中期の例をみると、八家の人々は、家督相続後、御用見習から加判・月番を命ぜられ、それより人持組頭、人持組頭から叙爵するケースが多かった。しかし、本多家と前田土佐守家は、藩内でも特別な存在であった。本多家の場合、家督相続後一年後には早くも叙爵し、相前後して人持組頭、それから月番や加判、そして公儀御用や金沢城代となるというコースをとった。

土佐守家の場合、家督相続後御用見習等を経て月番・加判、人持組頭、相前後して叙爵し、その後勝手方主付を務めていて、標準的なコースを経ているが、座列の面で優遇されていた。

家督を相続した直方は、横山河内守の次、長九郎左衛門の上の座列とされている。時代は下るが、化政期に記された、湯浅祇庸「藩国官職通考」<sup>(11)</sup>によると、八家に関して、諸大夫については「先官次第」、すなわち、叙爵し、受領名を称した任官順で座列が決定されるとし、諸大夫に続く座列に

ついては、知行高が原則とされるが、「組頭命ぜらる内は、高知と雖ども組頭次列」とあるように、人持組頭就任者が優先され、上座となった。この原則によれば、本多家の場合、家督相続後まもなく叙爵することで、直ちに八家のなかでも座列上位となりえたのだといえる。

また、「藩国官職通考」に、「前田主税(石野註 前田主税直時のこと、直方孫)家は、前々より組頭たらざる前も、諸大夫次列組頭の上座たり」とあるように、人持組頭となる以前でも諸大夫の次位に位置するとされている。諸大夫たる横山隆達(河内守)の次で、人持組頭長連起(九郎左衛門)より上座とするのは、「藩国官職通考」の原則が、直方の場合でも当てはまっていたことを示している。藩主家の兄の系統であるとともに、芳春院の血筋ということに由来するものであろう。

さて、家督を相続した直方は、五日後の六月六日、年寄席御用見習を仰せられ、年寄としての勤めの一步を歩み始めた。

御用見習を仰せ渡されたときの様子については、溜りは檜垣ノ間二の間を屏風囲いで、藩主との対面は、御居間書院で行われた。直方はここでも図示して藩主とのやりとりをしたためている。「コノ処ニテ御礼申上ルト、コレエト御意アルトキ、一豊目ノ中程マテ膝行シテ出ル、御意ヲトクト拝聴シテ月番ニ向イ御請申上ル、月番御取合セアリ、コノ処八時々ニより少シツゝ違アルカ、ナラ其節其節ノ時宜・ナラシニ随フヘシ、」などと藩主の御意を聞いた後、月番の老中に向かい「御請したとの概要である。

十六日には、家督相続の御礼のため登城し、檜垣の間で御礼を行う。そして一か月も経たない七月一日には、早くも月番・加判となり、藩政にたずさわる立場となった。

月番・加判についての詳細は不明である。加判については、『改訂増補加能郷土辞彙』<sup>(12)</sup>に「年寄衆のうち政務に参与し、月番の起案した書類に署名を列するものをいう」とし、八家や家老の中から選ばれている。し

ついで直方は、この年の五月四日に新知二五〇〇石(与力知五〇〇石)を藩主より拝領する。加賀八家の嫡男は、原則として家督相続前に二五〇〇石(うち与力知五〇〇石)を藩主より拝領するのが通例であり、御宮請取火消などの職に就くケースもあった。

「一代之雑事」によると、御用番の召し出しによって登城した直方は、裏式台より御殿内に入り、柳の間縁類を屏風で囲み、ここを「溜り」とした。そして年寄中が檜垣の間上の間で見守るなかで仰せ渡しの際の「ならし」をおこない、本番に備えた。

八家の村井長穹(又兵衛)の「年寄席日記」<sup>(7)</sup>によれば、四つ時に登城した直方は、檜垣の間上の間で年寄中や家老役列座のもとで、義兄でもある奥村栄軒(助右衛門)の誘引のもとで出座し、御用番(家譜によれば横山山城守隆達)から新知を申し渡された。「一代之雑事」では、直方の所作について、より詳細に記載しており、「当座之御請」のため列座する年寄中等へ向いて一礼し、重ねて布上下に着替えて出座し、その際誘引役をつとめた助右衛門に一礼するとともに御用番の方に向かい目礼して退座している。

新知拝領は家督相続を見据えたものであったとみえ、父直躬が近年病身であったことが拝領の理由にあげられている。それは、直躬が新知拝領した時と同様であった。新知の知行所付は、同年六月十日に登城のうえ檜垣の間で算用場奉行から受け取った。

また、「一代之雑事」では、藩主が江戸にむけて発駕する際、御居間書院で挨拶するときの拝謁の仕方や、橋爪門脇に出て見送る際の作法が図示されている。

## 7 新知拝領後の登城

宝暦十四年の元日には、新知を拝領して初めて元日の「御礼」のため登城した。藩主重教は、前年の宝暦十三年四月、江戸より帰国した。宝暦十一

年九月に金沢を出立してから二年ぶりの帰国であり、宝暦十四年元日は、いわば、二ノ丸御殿竣工後初めて藩主在国のもとの儀礼となった。

頭分以上は、六時に長袴着用で登城し、柳の間で御礼、若年寄以上は檜垣の間で御礼しており<sup>(8)</sup>、さきにもた安永元年のものと同様である。

直方も登城し、「年寄中席ヲ屏風ニ而囲」い、ここを「溜り」とした。「手水等」二テも年寄中カンシヨへ行、朔望等檜垣ノ間ノ時八家老方のカンシヨヘユク事モアリ」として閑所にまで身分による使用があったことが伺え興味深い。

ところで、ここで「一代之雑事」では、幼少の藩士もしくは、その子弟が登城した際のエピソードをあげている。「大和守」が御用番の際のこと、子供が藩主に「御礼」にいくと、緊張のあまりか、小柄をおとししてしまうことがあったという。「柄ハシリ申事」があったので、「ウロタエマスナ」と述べることがあったという。御用番を勤めた「大和守」は、八家の横山貴林以外には該当者がいない。貴林は、直方が誕生した寛延元年に没していることから、直方が直接大和守より聞いたことはありえず、その子隆達(大膳・求馬のち河内守)の誤りか、他者よりの又聞きを載せたのかもかもしれない。

また、人持組西尾隼人が、年頭御礼において作法不手際で、藩主への不敬になりはしないかと、差し控えを覚悟したのも城内儀礼が藩主に対する「敬」の具現化であることを示しており、作法の不手際は、藩士の主君への「敬」を傷つけることを意味していた。いわば、御殿の儀礼空間は、藩主への「敬」を試される場でもあったのである。

ついでこの年、直方は、御仏殿并別当屋敷請取火消を命ぜられた。御仏殿并別当屋敷請取火消とは、城外に所在する徳川氏の廟所の消防にあたるもので、大身の人持の役であった。御宮請取火消などとともに、見習的な職であった。

「一代之雑事」に登場するその後の金沢城での儀礼は、まさに、儀礼空間たる表御殿が不完全な状態の時期に行われたものであった。

宝暦再建後における儀礼のあり方については、これまで検討されてはこなかった。そのため、「頭書日記」(前田土佐守家資料館蔵)によって安永元年の年頭儀礼を略記してみよう。

「頭書日記」は、藩政の動きを項目的に記す史料で、筆者は不明である。土佐守家伝来のものは、字体から直躬の手跡によるものとみられる。

安永元年の元日といえば、前年に十一代治脩が異母兄重教より家督を受け継ぎ、藩主として初入国をはたしており、越年した。いわば藩主として初めて金沢で藩士たちの年頭拝礼を受けた日なのである。治脩の動きについては、彼の日記である「太梁公日記」<sup>⑤</sup>に詳しいが、「表々案内次第出座、其外如作法附、故二爰二畧ス」として儀礼そのものについては、別記しているとして省略している。「一代之雑事」によれば、諸士は、六時登城し、檜垣の間で諸大夫・年寄中・奥村助右衛門(橋次郎の誤りか)・前田三左衛門、家老役・若年寄役が藩主への御礼を済まし、病中の土佐守の使者が挨拶をした。ついで、鶴の包丁、そして、今度は柳の間で人持・頭分、奥小將・表小將・大小将横目ら、御居間書院では「近辺之平士」が、舟の間では表小將らがそれぞれ御礼申し上げた。すなわち、大筋でこれまでどおりの儀礼のありかたをベースとしながらも、諸大夫の年寄から若年寄まで同一の部屋で行うなど、表空間が大火以前にもどつてはいないことによる相違が認められる。すなわち、諸大夫以下若年寄は檜垣の間、人持・頭分らは柳の間、御居間書院、船の間と階層的な部屋の使われ方がされていた。すなわち、従来奥書院・小書院で行われていた元日儀礼が檜垣の間に集約され、竹の間での儀礼が柳の間へと移行し、一部御居間書院などで行われていたことが確認できる。

八家の初御目見えは、宝暦大火以前においては、小書院で行われており、

土佐守家のケースを見て、直躬・直方は、この場所において初御目見えを行っている。しかし、大火後には、八家の長連愛(初御目見えは明和八年十一月一日)や直方の孫で後継の直時(初御目見えは文化四年三月一日)も檜垣の間においてなされていることが見て取れ、小書院の役割を檜垣の間が担っていた証左がみとめられるのである。

## 6 新知拝領

宝暦十二年正月六日、直方は角入れを行い、父より「秋之風」の刀を拝領した。角入れとは、元服二丁三年前の男子が前髪の額際両隅を剃り込むことを指す。

また、拝領の刀は「秋之風」の銘をもち、室町後期の美濃の刀工二代兼元の作と伝えられたものである。家祖利政からその嫡男直之に譲られ、代々土佐守家に相伝されたものである。

その一年後の宝暦十三年正月六日に前髪を執り元服した。父の直躬はその日記に、

馬日 今朝内匠前髪執、名三左衛門と相改、盃事之上山城国国行刀亡父公 拝領 手自送之、

としたためたように、このとき通称を内匠より三左衛門とし、直躬がその父直堅から受け継いだという山城国国行の刀を手ずから直方に譲った。

なお、三左衛門という通称は、先に述べたように直方の高祖父直之(利政嫡男)が用いた通称でもある。早世した長兄直履も、

土州家嫡三左衛門、今日初而出仕之由、最前主税ト号ス、額二角被入、袖下被留候二付、先祖之称号二被相改体也、

(加越能文庫「大野木克寛日記」寛延三年九月朔日条)  
と角入れの段階で主税から三左衛門と改称した。この通称を名乗るといふことは、土佐守家の嫡男であることを内外にアピールしたことになる。



れ方に関する記述が散見できる。

まず、直方八歳の春七種の祝いをしている際に病みだした妹が「書院のうしろの部屋」にいたと記憶しているほか、そのころ清香院の御座があった「書院のうしろの間」、直方が嫡男となったとき直方が溜まりとして用いた「千鳥の間の横の三畳敷」、直方の座所となった、長屋続きの「典膳様の部屋」、十七歳の秋に移った「表ノ御居間」、同時に直躬が移った「奥ノ御居間」などがあつた。また、父が死亡する際の記載では、「御寝所」や「筋之間上之間」がみえる。

以上、数少ない例ではあるが、元日の諸作法や部屋の使われ方、後述のような先祖伝来の刀剣の授受などにおいても武家の作法や生活の一端が伺える。

#### 4 藩主への初御目見え

「一代之雑事」では、十一歳のとき(宝暦八年正月四日)、直方は、金沢城に登城し、藩主へ初めて御目見した。このときの藩主は、かつて直躬が養子に望んだ健次郎こと重教であつた。すでに直方を嫡子にしたいとする願いを差し出しており、宝暦五年四月朔日に藩主の許可が出されていた。それから二年後の正月にお目見えとなつた。当日は「主殿助様御同道二而御城二出ル」とあり、叔父前田季陳同道のもとで登城、藩主に拝謁した。このときは二ノ丸御殿の裏式台から中に入り、矢天井の間を屏風でかこみ、ここを「溜り」とした。藩主への「御礼」は、晴れがましい規式でもあつたが、緊張を強いられたもとで複雑な武家儀礼をこなしていかなければならなかつた。そのため、「ならし」は不可欠なものであつた。「ならし」は、対面の儀礼にともない、場所や所作を確認するものであり、対面の儀礼がある場合にはなされたもののようである。江戸城において大名たちも將軍お目見えの際には「ならし」を行つており、七代藩主宗辰も將軍吉宗に初御目見え

た際には、幕府の奏者番や老中松平乗邑(左近將監)らに所作を習つたことは、加賀藩の近習であつた遠田勘右衛門の日記<sup>4)</sup>でも記されている。

この時のお目見えの場は小書院縁類一畳目であつたという。小書院は、文化年間の「国格類聚」では、「年寄中等年頭御礼」「人持以下御判物等頂戴」となっているが、直躬・直方の場合も小書院で初御目見えを迎えている。宝暦大火以前においては、小書院がどうも八家嫡男の初お目見えの場所として機能していたようである。

直方の初御目見えは、嫡男となつて最初の城との関わり合ひであり、いわば、土佐守「家」の儀礼から「城」の儀礼への広がりをもせた瞬間でもあつた。

#### 5 宝暦の大火と直方

宝暦九年四月十日、金沢寺町からおこつた火災は、強風をうけて金沢城下を南東から北西方向に縦貫する犀川を越え、瞬く間に金沢城下の多くを焼失する、未曾有の大火となつた。金沢城もこの火災で二ノ丸御殿を含め大半を焼失しており、城や城下町の復興があらたな課題となつた。

この火災では、幸いにも城の西方、高岡町に位置した土佐守家の上屋敷は焼失をまのがれているが、このとき十二歳の直方は、火事装束を身につけ、広岡にある土佐守家の下屋敷に避難し、火災が鎮まりをみせた翌十一日に歩行で上屋敷にもどつたという。

一方、金沢城では、幕府の許可を得て再建事業が進められた。まずは、藩主の居住・執務空間・儀礼空間ともいえる二ノ丸御殿の再建に着手し、宝暦十二年には竣工、三ノ丸と二ノ丸の境界に位置する橋爪門も再建された。ただし、竣工といつても、財政的な制約もあつてか、全く元通りに再建されてはならず、その後も少しずつ手が加えられていた。およそ二ノ丸御殿でも儀礼をおこなう表の空間は完全な復旧とはならなかつた。



い、土佐守家においても嫡男とそれ以外の子女では用いる紋が異なっていたことがわかる。この点については、おそらく他氏の藩士家でも同様であったろう。

## 2 名乗りの変化

藩士の日記や記録を見ていくと、何度か通称や実名を変えていることがわかる。直方の場合、幼名より数度通称を変えている。土佐守家伝来の「家譜」は、控えの意味もあつてか、詳細な内容をもっているが、通称の変化については記されていない。この点については、「一代之雑事」が補ってくれている。

直方の幼名は三治郎(家譜では「三次郎」)であり、「八ツノ四月朔日迄三治郎といふ」と記している。父から藩主に願ひ出て、嫡男として正式に認められたことから、これを契機に九八郎と改名したのである。九八郎は、三代直作・四代直堅が用いた「先祖の名乗り」であつた。

ついで、十歳の十二月には、内匠と改めている。これは、木工、宇右衛門、内匠の候補から内匠を撰んだものである。これも三代直作が使用したものであつた。内匠への改名は、翌年の年頭に藩主へ初お目見えを控えていたことから、これを期に改めたものであろう。

次いで、元服するにおよんで三左衛門に改める(後述)。これは、土佐守家二代直之(利政の嫡男)が用いたもので、兄直履や直方の子直諒(直方の子・直養(直諒の弟)、幕末維新期の当主直信が使用している。三男の直方が長兄のあとを受け継いで三左衛門を称したことは、土佐守家を後継するといふことを主張しているのであり、きわめて重要な意味を持つていたことになろう。なお、「一代之雑事」では、喜右衛門を称したとの記述がみられる。「家譜」には喜右衛門を名乗つたという伝承はなく、今後の課題としたい。

以上のように、改名は嫡男として藩主に認められたとき、初御目見え、元服の際などが名乗りを改める大きな契機となつていたことがわかる。

## 3 土佐守家の作法と上屋敷

「一代之雑事」や前田土佐守家資料館に所蔵される直躬の日記<sup>③</sup>を讀んでいくと、土佐守家の儀礼や上屋敷の部屋の様子が断片的ではあるが伺い知ることが出来る。藩主在府中の宝曆三年の例では、直躬は、元日七つ時に起床、奥方での祝いを行ったのち、五つ時登城した。金沢城内で行われる年頭の儀礼のための登城であつた。城内では、八家や家老役が諸士の挨拶をうけていた。ついで御広式へ参上し、四つ時に屋敷に戻つた。戻つた直躬は、今度は一族の年礼を受けるとともに、家の儀式、すなわち、土佐守家家臣の挨拶を請けた。出入りの町人などからは通りがかりの際に年頭のあいさつをうけている。ほかの年の様子をみると、宝曆五年には早朝に清香院へ使者として納戸役を遣わし昆布を呈し、城からもどつたあとにも年賀におとずれるなど清香院<sup>④</sup>直躬生母に関する記述がある。一方、同年元日の土佐守家の儀礼関係で、「小將小頭<sup>⑤</sup>至歩小頭於網代廊下一統礼、独礼断者前列居<sup>近習・小將組</sup>も一所也」とあるほか、宝曆九年の例では、「家中年礼、予眼気悪敷故、給人迄於筋間独礼、余、筋之間二一統礼也、」などと記されている。家臣の年頭礼に先立つて連枝や子息たちの挨拶をつけており、ある程度の年齢に達した男子からは鳥目の献上があつたようである。寛延元年の例では、直躬は長袴で挨拶を受けている。

元日の儀礼に関しては、「一代之雑事」に、「山吹之間二而太刀目録二而御礼申上、番頭披露する」とあり、宝曆六年の元日、九歳の直方が山吹の間において父君に対して挨拶を行ったとの記載があるので、土佐守家においても嫡男と家臣とは御礼を行う部屋が異なつていたことを示している。

このほか、儀礼ではないが、「一代之雑事」では、上屋敷内の部屋の使わ

ろに麻疹を患ったところから書き始められている。早世した長兄直履の許嫁として一時期土佐守邸に住まいした多喜姫（大聖寺藩主前田利章娘、直履早世ののち幕府高家前田長敦室となる）を「かすかにおほえたり」と記し、「七ツ計の時典膳様と川江つれたちて行たる事あり」として、幼少期の記憶から思い起こし、家督を相続し、叙爵・勝手方御用を勤めるまでを記述している。この史料が書かれた年代は不明ではあるが、手掛かりとしては「御改法」の文字がみえる点にある。この「御改法」が前藩主重教による、いわゆる「天明の御改法」を指すものとすれば、天明五、六年（一七八五、六）以前には遡らないことになる。そのころ書かれたものとするのであれば、直方の三十代後半から四十代にかけてにあたることになる。内容からみても手跡からも直方自身のものとは想定できるから、そうなれば、上級武家の作法についてみるきわめて貴重な史料といえることができる。

なかには、宝暦五年、幕府巡見上使大河内善兵衛が加賀を訪れ、土佐守邸に立ち寄った際、芥子雞等を拝領したことも見えるなど、興味深い内容をも含んでいる。

以下、「二代之雑事」の記述のなかから江戸中期の武家作法やそれにもなう大名居城との関わりあいを中心に、注目すべき事柄についていくつか紹介していきたい。

#### 1 梅鉢紋の使用

さて、最初に、土佐守家の家紋に関する内容がみられるので、まずはこれからみていきたい。

家紋は、その家のシンボルであり、本家・分家との間で明確に区別されていた。徳川將軍家と御三家との間でも異なっているとされ、それは、加賀前田家においても例外ではなかった。

土佐守家の家紋は梅鉢紋である。前田氏の一族は、古くから梅鉢信仰を

もっていたことから、梅鉢紋を使用していたとされている。よく知られている劍梅鉢紋は、五代藩主綱紀が延宝期に劍梅鉢紋を藩主家の定紋とすることを明らかにし、濫用を禁じてその独占化をはかった。藩主家の劍梅鉢紋使用に関しては、当主と世子のみが劍梅鉢紋を用いており、囲みをつけるなどした他の子女とは視覚的に明確な差異を設けるようになった。また、利常の次男利次を祖とする富山藩主家、三男利治の系譜をひく大聖寺藩主家もそれぞれ丁子梅鉢紋、棒梅鉢紋とするなど本家・分家の間でも区別がされるようになった。

こうしたなか、享保十九年（一七三四）に、藩主家の紋をめぐっておこったのが、いわゆる劍梅鉢紋一件である。詳細は割愛せざるをえないが、直方の父直躬が、当家が五代綱紀から劍梅鉢紋使用を許可されていたとして、五位の装束である大紋に藩主家と同じ劍梅鉢紋を用い、道具類にまで付ける動きをみせたことから問題化、藩主吉徳との対立が表面化した事件であった。いわば藩主家と一族老臣との対立の構図をとったが、同時に劍梅鉢紋の使用に関してあらためて確認がなされ、梅鉢紋使用に関して藩内で意思統一がはかられた。

一方、綱紀の代には、梅鉢紋を媒介として一族老臣の統制をおこなっており、主な前田姓の家臣に対し、無劍・有軸の梅鉢紋使用を許可した（「御紋御免」）。金沢の城下町絵図や藩士の武鑑などをみると、土佐守と同様八家の一つである前田対馬守家（長種流、前田本家と位置づけられ、利家嫡女の婚家）などの老臣家において同様の家紋がみられるのは、藩主家からの「御免」の賜と考えられるのである。

土佐守家の場合に戻ってみると、当主は梅鉢紋を用いることになっていくが、すでに嫡男においても梅鉢紋を用いるという原則ができていた。直方八歳のときに長兄直履が死去するが、三次郎より九八郎と改名した直方は、梅鉢紋使用をゆるがされている。それ以前には梅花紋を用いていたとい

れると

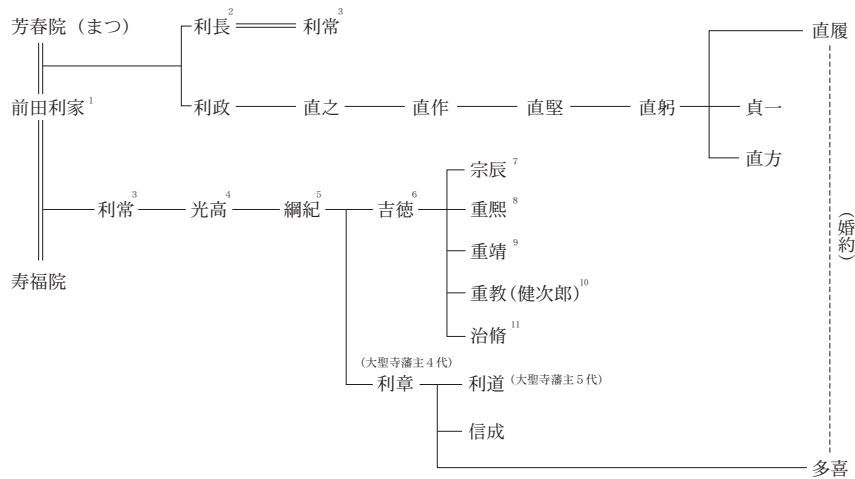


図 前田家略系図(数字は加賀藩主であることを示す)

の解釈もされているが<sup>2)</sup>、民部信成は、直履許嫁で、直履没後実家である大聖寺に戻った多喜姫(後述)の同母兄であり、信成・多喜姫の父は前田綱紀の子で大聖寺藩主家を継いだ利章である。一方、健次郎は利章の兄吉徳の子であるから、すなわち三者はいずれも前田綱紀の孫にあたり、直躬が綱紀の血統にこだわりをみせたという見方もできるであろう。

結局のところ、その望みは実現せず、直躬は、三男直方に土佐守家の後継をまかせることにしたのである。

その後直方は、宝暦八年(一七五八)、藩主重教への初御目見え、宝暦十三年正月には元服を迎え、同年の五月に新知二五〇〇石(与力知五〇〇石)を得た。翌宝暦十四年(一七七四)四月に

父が没すると、六月にはその遺知を受け継いで家督を相続、安永四年に藩財政を担当する勝手方御用主付に任命された。七月には月番・加判、安永六年五月人持組頭、ついで同年十二月叙爵して土佐守となるなど、足早に土佐守家の当主としての歩みを進めていくのである。ただし、家督を相続して以降体調を崩しがちであったようで、寛政元年(一七八九)九月、月番・加判、勝手方主付を省かれるなど、藩政から退いた時期もあった。しかし、十二代藩主斉広のもとで政治的な復活を果たしており、文化二年(一八〇五)五月嫡男の直養(内匠助)が没したのを契機として、再び文化三年九月、もとのように月番・加判、同七年六月御勝手方御用を命ぜられた。文化九年隠居が認められて家督を嫡孫直時に譲って近江守を称したが、改作方復帰政策に主導的な役割を果たしたことも知られ、一時期ではあるが再び藩政の牽引役としての役割を果たした人物の一人である。文政六年(一八二三)十一月、七十六歳で没した。(本文末の略年譜を参照されたい)

一方で、直方の足跡をみていくと、藩の執政としての側面だけではなく、父の素養を受け継いで文化的な素養をあわせもった人物であったことがわかる。寛政四年に創建された、藩の武学校、経武館の額を揮毫したことも知られるほか、前田土佐守家伝来の史料には、年寄や人としての道を説く覚書が数多く残されており、学者としての一面も見せている。

二「一代之雑事」にみえる作法

さて、「一代之雑事」はタテ二〇・二cm、ヨコ一四・〇cmの比較的小型の帳冊(袋綴)で、墨付は十二丁である。著者は記されていないが、本史料には、「当家第六世 詠帰院(直方)君之記録 五世孫 直行識」という明治期の当主前田直行のメモがわざわざ残されていて、内容をからみても直方の履歴と合致するから、直方自身のことについて書かれたものであった。冒頭に「はしかは六計の事、奥ノ書院をかこふておるなり」と、六歳のこ

三月には仏殿・別当屋敷受取火消の職を勤め、安永三年(一七七四)四月に



## 加賀八家の作法と金沢城

―前田土佐守家資料館蔵「二代之雑事」の紹介を兼ねて―

石野 友康

はじめに

近世の城郭が武家儀礼の中核としての機能を有していたことは、いまさらいうまでもないことであろう。そのなかでもっとも重要なものが元日の儀礼であり、私がこれから述べようとする加賀藩前田氏の居城、金沢城の二ノ丸御殿においても、藩主在国中においては、諸大夫の執政(年寄)は、奥書院において大紋を着して直垂・風折烏帽子姿の藩主に拝礼し、それ以外の年寄、家老、若年寄は小書院で、それ以下の藩士は竹の間で年頭の御礼を行うなど身分により藩主への「御礼」の部屋や服装が異なっていたことが文献から確認することができる。

しかしながら、御殿の表空間に藩士の詰所や役所が設定され、儀礼空間であるとの指摘はされながらも、元日以外の諸儀礼がどのような形で行われていたかについては十分解明されていないというのが実情である。

とくに、誕生、元服、家督相続、婚姻、病氣、死という一生のサイクルの中で藩士が大名の居城とどのように関わってきたのかという点については、平時における城郭の機能を考えていくうえでも必要であろう。

前田土佐守家資料館に所蔵される「二代之雑事」は、加賀八家と称せられた加賀藩年寄前田直方(土佐守家、一七四八―一八二三)の覚書であるが、幼少期から家督を相続する前後の八家の諸作法や儀礼についての一端をうかがい知る貴重な内容を有している。そのため、拙稿では、末尾に翻刻し紹介するとともに、これにしたがい作法・儀礼のありかたの一端について述べてみることにしたい。なお、藩主前田家とこの藩老前田家を区別するため

直方の前田家を前田土佐守家、もしくは土佐守家という名称を用いることにする。

### 一 前田直方について

最初に前田直方について触れておきたい。

前田直方の前田家は、加賀藩祖利家の二男利政を家祖とする藩主一族の老臣の家であり(知行一〇〇〇石、うち与力知一〇〇〇石)、五代直躬以降、四人の土佐守を輩出していることから、一般には前田土佐守家と呼称している。

家祖利政の生母は、利家の正室芳春院(まつ)で、いわば土佐守家は、利家とその正室の血脈を受け継ぐ家柄であった。そのため、利家側室を母に持った四男利常の系譜をひく藩主家からはおのずと意識される存在でもあった。

直方は、その六代目で、寛延元年(一七四八)閏十月、加賀騒動でも著名な土佐守直躬の三男として金沢広岡の土佐守家下屋敷で誕生した。幼名を三次郎と称した。直方には、一人の兄がいたが、寛延四年に長兄直履が十五歳で没し、次兄良弼が前田貞幹の末期養子となり貞一となっていたから、三男であった彼が嫡子として認められたのである。しかしながら、すんなりと直方が継嗣となつたわけではなかった。直履がなくなった翌日の寛延四年閏六月二十日の日付で、父の直躬は、三次郎(当時四歳)が病弱だとして、代わりに加賀藩六代藩主吉徳の子健次郎(のちの十代藩主重教)か、もしくは大聖寺藩主前田利道の弟民部(信成)を養子にしたいと藩主重熙(吉徳の子で健次郎の異母兄)に申し出たのである。結局、直躬には三次郎のほかにも男子がいることから、「内存二可相願筋目之者数輩指買、他人養子二願候段、不料簡至極」と重熙は不快感を示し、却下した。直躬の真意については明らかではない。「直躬の藩主一門という強烈な自我意識」がくみ取



## 執筆者等紹介

木越隆三 石川県金沢城調査研究所副所長

池田仁子 加能地域史研究会委員

正見泰 石川県金沢城調査研究所員

石野友康 石川県金沢城調査研究所員

### 研究紀要 金沢城研究 第10号

平成24年3月 発行

編集・発行 石川県金沢城調査研究所

〒920-0918

石川県金沢市尾山町10-5 石川県文教会館5階

電話 076-223-9696 FAX 076-223-9697

E-mail [kncastle@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:kncastle@pref.ishikawa.lg.jp)

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/bunkazai/kanazawazyo/index.html>